

第3次 船橋市環境基本計画

みんなでつくる 恵み豊かで持続可能な都市 ふなばし



令和3年3月
船橋市

はじめに



船橋市では、環境への負荷が少ない持続可能な社会を実現するため、平成9年3月に船橋市環境基本計画（第1次）を策定し、多様な環境問題への解決に向けて取り組んでまいりました。

その後、環境問題を取り巻く状況は大きく変わり、平成23年3月に第2次船橋市環境基本計画を策定し、さらに環境問題対策を進めてまいりました。

近年、私たちは地球温暖化が一因とされる気候変動による豪雨災害等の頻繁化・激甚化、生物多様性の危機、海洋プラスチックごみ問題など地球規模の環境問題に直面しております。このような状況のもと、国際的にはSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて取組みが進められており、国の環境施策においても、地域循環共生圏の創造に向けて、環境・経済・社会の統合的向上を目指すとされています。

こうした環境問題や社会経済情勢の変化に対応し、本市の環境をより良いものとするため、新たな環境基本計画を策定いたしました。

本計画では、目指す環境像「みんなでつくる 恵み豊かで持続可能な都市 ふなばし」の実現に向け、近年重要性を増している地球温暖化への取組や恵み豊かな自然を保全・利用し、未来の世代につなげていく施策を定め、環境問題の解決だけでなく、社会・経済等も視野に入れた、市民・事業者・行政等が一体となって取り組む必要のある「船橋らしさ」を持った重点的な取組を新たに設定しております。

持続可能な社会を実現するためには、環境問題を自らの問題として捉え、環境に配慮したライフスタイルへの転換を図るとともに、市民・事業者・行政等が一体となって取り組むことも必要です。今後も引き続き良好な環境の保全と創造に向けて、様々な施策を進めてまいりますので、より一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言を頂きました「船橋市環境審議会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリック・コメント等にご協力いただきました皆様に心より感謝申し上げます。

令和3年3月

船橋市長 **松戸 徹**

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の期間	4
4. 計画策定の考え方	4
第2章 計画策定の背景	7
1. 船橋市を取り巻く社会状況	8
2. 船橋市の地域特性・地域資源	13
3. 船橋市の環境の現状と課題	16
4. 環境課題と同時解決が望まれる地域課題	24
第3章 目指す環境像	25
1. 基本理念	26
2. 目指す環境像	27
第4章 施策体系と10年後に目指す環境	29
1. 施策体系の考え方	30
2. 施策体系	31
3. 施策の柱と10年後に目指す環境	33
第5章 施策の展開	39
1. 持続可能な地球を未来へつなぐ社会づくり【地球温暖化への取組】	41
2. 大切な自然を育み、自然とふれあうまちづくり 【自然環境保全・活用への取組】	48
3. 資源を無駄なく循環させる社会づくり【循環型社会構築への取組】	55
4. 健全で快適に暮らせるまちづくり【生活環境保全への取組】	60
5. より良い環境をみんなで育む体制づくり【分野横断的な取組】	70
第6章 重点的な取組	77
1. 重点的な取組の設定の考え方	78
2. 重点的な取組が同時解決する環境・地域課題と基本施策の関係	80
3. 重点的な取組の内容	82

第7章 市民・事業者に求められる行動	95
1. 市民・事業者に求められる行動の考え方	96
2. 重点的な取組に係る市民・事業者に求められる行動	97

第8章 計画の推進	103
1. 計画推進に向けた基本的な考え方及び方針	104
2. 計画の推進主体と役割	105
3. 計画の進行管理	106
4. 計画の見直し	108

<資料編>

資料1 船橋市環境基本条例	資-2
資料2 船橋市環境保全条例	資-5
資料3 策定体制と経過	資-17
資料4 船橋市の地域特性	資-26
資料5 環境の現状と課題	資-41
資料6 個別施策一覧	資-68
資料7 進行管理指標一覧	資-75
資料8 市民に求められる行動チェックシート	資-79
資料9 事業者に求められる行動チェックシート	資-85
資料10 アンケート調査等の実施状況	資-92
資料11 用語解説	資-94

◆コラム

SDGs と環境・経済・社会との関係	9
市内事業者と SDGs	11
電気の「自己託送制度」の活用	46
市民参加型の動植物のモニタリング	52
三番瀬と海洋プラスチックごみ対策	57
新型コロナウイルスと環境	62
大きく改善した海老川の水質を維持するために	66
様々な主体の交流機会	73
本市のエコライフ・エコオフィス実践状況	82
ゼロカーボンシティを目指す社会動向	84
本市の産業を支える豊かな自然の恵みとふなばしの食育	85
食品ロスの発生抑制に向けた本市の取組	88
本市の自然環境	89
自然を生かした河川整備と市民の憩いの場の活用	91
市内の環境団体の現状	92
「(仮称)ふなばしエコカレッジ」の開校	94
エコドライブの効果	98
「フード・マイレージ」について考えてみましょう	99
市民の定住意向	資-29
環境団体等の主な活動分野	資-39
市内の環境団体のプロフィール	資-40
環境団体が協働したいと考える主体	資-66
地域住民と協働して進める取組への企業の関わり方	資-67
環境保全と持続可能な社会の実現に取り組む企業メリット	資-67

第1章

計画の基本的事項

本章では、計画策定の趣旨、計画の位置付け、期間、計画策定の考え方など、基本となる事項を示します。

1. 計画策定の趣旨

本市は、船橋市環境基本条例の定めに基づいて、平成9年3月に船橋市環境基本計画を策定し、環境が自然界の微妙な均衡と循環の下に成り立つものであることを認識した上で、「未来へつなぐ健全で恵み豊かな環境」を望ましい環境像に掲げ、各種の環境保全の取組を総合的かつ計画的に推進してきました。その後、環境に関わる新たな法の施行や計画の策定があり、循環型社会実現に向けた取組の強化、世界規模で深刻化しつつある地球温暖化問題への対応、生物多様性の確保に向けた取組の推進などが必要となったため、平成23年3月には新たな船橋市環境基本計画を策定し、望ましい環境像である「みんなでつくり未来へつなぐ 恵み豊かな環境」の実現を目指して、環境施策の推進に取り組んできたところです。

さらに10年の時を経た今日、本市の環境保全の取組に一定の進展がみられる半面、社会経済情勢や環境行政をとりまく状況は刻々と変化しています。一例をあげれば、地球温暖化問題が深刻さを増しており、近年増加する自然災害をはじめとして、私たちの身近な生活や事業活動が気候変動による危機的な影響に直面している中で、「パリ協定」の発効によって地球温暖化対策は新たな局面を迎えています。また、プラスチック廃棄物などによる海洋汚染に見られるように、私たちの身近な生活や事業活動が便利で快適になるにつれて、環境への負荷は増大し、その範囲も地球規模へと拡大しています。

これらが人類共通の課題であるという認識の下で、国連は世界各国の共通な目標となるSDGs*を掲げて取組を進めており、我が国の環境政策においても環境・経済・社会の統合的向上が命題となっています。このため、それらに的確に対応しながら、多様な環境問題の解決に向けて、市民・事業者・行政が今以上に協力して取り組むことが求められています。

以上のことを踏まえ、本計画は、令和2年度をもって計画期間が満了する前計画を引き継ぎながら、内容及びその構造が大きく変化する今日の環境問題に対応すべく新たに策定するものです。

*「持続可能な開発目標」のことです。詳細は第2章に記載しています。

2. 計画の位置付け

本計画は、船橋市環境基本条例第9条に基づいて定めるもので、市の最上位計画である「船橋市総合計画」を環境面から推進するとともに、本市における環境行政の最も基礎となる計画として、環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すものです。

したがって、市の各部門における環境の保全に関する各種の施策は、本計画に基づいて立案・実施されます。また、市民、事業者、行政が互いに連携・協力しながら、環境の保全に取り組むための指針として位置付けられます。

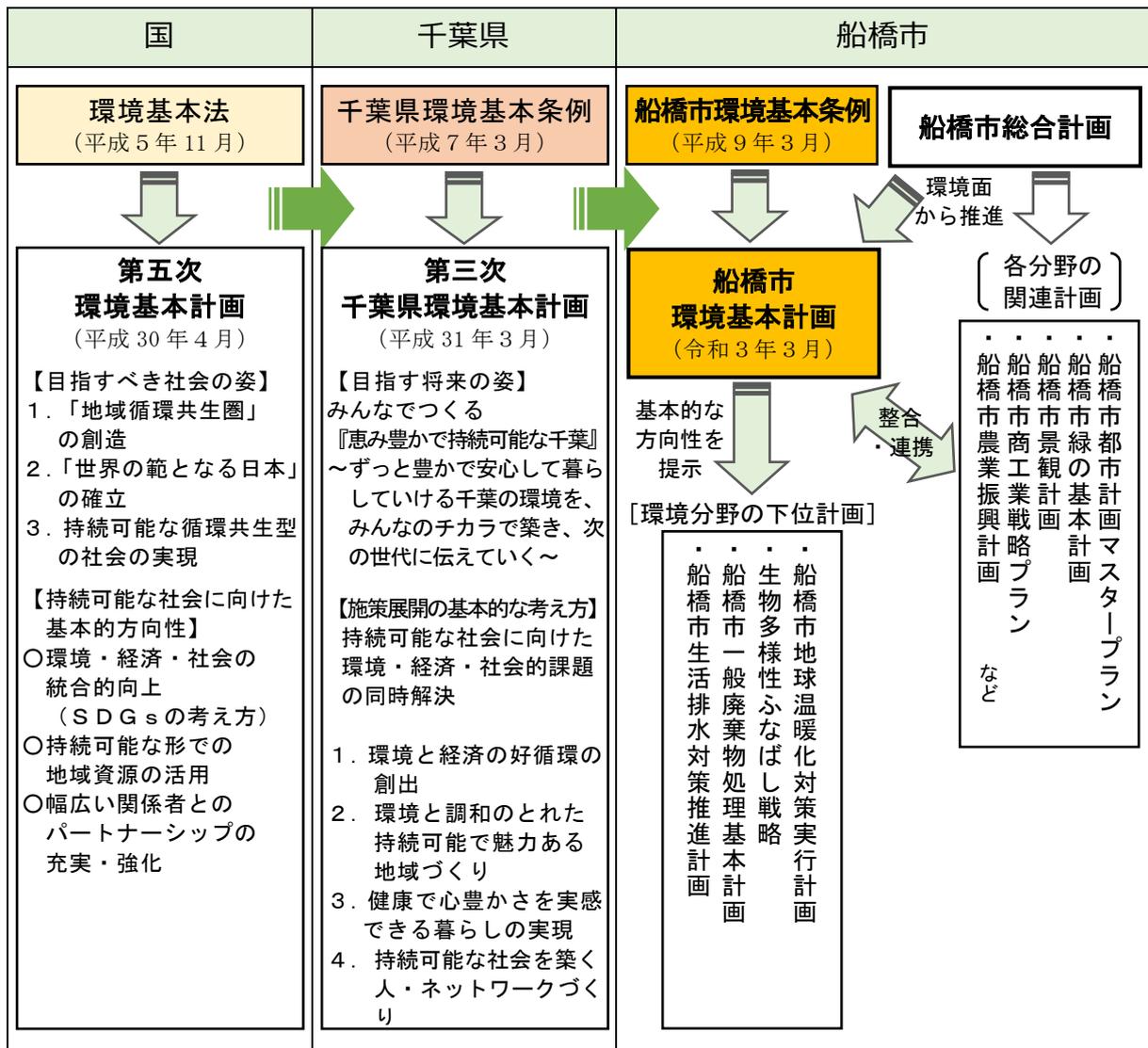


図 1-2-1 本計画の位置付け

3. 計画の期間

本計画の期間は、長期的な将来を見据えながら、当面の目標として令和3年度～令和12年度までの10年間とします。

4. 計画策定の考え方

(1) 策定方針

本計画は、次にあげる3つの事項を基本的なスタンスとしています。

①船橋らしさが感じられ、環境・経済・社会の統合的向上の視点を持った計画

- ・市域の地域資源を生かすとともに、環境だけでなく、産業の振興等による地域経済の活性化といった経済的課題、超高齢社会への対応や増え続ける自然災害への備えのような社会的課題の解決に向けた視点を取り込みます。
- ・重点的な取組は、市民・事業者など様々な主体が関われる内容とします。

②実効性のある計画

- ・進行管理のPDCAサイクルにおいて、C（評価）及びA（改善）の段階を強化し、少しずつでも継続的に改善（スパイラルアップ）が図れるしくみを整えます。
- ・具体的には、市民・事業者・大学等研究機関等の参加が可能で、施策の進捗管理及び柔軟な変更ができる推進体制づくりを目指します。
- ・本市の関連計画と整合がとれており、相互に良い効果をもたらす計画とします。

③市民・事業者等が見た時にわかりやすい計画

- ・施策や取組を網羅的にカバーしつつ、重点的な取組などがわかりやすいメリハリの利いた計画内容とします。
- ・施策や取組の進捗状況を把握しやすい指標を設定します。

(2) 対象とする範囲

本計画では、①地球温暖化への取組、②自然環境保全・活用への取組、③循環型社会構築への取組、④生活環境保全への取組、⑤分野横断的な取組の5つの分野を対象として、様々な環境問題を総合的に捉えていくこととします。

また、対象とする地域は船橋市全域とし、広域的な対応が必要なものについては、国や県、他の地方自治体などと協力しながら課題の解決に取り組めます。

表 1-4-1 本計画が対象とする範囲

対象分野	具体的内容
①地球温暖化への取組	地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー など
②自然環境保全・活用への取組	河川、海・干潟等の水辺、樹林地・農地、公園・緑地等の緑、動植物・生態系 など
③循環型社会構築への取組	ごみ、リサイクル、不法投棄 など
④生活環境保全への取組	大気環境、水環境、騒音・振動、悪臭等の公害、景観、都市環境 など
⑤分野横断的な取組	環境教育・環境学習、自然・歴史とのふれあい、環境情報、環境保全活動、主体間の交流、協働 など

(3) 計画の構成

本計画は第1章～第8章からなり、各章の関連は下図に示すとおりです。

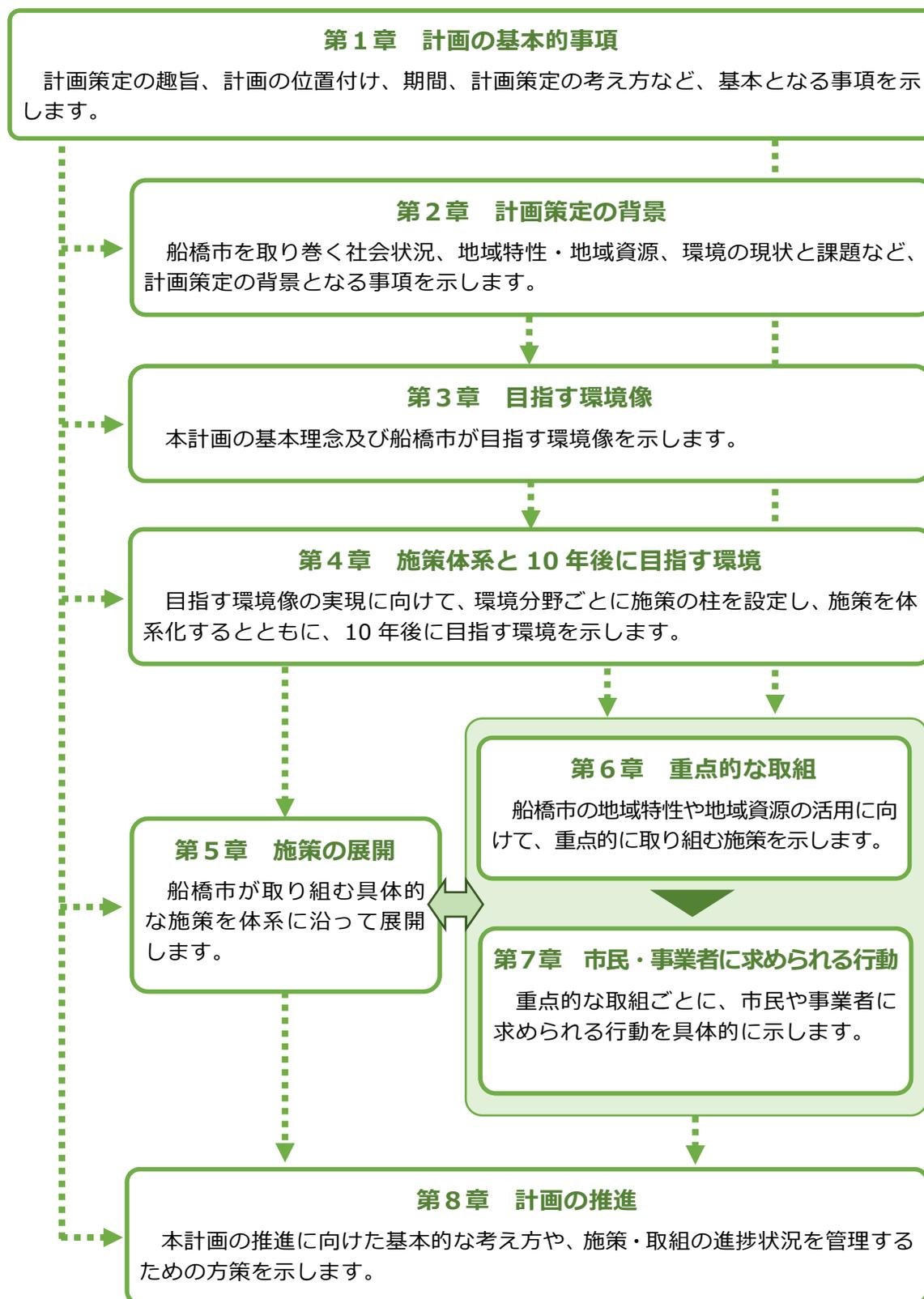


図 1-4-1 本計画の構成

第2章

計画策定の背景

本章では、船橋市を取り巻く社会状況、地域特性・地域資源、環境の現状と課題など、計画策定の背景となる事項を示します。

1. 船橋市を取り巻く社会状況

(1) 国際的な取組の動向

2001年(平成13年)に策定されたMDGs(ミレニアム開発目標)を引き継いで、2015年(平成27年)にSDGs(エスディー・ジーズ:Sustainable Development Goalsの略称)が国連で採択されました。SDGsとは、2030年(令和12年)に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」のことで、先進国、途上国の別なくすべての国が目標として掲げて参画し、環境・経済・社会の課題に対して総合的に取り組むしくみとなっています。

SDGs^{*}は、17の目標と169のターゲット、達成度を評価する232の指標の三層構造からなり、それぞれの目標は相互に密接な関連を持っています。

例えば、ゴール12「つくる責任つかう責任」には「食品ロス問題」が含まれます。この問題に取り組むことで、直接的・間接的に下記の目標(ゴール)達成に貢献します。

ゴール6「水問題」: 食料生産には多量の水を必要とします。「食品ロス問題」に取り組むと、食料生産時に使用する水が削減されます。

ゴール13「気候変動」: 食料輸送のためにはエネルギーを必要とします。「食品ロス問題」に取り組むと、エネルギーが削減し温室効果ガスの発生も抑制できます。

^{*}SDGsに関する情報は、「国際連合広報センター」のWebサイト(下記URL)に掲載されています。

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/



図 2-1-1 SDGs ポスター

(出典: 国際連合広報センター Web サイト)

2018年(平成30年)1月時点において、人口1億人以上の43か国のうち33か国が国としてSDGsの達成に取り組むことを公言しています。特にスウェーデンなど北欧の国々では取組が進んでおり、スウェーデンでは家庭ごみのうち約99%がリサイクルやごみ発電所の燃料に回されるなど、ゴール7:エネルギーをみんなにそしてクリーンにが進んでいます。また、18か国がSDGsの推進費用を国家予算に盛り込んでいます。

このようなSDGsをめぐる世界の動きを受けて、企業への投資判断の際に、環境（E）、社会（S）、企業統治（G）に関する取組を軸に評価する「ESG投資」の考え方が普及しつつあり、環境・経済・社会の統合的向上に向けた基盤が整えられてきています。

◆◆◆ SDGs と環境・経済・社会との関係 ◆◆◆

SDGsは、下図のように「環境（生物圏）」、「社会」、「経済」の3つの階層モデルでも表現できます。この階層モデルでは、海や森林、気候変動などに係る目標を達成することで土台となる「環境」（自然）が育まれ、健康、平等、教育などの「社会」条件を整えていくことが可能になることが表されています。それらの上に「経済」が成り立っており、その発展に向けて働きやすさの創出などの目標達成が目指されるというように、目標相互の密接な関連を表しています。

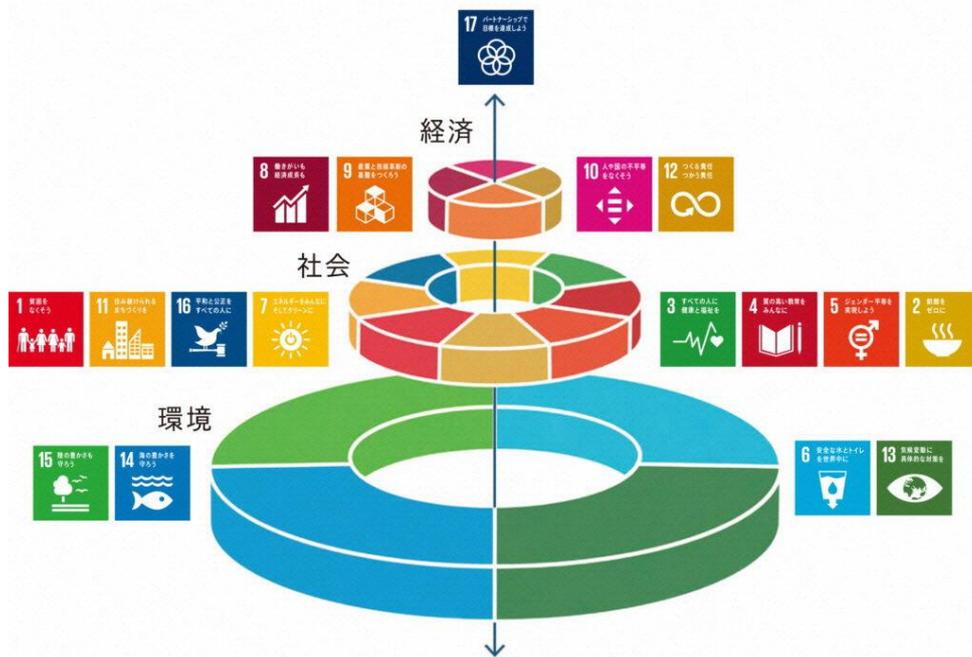


図 2-1-2 SDGs と環境・経済・社会との関係（ウェディングケーキモデル）

（出典：一般社団法人渋谷区 SDGs 協会 Web サイト）

地球温暖化をめぐる動向では、2015年（平成27年）11月～12月に、フランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、全ての国が参加する公平で実効的な2020年（令和2年）以降の法的枠組として「パリ協定」が採択されました。パリ協定は、世界共通の長期目標として「世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて2℃未満に保つ（1.5℃に抑える努力をする）」を掲げ、今世紀後半には人間活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロにするため、全ての国が排出量削減目標を作り国連に提出すること、その達成のための国内対策をとっていくことを義務付けています。

2018年（平成30年）10月には「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が『1.5℃特別報告書』を公表し、世界の平均気温の上昇が改めて指摘されました。その上で、「世界の平均気温上昇を1.5℃に抑えることができれば、気候変動の影響による災害リスクは軽減できる」とさらなる対策強化を促しました。

(2) 我が国の取組の動向

平成30年4月、SDGsやパリ協定などの環境問題に関する国際的な潮流を受けて、第五次環境基本計画が閣議決定されました。計画には6つの重点戦略が盛り込まれていますが、それぞれ「経済」「国土」「地域」「暮らし」「技術」「国際」をキーワードとして、様々な政策が横断的に散りばめられ、「環境」「経済」「社会」の統合的向上を志向している点が特徴となっています。また、それらの実現には、単なる「技術」だけではなく、「社会システム」や「ライフスタイル」を合わせた3つのイノベーションを同時に進め、新たな成長につなげていく方向性が示されています。

さらに、目指す社会の姿として、「地域循環共生圏」の創造が打ち出されています。地域循環共生圏とは、各地域が地域資源（自然・物質・人材・資金）の特性を生かした強みを発揮し、地産地消、再生可能エネルギー導入等を通じて、それらが循環する自立分散型の社会を形成するものです。その一方で、都市・農山漁村といった地域の特性に応じて、相互に補完し支え合う次のようなイメージが示されています。

○食料・水・木材・自然エネルギー等の自然資源・生態系サービス（農山漁村→都市）

○エコツーリズム、地域製品の消費を通じた資金・人材などの提供（都市→農山漁村）

このような持続可能な社会の実現に向け、幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化するため、環境保全意識のさらなる普及啓発や連携・協力のしくみづくりを通じて、多様な主体の積極的な取組への参加が求められています。

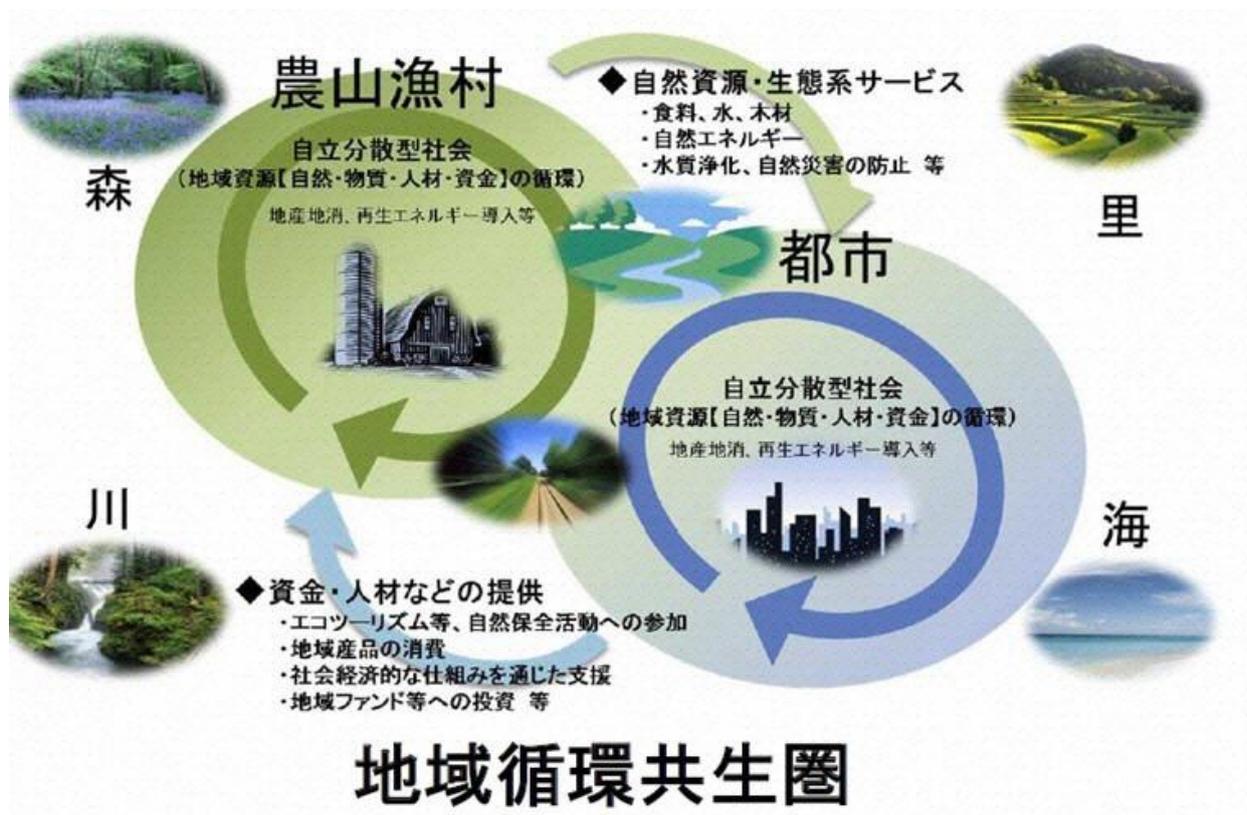


図 2-1-3 地域循環共生圏のイメージ

(出典：環境省 Web サイト)

(3) 本市を取り巻く社会経済情勢

■概要

本市を取り巻く社会経済情勢は概ね次のようにとらえられます。

●人口減少・少子高齢化について

人口の自然減の拡大及び平均寿命の延伸により、全国的に人口減少と少子高齢化の加速化が見込まれ、本市の人口構造も今後大きく変化することが予測されています。

●広域道路ネットワークの整備について

「首都圏中央連絡自動車道（圏央道）」をはじめとする広域道路ネットワークの整備が進められており、沿線地域の交通渋滞の解消とともに、企業・大型物流施設の新規立地などの経済効果が期待されています。

●自然災害のリスクについて

大型台風の接近・上陸や、近年増加傾向にある短時間強雨による被害など、自然災害の発生リスクが高まっています。

●先端技術の活用による新たな価値を創出する社会の実現について

世界規模で進展する先端技術（モノのインターネット（I o T）や人工知能（A I）など）によって、「超スマート社会」の実現を目指す動きを踏まえ、複雑・多様化する様々な地域課題の解決に向けて、まちづくりの多分野における技術の活用が期待されています。

●低炭素・循環型社会に向けた取組について

温室効果ガス排出量を2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比26%削減するという国の目標達成に向けて、全てのステークホルダーが一体となって地球温暖化対策に取り組むことが求められています。また、循環型社会を構築するため、2R（リデュース・リユース）の一層の推進や、頻発する自然災害による災害時廃棄物への対策が求められています。

●持続可能なまちづくりへの取組について

SDGsは、環境、経済、社会の3側面における持続可能な統合的取組を推進するものであり、各地域の諸問題の解決に貢献し、地方自治体の成長にとって重要な持続可能なまちづくりや地方創生に資するものと期待されています。

◆◇◆ 市内事業者とSDGs ◆◇◆

昨今、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を事業活動に取り入れる企業が増えてい中で、環境基本計画策定に伴う事業者対象のアンケート調査（令和元年7月実施）では、「言葉自体を聞いたことがない」事業者が41.6%を占め、最も多くなっています。

また、SDGsの内容を理解している事業者は全体の17.5%であり、そのうち「取組の必要性を感じている」事業者は10.1%でした。

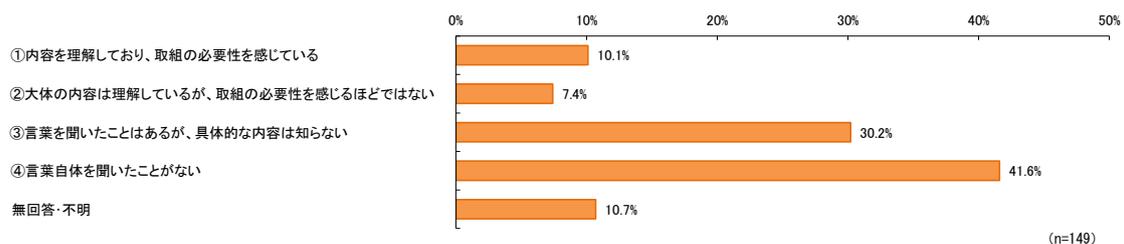


図 2-1-4 SDGs に対する市内事業者の認識

■新型コロナウイルス感染症の拡大

令和2年初頭から新型コロナウイルス感染症の流行が世界規模で拡大しています。令和2年4月初旬には新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく初めての緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出の自粛要請等の対応が行われました。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う甚大な影響は、人々の生命や健康を脅かし、日常生活のみならず、経済・社会全体のあり方、さらには人々の行動様式・意識など多方面に波及しつつあり、「三密（密閉、密集、密接）」を避ける行動の徹底、在宅勤務をはじめとするテレワークの推進など、感染防止に向けて新しい生活様式の普及が進んでいます。

今後の展開を予測することは困難な状況ですが、新しい生活様式の定着により、感染拡大防止と経済活動との両立を図っている現状です。

なお、欧州では新型コロナウイルス感染症拡大からの復興に向かって、気候変動への対応などの環境への配慮に重点を置いた復興の考え方が広がってきています。



図 2-1-5 クラスタ発生防止のための「三密」回避

(出典：厚生労働省 Web サイト)

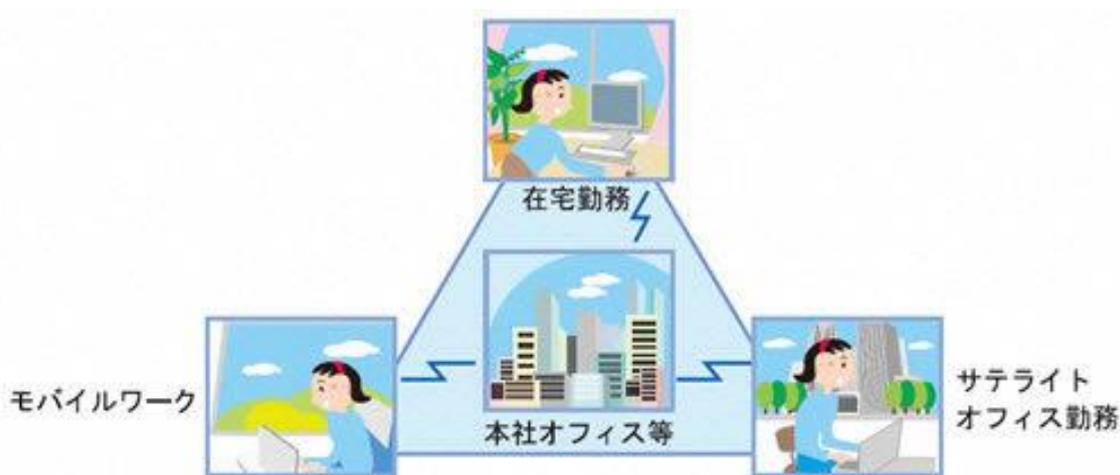


図 2-1-6 テレワークのイメージ

(出典：一般社団法人日本テレワーク協会 Web サイト)

2. 船橋市の地域特性・地域資源

本市の地域特性・地域資源として、次のようなことがあげられます。

(詳細については資料編に記載しています。)

●立地・交通

本市は、東京都心と県都千葉市とのほぼ中間に位置し、東京湾に面する陸上・海上交通の要衝地という立地条件のもとで充実した鉄道網を有するとともに、道路の整備も進められており、今後も交通需要の増加が見込まれます。



図 2-2-1 船橋市内の鉄道網

(出典：船橋市資料)



図 2-2-2 周辺地域の広域的な道路整備状況

(出典：千葉県 Web サイト)

●人口・世帯数

令和元年度における本市の人口は 639,107 人、世帯数は 290,372 世帯です。全国的にはすでに人口減少局面を迎えている中で、本市全体では人口・世帯数ともに増加を続けており、推計では 2033 年（令和 15 年）に人口がピークを迎えると予測されています。

また、船橋市の新しいまちづくりに向けた市民アンケート調査（平成 31 年 3 月実施）の結果では、8 割超の回答者が定住意向を示しています。

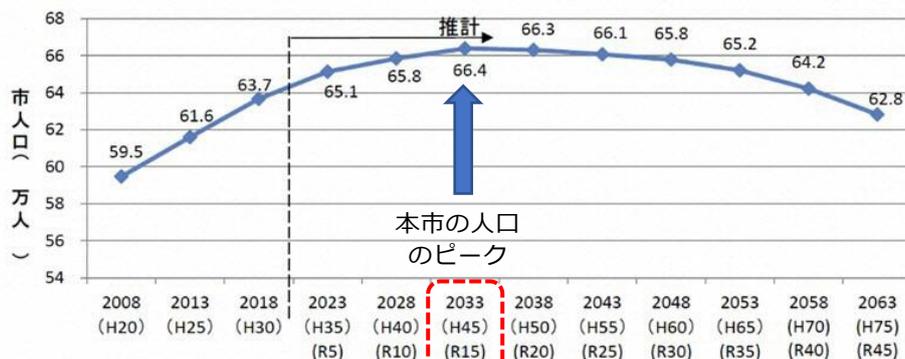


図 2-2-3 総人口の将来推計

(資料：人口推計調査報告書 第 2 版、令和元年 5 月、船橋市)

● 自然環境

本市は東京都心の近郊にありながら豊かな自然環境に恵まれており、台地から浅海域等への水循環のもと、樹林地・農地や干潟などの多様な自然生態系が育まれています。また、それらの恵みは、船橋ブランドのにんじん・小松菜・枝豆・梨などの農産物や、貝類（アサリ・ホンビノス貝等）やアオサなどの水産物として、農業や漁業などの船橋市の重要な産業を支えています。

《樹林地・農地》

市の北部には樹林地や農地が広がっており、多種多様な動植物の生息が確認されています。このような豊かな緑を生かして、ふなばしアンデルセン公園や市民の森などの施設が整備されています。

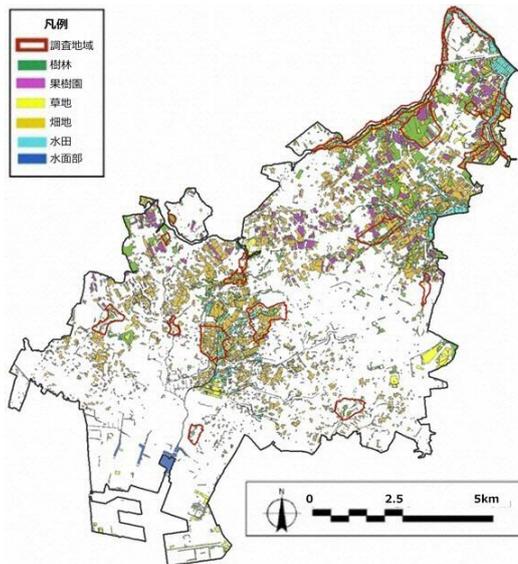


図 2-2-4 船橋市の植生分布

(出典：ふなばしの自然 平成 25・26 年度船橋市自然環境調査)



ふなばしアンデルセン公園



八木が谷北市民の森

《干潟》

埋立て・開発等による人工化が進んできた東京湾岸において、本市は貴重な干潟を残す三番瀬に面しています。三番瀬海浜公園は、野鳥観察や潮干狩りなどを通じて、海辺と親しめるスポットとなっています。

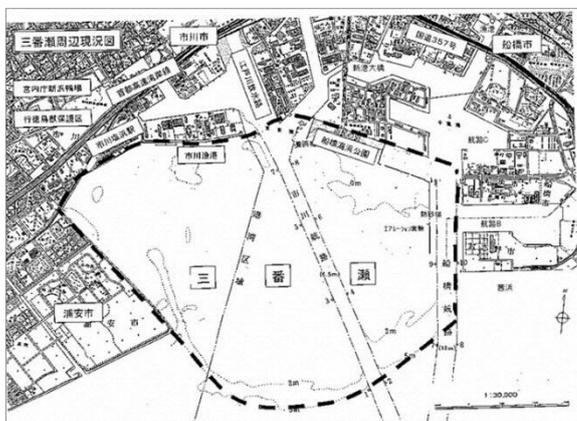


図 2-2-5 三番瀬の範囲

(出典：千葉県資料)



野鳥観察会の様子
(ふなばし三番瀬海浜公園)

●経済

市内には、日本最大級規模の食品コンビナートや高い技術力を誇る多くの中小企業などが立地しています。中でも、食料品製造業の製造品出荷額は、製造業全体の40%近くを占めており、近年では増加傾向が見られます。

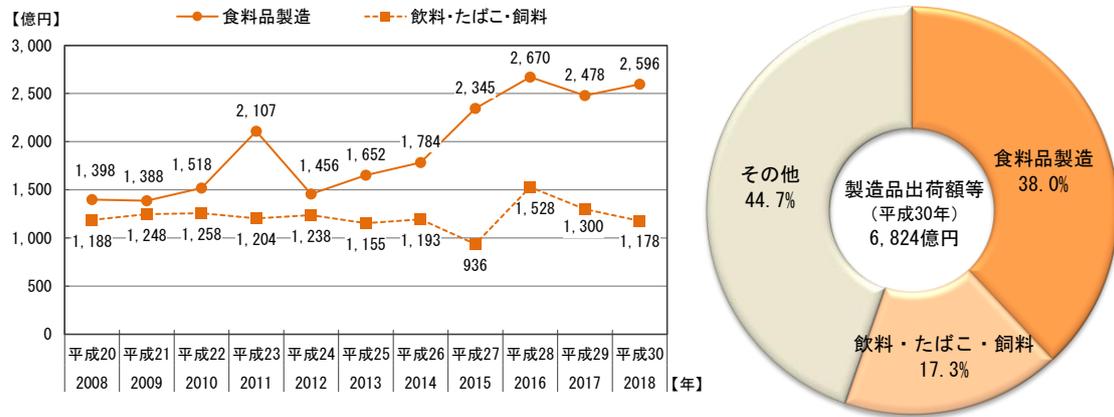


図 2-2-6 食品関連製造業の製造品出荷額等の推移 (左) 及び内訳 (右)
(資料：工業統計)

●環境学習・環境保全活動

市内では様々な環境団体が多方面で幅広く活動し、本市の環境を支えています。

平成 29 年にオープンした、ふなばし三番瀬環境学習館は、三番瀬の立地を生かした自然にふれあえる環境学習の拠点施設として、市内小学校の校外学習など広く市民に利用されています。

また、干潟での野外観察などのワークショップも開催されており、市内での自然観察会等の参加人数は増加傾向にあります。

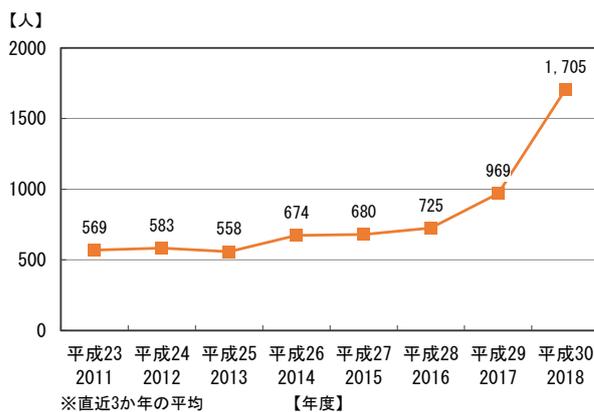


図 2-2-7 自然観察会等の参加延人数の推移

3. 船橋市の環境の現状と課題

本市の環境の現状と課題の概要について、前計画の基本施策ごとに整理します。
(なお、詳細については資料編に記載しています。)

(1) 大気環境の保全に関すること (資料編 P41, P42)

現 状

○概ね良好な大気環境

常時監視結果は、光化学オキシダントを除く項目で横ばいまたは減少傾向で推移しており、いずれも環境基準や指針値を下回っているため、大気環境は概ね良好といえます。

○光化学オキシダントの環境基準の超過

光化学オキシダントについては、環境基準を超過する日数が直近 10 年間において平均 66 日あり、光化学スモッグ注意報が複数回発令される年が見られます。

課 題

●良好な大気環境の維持

大気環境の常時監視や工場・事業場等の排出源対策などを通じて、良好な大気環境を維持していくことが課題となっています。

●光化学オキシダントの発生抑制

光化学オキシダントの発生抑制に向けて、原因物質の主要発生源である自動車に関して、交通流改善や交通需要対策などの課題があがっています。

(2) 水環境の保全に関すること (資料編 P43, P44)

現 状

○改善傾向が見られる河川の水質

河川のBOD*については、近年いずれの河川(海老川・真間川・桑納川・二重川)も低い水準で横ばいに推移しており、水質の改善がうかがえます。

○環境基準未達成の海域の水質

海域のCOD*、全窒素・全りんについては、横ばい傾向で推移していますが、環境基準を達成していない地点が見られます。

*水の汚れを分解する際に必要となる酸素量のこと、水の汚れを示す代表的な指標です。

課 題

●河川水質の維持

河川水質の監視や工場・事業場等の排出源対策などを通じて、河川水質を維持していくことが課題となっています。

●流域の健全な水循環の確保

河川の水源となる樹林地から、干潟を有する海域までを流域として一体的にとらえ、水源涵養、節水・雨水利用、地下水汚染の防止など、健全な水循環を確保していくことが求められています。

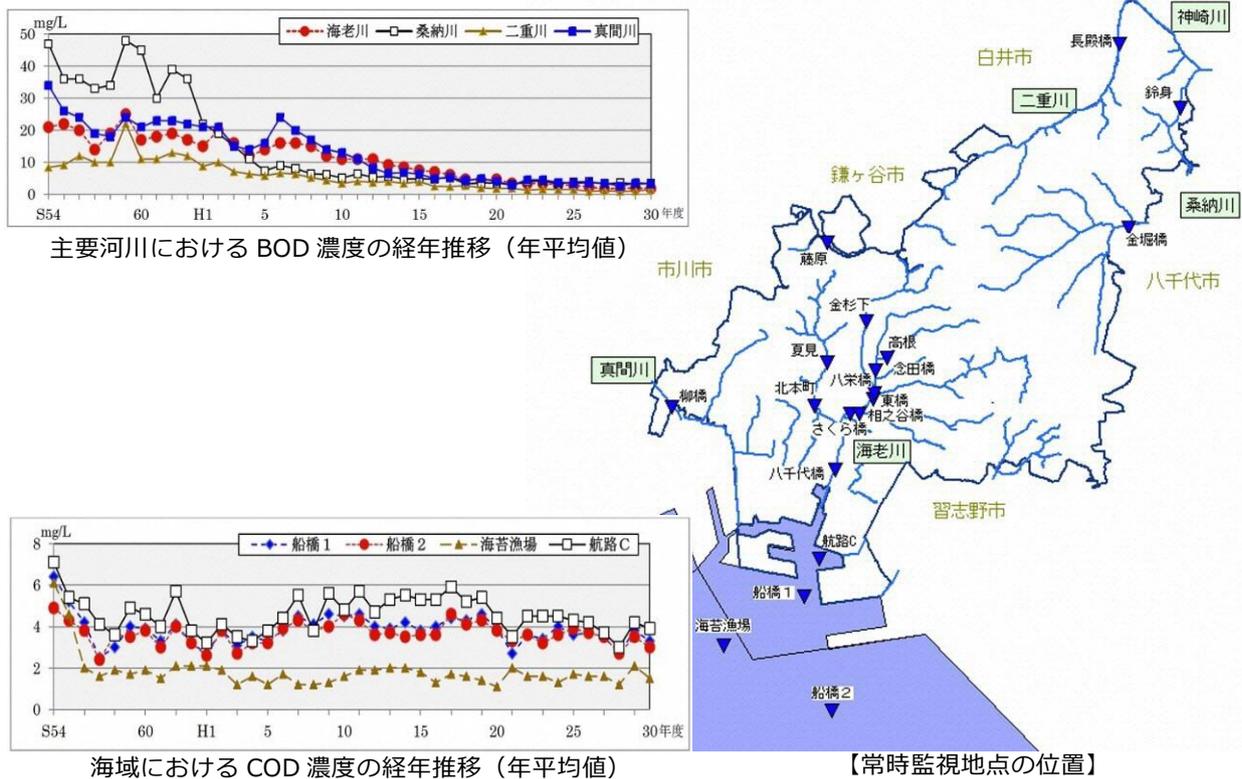


図 2-3-1 公共用水域の常時監視状況
(出典：令和元年度版船橋市環境白書)

(3) 身近な生活環境の保全に関すること (資料編 P45, P46)

現 状

○改善が進まない幹線道路沿道の騒音

公害苦情発生件数の内訳の経年推移をみると、例年、騒音に関する内容が比較的多く寄せられています。自動車騒音に関しては、市内の幹線道路で現状の把握に努めていますが、道路に面する地域の騒音に係る環境基準の達成状況は、ここ数年はほぼ横ばいの状況で推移しています。

○法令に基づく公害防止の取組

土壌汚染対策法に基づく汚染状況調査の結果を踏まえ、一部区域で対策を実施し、土壌汚染の未然防止に努めています。地盤沈下に関して、市では条例に基づく地下水採取の規制を行い、地盤沈下の防止に努めています。

課 題

●静穏な生活環境の確保

幹線道路に面する地域においては、自動車騒音による生活環境への影響が見られることから、その改善に向けて排水性舗装による道路整備などの従来の取組を継続するとともに、交通需要対策を検討するなど、静穏な生活環境の確保が求められています。

●公害の未然防止

土壌環境、騒音・振動、悪臭、地盤沈下などの公害の未然防止に向けて、モニタリングを継続するとともに、必要に応じて対策を実施することにより、今後も健康的な生活環境を維持していくことが課題となっています。

(5) 樹林地・農地の保全に関すること（資料編 P49, P50）

現 状

○減少傾向にある樹林地・農地

樹林地・農地は、北部・中央部を中心に多く分布しており、多様な動植物の生息が確認されています。これらの樹林地・農地の中には、宅地化など土地利用の改変による生育地・生息地の減少や、耕作放棄地の増加等の要因により見られなくなった動植物がある地域があります。



シジュウカラ



コクワガタ

図 2-3-3 藤原市民の森緑地で確認された動物

課 題

●樹林地・農地の保全のためのしくみづくり

自然と調和し、共生するまちづくりが求められる中で、市民の参画による樹林地の保全や、社会経済システムの中で、農地の保全が図られるしくみづくりが課題となっています。

(6) 干潟の保全に関すること（資料編 P51, P52）

現 状

○貴重な水辺の自然を育む三番瀬

三番瀬には、アサリ・ゴカイなどの底生動物が多数生息しており、干潟にはそれらを捕食する鳥類もまた多数飛来しています。ふなばし三番瀬環境学習館においては、干潟ワークショップや野鳥観察会の開催などを通じて、貴重な干潟の自然浄化能力や生態系について学ぶ機会を市民等へ提供しています。

○富栄養化による青潮の発生

河川の窒素・りんなどの負荷による富栄養化によって、三番瀬周辺海域においては青潮が発生することがあります。

課 題

●三番瀬の豊かな干潟生態系の保全

三番瀬（干潟）の保全を通じて、生き物の生息環境を育み、外来生物などの脅威から生態系を守り、生物多様性を保全することが課題となっています。

●海域の富栄養化の防止

家庭における生活排水対策等を強化し、海域の富栄養化の防止に取り組むことが課題となっています。

(7) 自然とふれあう場の確保に関すること（資料編 P53, P54）

現 状

○施設やツールの活用による自然とのふれあいの創出

県民の森、ふなばしアンデルセン公園、三番瀬環境学習館、青少年キャンプ場等を活用した自然体験イベント等が実施されています。また、自然環境調査にあわせて、「自然散策マップ」をリニューアルし、窓口配布とともに市ホームページで公開することで、自然を楽しみながら散策する機会の増加に努めています。

○緑化事業の推進

良好な自然の確保または美観風致を維持するため、全市域を緑地保存地区として指定し、緑化事業を推進しています。

課 題

●自然や生き物とふれあえる場に関する情報発信

既存の緑の保全に関する取組について、法令等や制度等の活用を通じて今後さらなる強化を図るとともに、市民が自然や生き物とふれあえる場の整備に取り組み、情報発信に努めていくことが課題となっています。

●市民参加による緑の保全・緑化推進

緑地や公園等の維持管理に対する市民の理解を深め、市民参加のもとで保全活動や緑化を推進するしくみづくりに取り組む必要があります。

(8) 良好な生活空間の保全に関すること（資料編 P55, P56）

現 状

○良好な景観の形成に向けた取組

船橋市景観計画、船橋市景観条例、船橋市宅地開発事業に関する要綱等に基づいて、良好な景観の形成に向けた指導に取り組むとともに、自然色づくり教室やまちなみデザイン教室などの開催を通じて、景観に対する市民・事業者の意識高揚に努めています。

○環境美化の取組

路上喫煙及びポイ捨て防止重点地区を中心に、全域で生活環境巡視員によるパトロールを実施しています。

課 題

●景観形成の取組の強化

良好な景観の形成に向けて、水辺空間や公園・緑地の整備、宅地開発等の事業と連携した取組の強化が課題となっています。

●不法投棄の防止

環境美化に関して、市民等の意識啓発や協働に係る課題があがっていると同時に、依然として不法投棄が後を絶たない状況が課題となっています。

(9) 地球環境の保全に関すること (資料編 P57, P58)

現 状

○減少傾向が見られる温室効果ガス排出量

2000年度(平成12年度)以降の温室効果ガス総排出量は減少傾向が見られ、基準年度(1990年度(平成2年度))と比べて2017年度(平成29年度)は約25%削減されています。温室効果ガス別の排出割合では、大半(約95%)をエネルギー起源の二酸化炭素が占めています。

○増加する家庭やオフィスからの温室効果ガス排出量

産業部門が最も多く排出していますが、基準年度からは減少し、総排出量の50%を下回っています。代わって、業務部門及び家庭部門において排出量が大幅に伸びています。また、可燃ごみの中に含まれる廃プラスチックの焼却は、市の事務事業における温室効果ガスの最大の排出源となっています。

課 題

●気候変動への適応

温室効果ガスの排出削減(緩和策)だけでなく、気候変動影響への適応が課題となっています。

●家庭からの温室効果ガス排出抑制

市民等の意識啓発や情報提供を通じて、温室効果ガスの排出抑制に向けた行動の普及を図るとともに、プラスチック廃棄物の削減のための取組が課題としてあがっています。

(10) 低炭素社会の形成に関すること (資料編 P59, P60)

現 状

○再生可能エネルギーの普及に向けた取組

市では、住宅用太陽光発電システム及び燃料電池等の省エネ設備の設置を支援しています。

○公共施設の低炭素化への取組

公共施設においても、消費電力の低いLED灯や調光システム、インバーター制御等により高効率化された空調機器の導入などを順次行っています。

課 題

●創エネルギーに向けた取組の推進

建築物等における電気や熱のエネルギー需要特性にあわせて、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの導入など、創エネルギーに向けた取組の推進が課題となっています。

●経済効果を踏まえた省エネルギーの促進

公共施設や住宅・事業所等においては、施設の長寿命化を踏まえた光熱費等の維持管理費も考慮して、省エネルギー化に向けた取組を促進することが課題としてあがっています。

(11) 循環型社会の形成に関すること（資料編 P61, P62）

現 状

○横ばいで推移するごみの排出量

家庭系・事業系あわせのごみの総排出量は、最近数年間は横ばいの状態で推移しており、一人一日当たりの排出量は近年減少傾向が見られます。

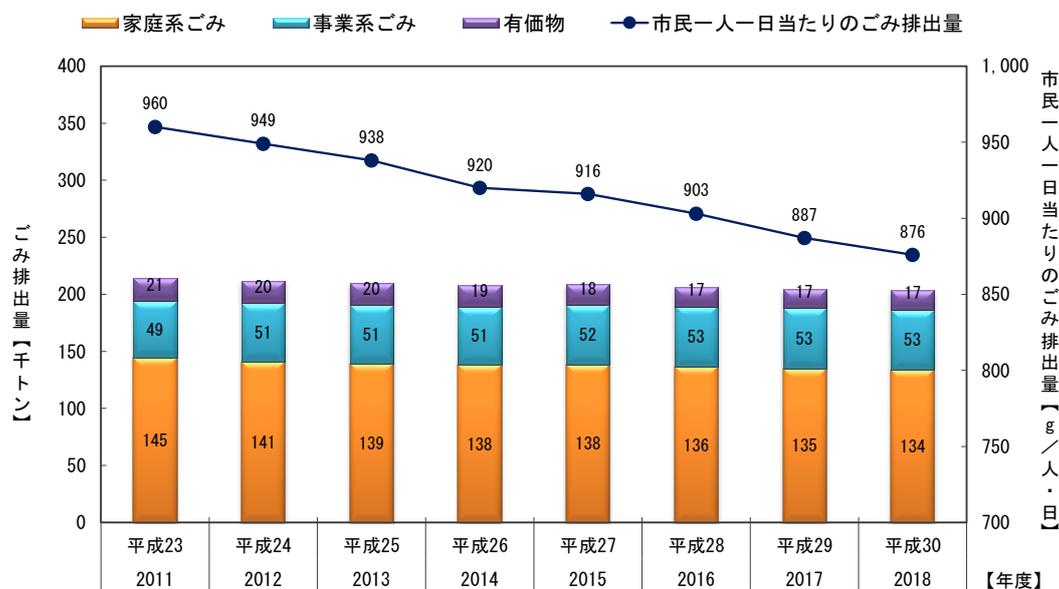


図 2-3-4 市内のごみ排出量の推移

○市民との協働で進められている 3 R

可燃ごみ・不燃ごみの指定袋制と粗大ごみの戸別収集・有料化、ペットボトルの資源ごみ回収等を通じて、ごみの減量・資源化に努めています。また、地域におけるごみ減量、リサイクルの推進等のリーダーとして市民に廃棄物減量等推進員を委嘱し、「クリーン船橋 530 推進運動」を展開しています。

課 題

● 2 R を優先した社会の構築

リサイクルよりも優先順位が高い 2 R（リデュース・発生抑制／リユース・再利用）が、より進む社会経済システムの構築を目指す必要があります。また、これまで同様にリサイクルについても、さらに継続的に取組を推進していくことが重要です。

● 食品ロスの削減

飲食店等における食べきり運動の普及、食品スーパー等での食品ロス削減への配慮促進など、食品廃棄物の削減に向けた取組が課題となっています。

(12) 環境学習・環境教育の推進に関すること（資料編 P63, P64）

現 状

○人的支援を通じて進められている環境学習

市は、出前講座や学校などで開催する環境に関する勉強会に講師を派遣し、環境学習の推進に取り組んでいます。また、公民館などの社会教育施設においては、環境学習の講座や自然観察会、イベントが開催され、多くの市民が参加するとともに、環境ボランティアが講師として協力しています。

○市民参加で実施されている身近な自然環境調査

行田公園等においては、自然環境や温暖化の影響を学び、身近な自然への関心を深める目的で、市民などから一般募集した講師とともにセミのぬけがら調査を開催しています。

課 題

●環境学習における講師人材等の育成

講師等を務める人材が高齢化していることを踏まえ、環境学習・環境教育に関する活動の充実を図るため、人材育成が課題となっています。

●意識啓発・環境情報の提供

具体的な環境配慮行動の促進に向けて、身近な自然環境調査などによる市民・事業者等の意識啓発、環境情報の提供が課題となっています。

(13) 環境保全活動の推進に関すること（資料編 P65, P66）

現 状

○様々な主体による環境保全活動の展開

市や環境団体が実施する環境学習への参加、自治会・町会などを中心とした自発的な学習会開催、河川の水質浄化に向けたイベントなど、様々な主体による活動が展開されています。

○環境保全活動の中心的役割を担う環境団体

環境保全活動の中心的役割を担う環境団体は、独自の活動に加えて、市民向けの講演会、自然観察会、複数の団体の協力によるイベントの開催、ふなばし環境フェアなどの事業への参加、市が行う環境学習への協力、小学校における環境教育講師などに取り組んでいます。

課 題

●様々な主体のパートナーシップの強化

様々な主体の環境保全活動の促進に向けて、市民・事業者・環境団体・行政等の交流を通じたパートナーシップの強化が課題となっています。

●協働を推進するためのしくみづくり

環境団体のほか、市民や事業者が環境保全活動に参画し、協働して取組を推進していくためのしくみづくりが課題としてあがっています。

4. 環境課題と同時解決が望まれる地域課題

前節であげた環境課題のほかに、それらとの同時解決が望まれる地域課題として、次のような課題が考えられます。

【船橋市が抱える主な課題】

- 人口動態の2極化（転入超過地域と人口減少・高齢化地域の共存）、単身・共働き世帯や外国人住民の増加などにより、複雑多様化する市民の価値観やライフスタイルへの対応が求められています。
 - 道路整備に対する市民の期待は大きく、歩行者・自転車の安全対策と交通渋滞対策が強く求められているとともに、増加する台風・大雨被害を踏まえ、より安全・安心に暮らせる都市基盤の整備が必要となっています。
 - 合計特殊出生率*が全国平均を下回り、年少人口が減少傾向にある中で、その傾向に歯止めをかけるため、子どもを安心して生み育てられる環境の整備が求められています。
 - 今後、後期高齢者、要支援・要介護認定者の増加が見込まれている現状において、医療と介護の連携などが重要課題となっており、超高齢社会に対応した地域包括ケアシステムの構築が求められています。
 - 老朽化した公共施設等の維持・更新、市民の安全な暮らしに関わる道路・河川等のインフラ整備のほか、必要な市民サービスを提供していくために、持続可能な行財政運営が求められています。
- *15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した統計上の指標で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

【全国の地域が抱えている主な課題】

- 経済活動の発展に伴って増加が見込まれる家庭や事業所のエネルギー消費量に対して、需要に対応したエネルギーの安定供給とともに、温室効果ガス排出量の削減が求められています。
- 暮らしが豊かになる中で、食の多様化や飽食化が進んでおり、食料増産など需要の変化に対応する一方で、食品ロスの削減に取り組む必要があります。
- 医療技術の進歩とともに平均寿命が延び、地域社会における高齢者の活躍の場の創出や医療・介護に係る社会的コストの削減が急務となっています。
- 市場のグローバル化を背景に、地域経済にも国際的な競争力が求められる今日、6次産業化等によって地場産業の基盤強化を図る必要があります。
- 首都圏への人口集中が進み、地域の活力が低下している地方では、地域の存続と活性化を図るため、地域資源を生かした観光振興などを通じて、交流人口の拡大に取り組む必要があります。
- 国内各地で地震や大雨などの自然災害が相次いで発生しており、それらによる被害を最小限に食い止めるとともに、速やかな回復に努める必要があります。

第3章

目指す環境像

本章では、本計画の基本理念及び船橋市が目指す環境像を示します。

1. 基本理念

本計画は、船橋市環境基本条例を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を推進することにより、人と自然が共生する環境づくりに努め、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられることができるようにすることを基本理念とします。また、近年急速に顕在化してきている地球温暖化問題などの新たな環境問題を的確に捉え、環境行政を取り巻く状況の変化や社会経済情勢の変化、市民や事業者のニーズなどに対応し、環境施策の総合的かつ計画的な推進を目指します。

《船橋市環境基本条例の基本理念》

1) 環境の恵沢の享受と継承

環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築

環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

3) 人と自然との共生

環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。

4) 地球環境保全への貢献

地球環境保全は、すべての者が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

2. 目指す環境像

私たちは、本市の恵み豊かな環境を維持・保全するとともに、よりよい環境の再生・創出を行い、未来の世代につなげていく責務を有しています。

その責務を果たすためには、本市の地域特性・地域資源を活かし、これまでのように環境面に配慮するだけでなく、経済面、社会面も含めた多様な観点から統合的な向上を図る必要があります。

このことを踏まえ、本計画では、目指す環境像を次のとおり定めます。



環境像のそれぞれの言葉には、 次のような思いが込められています

みんなで作る

- 環境像の実現を目指して、市民、事業者、行政などのすべての主体が協力し合いながら、それぞれの立場で行動していきます。



- すべての主体が、良好な環境の保全と創造に向けて、積極的に取組に参画します。

恵み豊かで

- 自然の生態系の微妙な均衡のもとに成り立つ環境を、健全で恵み豊かに維持します。

- その中で、私たちは将来にわたり、健康で文化的な生活を営んでいきます。



持続可能な都市

- 私たちのあらゆる行為が、地域の環境のみならず地球規模の環境に影響を及ぼしていることを深く認識します。

- 「持続可能な都市」を未来の世代に引き継いでいきます。



ふなばし

- 船橋の良さを忘れずに、船橋らしさとして守り育てていきます。



第4章

施策体系と10年後に目指す環境

本章では、目指す環境像の実現に向けて、環境分野ごとに施策の柱を設定し、施策を体系化するとともに、10年後に目指す環境を示します。

1. 施策体系の考え方

本市は、恵み豊かな東京湾に面し、内陸部に水と土壌に恵まれた谷津の入り込んだ下総台地が拓がり、数千年前から人々の暮らしが営まれ、農漁業が盛んなまちとして栄えてきました。しかし、高度経済成長期における工場、事業場の進出や宅地開発は人口の急激な増加をもたらし、都市化の進展と社会経済活動の活発化に伴って、公害や自然破壊などの環境問題がクローズアップされました。また、エネルギーや資源の消費に拍車がかかり、地球温暖化の防止や増え続けるごみの処理などが新たな課題として加わりました。

前計画では、このような社会情勢を背景に、安全な生活環境の保全、生物多様性の確保（自然環境）、快適な地域環境の保全、未来に向けた地球環境の保全とともに、各分野の課題に協働して取り組むことを基本的な方向性として施策を体系化しました。

その後、私たちを取り巻く経済・社会環境は、東日本大震災をはじめとする大規模災害の発生などの影響によって大きな変化を遂げており、相互に絡み合い複雑化する環境問題に対応して、環境行政も枠組みの再構築を余儀なくされています。特に、地球温暖化に伴う気候変動の影響は、短時間の大雨による災害の発生など、私たちの生活にとって脅威となっており、対応の重要性が増しています。また、自然環境については、保全とともに自然を活用していく視点が重要となっており、循環型社会の構築、生活環境の保全については、引き続き取り組むべき課題といえます。あわせて各分野を俯瞰的にとらえた横断的な取組として、市民・事業者・行政等がパートナーシップを強化し、さらなる連携・協働によって、環境保全に取り組むことが求められています。

このため、本計画では、基本的な方向性として施策の柱を次のように見直し、それぞれの分野で施策を体系化して進めていくこととします。

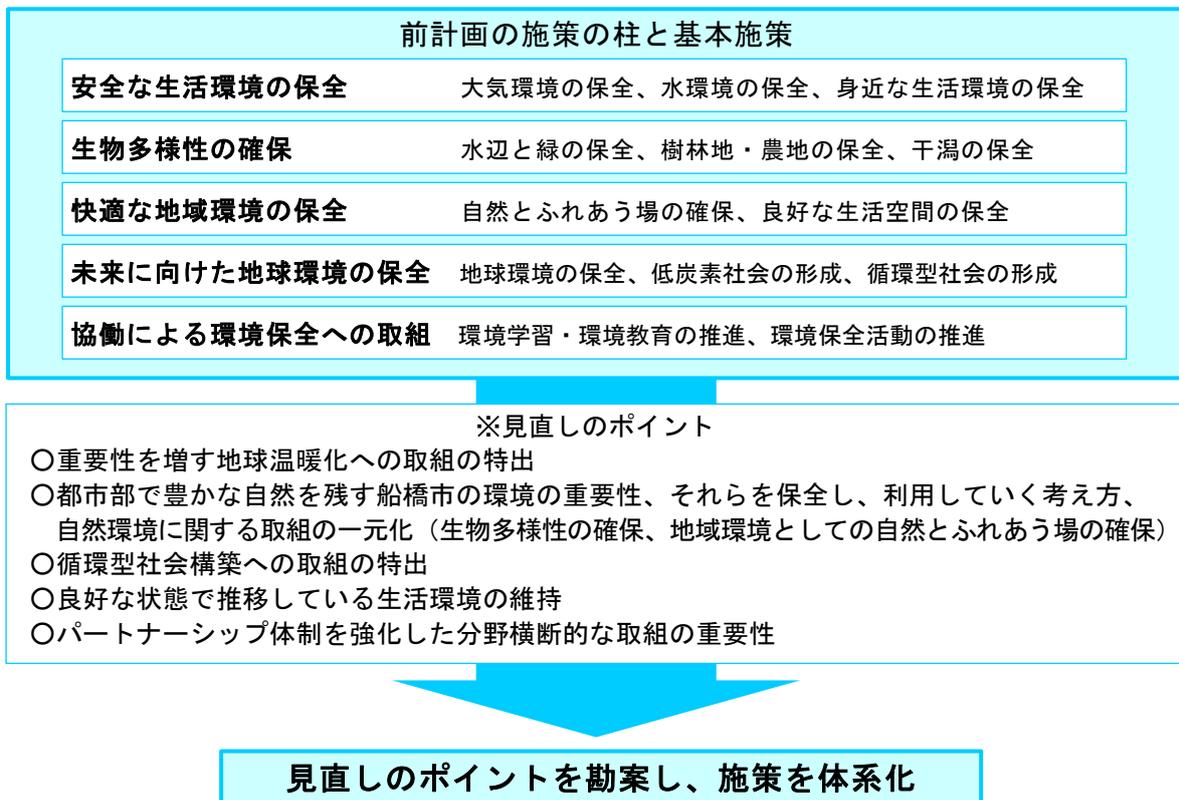


図 4-1-1 施策体系の基本的な方向性（施策の柱）の見直し

2. 施策体系

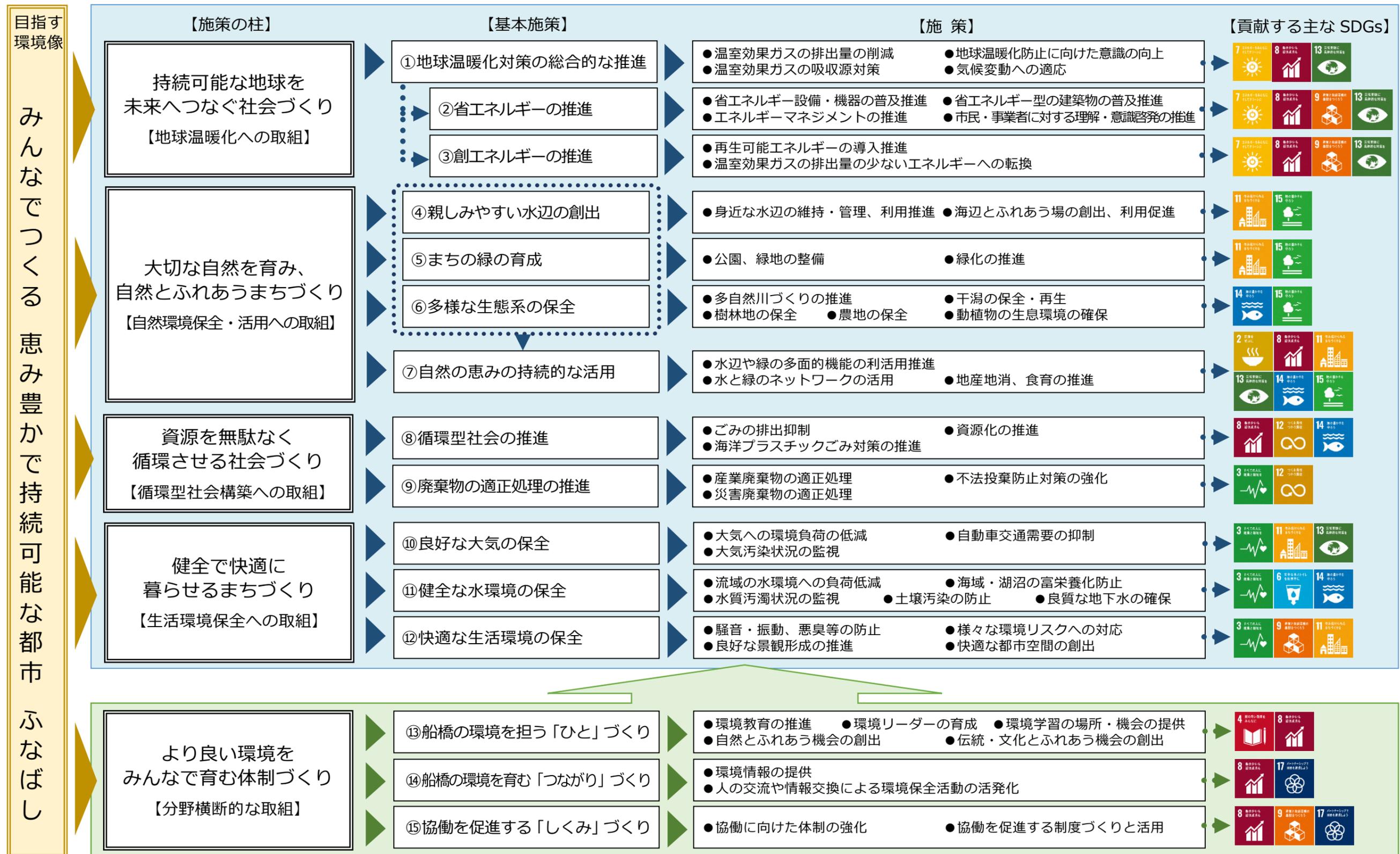


図 4-3-1 本計画の施策体系

3. 施策の柱と10年後に目指す環境

(1) 持続可能な地球を未来へつなぐ社会づくり

東京都心に近く交通の利便性が高い本市では、現在も人口の流入が続いており、市全体では今後しばらく人口が増加するものと見込まれています。このような中で、市民生活におけるエネルギー消費量等は増加し、家庭部門の温室効果ガス排出量が増えています。様々な地球環境問題の中でも、地球温暖化は私たちの日常生活や事業活動に深く関わっており、気候変動による経済・社会や生態系などへの深刻な影響が懸念されています。そうした影響を最小化するには、テレワークなどの新たな生活様式を取り入れ、私たち一人ひとりが環境に配慮した取組を進める一方で、社会全体を低炭素で持続可能なしくみへと変えていく必要があります。



太陽光発電システム（坪井公民館）

これらのことを踏まえ、「10年後に目指す環境」に向けてエネルギーや都市環境に関する施策を推進し、持続可能な地球を未来へつなぐ社会づくりに取り組みます。

【基本施策】

【10年後に目指す環境】

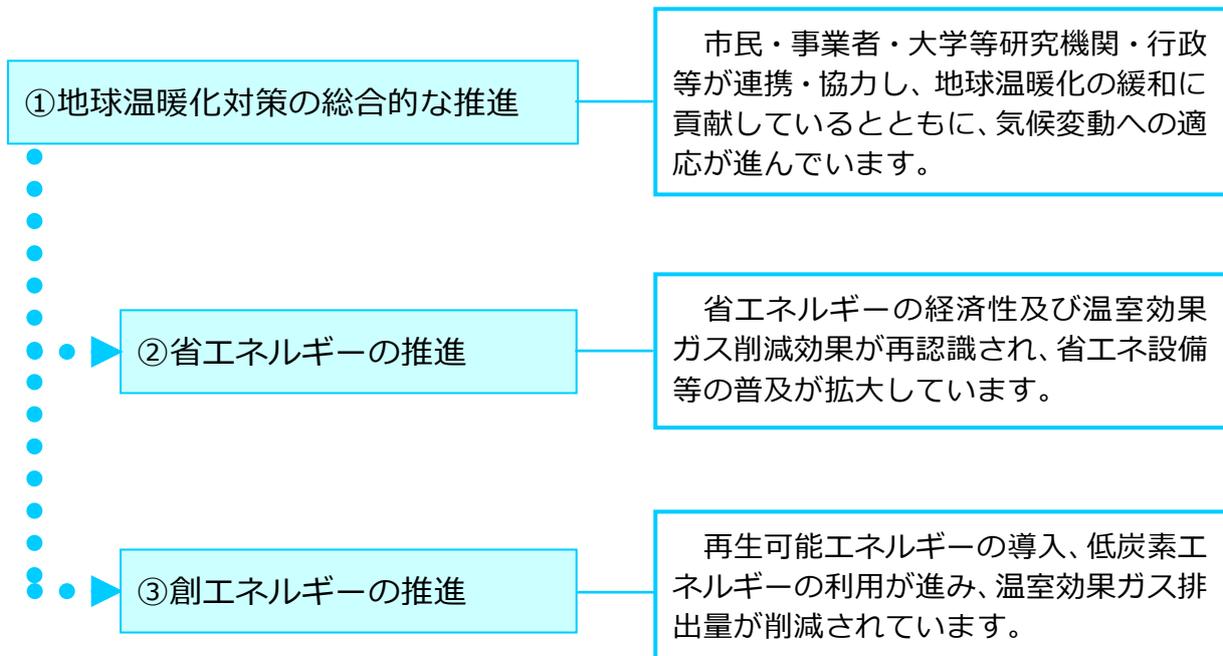


図 4-3-1 地球温暖化への取組に関する基本施策と10年後に目指す環境

(2) 大切な自然を育み、自然とふれあうまちづくり

北部を中心に広がる樹林地・農地の緑や、海老川をはじめとする河川の水辺は、本市の里地里山の自然環境を形づくっています。また、三番瀬の干潟は、生きものなどとふれあえる貴重な水辺を私たちに提供しています。これらの身近な自然は、市民の暮らしにうるおいを与える大切な存在であるとともに、本市の農業・漁業を育む重要な地域資源となっています。それと同時に、自然災害に対する防災・減災、ヒートアイランド等の都市気候の緩和など多面的な機能も持ち合わせています。近年では、生物多様性に対する認識の深まりとともに、原生的な自然や優れた自然環境のみならず、身近な緑や水辺の重要性が注目されています。



貴重な干潟の自然（三番瀬）

これらのことを踏まえ、「10年後に目指す環境」に向けて自然環境に関する施策を推進し、大切な自然を育み、自然とふれあうまちづくりに取り組みます。

【基本施策】

【10年後に目指す環境】

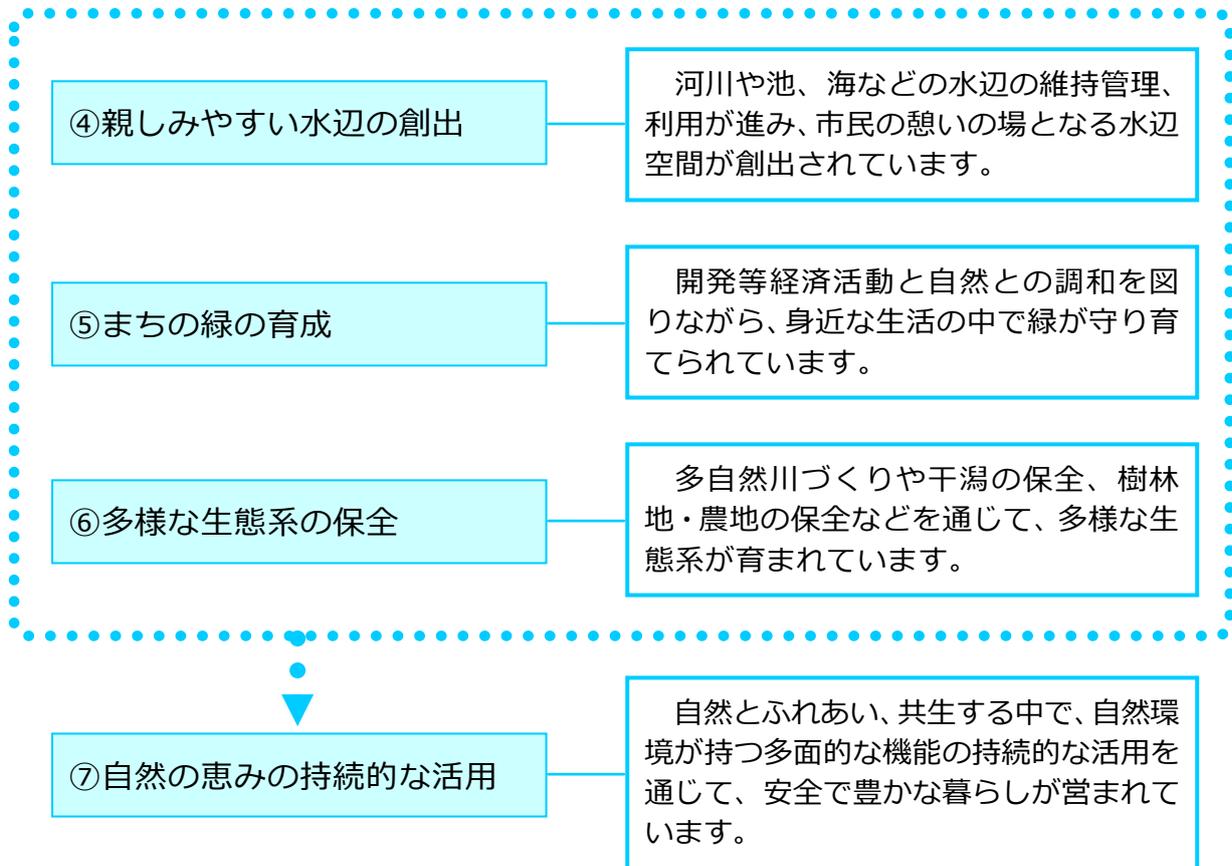


図 4-3-2 自然環境保全・活用への取組に関する基本施策と10年後に目指す環境

(3) 資源を無駄なく循環させる社会づくり

本市においても、ごみの発生抑制、資源の再利用、リサイクル等、循環型社会の形成に向けた取組が進められる中で、昨今は、プラスチックごみの飛散・海洋流出、食品廃棄物の増加などが、地球規模での環境問題に発展しています。これらの新たな課題に対応して、市民の間では、レジ袋の使用削減につながるエコバッグの普及や、食品ロスの削減に向けた食べ切り運動の推進など、様々な取組が展開されています。今後も資源の有限性を再認識した上で、循環を基調とした社会のしくみの強化に努める必要があります。



ふなばし三番瀬クリーンアップ

これらのことを踏まえ、「10年後に目指す環境」に向けて資源循環や廃棄物に関する施策を推進し、資源を無駄なく循環させる社会づくりに取り組みます。

【基本施策】

【10年後に目指す環境】

⑧循環型社会の推進

資源循環型の社会に向けて、ごみの発生抑制、資源の再利用、リサイクル等の取組が積極的に進められています。

⑨廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の適正処理とともに、不法投棄のないまちづくりが進んでいます。

図 4-3-3 循環型社会構築への取組に関する基本施策と10年後に目指す環境

(4) 健全で快適に暮らせるまちづくり

大気や水・土壌は人が生活していく上で欠かせないものであり、将来にわたって、それらを公害のない健全な状態のまま保つ必要があります。本市の生活環境は、概ね良好な状態で推移していますが、自動車保有台数や交通量の増加に伴う道路沿道の大気汚染や騒音、河川や海域の富栄養化による漁業への影響などが懸念されています。これらの課題への対応に加えて、美しいまちなみを創出することによって、住み心地のよいまちを築いていくことが重要です。



緑豊かな市街地

これらのことを踏まえ、「10年後に目指す環境」に向けて生活環境に関する施策を推進し、私たちが心身ともに健全で快適に暮らせるまちづくりに取り組みます。

【基本施策】

【10年後に目指す環境】

⑩ 良好な大気の保全

事業活動や自動車からの排出ガス削減対策が進み、良好な大気環境が維持されています。

⑪ 健全な水環境の保全

河川や海本来の生態系価値が向上し、流域全体で健全な水・土壌環境が維持されています。

⑫ 快適な生活環境の保全

まちが静穏に保たれているとともに、様々な環境リスクへの対応を通じて、快適な生活環境が保全されています。

図 4-3-4 生活環境保全への取組に関する基本施策と10年後に目指す環境

(5) より良い環境をみんなで育む体制づくり

これまで本市では、市内の小中学校における環境教育や、環境団体などと連携した出前講座などを開催し、環境を担う「ひと」づくりに取り組んできました。また、ふなばしアンデルセン公園やふなばし三番瀬海浜公園・環境学習館等の施設を活用して、環境学習の機会を提供してきました。その一方で、ふなばし環境フェアをはじめとする様々なイベントを通じて、市民や事業者、市民団体などの交流を進めてきました。このように、複雑・多様化する環境問題の解決には、私たち一人ひとりが大気、水・土壌や自然、エネルギー、資源などの大切さを学ぶとともに、みんなが様々につながることでそれぞれが持つ知恵を生かし、連携・協働して取組を進めていくことが重要です。



出前講座の様子
(地球温暖化に関する出前講座)

これらのことを踏まえ、「10年後に目指す環境」に向けて分野横断的な施策を推進し、より良い環境をみんなで育む体制づくりに取り組みます。

【基本施策】

【10年後に目指す環境】

⑬船橋の環境を担う「ひと」づくり

市民・事業者の環境学習、子どもたちへの環境教育が進められており、次代の船橋の環境を担う人材が育っています。

⑭船橋の環境を育む「つながり」づくり

市民・事業者・大学等研究機関・行政等が交流を通じてお互いに理解を深め合い、環境保全活動に取り組む、充実したパートナーシップが構築されています。

⑮協働を促進する「しくみ」づくり

長期的な視点に立って市民・事業者・大学等研究機関・行政等が協働しているとともに、協働を促進する制度の活用により、持続可能な環境保全活動に取り組むための体制が強化されています。

図 4-3-5 分野横断的な取組に関する基本施策と10年後に目指す環境



第5章

施策の展開

本章では、船橋市が取り組む具体的な施策を前章で示した体系に沿って展開します。

第5章 施策の展開 各ページの見方

第5章 施策の展開

1. 持続可能な地球を未来へつなぐ社会づくり【地球温暖化への取組】

1 基本施策1 地球温暖化対策の総合的な推進

2 ■10年後に目指す環境
市民・事業者・大学等研究機関・行政等が連携・協力し、地球温暖化の緩和に貢献しているとともに、気候変動への適応が進んでいます。

3

4 ■施策の方針
今や地球温暖化は疑う余地がなく、それに伴う気候変動の影響と考えられる異常気象等が世界各地で顕著化しています。これに対して、国際社会は2015年(平成27年)にパリ協定*を採択し、温室効果ガスの排出抑制に向けて、各国が削減目標を掲げて対策を進めています。一方で、気候変動はもはや避けられないとの認識の下、その影響に適応していく動きも見られます。
このような状況を踏まえ、本市においても温室効果ガス排出量の削減に向けて各主体の具体的な行動の普及啓発を図るとともに、意識向上に取り組みます。また、温室効果ガスの吸収源対策や気候変動への適応など、総合的な観点から取組を進めていきます。
なお、温室効果ガス削減に有効な省エネルギーの推進・創エネルギーの推進については、基本施策2、3にて詳細に取り扱うものとします。
*パリ協定は、この翌年(2016年(平成28年))に発効しました。

5 ■環境等の現状を把握するための状態指標

状態指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
市民一人当たりの温室効果ガス排出量 ^{※1}	6.25t-CO ₂	4.43t-CO ₂
エコライフ実践度(家庭) ^{※2}	52%	70%
エコオフィス実践度(事業者) ^{※2}	39%	70%
熱中症搬送者数	221人	搬送者数の減少

※1 基準値は平成25年度実績値
※2 直近のアンケート調査実施時期が、平成30年度であるため、基準年度を平成30年度にしています。

6 ■施策

●温室効果ガス排出量の削減

市域の温室効果ガス排出量の把握に努めるとともに、その削減に向けて公共施設におけるエコオフィス行動を実施し、市民・事業者に対してもクールチョイスの普及啓発を図ります。

7

目標指標(例)	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)
市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量	150,627t-CO ₂	120,627t-CO ₂

●地球温暖化防止に向けた意識の向上

市民・事業者、市民団体などに対して、船橋市地球温暖化対策地域協議会への参画を促進する一方で、温室効果ガス排出抑制に関する情報提供や地球温暖化防止に向けた取組に対する支援に努めます。

目標指標(例)	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
地球温暖化に関する環境講座実施回数	18回	30回

●温室効果ガスの吸収源対策

市域から排出される温室効果ガスの削減に向けて、その吸収源となる樹林地・緑地の保全・整備を推進します。あわせて、公共施設や道路沿道などの緑化に努めます。

目標指標(例)	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
樹林地の保全面積	194ha	236ha

●気候変動への適応

水害等の自然災害に対する治水対策や防災・減災対策、農・水産物の生育被害の軽減や感染症・熱中症などの予防に向けた情報提供に努め、気候変動による様々な影響への適応を図ります。

目標指標(例)	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
熱中症予防に関する健康教育の実施回数	312回	315回

1 基本施策名

第4章でお示しした施策体系の15の基本施策に対応しています。

2 10年後に目指す環境

基本施策が対象とする分野の10年後に目指す環境です。

3 SDGs マーク

SDGsの17のゴール(目標)のうち、当該基本施策の推進によって実現に主に貢献できるものについて、カラーアイコンを用いて示しています。

4 施策の方針

背景となる地域特性や本市の課題等を踏まえ、基本施策が対象とする分野における施策の展開方針を示しています。

5 状態指標

基本施策が対象とする分野において、環境等の状態を把握するための状態指標を示しています。
状態指標は施策の成果だけでなく、様々な要因によって変動する指標(例:海域の水質)となります。

6 施策

施策の方針に基づいて設定した市の施策の概要を示しています。

7 目標指標

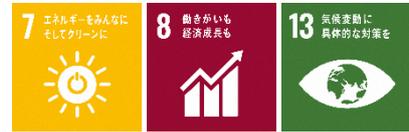
施策に対して設定する、施策の進捗状況を示す目標指標を示しています。
目標指標は施策の成果を測る指標(例:環境イベントの参加人数)となります。

1. 持続可能な地球を未来へつなぐ社会づくり【地球温暖化への取組】

基本施策 1 地球温暖化対策の総合的な推進

■10年後に目指す環境

市民・事業者・大学等研究機関・行政等が連携・協力し、地球温暖化の緩和に貢献しているとともに、気候変動への適応が進んでいます。



■施策の方針

今や地球温暖化は疑う余地がなく、それに伴う気候変動の影響と考えられる異常気象等が世界各地で顕著化しています。これに対して、国際社会は2015年(平成27年)にパリ協定*を採択し、温室効果ガスの排出抑制に向けて、各国が削減目標を掲げて対策を進めています。一方で、気候変動はもはや避けられないとの認識の下、その影響に適応していく動きも見られます。

このような状況を踏まえ、本市においても温室効果ガス排出量の削減に向けて各主体の具体的な行動の普及啓発を図るとともに、意識向上に取り組みます。また、温室効果ガスの吸収源対策や気候変動への適応など、総合的な観点から取組を進めていきます。

なお、温室効果ガス削減に有効な省エネルギーの推進・創エネルギーの推進については、基本施策2、3にて詳細に取り扱うものとします。

*パリ協定は、この翌年(2016年(平成28年))に発効しました。

■環境等の現状を把握するための状態指標

状態指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
市民一人当たりの温室効果ガス排出量 ^{※1}	6.25t-CO ₂	4.43t-CO ₂
エコライフ実践度(家庭) ^{※2}	52%	70%
エコオフィス実践度(事業者) ^{※2}	39%	70%
熱中症搬送者数	221人	搬送者数の減少

※1 基準値は平成25年度実績値

※2 直近のアンケート調査実施時期が、平成30年度であるため、基準年度を平成30年度にしています。

■ 施策

● 温室効果ガス排出量の削減

市域の温室効果ガス排出量の把握に努めるとともに、その削減に向けて公共施設におけるエコオフィス行動を実践し、市民・事業者に対してもクールチョイスの普及啓発を図ります。

目標指標（例）	基準値 （平成 25 年度）	目標値 （令和 12 年度）
市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量	150,627t-CO ₂	120,627t-CO ₂

● 地球温暖化防止に向けた意識の向上

市民・事業者、市民団体などに対して、船橋市地球温暖化対策地域協議会への参画を促進する一方で、温室効果ガス排出抑制に関する情報提供や地球温暖化防止に向けた取組に対する支援に努めます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和 12 年度）
地球温暖化に関する環境講座実施回数	18 回	30 回

● 温室効果ガスの吸収源対策

市域から排出される温室効果ガスの削減に向けて、その吸収源となる樹林地・緑地の保全・整備を推進します。あわせて、公共施設や道路沿道などの緑化に努めます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和 12 年度）
樹林地の保全面積	194ha	236ha

● 気候変動への適応

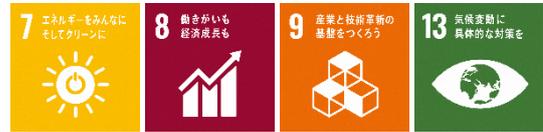
水害等の自然災害に対する治水対策や防災・減災対策、農・水産物の生育被害の軽減や感染症・熱中症などの予防に向けた情報提供に努め、気候変動による様々な影響への適応を図ります。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和 12 年度）
熱中症予防に関する健康教育の実施回数	312 回	315 回

基本施策2 省エネルギーの推進

■10年後に目指す環境

省エネルギーの経済性及び温室効果ガス削減効果を再認識され、省エネ設備等の普及が拡大しています。



■施策の方針

私たちの日常の暮らしや事業活動は、太陽から地球にもたらされたエネルギーが、長い年月をかけて蓄積された化石エネルギーによって支えられています。その化石エネルギーを将来の世代へと引き継ぐためには、エネルギーを無駄なく有効に使う省エネルギーに取り組むことが重要です。省エネルギーは有力な地球温暖化対策であり、温室効果ガス排出量の削減に直接的な効果が期待されるものです。また、長期的な視点で捉えれば経済効果が高く、家計の節約や事業活動におけるコストダウン対策にもなります。

このことを踏まえ、経済性を考慮しながら、省エネルギー設備・機器や省エネルギー型の建築物の普及、エネルギーマネジメント*の導入などハード面での取組を推進する一方で、ソフト面では市民・事業者の意識啓発に取り組みます。

*電気やガスその他燃料等の使用量の需要に応じた管理等により、エネルギーの無駄をなくすことです。

■環境の現状を把握するための状態指標

状態指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和12年度)
一世帯当たりの電力使用量 ^{※1}	5,352kWh	2,606kWh
一世帯あたりの都市ガス使用量 ^{※1}	288 m ³	194 m ³
エコドライブの実践割合 ^{※2} (定期アンケート調査による)	64%	80%

※1 令和元年度の数値が判明する時期が令和2年度末になるため、平成30年度を基準年度としています。
 ※2 直近のアンケート調査実施時期が、平成30年度であるため、基準年度を平成30年度にしています。

■ 施策

● 省エネルギー設備・機器の普及推進

省エネルギー設備・機器の導入・普及に向け、情報提供に努めます。また、公共施設に省エネルギー設備を積極的に導入していくとともに、事業者に対してもESCO*事業等の活用を通じた省エネルギー設備導入の普及を図ります。さらに、電気自動車などの次世代自動車の普及を推進します。

*省エネルギー改修に必要な設備費等を光熱水費の削減分で賄う事業手法のことです。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
家庭における高効率給湯器の導入累計件数	719 件	1,900 件

● 省エネルギー型の建築物の普及推進

建築物省エネ法に基づき、届出対象建築物に対して省エネルギーに関する指導・助言を行っていくとともに、ZEB、ZEH*などの省エネルギー型の建築物の普及促進に努めます。また、固定資産税の減税措置を通じて、住宅等の省エネ改修促進を図ります。

*省エネルギーの一方で、太陽光発電等でエネルギーをつくり、見かけ上のエネルギー消費量をゼロにしたビル（ZEB）や住宅（ZEH）のことです。

【目標指標】

施策の参考となる数値として、千葉県の子数に ついては確認していきますが、市の施策成果を直接的に反映する数値（市域での ZEB の件数等）の把握が困難なため、当施策では目標指標は設定しないものとします。

● エネルギーマネジメントの推進

公共施設において温室効果ガス排出削減に向けたエネルギーマネジメントに取り組むとともに、新たなまちづくりにおける地域エネルギーマネジメントの導入促進に努めます。また、エネルギー需要特性に応じた電気・熱利用の最適化などに向けて調査・研究・検討を進めていきます。

【目標指標】

施策内容が調査・研究・検討であることから、市の施策成果を直接的に反映する数値の設定が困難なため、当施策では目標指標は設定しないものとします。

● 市民・事業者に対する理解・意識啓発の推進

家庭や事業所において、省エネルギーの取組やエネルギーの有効利用に関する理解を促進するため、広報・意識啓発などに取り組みます。また、環境イベントなどの機会を利用して、緑のカーテンや自動車運転時のエコドライブの普及に努めます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
緑のカーテン育成キャンペーン提出者数	161人	300人

基本施策3 創エネルギーの推進

■10年後に目指す環境

再生可能エネルギーの導入、低炭素エネルギーの利用が進み、温室効果ガス排出量が削減されています。



■施策の方針

省エネルギーの推進と併せて、太陽光・太陽熱、風力、バイオマスなどの再生可能な未利用エネルギー資源を活用し、自らエネルギーを創り出す創エネルギーも地球温暖化対策として重要な取組となります。そのため、水素等の新しいエネルギーの活用や太陽光発電等の再生可能エネルギー導入を自然環境の保全と両立させつつ推進し、低炭素エネルギーへの転換を図ることで、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

■環境等の現状を把握するための状態指標

状態指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
市内における再生可能エネルギー設置容量	57,784kW	97,110kW

◆◇◆ 電気の「自己託送制度」の活用 ◆◇◆

電気の「自己託送制度」とは、再生可能エネルギー等で発電した電気を、電線などの送配電設備を利用して、発電した施設とは別の場所にある自らの施設に供給することで、発電した電気を自家消費できる制度です。

本市では、この制度を活用し、清掃工場の廃棄物処理に伴い発電した電気を公共施設(下水処理場等)に供給できるよう検討を行います。実現すれば、再生可能エネルギーによって発電したクリーンな電気の地産地消や、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減が見込まれるだけでなく、電気料金の削減といった財政上のメリットを得ることも期待されます。

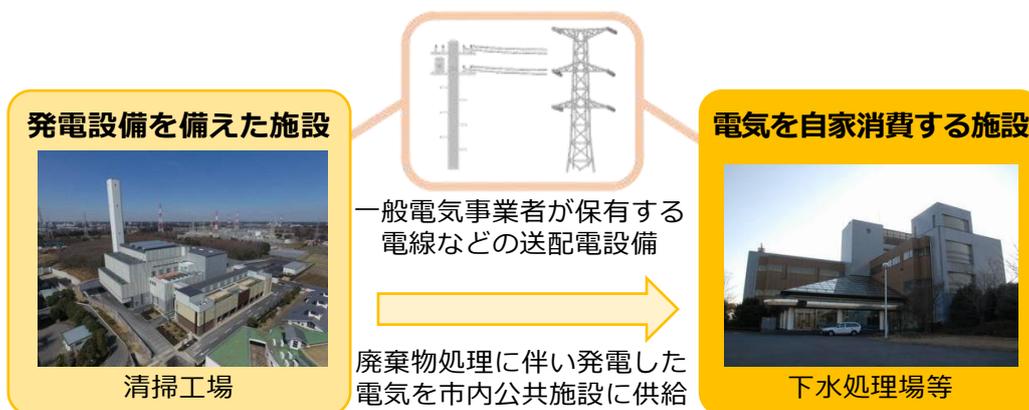


図 5-1-1 自己託送制度を活用した電気の自家消費

■ 施策

● 再生可能エネルギーの導入推進

家庭における再生可能エネルギー利用設備の設置を推進するとともに、その効果に関して市民の理解促進に努めます。また、小中学校・公民館等への太陽エネルギー利用設備の設置に努めるほか、地域バイオマスや水素エネルギーの利活用に向けた検討、下水道施設・ごみ焼却施設における未利用エネルギーや再生可能エネルギーの活用などに取り組みます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
公共施設におけるバイオマス燃料の発電容量	11,230kW	19,120kW

● 温室効果ガス排出量の少ないエネルギーへの転換

事業者に対して、生産用機械やボイラーなどの設備機器における温室効果ガスの排出の少ないエネルギーへの転換を促進します。また、水素エネルギーの利活用に関する情報収集・提供とともに、バイオマス燃料や燃料電池などの導入・利用促進に向けた調査・研究に取り組みます。

【目標指標】

施策内容が調査・研究であることから、市の施策成果を直接的に反映する数値の設定が困難なため、当施策では目標指標は設定しないものとします。

2. 大切な自然を育み、自然とふれあうまちづくり【自然環境保全・活用への取組】

基本施策4 親しみやすい水辺の創出

■10年後に目指す環境

河川や池、海などの水辺の維持管理、利用が進み、市民の憩いの場となる水辺空間が創出されています。



■施策の方針

河川や池は市民にとって身近な水辺空間となっているため、残された自然環境に配慮して、市民参加のもとで維持・管理に取り組み、自然にふれあえる場として利用を推進します。

また、限られた海岸線を生かして親水空間の整備に取り組み、海辺とふれあう場の創出と利用促進を図ります。

■環境等の現状を把握するための状態指標

状態指標 (例)	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
水辺を身近に感じる市民の割合 (定期アンケート調査による)	調査実施前	割合の向上 (調査毎)

■施策

●身近な水辺の維持・管理、利用推進

市民・事業者の水辺空間の保全に対する意識啓発に取り組み、河川や湧水の維持管理に努める一方で、親水性を考慮して水辺に近づきやすい空間の整備を進めます。

目標指標 (例)	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
水辺空間の整備箇所数	1箇所	5箇所

●海辺とふれあう場の創出、利用促進

海の特徴を生かして水辺とふれあえる場を増やすとともに、様々な場所を行き交う回遊性を持たせて魅力の創出に努めます。また、自然体験の場として、ふなばし三番瀬海浜公園や環境学習館の利活用促進を図ります。

目標指標 (例)	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
ふなばし三番瀬環境学習館の総利用者数	45,613人	67,000人

基本施策5 まちの緑の育成

■10年後に目指す環境

開発等経済活動と自然との調和を図りながら、身近な生活の中で緑が守り育てられています。



■施策の方針

少なくとも今後10年は人口の増加が見込まれている中で、残された自然環境に配慮して公園・緑地の整備を図る一方で、市民や事業者とともに身近な生活の中で豊かな緑を感じられるように、地域性に配慮した緑化を推進し、開発等の経済活動と自然とが調和したまちづくりに取り組みます。

■環境等の現状を把握するための状態指標

状態指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
市民一人当たりの都市公園面積	3.35 m ² /人	3.87 m ² /人
みどりに対する満足度 (定期アンケート調査による)	調査実施前	満足度の向上 (調査毎)

■施策

●公園・緑地の整備

公園・緑地について、公共事業と連携した整備や関連条例に基づく確保を推進し、市民参加による維持管理などを通じて、身近で利便性の高い施設づくりに努めます。

目標指標 (例)	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
都市公園の総面積	216ha	244ha

●緑化の推進

学校・公共施設、宅地開発・事業所等での緑化推進などとともに、民有樹木の保全や公共空間における街路樹などの整備推進を通じて、市街地の緑を守り育てます。また、公共施設への緑のカーテンの設置、民間建築物の屋上・壁面緑化の誘導によって、まちなかの緑を増やします。

目標指標 (例)	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
ふれあい花壇事業実施箇所	99箇所	134箇所

基本施策6 多様な生態系の保全

■10年後に目指す環境

多自然川づくりや干潟の保全、樹林地・農地の保全などを通じて、多様な生態系が育まれています。



■施策の方針

海老川をはじめとする多数の河川の水辺に恵まれた本市の特性を生かして、多自然川づくり事業の推進などによる河川本来の自然環境の保全・再生に取り組み、身近な水辺の生態系を育みます。また、埋立てが進む東京湾において、三番瀬には今も貴重な干潟生態系が残されているため、ラムサール条約登録を視野に入れた保全・再生に取り組みます。

一方、北部を中心に広がる樹林地や農地は、多様な生き物の生息場所となっています。生物多様性ふなばし戦略の推進等を通じて、これらの自然の緑を保全するとともに、外来生物などの脅威から生態系を守り、生物多様性の保全に努めます。

■環境等の現状を把握するための状態指標

状態指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
動植物の生息地又は生育地となり得る緑地等の割合※	25.0%	現状維持
生物多様性の認知度 (定期アンケート調査による)	調査実施前	認知度の向上 (調査毎)

※ 基準値は平成28年度実績値

■ 施策

● 多自然川づくりの推進

河川の自然環境を把握し、生物の生息状況などに配慮した維持管理に努めるとともに、親水性や洪水流下などの機能向上を図るため、多自然川づくりを推進します。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
多自然川づくり整備延長	5,110m	6,560m

● 干潟の保全・再生

漁業関係者と協働して、水産資源の生息環境の保全に努めるとともにそれらを支える漁業の育成に取り組みます。また、三番瀬のラムサール条約登録を目指した情報収集及び取組の推進体制づくりを関係団体（漁業者・市民含む）と調整を図りながら進めるとともに、ふなばし三番瀬クリーンアップや漁業体験を通じた環境学習などにより、市民・事業者の干潟に対する保全意識の向上を図ります。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
ふなばし三番瀬クリーンアップ参加人数	722人	1,000人

● 樹林地の保全

指定樹林制度の活用や買い取り・借り上げによる樹林地の保全に努め、樹林地の公益的機能に関して情報を提供していくことによって樹林の維持管理に対する市民等の参画を促進するほか、風致地区による保全や斜面緑地を守る取組を進めていきます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
樹林地の保全面積（再掲）	194ha	236ha

●農地の保全

耕作放棄地を解消し、多面的機能の発揮に向けて農地の適切な維持管理を促進するため、農地集積や多様な担い手（認定農業者や援農ボランティア等）の育成などを通じた農地の保全と農業振興に取り組み、生物多様性に配慮した農業を推進していきます。その一方で、ふるさと農園などとして活用を図り、農業体験の場を提供します。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
援農ボランティアの会員数	48人	会員数の増加

●動植物の生息環境の確保

環境共生まちづくり条例に基づく環境に配慮した開発指導、生物多様性ふなばし戦略に基づく取組の推進などにより、野生動植物の生息環境の確保に努めます。また、外来種に関する情報収集や市民参加型のモニタリング調査などにより、動植物の生息環境の状況把握に努めます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
指標種のモニタリング調査報告件数	実施前	300件

◆◇◆ 市民参加型の動植物のモニタリング ◆◇◆

本市では、私たちの生活に恵みをもたらす生物多様性を未来の世代に引き継いでいくために、生物多様性を保全しつつ、持続可能な形で利用していくための考え方を示した、「生物多様性ふなばし戦略」を平成29年3月に策定しました。戦略では、「指標種を用いたモニタリングの実施」や「生物多様性への配慮指針（チェックリスト）の策定」など、5つの重点的な取組を掲げています。

そのうち、市民参加型モニタリングでは、夏休みを利用したセミのぬけがら調査を市内3コースで実施しており、令和元年度は4,431個のぬけがらが発見されました。今後も、季節に合わせた指標種を増やしていく予定です。市民参加型の動植物のモニタリング調査を実施することにより、市民のみなさんと一緒に市内に生息する動植物の情報を共有していきます。



基本施策7 自然の恵みの持続的な活用

■10年後に目指す環境

自然とふれあい、共生する中で、自然環境が持つ多面的な機能の持続的な活用を通じて、安全で豊かな暮らしが営まれています。



■施策の方針

変化に富んだ地形やそれらが織りなす多様な水辺や緑は、豊かな生態系を育んでいるとともに、大気や水などの自然の循環系を健全に維持しています。また、地球温暖化対策としての側面では気候変動を緩和する効果を発揮する一方で、レクリエーションの場として私たちの生活にうるおいを与えてくれています。このような自然の多面的機能を都市空間に取り込んで、相乗的な効果を享受するグリーンインフラの考え方が、今後の都市整備のあり方として見直されています。グリーンインフラには、防災・減災対策としての効果も期待されており、将来にわたって持続的な活用を図ることが重要といえます。

このことを踏まえ、安全で豊かな暮らしを築くため、水辺や緑の多面的機能の利活用や水と緑のネットワークの活用に取り組み、自然との共生を目指すとともに、本市が有する農産物・水産物などの豊かな自然の恵みを活用して、地産地消や食育を進めていきます。

■環境等の現状を把握するための状態指標

状態指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
レクリエーション施設等利用者数	830,809人	利用者数の増加
地場食材を意識して購入している市民の割合（定期アンケート調査による）	61.1%	70%

■ 施策

● 水辺や緑の多面的機能の利活用推進

洪水などの自然災害に対する防災・減災、ヒートアイランド等の都市気候の緩和などの観点から、河川や緑地・農地（休耕地を含む）などが持つ浸透効果をはじめとする多面的機能の評価・利活用を図ります。また、それらグリーンインフラのまちづくりへの活用など様々な活用方策の調査・研究に取り組みます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
農地を活用した地域防災訓練回数（累計）	1回	12回

● 水と緑のネットワークの活用

水辺・緑地等の広域的な整備に向けて、県・近隣市・関係機関などと調整していくとともに、自然とふれあえる場として市民の森や干潟などの地域資源を生かし、エコツーリズムの推進などによる観光振興を図り、地域・経済の活性化に取り組みます。

【目標指標】

施策内容が関係機関との調整が主になることから、市の施策成果を直接的に反映する数値の設定が困難なため、当施策では目標指標は設定しないものとします。

● 地産地消、食育の推進

食の安全確保に向けた消費者及び食品事業者に対する衛生教育を推進する一方で、農・水産物やそれらの加工品の地産地消のしくみづくりに取り組み、日常の食生活における利用はもとより学校給食や市内飲食店等において地元食材の活用を推進します。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
地場産物の食材を活用した「食に関する指導」の授業を実施した学校の割合	61%	100%

3. 資源を無駄なく循環させる社会づくり【循環型社会構築への取組】

基本施策8 循環型社会の推進

■10年後に目指す環境

資源循環型の社会に向けて、ごみの発生抑制、資源の再利用、リサイクル等の取組が積極的に進められています。



■施策の方針

少なくとも今後10年は人口の増加が見込まれる本市において、全ての市民が今のままのライフスタイルを続けると、将来の市全体のごみ発生量は増加することが想定されます。核家族化や単身世帯の増加に対応して消費者サービスは多様化しており、飲食店やスーパー等での食品ロスが社会問題化しています。また、容器包装などとして使われているプラスチック製品が、使用后適正に廃棄されないまま海洋に流出し、沿岸に漂着したり生物の体内に取り込まれたりするなど、新たな環境問題を引き起こしています。

これらのことを踏まえ、資源を無駄なく循環させる社会の構築を目指して、ごみの排出抑制と資源化を通じたさらなる循環型社会を推進するとともに、廃プラスチック対策に取り組めます。

■環境等の現状を把握するための状態指標

状態指標	基準値 (令和元年度)	目標値※ (令和7年度)
リサイクル率	21.6%	33%
最終処分量	7,729 t	7,600 t
ごみの総排出量	204,788 t	185,106 t

※：船橋市一般廃棄物処理基本計画に基づく令和7年度の目標値。
令和3年度に同計画を改定に併せて、目標値を更新します。

■ 施策

● ごみの排出抑制

市民・事業者に対して、レジ袋の削減をはじめとする日常的なごみ減量に向けた取組の普及を図るとともに、船橋市廃棄物減量等推進員（クリーン船橋 530 推進員）の委嘱などにより、市民参加型のごみ減量・資源化のシステムづくりを推進します。また、食べきり運動などを通じて、食品ロスの発生抑制に向けた広報・啓発に努めます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和 12 年度）
食品ロス削減に取り組む「ふなR連携事業者」数	3 件	28 件

● 資源化の推進

スマートフォン向けごみ分別アプリ等を活用し、市民に対するごみ分別の普及を図るとともに、市民団体などによる自発的な有価物・資源物回収やフリーマーケット・バザーなどの活動を支援し、ごみの資源化を推進します。事業者に対しては、事業系一般廃棄物の資源化の取組の指導、事業系食品廃棄物等の資源化推進に努めます。また、樹木の剪定によって発生した枝等の有効な利用方法を検討します。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和 12 年度）
スマートフォン向けごみ分別アプリ 累計ダウンロード数	19,425 件	66,000 件

● 廃プラスチック対策の推進

海洋汚染を引き起こす原因となっているプラスチックごみへの対策として、それらの飛散及び海洋流出の防止に向けた市民・事業者等に対する普及啓発に努め、貴重な干潟生態系を育む三番瀬の保全につなげます。また、使い捨てプラスチックごみの発生抑制、紙等の環境への影響が少ない素材への転換などの取組を、市民・事業者等の様々な主体とともに推進します。

【目標指標】

プラスチックごみに係る包括的な取組については検討中であることから、市の施策成果を直接的に反映する数値の設定が困難なため、当施策では目標指標は設定しないものとします。

◆◆◆ 三番瀬と海洋プラスチックごみ対策 ◆◆◆

プラスチックは、短期間で社会に浸透した便利な素材ですが、世界全体で年間数百万トンものプラスチックが河川などを通じて海に流出しており（以下、「海洋プラスチックごみ」という。）、その量は2050年（令和32年）までに魚の重量を上回ると予想されています。我が国では、廃プラスチックの約14%が未利用であり、一人当たりの使い捨てプラスチック容器包装廃棄量は世界で2番目に多く、より一層の国内循環が求められています。

毎年、市民・事業者・環境団体・行政等で三番瀬に関する理解と関心を深めることを目的として実施している「ふなばし三番瀬クリーンアップ」では三番瀬の清掃のほか、干潟での生き物観察会や市内小学生が「三番瀬（または海）に関する絵」を応募した絵画コンクールの全作品を展示する「なぎさ美術館」を開催し、三番瀬の保全の啓発活動を行っています。



三番瀬の清掃の様子

令和元年のクリーンアップでは、日本大学生産工学部協力のもと、三番瀬の干潟でマイクロプラスチック（※）の調査を行い、1平方メートル当たり約200～300個のマイクロプラスチックを確認しました。



干潟での生き物観察会

その後、市では、令和2年9月1日に日本大学生産工学部と「環境に関する連携協定」を締結し、市内の下水処理場の汚泥の調査や、排水に含まれるマイクロプラスチックの量などの把握、河川の採水調査、さらにドローンでの航空撮影によりプラスチックごみの漂着状況を調べることであり、市はその発生源に対する効果的な抑制対策を検討していきます。



なぎさ美術館

河川などを通じて海に流れ込む「海洋プラスチックごみ」の問題解決に向けて、市民、事業者、市民団体、大学等研究機関及び行政が連携を取りながら、それぞれの立場で、プラスチックと賢く付き合っていく取組を進めていきます。



（※）プラスチックごみが劣化・分解され、5ミリメートル以下になったもの

◀マイクロプラスチック



基本施策 9 廃棄物の適正処理の推進

■ 10年後に目指す環境

廃棄物の適正処理とともに、不法投棄のないまちづくりが進んでいます。



■ 施策の方針

産業廃棄物の適正処理に向けて事業者等の指導に努めるとともに、不法投棄に対しては、市民・事業者・行政の連携の下で対策を強化し、不法投棄のないまちづくりに努めます。また、近年増えている自然災害等に備えて、災害時に発生が想定される廃棄物の適正処理を検討します。

■ 環境等の現状を把握するための状態指標

状態指標	基準値※ (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
産業廃棄物の不法投棄覚知件数	31件	20件

※：前3か年の平均値

■ 施策

● 産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対して、講習会の開催や立入検査などを通じて、産業廃棄物の適正処理を指導していきます。また、処分実績報告書等による処理状況の把握に努めるとともに、多量排出事業者に対する電子マニフェスト使用に関する啓発など排出事業者責任の強化に関する仕組みづくりを推進します。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
マニフェスト [※] の電子化率	63%	80%

※マニフェスト制度は産業廃棄物の適正処理の確保を目的としており、紙と比較して電子マニフェストはデータの透明性が確保され、法令遵守を徹底することができます。

● 不法投棄防止対策の強化

不法投棄の防止に向けて、パトロールを定期的実施するとともに、市民・事業者・行政の連携による監視体制の強化を図ります。また、広報紙・パンフレット等の活用、空き地等への看板掲示物等の設置を通じて、不法投棄防止のPRに努めます。

【目標指標】

不法投棄防止対策の強化の程度については、不法投棄の状況に応じて、変化していくため、数値設定が困難なことから、当施策では目標指標は設定しないものとします。

● 災害廃棄物の適正処理

災害廃棄物処理計画に基づいて、災害時の安定的な廃棄物処理を推進します。

【目標指標】

施策内容が災害時の安定的な廃棄物処理を推進であることから、市の施策成果を直接的に反映する数値の設定が困難なため、当施策では目標指標は設定しないものとします。

4. 健全で快適に暮らせるまちづくり【生活環境保全への取組】

基本施策 10 良好な大気の保全

■10年後に目指す環境

事業活動や自動車からの排出ガス削減対策が進み、良好な大気の環境が維持されています。



■施策の方針

本市の大気環境は概ね良好に保たれていますが、事業活動等に伴い排出される窒素酸化物や炭化水素などの大気汚染物質が原因となって発生する光化学オキシダントについては、環境基準を超過する年が見られます。そうした中で、移動手段として私たちの暮らしを支える自動車は、それら大気汚染物質及び温室効果ガスの排出源の一つとなっています。

このことを踏まえ、今後も良好な大気環境を維持するため、大気への環境負荷の低減や自動車交通需要の抑制に向けた取組を継続するとともに、大気汚染状況の監視に努めます。

■環境等の現状を把握するための状態指標

状態指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
二酸化窒素の県環境目標値の達成率	100% (8地点/8地点)	100% (8地点/8地点)
浮遊粒子状物質に関する環境基準の達成率 (一般局 ^{※1})	100% (8地点/8地点)	100% (8地点/8地点)
浮遊粒子状物質に関する環境基準の達成率 (自排局 ^{※2})	100% (2地点/2地点)	100% (2地点/2地点)
光化学スモッグ注意報発令回数	4回/年	0回/年
エコドライブの実践割合 ^{※3} (定期アンケート調査による)(再掲)	64%	80%
公共交通機関の一日当たり利用者数	71,739人/日	現状維持

※1 一般環境大気測定局のことで、大気の汚染状況を常時監視する測定局

※2 自動車排出ガス測定局のことで、自動車排出ガスによる環境大気の汚染状況を常時監視する測定局

※3 直近のアンケート調査実施時期が、平成30年度であるため、基準年度を平成30年度にしています。

■ 施策

● 大気への環境負荷の低減

固定発生源対策として、大気汚染防止法に基づく工場・事業場等の指導を継続するとともに、環境負荷の低い燃料への転換を推進します。その一方で、移動発生源対策として、電気自動車などの次世代自動車の普及推進や市民・事業者へのエコドライブの普及啓発などに取り組みます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
VOC（揮発性有機化合物）排出量	206t/年	現状維持

● 自動車交通需要の抑制

公共交通機関の利用を促進するとともに、利用が不便な地域については移動販売等の移動型市民サービスの提供などを通じて、市民の自動車利用の抑制を図ります。また、自転車走行空間の整備、駐輪場の整備と適切な運営、コミュニティサイクルの導入検討等により、自転車利用を促進します。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
自転車走行環境整備率	34.8%	100%

● 大気汚染状況の監視

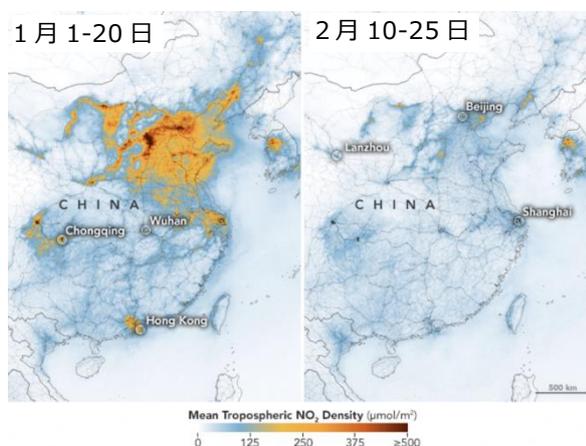
市内の定点における大気質の常時監視等を継続し、調査結果を広く公表します。

【目標指標】

施策内容が大気質の常時監視及びその公表であることから、市の施策成果を直接的に反映する数値の設定が困難なため、当施策では目標指標は設定しないものとします。

◆◆◆ 新型コロナウイルスと環境 ◆◆◆

令和2年、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大したことを受け、世界各国で人々の接触を避けるため、都市封鎖や外出制限、企業等への休業要請などの厳しい対策がとられました。その影響で社会経済情勢が大きく変貌する中、テレワークや交通機関を使わない移動（自転車利用等※）など、「3密（密閉、密集、密接）」を避けるワークスタイルが普及しました。その結果、事業活動や移動に伴うエネルギー消費量は減少し、温室効果ガス排出量の削減が見られました。また、アジアの大都市等においては、大気汚染が大幅に改善されました。



中国大陸における二酸化窒素濃度の比較
(出典：N P O法人国際環境経済研究所 Web サイト)

※自転車走行空間の整備

本市では、自転車利用の多い地域、自転車事故の多い地域、自転車走行環境の確保が必要な地域において、自転車走行空間の整備が進められております。市内の自転車の利用状況を調査・整理した上で、自転車走行環境の向上を図る路線区間を計画し、下面像のような自転車走行レーン等の整備を進めています。

自転車走行空間の整備の主目的は、身近な移動手段である、自転車の狭い道路環境における安全な走行を確保することですが、前述のように新型コロナウイルス感染症対策に有効であるだけでなく、大気汚染の抑制につながり、さらには市民の健康増進にもつながる一石四鳥の取組といえます。



整備前



整備後

自転車レーン型整備（海神、令和元年度実施）

基本施策 11 健全な水環境の保全

■10年後に目指す環境

河川や海本来の生態系価値が向上し、流域全体で健全な水・土壌の環境が維持されています。



■施策の方針

本市では、河川の水質は改善傾向にある一方で、流域の生活排水の負荷などによって、富栄養化の状態が続く東京湾や印旛沼での水環境保全が課題となっています。その解決のため、河川の上流域から海域や湖沼へとつながる流域全体で、負荷低減や海域・湖沼への富栄養化物質の流入抑制を図るとともに、水質汚濁の状況の監視を引き続き行い、また、土壌汚染の防止や良質な地下水の確保を通じて水循環の健全化に努めます。

以上の取組によって、健全な水・土壌の環境を維持することにより、河川や海本来の生態系価値の向上につなげます。

■環境等の現状を把握するための状態指標

状態指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
BOD [*] の環境基準達成率（河川）	100% (5 地点/5 地点)	100% (5 地点/5 地点)
海老川流域におけるBOD濃度 3mg/L 以下達成率	30% (3 地点/10 地点)	100% (10 地点/10 地点)
印旛沼流域におけるBOD濃度 3mg/L 以下達成率	67% (2 地点/3 地点)	100% (3 地点/3 地点)
COD [*] の環境基準達成率（海域）	75% (3 地点/4 地点)	100% (4 地点/4 地点)
全窒素の環境基準達成率（海域）	75% (3 地点/4 地点)	100% (4 地点/4 地点)
全りん [*] の環境基準達成率（海域）	50% (2 地点/4 地点)	100% (4 地点/4 地点)
青潮等の年間発生回数	2 回	0 回

※水の汚れを分解する際に必要となる酸素量のこと、水の汚れを示す代表的な指標です。

■ 施策

● 流域の水環境への負荷低減

公共下水道の整備推進や高度処理型合併処理浄化槽の普及促進とともに、それらの適正な維持管理を通じて、流域の水環境への負荷低減を図ります。また、家庭からの生活排水や事業所からの工程排水などへの対策を講じ、河川や海域の水質汚濁防止に努めます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
公共下水道普及率	88.4%	普及率の向上
高度処理型合併処理浄化槽の普及率	26.5%	60%

● 海域・湖沼の富栄養化防止

窒素・りんなど富栄養化の原因となる物質の流入量を削減するため、流域行動計画に基づく総合的な対策の推進などによって河川の水質改善を図ります。また、海域における青潮等の発生防止に向けて、千葉県や近隣自治体、漁業関係者など広域的な連携による検討を進めます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
公共下水道普及率（再掲）	88.4%	普及率の向上
高度処理型合併処理浄化槽の普及率（再掲）	26.5%	60%

※当施策は、海域・湖沼等の広域的な連携が必要な水環境の保全対策を主な視点としてまとめています。流域行動計画に基づく対策には、公共下水道普及や高度処理型合併処理浄化槽普及等が含まれているため、目標指標例は再掲としています。

● 水質汚濁状況の監視

公共用水域において水質の定点監視を継続し、調査結果を広く公表するとともに、事故などによる有害物質や油の流出の未然防止に努めます。

【目標指標】

施策内容が水質の定点監視及びその公表であることから、市の施策成果を直接的に反映する数値の設定が困難なため、当施策では目標指標は設定しないものとします。

● 土壌汚染の防止

農薬の適正使用・適正処理や、土砂等の埋立てを行う事業者に対する指導とともに、土壌汚染対策法に基づく調査・対策の実施指導に努めます。

【目標指標】

施策内容が指導であることから、市の施策成果を直接的に反映する数値の設定が困難なため、当施策では目標指標は設定しないものとします。

● 良質な地下水の確保

良質な地下水を確保するため、市街地への雨水浸透施設の整備や雨水浸透柵設置等の整備を推進し、地下水の涵養*を図る一方で、有害物質の地下浸透を防止の指導に努めます。

*雨水や地表の水を地面に浸透させて地下水を補給すること。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
流域貯留浸透事業に基づいて整備した 雨水貯留浸透施設の整備率	57%	67%

◆◇◆ 大きく改善した海老川の水質を維持するために ◆◇◆

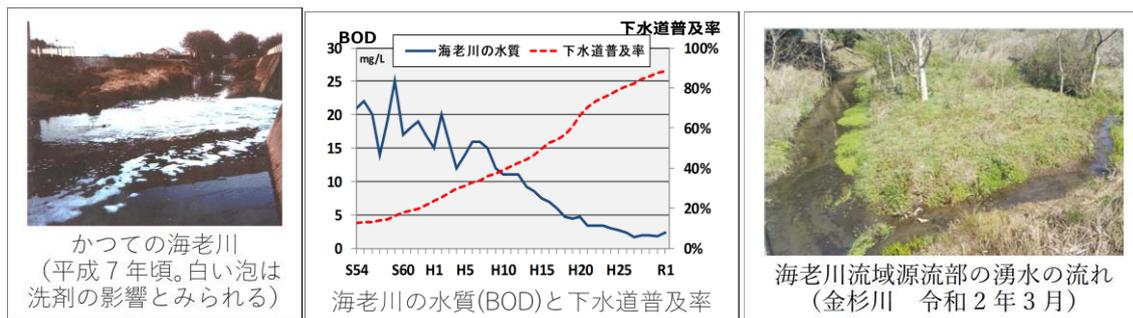
市内のほぼ中央部を流れる海老川は、流域がほぼ市内のみを流れています。海老川の汚れは、市内から発生する排水による影響ということになります。

かつて海老川流域には、支川などの源流部に谷津田と呼ばれる樹枝状の小さい谷が形成され、その至るところに湧水がありました。しかし 1960 年代以降多くの住宅が立ち並び、生活排水が十分に処理されないまま河川に放流されるようになり、都市化が進むことで雨水が地面にしみ込まず湧水の数も水量も減っていき、海老川流域の水質は BOD20mg/L を超えるまで汚濁が進行しました。

こうした水質汚濁の改善のため、公共下水道の整備が進められましたが、平成 30 年度には 85% の普及率となり、生活排水などの汚濁水が海老川に流れ込む量は減っていきましました。また、平成 10 年 3 月に策定された「海老川流域水循環再生構想」に基づいて雨水の地下浸透対策を積極的に進めてきたことで、地下水が河川水として伏流し希釈作用が働いたものと想定され、令和元年度現在の海老川八千代橋付近の水質は BOD2.3mg/L に大きく改善しました。

海老川のほか、市北部を流れる二重川、桑納川流域でも、良好な河川環境を維持するためには、住民、事業者といった全て者が有機物や窒素・リンも含めて汚濁水を流さないよう行動すること、下水道の普及の一方で懸念される河川水の枯渇化を防ぐとともに河川への伏流水の回復による希釈作用を高めるため雨水浸透柵等の設置を進めること、そして愛着の感じられる河川環境づくりを市としても目指していくことが重要と考えています。

特に下水道の整備予定のない地域や、当面普及の見込めない地域で、生活排水が河川の汚濁減となっていて負荷削減対策が必要な場合には包括的な対策を展開していくものとし、下記に示す①～⑤の実施について、流域の特性に応じて関係部署が連携し役割分担のもとで改善が進むよう、推進策を検討していきます。



河川・湖沼・海域の水環境を良好に保全するために……
 →必要な地域での「汚濁負荷削減包括対策」の展開

- ①台所などから濃度の高い排水を流さない意識づけとして生活排水対策を啓発
 ※下水道に接続している場合でも、下水処理に伴い発生する温室効果ガスの発生を抑制のため、汚濁負荷の削減は必要です。
- ②下水道整備地域における速やかな接続の促進
- ③当面下水道が未整備の地域への有機物・窒素・リンが高効率に除去可能な高度合併処理浄化槽の設置促進
- ④雨水浸透機能を高めていくための浸透ますの設置促進
- ⑤自浄作用が期待できる多自然川づくりの整備

水の汚れの原因と、魚が住める水質にするために必要な水の量の比較

汚れの原因	BOD	魚が住める水質にするのに必要な水の量
使用済みてんぷら油 (20mL)	30 g	6,000L
牛乳コップ1杯 (200mL)	16 g	3,200L
米のとぎ汁 (500mL)	6 g	1,200L
シャンプー1回分 (4.5mL)	1 g	200L
台所洗剤1回分 (4.5mL)	1 g	200L

わずかな水が汚れても大量の水が必要!

→ 汚れの原因を減らしましょう!

(生活雑排水対策推進指導指針【環境省】をもとに作成)

基本施策 12 快適な生活環境の保全

■10年後に目指す環境

まちが静穏に保たれているとともに、様々な環境リスクへの対応を通じて、快適な生活環境が保全されています。



■施策の方針

本市の生活環境は、これまで概ね良好な状態で推移しています。少なくとも今後10年はさらなる人口の増加が見込まれていることを踏まえ、引き続きこの良好な環境を維持し、住みよさを実感できる環境を確保していく必要があります。このため、騒音・振動・悪臭等の従来型公害の未然防止に努め、まちを静穏に保つ一方で、私たちの健康を脅かす様々な環境リスクへの対応を進めます。

また、まちなみへの配慮やまちの美化に取り組み、良好な景観形成を推進するとともに、快適な都市空間の創出に向けて、道路整備や公共交通網の維持・活用など都市機能の充実に図ります。

■環境等の現状を把握するための状態指標

状態指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
幹線道路に面する地域の騒音環境基準達成状況	89.9%	達成率の向上
公害苦情件数*	38件	30件
交通事故発生件数	1,469件	件数の減少

※：前3か年の平均値

■ 施策

● 騒音・振動、悪臭等の防止

静穏な環境を確保するため、道路交通に伴う騒音・振動、事業活動に起因する近隣騒音・営業騒音、建設作業騒音・振動などへの対策を推進します。また、悪臭や地盤沈下など、その他の公害の未然防止に努めるとともに、公害苦情に対しては原因調査とその解決に向けた指導を行います。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
排水性舗装の整備実績	累計 130,059m	整備実績の増加

● 様々な環境リスクへの対応

PM2.5*や酸性雨などの広域的な環境汚染に関する情報の収集・提供に努めるとともに、必要な対策を講じていきます。また、アスベスト、ダイオキシン類、放射性物質など、私たちの健康に影響を及ぼす物質や化学物質等による環境リスクに関して、情報を把握し適切に対応していきます。

*大気中に浮遊する粒子状の物質で、粒径が2.5マイクロメートル以下の小さなものです。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
特定粉じん排出等作業の違反事例件数	0回	0回

● 良好な景観形成の推進

「船橋市景観計画」に基づく景観形成を推進していく中で、宅地開発事業における良好なまちなみの創出や、土地の造成・建築物の建築などにおける景観への配慮を指導していきます。また、屋外広告物の規制、駅前等清掃などを通じて景観阻害要素の整理に努めます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
駅前等清掃業務委託での回収ごみ量	30,050kg	16,200kg



緑豊かな谷津田と斜面林からなる田園景観
（夏見台）

● 快適な都市空間の創出

環境の保全に配慮しつつ、都市計画道路の整備を進めるとともに、渋滞解消を目的として、交差点の右折レーンなどの設置を推進します。また、歩道における放置自転車対策やバリアフリーへの配慮、新設道路の無電柱化や電線類の地中化、生活道路における安全対策、立地適正化計画に基づく都市機能の誘導などを通じて、快適な都市空間の創出を図ります。

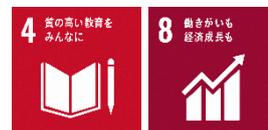
目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
都市計画道路整備率	44.7%	整備率の向上

5. より良い環境をみんなで育む体制づくり【分野横断的な取組】

基本施策 13 船橋の環境を担う「ひと」づくり

■10年後に目指す環境

市民・事業者の環境学習、子どもたちへの環境教育が進められており、次代の船橋の環境を担う人材が育っています。



■施策の方針

市内の小中学校においては、理科や社会科、総合的な学習の時間等の学習の中で子どもたちへの環境教育が進められています。また、生命や自然などとの関わりは、道徳教育においても必要性が取り上げられており、これらの教育活動をきっかけに環境配慮の思想が芽生え、将来の環境保全活動を担う人材へと育っていくことが期待されます。その一方で、これまで環境保全に重要な役割を担ってきた環境活動団体等は一部で高齢化が進んでおり、活動を維持していく上で後継者となる新たな人材の加入・育成が課題となっています。

また、具体的な環境配慮行動の促進に向けて、市民・事業者等の意識啓発を図る必要があります。体験学習などを通じて有効に環境学習を進めていくことが重要です。

これらのことを踏まえ、子どもたちへの環境教育や地域・職場における環境リーダーの育成を進めつつ、環境学習の場所、自然や伝統・文化にふれあう機会の提供に努めます。

■環境等の現状を把握するための状態指標

状態指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
環境問題に関心を持っている人の割合 (定期アンケート調査による)	調査実施前	100%

■ 施策

● 環境教育の推進

小中学校において環境教育を推進していく中で、公共施設や教育施設を活用した学習を取り入れていきます。また、体験活動を通じた環境教育を推進するとともに、学校のみならず家庭での環境問題に対する意識啓発を図ります。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
小学校の校外学習での環境に関する教育施設の使用率	100%	100%

● 環境リーダーの育成

（仮称）ふなばしエコカレッジの開講や事業所従業員向けの環境学習を通じて、地域・職場における環境リーダーの育成に取り組みます。また、地域における環境保全の担い手として、これらの人材の地域参画を促進していきます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
（仮称）ふなばしエコカレッジ卒業生数 （毎年度）	実施前	45人

● 環境学習の場所・機会の提供

環境団体等との協働により、地域における出前講座や市内事業者向けの講演会などを開催し、市民・事業者の環境学習を支援します。また、環境学習の場を提供するため、自然体験や学習体験活動の拠点として青少年教育施設の活用を推進するとともに、学校においては環境教育の充実を図ります。さらに、ふなばし環境フェアを通じて、市民・事業者などの環境保全意識の啓発に努めます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
ふなばし環境フェア参加人数	2,400人	3,000人

● 自然とふれあう機会の創出

ふなばしアンデルセン公園やふなばし三番瀬海浜公園・環境学習館等の利用推進、河川を会場としたイベントなどを通じて自然とふれあう機会を創出し、自然体験学習やレクリエーション機会の充実を図ります。また、自然にふれあうことのできる場所や施設のPRとともに、野外における親子参加イベントの開催に努めます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
ふなばし三番瀬環境学習館で実施する 野外ワークショップの参加人数	2,404人	2,600人

● 伝統・文化とふれあう機会の創出

取掛西貝塚などの地域の重要な文化財を適正に保存する一方で、調査結果をもとに貴重な文化財を指定します。また、地域の歴史的遺産、郷土芸能、伝統行事などのPRや文化事業の推進に努め、子どもたちの文化体験機会の創出を図ります。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
指定・登録文化財の数	52件	現状維持

基本施策 14 船橋の環境を育む「つながり」づくり

■10年後に目指す環境

市民・事業者・大学等研究機関・行政等が交流を通じてお互いに理解を深め合い、環境保全活動に取り組む、充実したパートナーシップが構築されています。



■施策の方針

環境保全活動は、一人ひとりの取組のみならず、市民・事業者・大学等研究機関・行政等の各主体相互の連携・協力の下で取り組むことによって、相乗的な効果を発揮します。そのため、環境情報の提供を通じて、市民や事業者の具体的な環境配慮行動を促します。その上で、環境保全活動の活発化を図るため、交流や情報交換を支援し、お互いに理解を深め合い、充実したパートナーシップを構築します。

■環境等の現状を把握するための状態指標

状態指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
環境問題に関心を持っている人の割合 (定期アンケート調査による) (再掲)	調査前	100%

◆◇◆ 様々な主体の交流機会 ◆◇◆

毎年、本市では、ふなばし三番瀬環境学習館などを会場として「ふなばし環境フェア」を開催しています。イベントには、企画・準備の段階から市内の多くの環境団体・事業者・学校等が関わっており、市民への環境保全意識の普及啓発とともに、環境団体・事業者・学校等の相互の交流の場を担っています。

また、市内の事業者、市民団体、行政などが協力して、地球温暖化防止のために活動している船橋市地球温暖化対策地域協議会（愛称：ふなエコ）では、環境施設見学会などを通じて、地球温暖化に係る最新の知見について理解を深めつつ、環境保全活動に取り組む各主体の情報交流に努めています。



↑船橋市地球温暖化対策地域協議会
が主催した環境施設見学会
(JAXA 筑波宇宙センター)



↑ふなばし環境フェアの様子
(於：ふなばし三番瀬環境学習館)

■ 施策

● 環境情報の提供

広報ふなばし、環境新聞「エコふなばし」などの多様な広報媒体を活用して、環境関連情報の提供に努めます。このほか、環境月間におけるふなばし環境フェア、パネル展等のイベントの開催や、市民活動サポートセンターにおける環境保全活動団体等からの情報提供に取り組みます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
環境新聞「エコふなばし」発行回数	1回	3回

● 人の交流や情報交換による環境保全活動の活発化

市民活動サポートセンターやふなばし三番瀬環境学習館などにおいて、交流の場、作業の場を提供し、環境保全活動に興味を持つ市民や団体のコーディネートや、子どもたちの環境保全活動の推進・支援に努めます。また、市民・事業者・環境団体等に対して、ふなばし環境フェアへの参加・出展を呼びかけるほか、一斉清掃などを通じた地域コミュニティの活性化・交流促進などの取組を進めます。

目標指標（例）	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和12年度）
クリーン船橋530の日参加人数	7,666人	11,000人

基本施策 15 協働を促進する「しくみ」づくり

■10年後に目指す環境

長期的な視点に立って市民・事業者・大学等研究機関・行政等が協働しているとともに、協働を促進する制度の活用により、持続可能な環境保全活動に取り組むための体制が強化されています。



■施策の方針

市民・事業者・大学等研究機関・行政等の様々な主体が長期的な視点に立ち、協働して環境保全活動に取り組むためには、それにふさわしい協力体制づくりは欠かせません。また、市民一人ひとりの活動のモチベーションとなる「やる気」の醸成、活動資金やビジネスチャンスなどのインセンティブは重要な要素です。

これらのことを踏まえ、持続可能な環境保全活動に取り組むため、協働に向けた体制の強化、協働を促進する制度づくりと活用に取り組みます。

■環境等の現状を把握するための状態指標

状態指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
環境問題に関心を持っている人の割合 (定期アンケート調査による)(再掲)	実施前	100%

■ 施策

● 協働に向けた体制の強化

環境保全活動を行う地域の市民・団体・NPOなどの支援・育成・活性化に努め、行政との連携・協働に向けた体制の強化を図ります。また、環境団体との協働による(仮称)ふなばしエコカレッジの運営、卒業生の体験入団を通じた環境団体の後継者育成など、(仮称)ふなばしエコカレッジを軸とした協働の体制づくりに取り組みます。

目標指標 (例)	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
(仮称)ふなばしエコカレッジ卒業後の体験入団数	実施前	30人

● 協働を促進する制度づくりと活用

環境影響評価制度や事業者の環境保全活動報告制度などを活用して、市民・事業者・環境団体・行政など様々な主体間の環境コミュニケーションを促進するほか、環境美化モデル活動認定制度や環境保全活動の表彰・顕彰制度を通じて、市民・事業者・活動団体の協働を促進します。また、公共事業におけるグリーン購入や環境配慮契約の推進、環境配慮企業に対する投資の普及・拡大に向けた企業環境情報や支援情報の提供により、事業者の環境配慮に対するインセンティブの向上を図ります。

目標指標 (例)	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
グリーン購入 [※] 率	75%	購入率の向上

※商品やサービスを購入する際に、価格、機能、品質だけでなく、「環境」の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入することです。

第6章

重点的な取組

本章では、船橋市の地域特性や地域資源の活用に向けて、重点的に取り組む施策を示します。

1. 取組の設定の考え方

前章までは、環境課題を環境分野毎に整理するとともに、5つの施策の柱のもとで本市の環境施策を網羅的に体系化してきました。

しかしながら、現実においては、複数の環境課題や同時解決が望まれる環境課題以外の課題は、相互に密接な関係を持っています。また、一つの環境施策は、環境課題のみならず多くの地域課題の解決策ともなっています。このようなことから、ある環境課題を一つの環境施策をもって解決するという視点ではなく、様々な分野の環境課題・環境施策のつながりを考え、さらには経済・社会等の課題の解決に貢献すること（＝統合的向上）を見据えた視野の広い取組が必要となります。

一方で、網羅的に体系化した環境施策については、本市の環境課題、本市を取り巻く社会情勢、本市の地域特性・地域資源等の「船橋らしさ」を十分に考慮し、健全な行財政運営との両立を見据え、次に示す一定の要件による選択と集中を考える必要があります。

< 重点的な取組の要件 >

- 市民・事業者・行政をはじめ様々な主体が一体となって参画し協働できるもの
- 本市の地域特性を生かし、市内外に取組をアピールできるもの
- 社会的な要請が強く、緊急性、重要性が高いもの

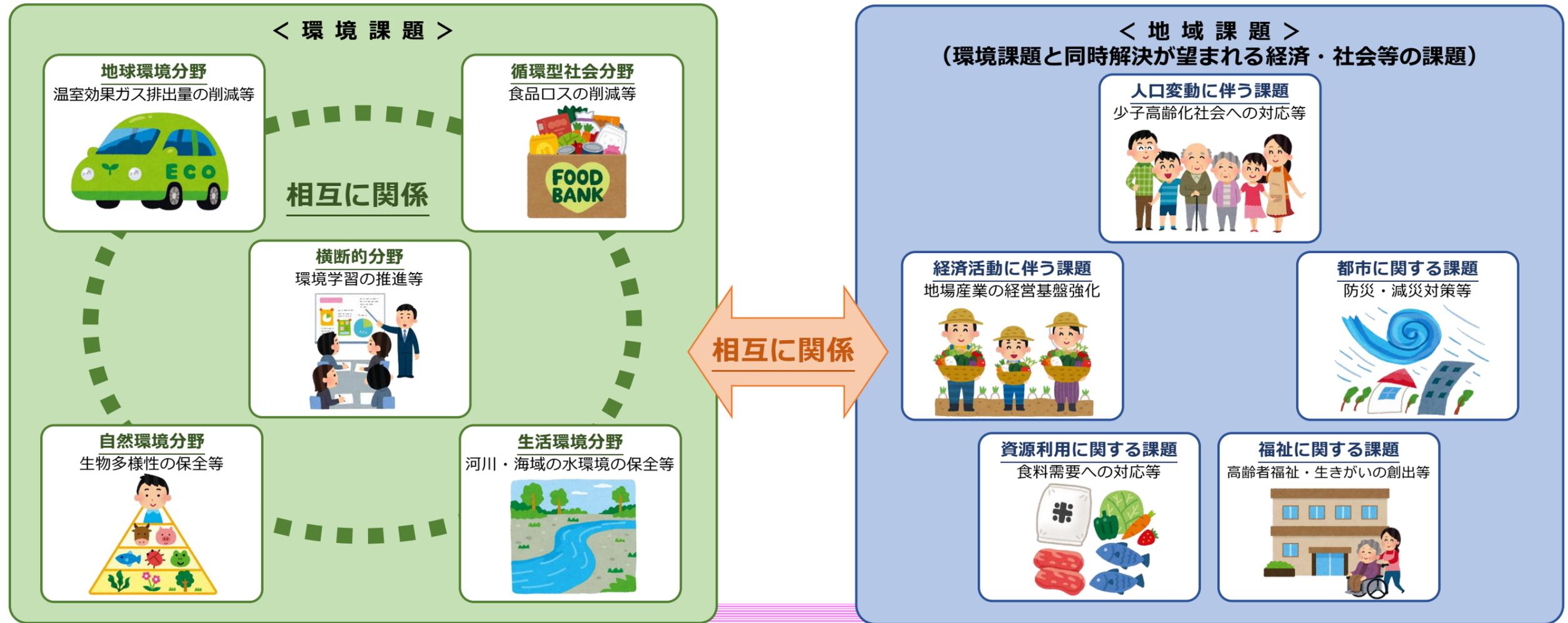
上記を踏まえ、前章までに体系化した環境施策から、統合的向上を見据え、分野横断的に一連のつながりを持った施策を抽出することで、次図に示す「船橋らしさ」を持った4つの重点的な取組を設定し、今後10年間取り組んでいきます。

< 環境課題 >

- 地球 環境分野…温室効果ガス排出量の削減、気候変動への対応など
- 自然 環境分野…自然の緑や干潟等の保全・活用、生物多様性の保全など
- 循環型 社会分野…3Rの推進、プラスチック資源の循環利用など
- 生活 環境分野…良好な大気環境の保全、河川・海域の水環境の保全など
- 横断的 分野…環境学習の推進、様々な主体のパートナーシップ構築など

< 地域課題 >

- 人口の変動に伴う課題…少子・高齢化、人口の転入超過、複雑多様化する市民の価値観やライフスタイルへの対応など
- 経済活動に伴う課題…地場産業の基盤強化、交流人口の拡大など
- 資源の循環・利用に関する課題…食品ロス削減、食料需要への対応、エネルギー安定供給など
- 福祉に関する課題…高齢者福祉・生きがいの創出、子育て、公共サービスの充実など
- 都市に関する課題…防災・減災対策、安全・安心に暮らせる都市基盤の整備など



環境課題と地域課題を同時に解決し、
環境・経済・社会を統合的に向上させる取組が必要

		貢献する主な SDGs																
重点的な取組	取組1：「みんなで目指す！COOL(クール)な船橋、ストップ温暖化！」プロジェクト (取組の課題：温室効果ガス排出量の削減)	3	4	7	8	9	11	12	13	14	17							
	取組2：「みんなで回す！自然の恵みサイクル、食から環境を良くしよう！」プロジェクト (取組の課題：生物多様性の保全、廃棄物の発生抑制、CO2削減)	2	7	8	9	11	12	13	14	15	17							
	取組3：「みんなでつなぐ！台地から海への水ネットワーク、育もう豊かな暮らし」プロジェクト (取組の課題：水環境の保全、生物多様性の保全)	2	3	4	6	8	11	12	13	14	15							
	取組4：「みんなでつくる！環境を守り育てるひとづくり・協働の環」プロジェクト (取組の課題：環境学習の推進、様々な主体による環境保全活動の促進)	4	8	9	17													

図 6-1-1 重点的な取組の設定

2. 重点的な取組が同時解決する環境・地域課題と基本施策の関係

4つの取組は、環境課題及び地域課題（経済・社会等の課題）や基本施策と、次のような関係があります。
 なお、下記の表に示す、環境課題・地域課題（経済・社会等の課題）は図6-1-1に示す環境課題・地域課題と対応しています。

取組・テーマ	環境課題					地域課題（経済・社会等の課題）				
	地球	自然	循環	生活	横断	人口	経済	資源	福祉	都市
取組1：「みんなで目指す！COOL(クール)な船橋、ストップ温暖化！」プロジェクト	●		○		○	●		●		●
取組2：「みんなで回す！自然の恵みサイクル、食から環境を良くしよう！」プロジェクト	●	●	●		○	●	●	●		
取組3：「みんなであつなぐ！台地から海への水ネットワーク、育もう豊かな暮らし」プロジェクト		●		●	○		●		●	●
取組4：「みんなで作る！環境を守り育てるひとづくり・協働の環」プロジェクト	○	○	○	○	○	●			●	

凡例 ●：主たる課題 ○：関係する課題

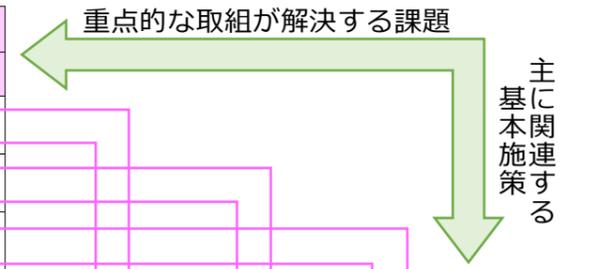


図6-2-1 重点的な取組と課題・基本施策との関係

凡例 ●：主に関連する基本施策

重点的な取組 各ページの見方

3. 重点的な取組の内容

1 「みんなで目指す！COOL(クール)な船橋、ストップ温暖化！」プロジェクト



3 持続可能な開発目標
4 質の高い教育をみんなに
7 持続可能なエネルギー
8 豊かさをみんなに
9 産業とイノベーションに力をいかに
11 持続可能な都市を創ろう
12 つぶやみに
13 気候変動に具体的な対策を
17 パートnership for the goal

■取組の環境課題

【温室効果ガス排出量の削減】

深刻化する地球温暖化問題に対して、原因となる温室効果ガス排出量を削減するため、環境負荷の低減に向けた取組が求められています。また、国は、2030年度(令和12年度)の温室効果ガス排出量の削減目標として、2013年度(平成25年度)比で26%削減することを国際社会に約束しています。その一方で、今後もしばらく人口や世帯数の増加が見込まれる本市においては、家庭からの温室効果ガス排出量の削減が大きな課題となることが想定されます。このような状況に対して、市・市民・事業者が共通の認識を持つとともに、この問題に丸となって取り組んでいく必要があります。

4 ■取組の概要

方針：温室効果ガスの削減に市・市民・事業者みんなで取り組もう！

市から、省エネ・創エネをはじめとして、ごみの分別・リサイクルやエコドライブなどの積極的な情報発信を行い、家庭におけるエコライフ行動・事業所におけるエコオフィス行動の普及に努め、環境保全に取り組む市民全体の力の向上を目指します。

これに応じて、市民・事業者は様々な工夫を凝らして、だれもが実践できる低炭素なライフスタイルづくりに取り組み、市・市民・事業者一丸となって温室効果ガスの削減に努めます。

また、各主体は、環境フェアなどのイベントやふなエコ*・業界団体等の活動を通じて連携・協働する中で、取組成果を共有・蓄積し、さらに効果を高めていきます。

5 ■取組の効果

環境課題（温室効果ガス排出量の削減）に対する効果

- 家庭や事業所におけるエコライフ・エコオフィス行動や自動車運転時のエコドライブが普及し、温室効果ガス排出量の削減に貢献できます。

地域課題（経済・社会等の課題）に対する効果

- 省エネルギーの取組が普及し、エネルギーの安定的な供給に貢献できます。
- 自動車利用を見直す取組の普及によって、交通渋滞の解消や運動機会の増加に伴う健康増進などが期待されます。

6 ■関連施策

関連施策	
基本施策1 関連	温室効果ガス排出抑制に関する情報提供 等
基本施策2 関連	家庭における省エネルギーの取組の普及推進 環境イベントなどを通じたエコドライブの普及啓発 等
基本施策3 関連	家庭における再生可能エネルギー利用設備の設置推進 等
基本施策8 関連	市民や事業者への日常的なごみ減量活動の取組の普及・啓発 等
基本施策14 関連	多様な広報媒体を活用した環境関連情報の提供 環境月間における環境啓発に関わるイベント（環境フェア、パネル展等）の開催 環境フェアへの参加・出展の呼びかけ 等
基本施策15 関連	事業者の環境保全活動（CSR活動）認定制度の創設・運営 等

7 ■評価指標（●：状態指標、○：目標指標）

- 市民一人当たりの温室効果ガス排出量
- エコライフ実践度（家庭）
- エコオフィス実践度（事業所）
- エコドライブの実践割合（定期アンケート調査による）
- 公共交通機関の一日あたりの利用者数
- ごみの総排出量
- 健康寿命の延伸

① 重点的な取組名

前段でお示しした4つの重点的な取組に対応しています。

② SDGs マーク

SDGsの17のゴール(目標)のうち、当該重点的な取組の推進によって実現に貢献できる主なゴールについて、カラーアイコンを用いて示しています。

③ 取組の環境課題

前段で整理した環境課題のうち、各取組に関する課題について記載しています。

④ 取組の概要

各取組に関する概要を示しています。

⑤ 取組の効果

各取組に関する環境課題に対する効果と地域課題（経済・社会等の課題）に対する効果を示しています。

⑥ 関連施策

各取組に関し、図6-2-1にて関連を示している基本施策のうち、関連する個別施策を記載しています。

⑦ 評価指標

各取組を評価する指標を示しています。

● 状態指標

環境等の状態を把握するための状態指標を示しています。状態指標は施策の成果だけでなく、様々な要因によって変動する指標となります。

○ 目標指標

施策に対して設定する、施策の進捗状況を示す目標指標を示しています。目標指標は施策の成果を測る指標となります。

3. 重点的な取組の内容

1 「みんなで目指す！COOL(クール)な船橋、ストップ温暖化！」プロジェクト



■取組の環境課題

【温室効果ガス排出量の削減】

深刻化する地球温暖化問題に対して、原因となる温室効果ガス排出量を削減するため、環境負荷の低減に向けた取組が求められています。また、国は、2030年度(令和12年度)の温室効果ガス排出量の削減目標として、2013年度(平成25年度)比で26%削減することを国際社会に約束しています。その一方で、今後もしばらく人口や世帯数の増加が見込まれる本市においては、家庭からの温室効果ガス排出量の削減が大きな課題となることが想定されます。このような状況に対して、市・市民・事業者が共通の認識を持つとともに、この問題に一丸となって取り組んでいく必要があります。

◆◆◆ 本市のエコライフ・エコオフィス実践状況 ◆◆◆

家庭や職場において、日頃から省エネ、節水、ごみ減量などを実践している割合は、家庭(エコライフ)では64.1%、職場(エコオフィス)では43.7%となっています。いずれも過去の実践状況よりも向上しているものの、長期目標の達成に向けてはさらなる努力が必要な状況です。また、令和元年度における本市の人口は639,107人、世帯数は290,372世帯で、全国的にはすでに人口減少局面を迎えている中、本市全体では今後もしばらく人口の増加が見込まれていることから、特にエコライフの実践は温室効果ガス排出量削減に効果があると考えられます。

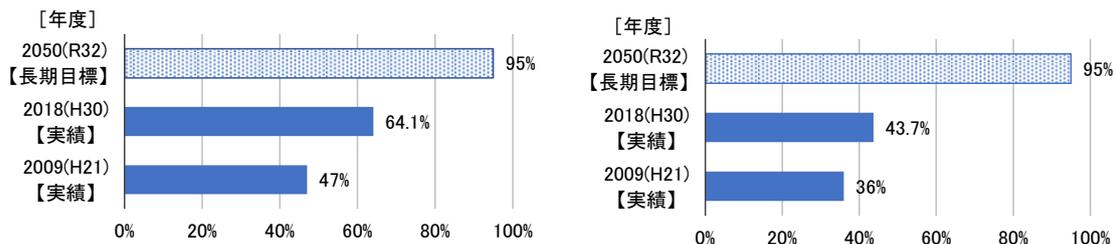


図 6-3-1 本市のエコライフ実践度 (左) とエコオフィス実践度 (右) の推移

図 6-3-2 総人口の将来推計【再掲】

(資料：人口推計調査報告書 第2版、令和元年5月、船橋市)

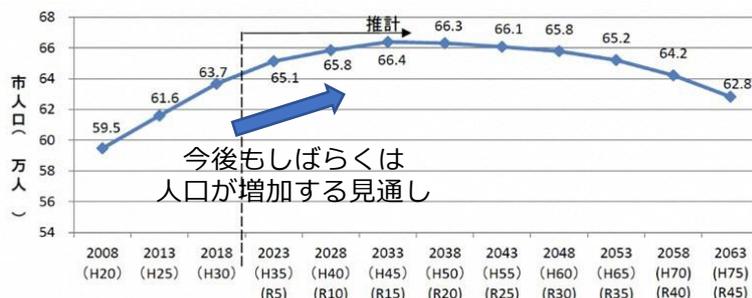


図 6-3-2 総人口の将来推計【再掲】
(資料：人口推計調査報告書 第2版、令和元年5月、船橋市)

■取組の概要

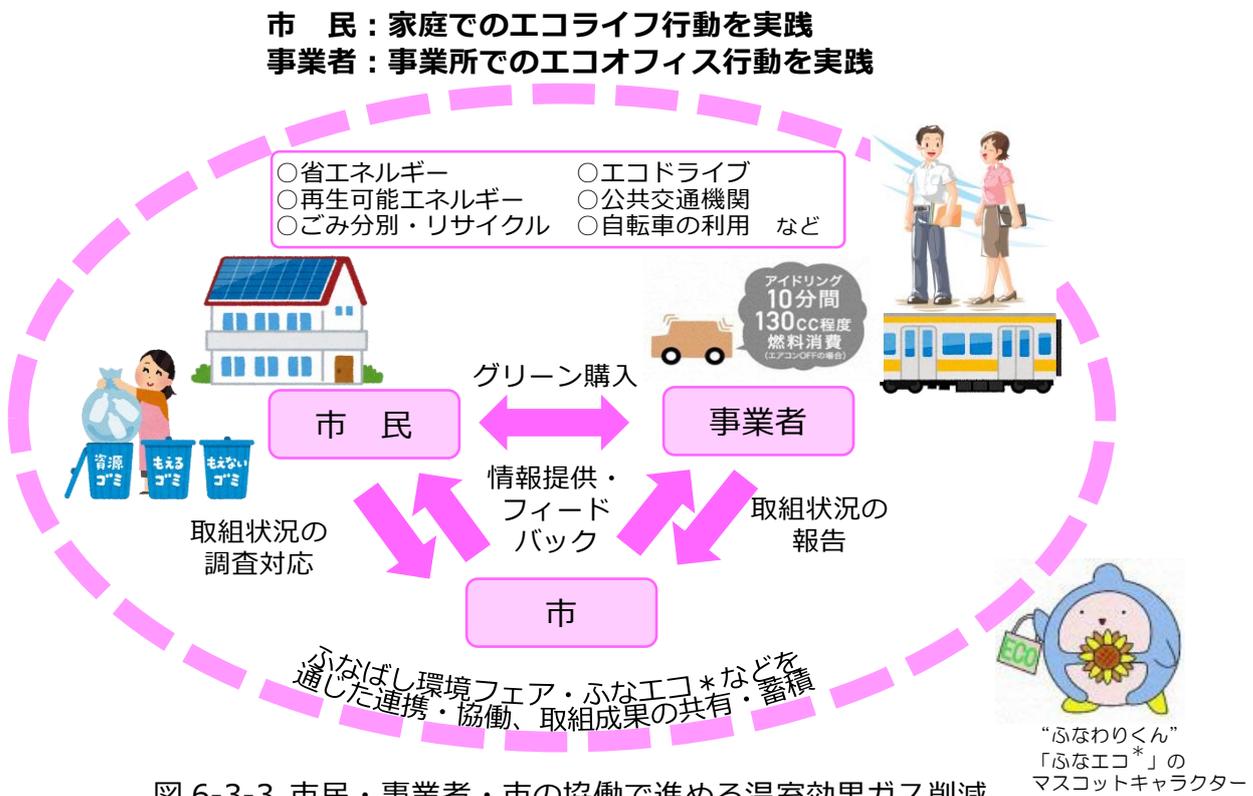
方針：温室効果ガスの削減に市・市民・事業者みんなで取り組もう！

市から、省エネ・創エネをはじめとして、ごみの分別・リサイクルやエコドライブなどの積極的な情報発信を行い、家庭におけるエコライフ行動・事業所におけるエコオフィス行動の普及に努め、環境保全に取り組む市民全体の力の向上を目指します。

これに応じて、市民・事業者は様々な工夫を凝らして、だれもが実践できる低炭素なライフスタイルづくりに取り組み、市・市民・事業者一丸となって温室効果ガスの削減に努めます。

また、各主体は、ふなばし環境フェアなどのイベントやふなエコ*・業界団体等の活動を通じて連携・協働する中で、取組成果を共有・蓄積し、さらに効果を高めていきます。

*ふなエコとは、「船橋市地球温暖化対策地域協議会」の愛称で、市民・事業者・市（行政）・市民団体等の連携により、船橋市の地球温暖化防止の取組を進めている団体です。



■取組の効果

環境課題（温室効果ガス排出量の削減）に対する効果
<ul style="list-style-type: none"> ●家庭や事業所におけるエコライフ・エコオフィス行動や自動車運転時のエコドライブが普及し、温室効果ガス排出量の削減に貢献できます。
地域課題（経済・社会等の課題）に対する効果
<ul style="list-style-type: none"> ●省エネルギーの取組が普及し、エネルギーの安定的な供給に貢献できます。 ●自動車利用を見直す取組の普及によって、交通渋滞の解消や運動機会の増加に伴う健康増進などが期待されます。

■関連施策

関連施策	
基本施策1 関連	温室効果ガス排出抑制に関する情報提供 等
基本施策2 関連	家庭における省エネルギーの取組の普及推進 環境イベントなどを通じたエコドライブの普及啓発 等
基本施策3 関連	家庭における再生可能エネルギー利用設備の設置推進 等
基本施策8 関連	市民や事業者への日常的なごみ減量活動の取組の普及・啓発 等
基本施策10 関連	公共交通機関（路線バス等）の利用促進 等
基本施策13 関連	学校や家庭での省エネ推進の呼びかけや環境問題への意識啓発 等
基本施策14 関連	多様な広報媒体を活用した環境関連情報の提供 環境月間における環境啓発に関わるイベント（ふなばし環境フェア、パネル展等）の開催 ふなばし環境フェアへの参加・出展の呼びかけ 等
基本施策15 関連	事業者の環境保全活動（CSR活動）認定制度の創設・運営 等

■評価指標（●：状態指標、○：目標指標）

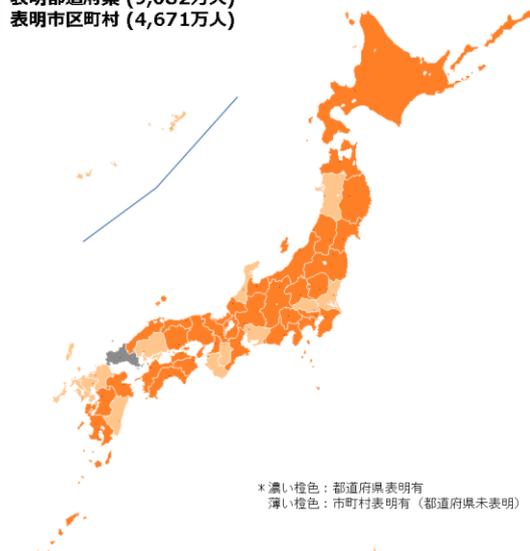
- 市民一人当たりの温室効果ガス排出量
- エコライフ実践度（家庭）
- エコオフィス実践度（事業所）
- エコドライブの実践割合（定期アンケート調査による）
- 公共交通機関の一日あたりの利用者数
- ごみの総排出量
- 健康寿命の延伸

◆◆◆ ゼロカーボンシティを目指す社会動向 ◆◆◆

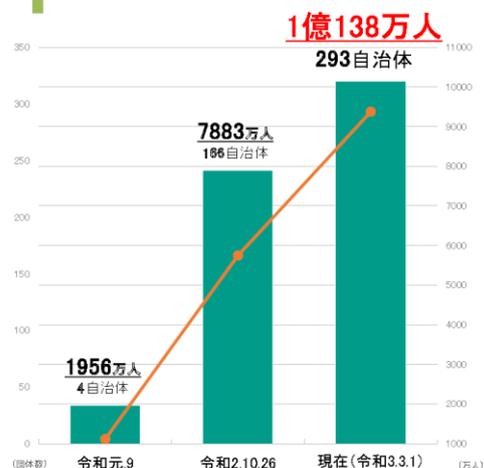
脱炭素社会に向けて、2050年（令和32年）における二酸化炭素排出実質ゼロ（ゼロ・カーボン）に取り組むことを表明する地方公共団体が増えています。東京都、山梨県、横浜市、京都市などに端を発するこの取組は、令和3年3月1日時点で293の自治体、人口で我が国の総人口の半数を大きく上回る約1億138万人、GDPで約450兆円に相当する地域に拡大しています。ゼロ・カーボン表明に基づく取組の事例としては、再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギー対策、森林整備による二酸化炭素の吸収などが見られます。

ゼロ・カーボンの実践には、技術革新や社会スタイルの大幅な変革が必要であるため、本市では意欲的な目標として2050年にゼロ・カーボンにチャレンジすることとしています。

■ 表明都道府県 (9,082万人)
■ 表明市区町村 (4,671万人)



自治体人口・数の推移



2 「みんなで回す！自然の恵みサイクル、食から環境を良くしよう！」プロジェクト



■取組の環境課題

【生物多様性の保全、廃棄物の発生抑制、CO₂削減】

東京都心近郊にありながら農業・漁業が盛んで、日本最大級規模の食品コンビニートが立地するなど、本市の産業にとって食の提供は重要な位置付けにあります。このため、本市の産業を支えている農水産物などの豊かな自然の恵みを、将来にわたって守り育てていく必要があります。

その一方で消費者に目を向けると、食の多様化や飽食化に伴って食品ロスの増加が社会問題となっています。このことを踏まえ、市民生活への関わりが深い身近な食を切り口として、ごみの発生抑制や廃棄物処理に起因するCO₂削減に向けて、バイオマス資源の活用に取り組む必要があります。

◆◇◆ 本市の産業を支える豊かな自然の恵みとふなばしの食育 ◆◇◆

本市では都市型農業が中心で、にんじん・小松菜・枝豆・梨などをはじめとする野菜、果実の栽培が行われています。

また、漁業も盛んで、東京湾に残された貴重な干潟「三番瀬（さんばんぜ）」で、のりの養殖のほか、アサリ・ホンビノスガイなどの貝類、日本一の漁獲量を誇るスズキなどが水揚げされています。

市では、この豊かな自然の恵みを生かして、生産者から食卓までのつながりを意識した食育として、子どもたちの農業体験（小松菜の収穫体験など）や若い世代を対象とした食育料理教室を実施しています。また、食文化の継承に向けた食育の推進として市内小・中学校・特別支援学校の給食では船橋産の旬の食材を使ったメニューを提供したり、「学校給食展」を開催することにより、多くの市民に対して食育に関する啓発を行っています。

さらに食の循環や環境を意識した食育の推進として、生産から消費までの食の循環理解、食品ロスの削減等を推進するため、フードドライブへの参加なども推奨しています。



小松菜の収穫体験

(出典：広報課)



学校給食展

(出典：保健体育課)

■取組の概要

方針：食を通じて様々な環境課題の解決にみんなで取り組もう！

農地や干潟の保全活動を通じて、本市の魅力である地場産の農水産物や、それらを育む自然の豊かさに対する市民等の理解を深めます。それとともに、学校給食や市内飲食店等における地元食材の提供(地産地消の推進)、食品ロスの発生防止に向けた広報啓発に努め、それらが豊かな自然の恵みであり、大切な地域資源であるという認識の普及を図ります。また、学校給食から出た食べ残しや食品残渣については、下水処理場等において、バイオガス生成による発電事業への利活用が可能か検討を進めます。

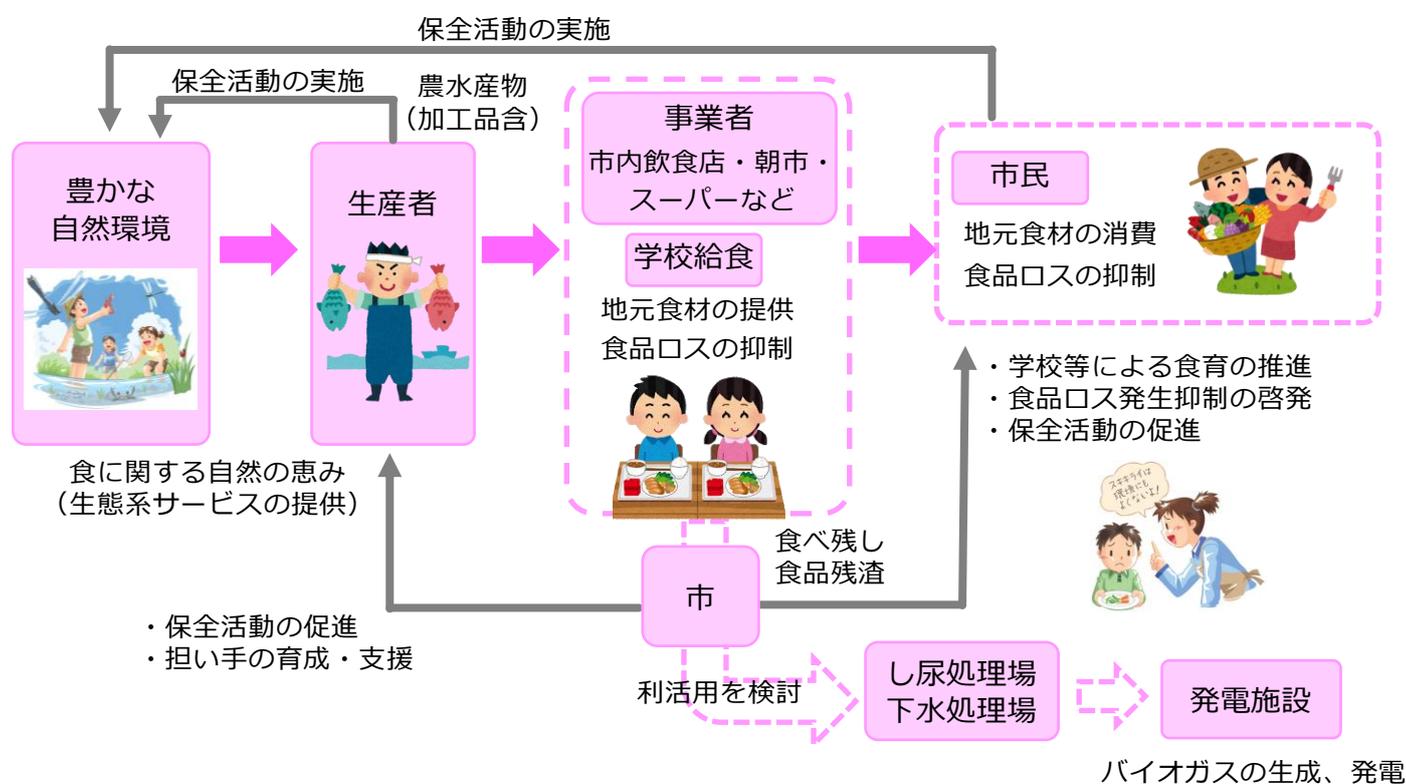


図 6-3-5 「自然の恵みサイクル」の実現イメージ

■取組の効果

環境課題（生物多様性の保全、廃棄物の発生抑制、CO ₂ 削減）に対する効果
<ul style="list-style-type: none"> ● 自然の大切さに対する市民等の意識が高まり、生物多様性の保全に資する活動や食品ロスの発生防止に向けた行動の普及が促進されます。 ● 輸送に係る燃料等の使用量削減、バイオマス資源のエネルギー利用等が図れるため、CO₂削減効果が見込まれます。
地域課題（経済・社会等の課題）に対する効果
<ul style="list-style-type: none"> ● 地産地消の拡大による地域産業の成長が見込まれます。 ● 食育の推進を通じて、郷土愛の育成といった効果が期待されます。

■ 関連施策

関連施策	
基本施策3 関連	地域バイオマス等を利用したバイオガス発電の導入検討・推進 等
基本施策6 関連	漁場を守り育てる担い手の育成 ふなばし三番瀬海浜公園・環境学習館等の海辺環境の利活用促進 海苔養殖、アサリ漁業などに関する講座・漁業体験等の実施 営農組織や認定農業者の育成 等
基本施策7 関連	学校給食での地元食材の提供を通じた食育の推進 地場産品(農産物・水産物)の地産地消のしくみづくりと推進 地元食材を使った加工食品等のPR推進 等
基本施策8 関連	食品ロスの発生抑制のための広報啓発の推進 等
基本施策14 関連	環境学習館を利用した子どもたちの環境保全活動の推進・支援 等
基本施策15 関連	森林ボランティア等の育成・支援制度の充実 等

■ 評価指標 (● : 状態指標、○ : 目標指標)

- 生物多様性の認知度 (定期アンケート調査による)
- 地場食品を意識して購入している市民の割合 (定期アンケート調査による)
- 食品ロス量 (ただし手付かず食品および食べ残しに限る) (推計)
- 市民一人当たりの温室効果ガス排出量
- 定住意向 (定期アンケート調査による)

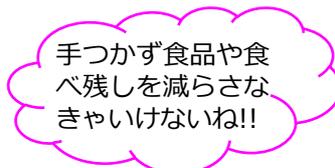
◆◆◆ 食品ロスの発生抑制に向けた本市の取組 ◆◆◆

食品ロスとは、消費期限・賞味期限切れ、料理の作りすぎなどが原因で捨てられてしまう食べ物のことです。我が国では年間 612 万トンの食品ロスが発生しており、その約半数は家庭から発生*しています。

令和元年度の本市の調査では、家庭から出る可燃ごみのうち約 2.6%が未利用で捨てられる「手つかず食品」、約 4.2%が「食べ残し」であることが分かりました。

市では、啓発紙などを通じて食品ロス削減の啓発（ふなばしチャレンジ7プロジェクト）を行っているほか、家庭で余った食品を福祉団体等へ寄付する「フードドライブ」への協力、ごみの減量及び資源化（ふなR）連携事業者の認定を通じて、食品ロスの削減を進めています。

* 平成 29 年度 農林水産省調査



【ふなR連携事業者認定ロゴマーク】



【ふなばしチャレンジ7プロジェクト】



【フードドライブの様子】

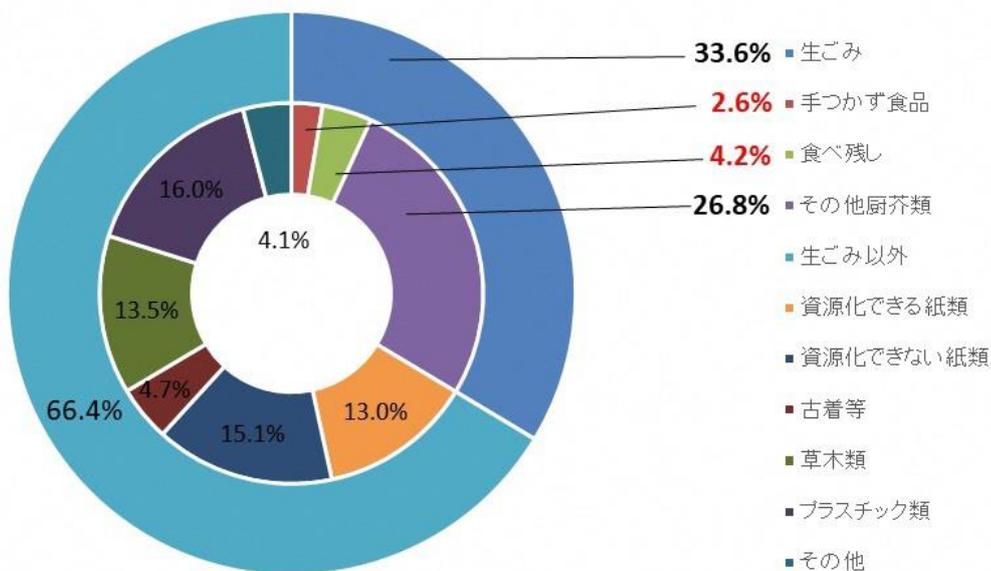
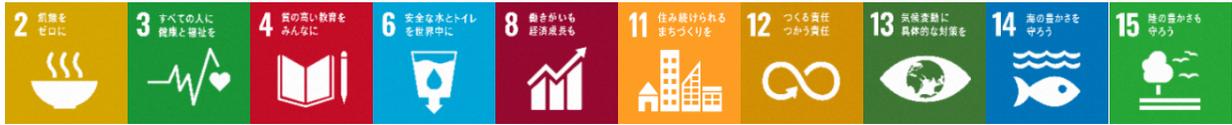


図 6-3-6 本市における食品ロスの割合
(令和元年度 家庭系可燃ごみ組成調査結果より)

3 「みんなでつなぐ！台地から海への水ネットワーク、育もう豊かな暮らし」プロジェクト



■取組の環境課題

【水環境の保全、生物多様性の保全】

本市は、北部に多種多様な動植物が生息する緑豊かな樹林地や農地が広がり、印旛沼の源流域となっています。また、南部は東京湾岸において貴重な干潟を残す三番瀬に面しています。これらの自然環境は、水源となる森林や大小の河川からなる一連の生態系ネットワークでつながっており、農業・水産業はもとより、防災・減災対策、レクリエーション、環境学習など、多面的な機能を発揮しています。このことから、流域の水循環系の健全さの維持を通じて、将来にわたって豊かな自然を育むことが求められています。

◆◆◆ 本市の自然環境 ◆◆◆

本市の地勢は全般的に低く平坦ですが、北部には樹林地や農地が広がっており、多種多様な動植物の生息が確認されています。それらを源流とする多数の河川が市域を潤しており、神崎川や桑納川などの北部を流れる河川は印旛沼へ、海老川などの中南部を流れる河川は東京湾へと注いでいます。また、南端は、埋立て・開発等による人工化が進む東京湾岸において、貴重な干潟を残す三番瀬に面しているなど、本市は東京都心の近郊にありながら豊かな自然環境に恵まれています。



図 6-3-7 本市の自然環境

(出典：国土地理院 Web サイト、船橋市資料)

■取組の概要

方針：豊かな水ネットワークをみんなで守り、暮らしに生かそう！

市民・市民団体・事業者・市の連携・協働のもと、防災・減災対策、レクリエーション、環境学習など、自然が持つ多面的な機能を維持するため、台地における樹林地や農地、斜面緑地の保全に取り組みます。さらに、市街地等が形成される河川の中・下流域において、家庭・事業所からの排水対策や雨水浸透の促進を図るとともに、河口・海岸では水質改善・意識啓発に向けて、干潟のクリーンアップなどに取り組みます。また、流域の水と生き物のつながりを守り、健全な水循環系を構築する取組として、多自然川づくりを通じて自然生態系を育む一方で、河川清掃やプラスチックごみの海洋流出の防止に向けた意識啓発に努めます。

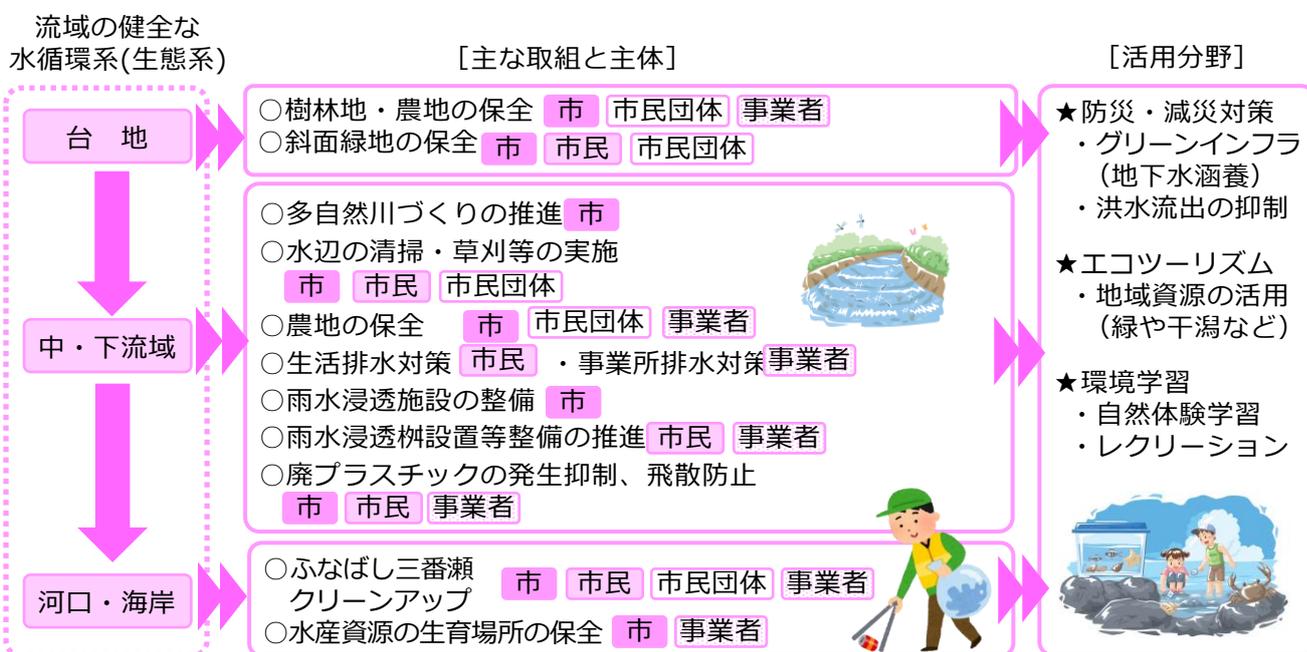


図 6-3-8 水ネットワークを守り育てる取組

■取組の効果

環境課題（水環境の保全、生物多様性の保全）に対する効果

- 一連の流域をとらえて健全な水循環系を維持する取組は、水環境や生物多様性の保全に多大な効果があります。
- また、多自然川づくりなどを通じて、市民の憩いの場、自然とのふれあいの場、環境学習の場を提供することができます。

地域課題（経済・社会等の課題）に対する効果

- 自然の多面的機能が向上するため、グリーンインフラの導入などによる防災・減災への活用が期待されます。
- エコツーリズムによる交流人口の拡大などが期待されます。

■ 関連施策

関連施策	
基本施策4 関連	水辺および水辺周辺部の定期清掃・草刈等の実施 等
基本施策6 関連	ふなばし三番瀬クリーンアップの実施 斜面緑地の保全 漁業関係者との協働による水産資源の生育場所の保全 等
基本施策7 関連	緑地や農地等の保水機能を活用した洪水流出の抑制 防災・減災対策へのグリーンインフラの活用 緑や干潟など地域資源を生かしたエコツーリズムの推進 等
基本施策8 関連	市民・事業者に対するプラスチック・スマートへの取組の普及啓発
基本施策11 関連	家庭でできる生活排水対策の推進 小規模事業場に対する排水対策指導 多自然川づくりの推進 市街地における雨水浸透施設(歩道の透水性舗装など)の整備 雨水浸透柵設置等整備の推進 樹林地・農地の保全 等
基本施策13 関連	自然体験学習やレクリエーション機会の充実 等

■ 評価指標 (● : 状態指標、○ : 目標指標)

- 水辺を身近に感じる市民の割合 (定期アンケート調査による)
- 市民一人当たりの都市公園面積 ● 青潮等の年間発生回数
- 動植物の生息地又は生育地となり得る緑地等の割合※
- 雨水等が浸透可能な緑地等の割合※ ● レクリエーション施設利用者数
- 多様な生態系を利用した環境保全活動・環境学習への参加人数

※両指標は、視点は異なるものの対象となる土地の利用種別が同じため同じ数値になります。

◆◆◆ 自然を生かした河川整備と市民の憩いの場の活用 ◆◆◆

本市ではこれまでに、海老川及び長津川において、河川修景事業として「ふるさとの川モデル事業」を実施しています。この事業を通じて、親水学習の拠点、緩傾斜護岸、散歩道等が整備されており、現在も市民の憩いの場として活用されています。

また、二重川、木戸川及び駒込川においては、河川改修事業として、治水のみではなく、自然環境の保全及び再生を図った「多自然川づくり」の取組を進めています。河川の拡幅にあわせて、広場や休憩施設などの整備のほか、堤防天端部に設けた管理用通路の開放、河岸の法面の緩傾斜化など、人が水辺へ近づきやすい水辺空間の整備に努めています。

また、多自然川づくりにより整備した木戸川では、東邦大学と連携を図りながら、生物の生息状況等に配慮した維持管理に努めています。



多自然川づくりによって改修された木戸川

(出典：市公式 Web サイト)

4 「みんなでつくる！環境を守り育てるひとづくり・協働の環」プロジェクト



■取組の環境課題

【環境学習の推進、様々な主体による環境保全活動の促進】

これまで本市では、多くの市民団体が様々な環境分野で独自に活動を進めてきましたが、さらなる協働の取組に向けては、構成員の高齢化や団体同士の交流などが課題となっています。また、事業者においては環境関連イベントへの参加など、他の主体との協働による取組はあまり活発ではなく、事業者への環境経営の普及なども課題となっています。今後も活動内容の充実を図りながら、市民・市民団体・事業者の参加による環境保全活動を継続していくため、環境学習・環境教育を通じて次世代の人材育成に努め、世代交代（担い手の好循環）及び協働の環づくりを進めていく必要があります。

◆◆◆ 市内の環境団体の現状 ◆◆◆

（環境基本計画策定に伴う環境団体対象のアンケート調査【令和元年7月実施】の結果より）

市内では様々な環境団体が多方面で幅広く活動し、本市の環境を支えています。団体の活動内容（テーマ）は、「海や川、里山など、自然環境」、「ごみのポイ捨て防止など、地域の清掃・美化」、「河川や地下水の水質保全など、生活環境」といった分野が多いようです。

また、「10人未満」、「10～29人」の比較的小規模な団体が多いとともに、「60歳代」、「70歳代以上」の年齢層を中心とした団体が多く、組織の高齢化がうかがえます。



図 6-3-9 活動分野ごとの環境団体数

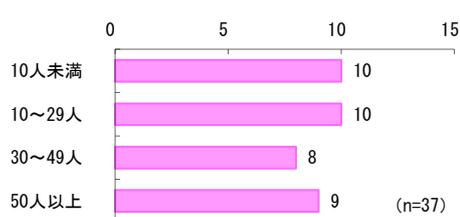


図 6-3-10 規模別団体数

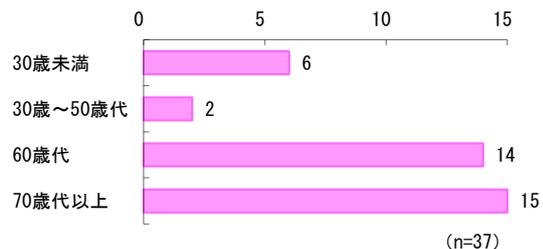


図 6-3-11 年齢層別団体数

■取組の概要

方針：未来の環境の担い手づくりに向けた好循環を育もう！

小中学生・高校生、大学生、社会人・事業者等、様々な立場・世代へ環境保全活動の取組の環を広げていくため、環境保全活動に関する情報提供や講演会の開催、イベント開催等に関する支援、ふなばし三番瀬環境学習館等における人材育成の機会を創出します。特に(仮称)ふなばしエコカレッジにおいては環境リーダーの育成に努め、地域の環境活動等への参画を促進します。また、市民団体と市が協働で(仮称)ふなばしエコカレッジを運営し、後継者の人材育成に関与することで担い手づくりの好循環を生み出します。

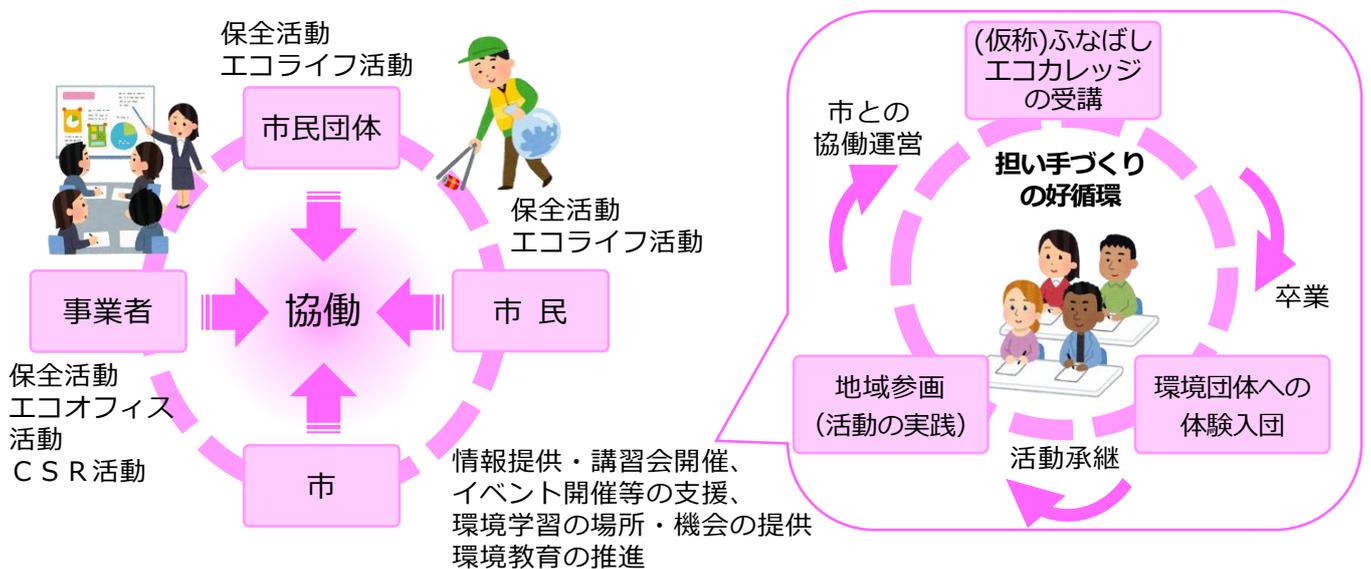


図 6-3-12 環境の担い手づくりの好循環モデル

■取組の効果

<p>環境課題（環境学習の推進、様々な主体による環境保全活動の促進）に対する効果</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●メンバーの世代交代が円滑に進み、他の主体とのパートナーシップの充実・強化が図られることにより、環境団体による活発で持続可能な環境保全活動が進むことが期待されます。 ●また、事業者による環境保全活動も実施され、市・市民団体・事業者による協働の環づくりが進むことも期待されます。
<p>地域課題（経済・社会等の課題）に対する効果</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●取組の環が様々な立場・世代へと広がり、活動の底辺拡大とともに層に厚みが増すため、複雑多様化した市民の価値観やライフスタイルへの対応も可能となります。

■ 関連施策

関連施策	
基本施策 13 関連	環境保全の担い手の育成と地域参画の促進 (仮称)ふなばしエコカレッジの開講 環境に関する講座の実施や環境学習に資する行事・イベントの開催に対する支援 環境団体等との協働による環境学習事業・講座の開催 市内事業者向けの講習会の開催 等
基本施策 14 関連	市民活動サポートセンターにおける環境団体等からの情報提供 等
基本施策 15 関連	環境団体との協働による(仮称)ふなばしエコカレッジの運営 (仮称)ふなばしエコカレッジ卒業生の体験入団を通じた環境団体の後継者育成 環境美化モデル活動認定制度などによる市民・事業者と市の協働の推進 等

■ 評価指標 (● : 状態指標、○ : 目標指標)

- 環境問題に関心を持っている人の割合 (定期アンケート調査による)
- (仮称)ふなばしエコカレッジ卒業生数
- 出前講座の開催回数
- 多様な生態系を利用した環境保全活動・環境学習への参加人数
- 環境団体等との協働による環境学習事業・講座の開催回数

◆◆◆ 「(仮称)ふなばしエコカレッジ」の開校 ◆◆◆

(仮称)ふなばしエコカレッジは、平成 28 年度に策定した生物多様性ふなばし戦略の重点的取組として設定された、新たな事業です。

本市に存在する豊かな自然を体験することによって、今後、環境に関わる活動を行っていく意欲を向上させることを目的としており、生物多様性に関する取組の後継者やリーダーを育成し、将来に向けた継続的な活動を促すことを目標としています。本市の自然を構成する重要な要素である干潟(三番瀬)及び台地部(県民の森など)も題材の一つとして、学識者や環境に関する活動を行っている市民団体等に講師をお願いし、自然の仕組みや人との関わりについて学びます。取り上げるテーマとしては、本市をとりまく自然環境から生物多様性全般へと広げていき、受講対象も大人から子どもへと段階的に広げていく予定です。



第7章

市民・事業者に求められる行動

本章では、本計画の重点的な取組ごとに、市民や事業者に求められる行動を具体的に示します。

1. 市民・事業者に求められる行動の考え方

私たちは、日常生活におけるエネルギー消費や廃棄物の排出などを通して、直接的・間接的に環境に負荷を与えています。また、事業者は、事業活動における製品の製造やサービスの提供、物資や製品の輸送、廃棄の過程などで環境に負荷を与えています。

本計画に定める目指す環境像を実現していくためには、市民は自らの行動が環境へ及ぼす影響を認識し、環境保全意識を高めていくことが大切であり、事業者は環境に配慮した事業活動の推進を通じて、社会的責任を果たしていくことが必要です。

前章での重点的な取組は、「市民・事業者・行政をはじめ、様々な主体が一体となって、参画し、協働できるもの」をテーマに設定しております。ここでは、重点的な取組に対応して、市民の皆様、事業者の皆様に求められる行動の具体例を示しています。

市民・事業者の皆様においては、重点的な取組を推進し、目指す環境像の実現のために、環境に配慮した生活及び事業活動を実践しましょう。

なお、重点的な取組以外の市民・事業者に求められる行動については、施策体系に沿った形式で資料編に記載しています。

2. 重点的な取組に係る市民・事業者求められる行動

取組1：「みんなで目指す！COOL(クール)な船橋、ストップ温暖化！」プロジェクト

市民に求められる行動	事業者求められる行動
 <p>1-1 エコドライブ、テレビや照明等の家電機器の節電等のエコライフ行動を実践するとともに、家電製品を購入する際には、省エネルギー型や節水型の製品を選びましょう。</p>	 <p>1-1 クールビズ、エコドライブ、事業所内の空調・照明・OA機器等の節電等のエコオフィス行動を実施しましょう。</p> <p>1-2 業務用の設備機材や空調などを導入・更新する際には、省エネルギー型のものを選びましょう。</p>
 <p>1-2 外出時には自家用車の使用を控え、バス・鉄道などの公共交通を利用しましょう。また、近所の場合は徒歩や自転車で出かけましょう。</p>	 <p>1-3 再生品やエコマーク商品など、環境負荷が少ない商品の販売を推進するとともに、製品やサービスの購入では、環境にやさしいエコ製品を優先し、グリーン購入を心がけましょう。</p>
 <p>1-3 住宅への太陽光・太陽熱を利用した設備の設置を検討しましょう。</p> <p>1-4 住宅の壁や屋上などを使って緑化に取り組み、夏季の室温上昇を抑え冷房等の電気使用量を削減しましょう。</p>	 <p>1-4 植栽や緑のカーテンを活用し、夏季の室温上昇を抑え冷房等の電気使用量を削減しましょう。</p> <p>1-5 ごみの分別やリサイクルなどを積極的にを行い、廃棄物の排出抑制に努めましょう。</p>
 <p>1-5 再生品やエコマーク商品など、エコ製品を優先して購入しましょう。</p> <p>1-6 使い捨て製品の購入を控える等ごみを減らし、ごみを出すときはきちんと分別して所定の場所に出しましょう。</p>	 <p>1-6 物資や製品の輸送にあたっては、共同輸送や公共交通機関の利用など、できるだけ効率的な輸配送システムを採用しましょう。</p>
 <p>1-7 ふなばし環境フェアやふなエコ等のイベントに参加し、地球温暖化に関心をもちましょう。</p>	 <p>1-7 ふなばし環境フェアやふなエコ等に参加し、活動を通じて市民・行政と連携を図り、取組成果を発信・共有しましょう。</p>

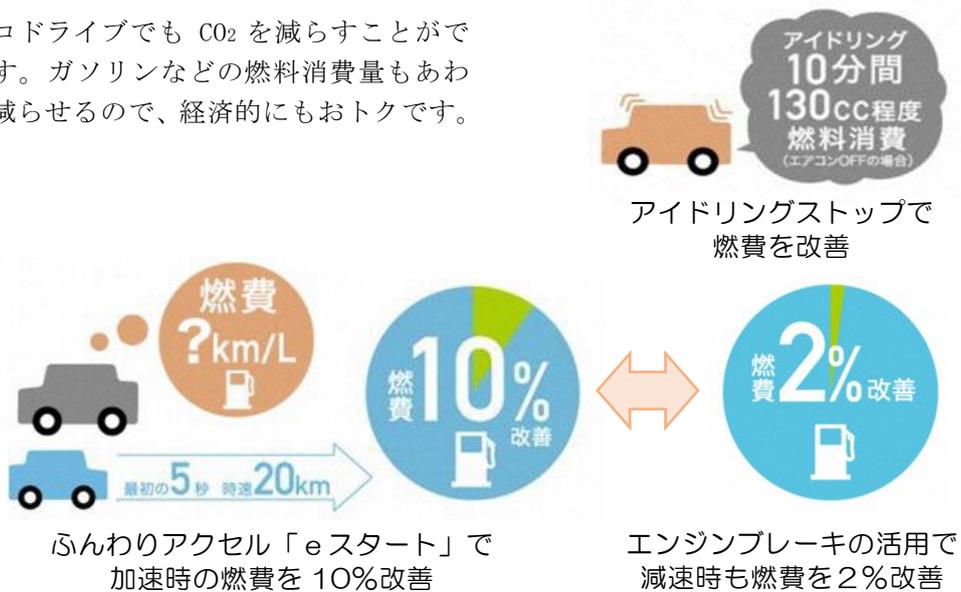
◆◆◆ 家庭でできる CO₂削減の取組例と効果 ◆◆◆

本市の家庭部門における温室効果ガス排出量は、市民1人当たり年間約1.56t-CO₂（2013年度実績値）で、2030年度には、年間約1.16t-CO₂まで約0.4t-CO₂（=400kg-CO₂）削減する必要があります。市民の皆さんがご家庭で実践する日常的な取組で、減らすことができるCO₂の大まかな目安は下表のとおりですので、目標達成に向けて参考にしてください。

取組例		期待されるCO ₂ 削減効果 (kg-CO ₂ /年)
エアコン	冷暖房は適正温度で利用する	49.0
	フィルターを定期的に清掃する	18.8
照明	電球を電球型LEDランプに取り替える	52.8
	人がいない部屋の照明は、こまめに消灯する (40W蛍光灯の点灯時間を1日1時間程度短縮)	8.7
ガス給湯器	お風呂は間隔をあけず次々と入る	87.0
	シャワーは出しっぱなしにしない	29.0
テレビ	テレビを賢く利用する (見ていないときは消し、画面の明るさを調節する)	25.8
電気冷蔵庫	物を詰め込みすぎないように整理整頓する	25.7
	庫内の温度設定をこまめに調整する	36.2
電気ポット	長時間使わない時にはコンセントからプラグを抜く	63.1
温水洗浄便座	便座のふたは、使わない時には閉じる	20.5
すべて実践すると…		416.6 (≒0.42t-CO ₂)

◆◆◆ エコドライブの効果 ◆◆◆

エコドライブでもCO₂を減らすことができます。ガソリンなどの燃料消費量もあわせて減らせるので、経済的にもおトクです。



(出典：「エコドライブ10のすすめ」環境省 Web サイト)

取組2：「みんなで回す！自然の恵みサイクル、食から環境を良くしよう！」プロジェクト

市民に求められる行動	事業者求められる行動
 <p>2-1 ふなばし三番瀬環境学習館等で自然の価値や役割に理解を深め、身近な自然の保全活動や自然の中でのレクリエーションに積極的に参加しましょう。</p>	 <p>2-1 自然の価値や役割について理解を深め、農業体験・漁業体験実施の協力等の生物多様性の保全に向けた活動に積極的に協力しましょう。</p>
 <p>2-2 輸送に係る温室効果ガスが減る等の効果も考え、地産地消、旬産旬消を心がけ、できるだけ地域の旬の食材を選びましょう。</p>	 <p>2-2 卸売・小売業、飲食業においては、輸送に係る温室効果ガスが減る等の効果も考え、地元産の農林水産物の販売や食材としての利用に取り組みましょう。</p>
 <p>2-3 冷蔵庫の食材などは消費期限を定期的に確認し、期限切れで捨てることのないよう期限内の消費を心がけましょう。また、食べ残しをしないようにして、食品ロスを減らしましょう。</p>	 <p>2-3 卸売・小売業、飲食業においては、小盛メニューの提供や持ち帰りの実施など、食品廃棄物の減量化・リサイクルの推進に努めましょう。</p>

◆◆◆ 「フード・マイレージ」について考えてみましょう ◆◆◆

「フード・マイレージ」とは、食料の輸送量に輸送距離をかけ合わせた指標です。なるべく地域内で生産された食料を消費することによって、輸送に係る温室効果ガス削減などを通じて、環境への負荷を低減させていこうというイギリスの市民運動を起源としています。食料自給率が低く島国である我が国では、「フード・マイレージ」が他国に比べて高い傾向にあるため、日頃から地産地消・旬産旬消を心がけることが大切といえます。

全国産のお鍋

食材	産地	移動距離
鶏肉	宮崎県	1,146km
ねぎ	埼玉県	106km
豆腐	群馬県	138km
はくさい	茨城県	72km
にんじん	北海道	1,261km
しいたけ	徳島県	669km
総移動距離		3,392km



地元食材を使えば
移動距離が短縮、
およそ1/30に！



千葉県産のお鍋

食材	産地	移動距離
鶏肉	千葉市	16km
ねぎ	柏市	24km
豆腐	習志野市	5km
はくさい	野田市	41km
にんじん	船橋市	0km
しいたけ	佐倉市	29km
総移動距離		115km

取組 3 : 「みんなでつなぐ! 台地から海への水ネットワーク、育もう豊かな暮らし」プロジェクト

市民に求められる行動	事業者求められる行動
<p>3-1 樹林地や農地の価値を理解し、関連活動やイベントに積極的に参加しましょう。</p> 	<p>3-1 開発行為などの事業活動においては、地域の自然に配慮するとともに、樹林地・農地などの自然環境への負荷を少なくするよう配慮しましょう。また、必要な環境配慮について、地域住民や関係者との合意形成に努めましょう。</p> 
<p>3-2 生物多様性の保全、防災・減災、健康、環境学習に対する効果など、水辺や緑が持つ様々な価値や機能について学びましょう。</p>	<p>3-2 生物多様性の保全、防災・減災、健康、環境学習に対する効果など、水辺や緑が持つ様々な価値や機能を利用した事業活動に努めましょう。</p>
<p>3-3 雨水浸透柵等を設置し、雨水の浸透を促進し、良好な地下水を育みましょう。</p> 	<p>3-3 雨水浸透柵等を設置し、雨水の浸透を促進し、良好な地下水を育みましょう。</p> 
<p>3-4 油は使い切り、食器やなべの汚れは拭いてから洗うなど生活排水に関する工夫をしましょう。</p>	<p>3-4 事業活動に伴う排水は適正に処理し、流域の水環境への負荷低減に努めましょう。</p>
<p>3-5 水辺の清掃活動やふなばし三番瀬クリーンアップなど地域の行事・イベントに積極的に参加しましょう。</p>	<p>3-5 水辺の清掃活動やふなばし三番瀬クリーンアップなど地域の行事・イベントに積極的に参加しましょう。</p> 
<p>3-6 使い捨て製品の購入は控えましょう。</p> 	<p>3-6 製品・商品等の販売には、量り売り・ばら売りなどを取り入れ、使い捨て容器やプラスチック製トレイなどの容器包装類を減らし、プラスチック廃棄物の排出抑制に努めましょう。</p>
<p>3-7 マイバッグ・マイボトル・マイ箸を使いましょう。</p> 	<p>レジ袋 いりません</p> 

取組4：「みんなで作る！環境を守り育てるひとづくり・協働の環^わ」プロジェクト

市民に求められる行動	事業者求められる行動
<div data-bbox="204 383 475 607"> </div> <p>4-1 (仮称) ふなばしエコカレッジの受講などを通じて、環境保全に取り組む仲間を増やしましょう。</p> <p>4-2 環境問題に関心を持ち、自ら情報を収集し、正しい知識を深めましょう。</p> <div data-bbox="204 792 488 943"> </div> <p>4-3 ふなばし環境フェアや地域の環境に関するイベントに参加して、環境に関わる様々な人たちとの交流を深めましょう。</p> <div data-bbox="204 1151 488 1464"> </div> <p>4-4 公園の清掃ボランティアや地域の緑化活動などには進んで参加しましょう。また、多くの市民がボランティア活動などに参加するよう、市民どうしの呼びかけを行いましょう。</p>	<div data-bbox="817 394 1070 663"> </div> <p>4-1 社員に対する環境研修・環境教育を実施し、環境への意識を高めましょう。</p> <p>4-2 事業所の環境保全に向けた取組や事業活動を通じて蓄積した知識・ノウハウを報告制度などを活用して、積極的に情報を発信しましょう。</p> <div data-bbox="807 864 1098 1061"> </div> <p>4-3 市や各種団体が行う学習会、講演会、セミナーなどには積極的に参加するとともに、参加者同士で情報交換をする等、交流を深めましょう。</p> <div data-bbox="826 1178 1038 1435"> </div> <p>4-4 地域における美化活動など、地域コミュニティや市民団体等の環境保全活動に協力しましょう。</p>



第8章

計画の推進

本章では、本計画の推進に向けた基本的な考え方や、施策・取組の進捗状況を管理するための方策を示します。

1. 計画推進に向けた基本的な考え方及び方針

本計画は、第5章で展開した施策を総合的に推進することで、実効性を高めていく必要があります。そのためには、庁内関係各課が連携を取りながら、全庁的に取り組んでいきます。また、国・県や近隣自治体等とも連携しながら施策を推進します。

また、第6章の重点的な取組や、第7章の市民・事業者に求められる行動などの推進にあたっては、市民、事業者、市民団体、大学等研究機関などの様々な主体が協働し、市と連携を図っていくことが重要です。

なお、本市を取り巻く社会情勢が刻々と変化していく中において、それらに対して柔軟に対応することが求められます。そのため、計画の点検・評価を適切に実施し、環境審議会への報告等を経て、必要に応じて計画を見直していきます。

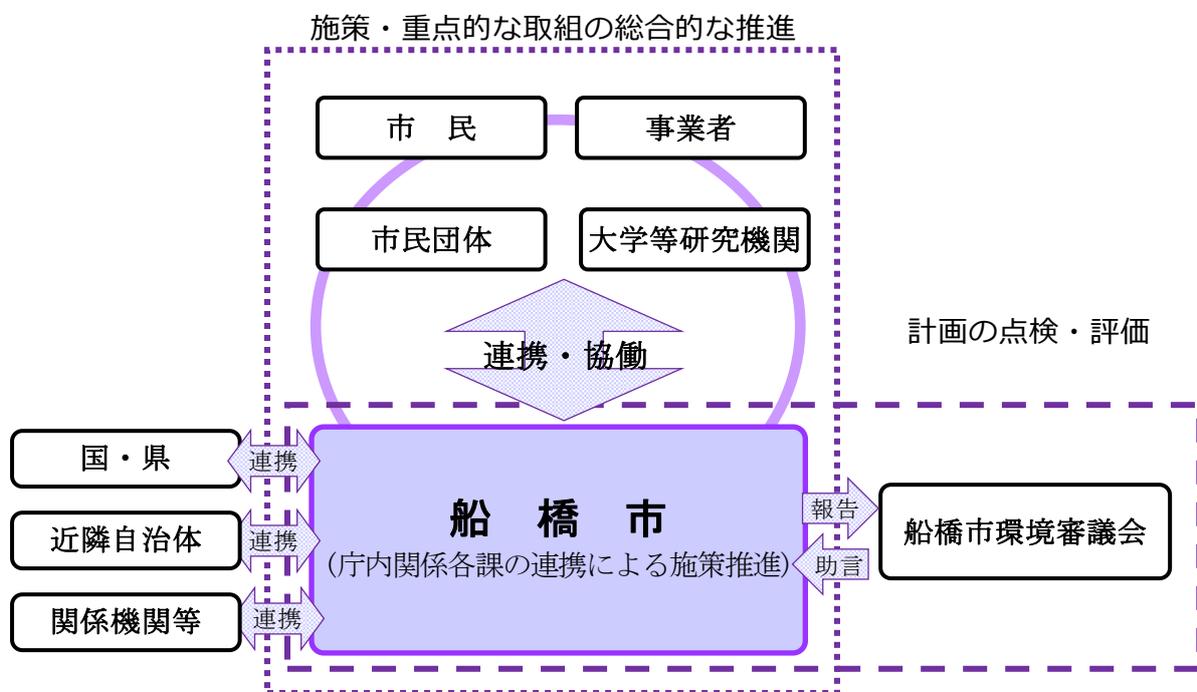


図 8-1-1 本計画の推進イメージ

2. 計画の推進主体と役割

本計画では、市民、事業者、市民団体、大学等研究機関、船橋市環境審議会及び市を推進主体として位置付けます。本計画の推進において、各主体が果たすべき役割はそれぞれ次表のとおりです。

表 8-2-1 本計画の推進主体と役割

推進主体	各主体の役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活における環境配慮の実践 ○市や他の主体との協働による施策・取組の推進 ○ふなばし環境フェアなどのイベントの企画・開催への積極的な参画 ○環境学習などを通じた環境に対する意識の向上 ○市民団体等との交流、地域ぐるみの環境保全活動への参加
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○事業活動における環境配慮の実践 ○持続可能なビジネススタイルへの転換を目指した取組の推進 ○市や他の主体との協働による施策・取組の推進 ○ふなばし環境フェアなどのイベントの企画・開催への積極的な参画 ○環境学習などを通じた従業員の環境意識の向上 ○事業者相互または市民団体等との交流・社会貢献活動の促進
市民団体 (環境団体 含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全に向けた活動の継続的な実施 ○市や他の主体との協働による施策・取組の推進 ○ふなばし環境フェアなどのイベントの企画・開催への積極的な参画 ○市民団体相互の交流
大学等 研究機関	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の環境に関する調査・研究の支援 ○環境配慮行動の促進に向けた環境教育の実施
船橋市 環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全に関する基本的事項・重要事項の調査・審議 ○年次報告書に基づく環境基本計画の進捗状況の点検・評価
市	<ul style="list-style-type: none"> ○市民、事業者、市民団体等の様々な主体との協働による計画推進 ○様々な主体の環境意識の向上に向けた普及啓発 ○環境配慮行動を促進するための積極的な情報発信 ○市民参加による環境調査・研究の推進及び環境情報の把握・管理 ○環境教育・環境学習の推進 ○環境保全に係る様々な主体の交流促進・パートナーシップの構築

3. 計画の進行管理

(1) 進行管理の考え方

本計画の進行管理は、環境マネジメントシステムのP D C Aサイクルによって行います。市は、環境像の実現に向けて着実に施策・取組を推進するため、その実施状況等を年度ごとにとりまとめます。また、目標とする指標の達成度について、市民・事業者等へのアンケート調査を通じて把握に努めます。それらの結果は、環境審議会に報告して点検・評価を行うとともに、毎年、年次報告書にとりまとめ、ホームページ等を通じて広く公表し、さらに施策・取組を見直して、継続的な改善に取り組みます。

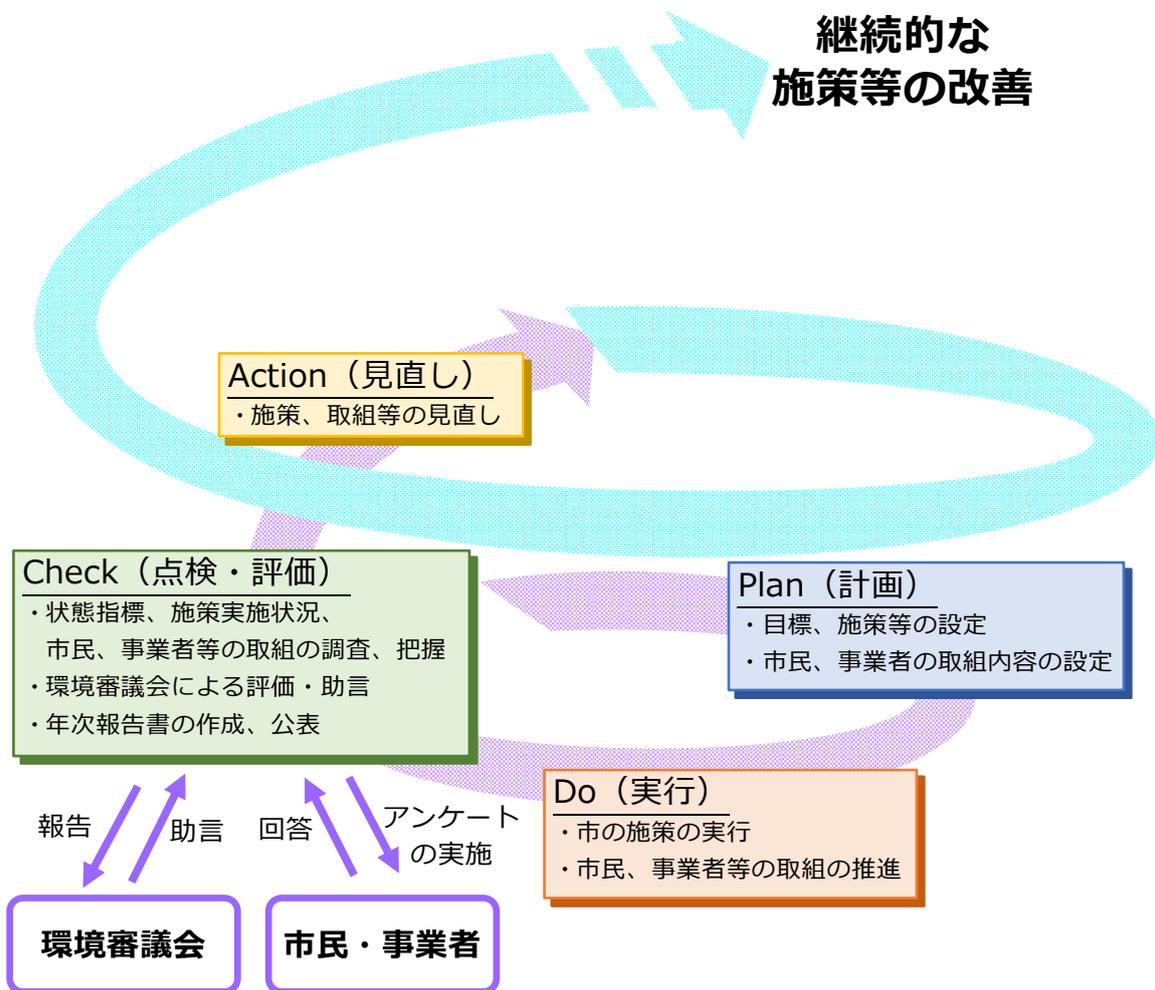


図 8-3-1 P D C Aサイクルを利用した計画の進行管理

(2) 指標の活用

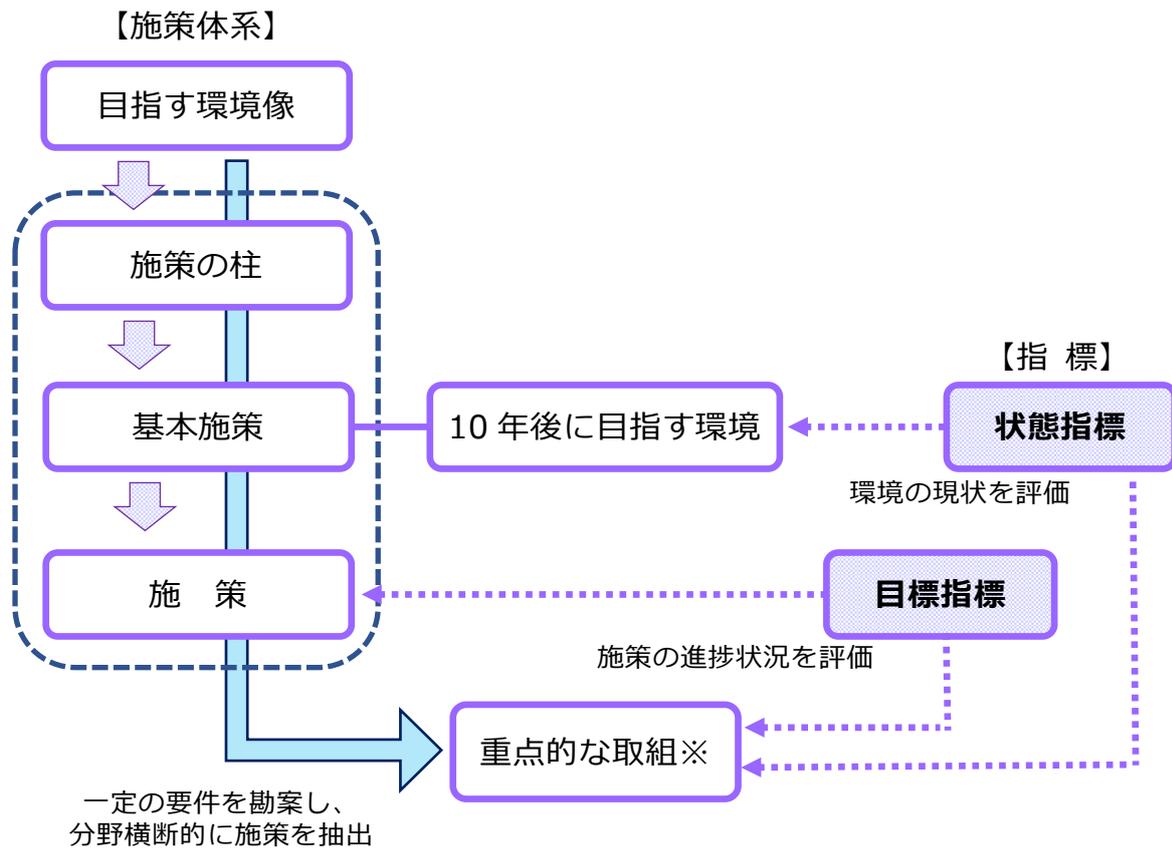
本計画の進行管理においては、次の2種類の指標を用います。
 なお、具体的な指標については、資料編に一覧を掲載しています。

■状態指標

- ・基本施策に対して設定する指標で、環境の現状を示すものです。
 - ・施策の成果だけでなく、様々な要因によって変動する指標となります。
- (例) 海域のCOD、全窒素濃度、全りん濃度等

■目標指標

- ・施策に対して設定する指標で、施策の進捗状況を示すものです。
 - ・施策の成果が主な変動要因となる指標です。
 - ・施策の成果を評価するため、可能な限りあらかじめ目標となる水準を設定します。
- (例) 環境イベントの来場者人数、参加団体数等



※重点的な取組…環境・経済・社会の統合的向上を見据え、体系化した施策から分野横断的に一連のつながりを持った施策を抽出し、市民・事業者・行政等が一体となって取り組める「船橋らしさ」を持った4つの重点的な取組。

図 8-3-2 2種類の指標による点検・評価

(3) 点検・評価

本計画の点検・評価は、次の2つの観点から行います。

■環境分野ごとの観点

環境分野ごとの計画の進捗状況を点検・評価をするために、基本施策ごとに状態指標の状況・施策の進捗状況を把握し、状態指標の状況を中心に総合的に評価します。

■重点的な取組ごとの観点

重点的な取組毎の進捗状況を評価するために、状態指標の状況、施策の進捗状況に加えて、市民・事業者の取組状況を把握し、状態指標の状況を中心に総合的に評価します。

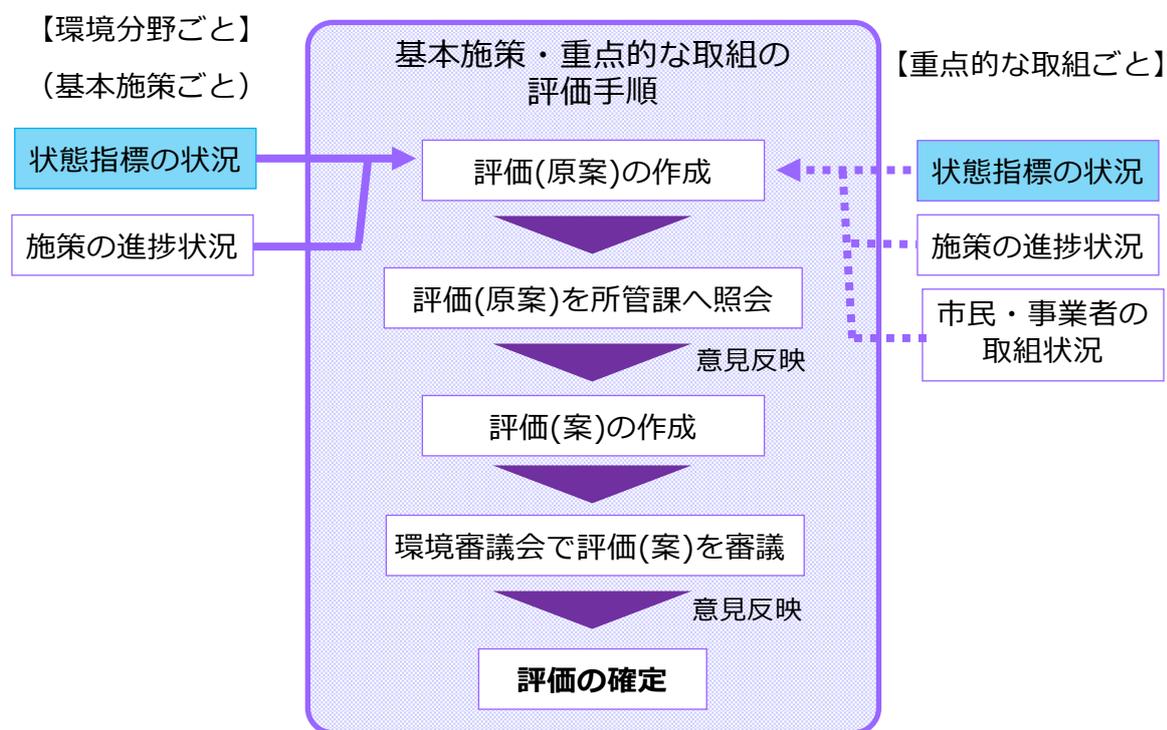


図 8-3-3 評価の手順

4. 計画の見直し

市は、毎年とりまとめる環境報告書などに基づいて本計画の進捗状況を総括し、環境審議会の助言等を踏まえて施策・取組等の見直しを行います。

また、本市を取り巻く環境や社会経済情勢等の変化に対応するため、5年ごとに見直しを検討します。

資 料 編

資料 1. 船橋市環境基本条例

平成9年3月31日 条例第7号

目次

前文
第1章 総則(第1条—第8条)
第2章 環境の保全に関する基本的施策等(第9条—第23条)
第3章 地球環境保全の推進(第24条)
第4章 環境の保全の推進体制等(第25条・第26条)
第5章 船橋市環境審議会(第27条)
附則

私たちの船橋は、温暖な気候と東京湾最奥部の穏やかな海や下総台地が織りなす恵み豊かな環境の下、先人の英知と努力を受け継ぎながら豊かで住み良い国際都市を目指す中で、福祉と緑の都市を宣言し、環境に配慮した都市づくりを進めてきた。

しかし、人口の集中や産業の集積により、都市活動や生活に密着した公害や廃棄物の問題が顕在化するとともに、身近にあった豊かな自然も減少し、健全で恵み豊かな環境が損なわれつつある。

今日の社会経済活動は、利便性の向上と物質的な豊かさをもたらした反面、資源やエネルギーを大量に消費し、環境に対する影響力を増大させ、人類の生存基盤である地球環境にまで影響を及ぼすに至っている。

私たちは、環境が自然界の微妙な均衡と循環の下に成り立つものであることを認識した上で、これまでの社会経済システムのあり方や生活様式を見直し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築を目指した総合的かつ計画的な取組をする必要がある。

もとより、健全で恵み豊かな環境は、健康で文化的な生活をする上で不可欠なものであり、このような環境を保全し、及び創造し、将来の市民に引き継ぐことこそ現在に生きる私たちに課せられた使命である。

今こそ、市民、事業者及び市それぞれが自らの環境保全意識を高め、果たすべき役割を担い、人と自然が共生する健全で恵み豊かな環境と文明を実現するため、市民の総意により、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加え

られる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

3 環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。

4 地球環境保全は、すべての者が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、

これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び環境の適正な保全に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。

(環境週間)

- 第7条 事業者及び市民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、環境週間を設ける。
- 2 環境週間は、6月5日からの1週間とする。
 - 3 市は、環境週間の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

(施策等の公表)

- 第8条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施策等

(環境基本計画の策定)

- 第9条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、船橋市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標
 - (2) 環境の保全に関する施策の方向
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関

する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ船橋市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

- 第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全に十分に配慮しなければならない。

(環境影響評価の措置)

- 第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、事業者が環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

- 第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる必要な規制の措置を講ずるものとする。
- (1) 公害を防止するために必要な規制の措置
 - (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
 - 2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(環境の保全に関する協定の締結)

- 第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。

(誘導的措置)

- 第14条 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。
- 2 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷の低減に努めるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、適正な経済的負担を求める措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が特に必要であるときは、市民の理解の下に、その措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

- 第15条 市は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、貴重野生動植物の保護その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、自然環境の健全な利用を図るため、公園、緑地その他の公共的施設の整備事業を推進するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、市は、自然環境の適正な整備及び創出のための事業の推進に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第17条 市は、環境の保全についての施策に市民の意見を反映させるため、環境の保全についての施策のあり方等について市民から提言を受けるために必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する学習の推進)

第18条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第19条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、美化活動、生活排水浄化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第20条 市は、環境の保全に関する学習の振興及び民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第21条 市は、環境の状況の把握、今後の環境の変化の予測に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第22条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(科学技術の振興)

第23条 市は、環境の保全に関する科学技術の振興

に努めるものとする。

第3章 地球環境保全の推進

第24条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第4章 環境の保全の推進体制等

(環境の保全の推進体制の整備)

第25条 市は、事業者及び市民との協力により、環境の保全を推進するための体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第26条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進を図るものとする。

第5章 船橋市環境審議会

第27条 環境の保全に関する基本的事項を調査審議させる等のため、船橋市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 環境基本計画に関し、第9条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属させられた事務

3 審議会は、23人以内の委員をもって組織する。

4 委員は、環境の保全に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第27条及び次項の規定は、平成9年8月1日から施行する。

(船橋市公害対策審議会条例の廃止)

2 船橋市公害対策審議会条例(昭和38年船橋市条例第16号)は、廃止する。

資料 2. 船橋市環境保全条例

平成 14 年 12 月 27 日 条例第 57 号

船橋市環境保全条例(平成 9 年船橋市条例第 8 号)の全部を改正する。

目次

第 1 章	総則(第 1 条—第 3 条)
第 2 章	公害の防止及び生活環境の保全等に関する施策(第 4 条—第 15 条)
第 3 章	工場等における公害の防止に関する規制等
第 1 節	大気汚染の防止
第 1 款	ばい煙に関する規制(第 16 条—第 28 条)
第 2 款	粉じんに関する規制(第 29 条—第 38 条)
第 2 節	水質汚濁の防止(第 39 条—第 51 条)
第 3 節	地盤の沈下等の防止(第 52 条—第 63 条)
第 4 節	騒音の防止(第 64 条—第 75 条)
第 5 節	振動の防止(第 76 条—第 87 条)
第 6 節	悪臭の防止(第 88 条)
第 4 章	特定行為に関する規制等
第 1 節	屋外燃焼行為の禁止(第 89 条・第 90 条)
第 2 節	拡声機及び深夜騒音等の規制(第 91 条—第 95 条)
第 3 節	特定建設作業に係る騒音等の規制(第 96 条—第 99 条)
第 4 節	その他の行為に関する規制等(第 100 条—第 107 条)
第 5 章	自動車の使用に伴う公害の防止(第 108 条—第 110 条)
第 6 章	地球環境の保全(第 111 条・第 112 条)
第 7 章	雑則(第 113 条—第 120 条)
第 8 章	罰則(第 121 条—第 125 条)
附則	

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、船橋市環境基本条例(平成 9 年船橋市条例第 7 号)の本旨を達成するため、生活環境の保全等に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制その他の措置を講じ、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活環境の保全等 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)の保全を図ることをいう。
- (2) 環境への負荷 船橋市環境基本条例第 2 条第 1 号に規定する環境への負荷をいう。

(3) 公害 船橋市環境基本条例第 2 条第 3 号に規定する公害をいう。

(市等の責務)

第 3 条 市、事業者及び市民は、船橋市環境基本条例第 3 条に規定する環境の保全についての基本理念にのっとり、生活環境の保全等が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

第 2 章 公害の防止及び生活環境の保全等に関する施策(規制の措置)

第 4 条 市は、生活環境の保全等のために必要な規制の措置を講ずるものとする。

(大気保全のための施策)

第 5 条 市は、エネルギーの使用の節約、未利用エネルギーの活用等エネルギーの使用の合理化に関する知識の普及及び啓発を図るとともに、大気を保全するために必要な措置を講ずるものとする。

(水質保全のための施策)

第 6 条 市は、生活排水(水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 2 条第 8 項に規定する生活排水をいう。以下同じ。)の排出による公共用水域(同条第 1 項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)の水質の汚濁の防止に関する知識の普及及び啓発を図るとともに、公共用水域の水質を保全するために必要な措置を講ずるものとする。

(土壌及び地下水の汚染の防止のための施策)

第 7 条 市は、土壌及び地下水の汚染の防止に関する知識の普及及び啓発を図るとともに、土壌及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(地盤の沈下の防止等のための施策)

第 8 条 市は、地盤の沈下の防止及び地下水のかん養の促進に関する知識の普及及び啓発を図るとともに、地盤の沈下の防止及び地下水のかん養の促進のために必要な措置を講ずるものとする。

(騒音、振動及び悪臭の防止のための施策)

第 9 条 市は、騒音、振動及び悪臭の防止に関する知識の普及及び啓発を図るとともに、騒音、振動及び悪臭を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(化学物質等の適正管理のための施策)

第 10 条 市は、人の健康又は生活環境に係る影響を生ずるおそれがあると認める化学物質等を有する者に対して、その排出の抑制及び適正な管理に係る対策を進めるとともに、当該化学物質等の適正な管理の普及及び啓発に努めるものとする。

(自動車の使用に伴う公害の防止のための施策)

第 11 条 市は、事業者、市民及び関係機関と連携して、自動車の使用に伴う公害を防止するために環境への負荷がより少ない自動車への転換の促進、自動車の使用の合理化の促進、道路環境の改善そ

の他の必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全のための施策)

第12条 市は、地球環境の保全に資するため、地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行等に関する知識の普及及び啓発並びに資源及びエネルギーの消費の抑制又は循環的な利用のための施策の実施に努めるものとする。

(施設整備及び事業の推進)

第13条 市は、生活環境の保全等に資する公共施設の整備及び事業の推進に努めるものとする。

(監視、測定等の実施)

第14条 市は、生活環境の状況を把握し、及び生活環境の保全等に関する施策を適正に講ずるために、監視、測定、試験及び検査の体制を整備し、必要な調査等を実施するものとする。

(事業者等に対する援助措置)

第15条 市は、事業者が行う公害の防止のための施設の設置又は改善等について、必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、前項の援助措置を講ずるに当たっては、中小規模の事業者に対して特別の配慮を行うものとする。

3 市は、市民が行う環境への負荷を低減する活動に対して必要な援助措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 工場等における公害の防止に関する規制等

第1節 大気汚染の防止

第1款 ばい煙に関する規制

(定義)

第16条 この款において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ばい煙 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第1項に規定するばい煙をいう。

(2) 特定施設 工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気汚染の原因となるものであって規則で定めるものをいう。

(排出基準)

第17条 市長は、大気汚染を防止するために必要なばい煙の排出基準を規則で定めるものとする。

2 前項の排出基準(以下この款において「排出基準」という。)は、特定施設において発生し、排出口(特定施設において発生するばい煙を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下この款において同じ。)から大気中に排出されるばい煙の量について、ばい煙の種類及び施設の種類ごとに定める許容限度とする。

(設置の届出)

第18条 ばい煙を大気中に排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、次に掲げる事項を記

載した届出書により市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 工場又は事業場(以下「工場等」という。)の名称及び所在地

(3) 特定施設の種類

(4) 特定施設の構造

(5) 特定施設の使用の方法

(6) ばい煙の処理の方法

(7) その他規則で定める事項

2 前項の届出書には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(経過措置)

第19条 一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)であってばい煙を大気中に排出するものは、当該施設が特定施設となった日から30日以内に、前条第1項各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(構造等の変更の届出)

第20条 第18条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第18条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第18条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更命令等)

第21条 市長は、第18条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定施設に係るばい煙の量が排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更(前条第1項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第18条第1項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第22条 第18条第1項又は第20条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法の変更をしてはならない。

2 市長は、第18条第1項又は第20条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第23条 第18条第1項又は第19条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第18条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第24条 第18条第1項又は第19条第1項の規定による届出をした者から、その届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第18条第1項又は第19条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、第18条第1項又は第19条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(ばい煙の排出制限)

第25条 特定施設において発生するばい煙を大気中に排出する者(以下この款において「ばい煙排出者」という。)は、そのばい煙の量が当該特定施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない。

(改善命令等)

第26条 市長は、ばい煙排出者が、そのばい煙の量が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該特定施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(ばい煙の測定等)

第27条 ばい煙排出者は、規則で定めるところにより、特定施設に係るばい煙の量及び濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(事故時の措置)

第28条 特定施設を設置している者は、特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙が大気中に多量に排出されたことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出なければならない。

2 市長は、特定施設を設置している者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、そ

の者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第2款 粉じんに関する規制

(定義)

第29条 この款において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 粉じん 大気汚染防止法第2条第4項に規定する粉じんをいう。
- (2) 特定施設 工場等に設置される施設で粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する粉じんが大気の汚染の原因となるものであって規則で定めるものをいう。

(基準)

第30条 市長は、大気の汚染を防止するために必要な特定施設の構造並びに使用及び管理に関する基準(以下この款において「基準」という。)を規則で定めるものとする。

(設置の届出)

第31条 特定施設を設置しようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類の
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用及び管理の方法
- (6) その他規則で定める事項

2 前項の届出書には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(経過措置)

第32条 一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)は、当該施設が特定施設となった日から30日以内に、前条第1項各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(構造等の変更の届出)

第33条 第31条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第31条第1項第4号及び第5号に掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第31条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(氏名の変更等の届出)

第34条 第31条第1項又は第32条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第31条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更

があったとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第35条 第31条第1項又は第32条第1項の規定による届出をした者から、その届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第31条第1項又は第32条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、第31条第1項又は第32条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(基準の遵守義務)

第36条 特定施設を設置している者は、当該特定施設に係る基準を遵守しなければならない。

(基準適合勧告及び命令)

第37条 市長は、特定施設を設置している者が基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該特定施設について基準に従うべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(事故時の措置)

第38条 特定施設を設置している者は、特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、粉じんが大気中に多量に排出されたことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出なければならない。

第2節 水質汚濁の防止

(定義)

第39条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定施設 次のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設であって規則で定めるものをいう。

ア カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。

イ 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、アに規定する物質によるものを除く。)を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれ

がある程度のものであること。

(2) 排出水 特定施設を設置する工場等(以下この節において「特定事業場」という。)から公共用水域に排出される水をいう。

(3) 汚水等 特定施設から排出される汚水又は廃液をいう。

(排水基準)

第40条 市長は、公共用水域の水質の汚濁を防止するために必要な排水基準を規則で定めるものとする。

2 前項の排水基準(以下この節において「排水基準」という。)は、前条第1号アに規定する物質(以下この節において「有害物質」という。)による汚染状態にあつては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、同号イに規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

(設置の届出)

第41条 工場等から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類の
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) 汚水等の処理の方法
- (7) 排出水の汚染状態及び量
- (8) 排出水に係る用水及び排水の系統
- (9) その他規則で定める事項

2 前項の届出書には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(経過措置)

第42条 一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)であつて排出水を排出するものは、当該施設が特定施設となった日から30日以内に前条第1項各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(構造等の変更の届出)

第43条 第41条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第41条第1項第4号から第8号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第41条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更命令等)

第44条 市長は、第41条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口(排出水を排出する場所をいう。以下この節において同じ。)においてその排出水に係る排水基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更(前条第1項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第41条第1項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第45条 第41条第1項又は第43条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

2 市長は、第41条第1項又は第43条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第46条 第41条第1項又は第42条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第41条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第47条 第41条第1項又は第42条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第41条第1項又は第42条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第41条第1項又は第42条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(排出水の排出制限)

第48条 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。

(改善命令等)

第49条 市長は、排出水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基

準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

(排出水の汚染状態の測定等)

第50条 排出水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(事故時の措置)

第51条 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油(規則で定める油をいう。以下この項において同じ。)を含む水が当該特定事業場から公共用水域に排出されたことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出なければならない。

2 市長は、特定事業場の設置者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第3節 地盤の沈下等の防止

(定義)

第52条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定用途 工業、鉱業、農業その他の事業の用途であって規則で定めるものをいう。
- (2) 揚水施設 動力を用いて地下水を採取し、これを特定用途に供するための施設であって規則で定めるものをいう。

(基準)

第53条 市長は、地盤の沈下及び地下水位の著しい低下の発生を防止するために必要な揚水施設の構造に関する基準(以下この節において「基準」という。)を規則で定めるものとする。

(設置の届出)

第54条 揚水施設を設置しようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 工場等の名称及び所在地
 - (3) 揚水施設の設置の場所
 - (4) 地下水の用途
 - (5) 揚水機の能力
 - (6) 揚水施設の井戸ストレーナーの位置及び吐出口の断面積
 - (7) その他規則で定める事項
- 2 前項の届出書には、当該揚水施設の設置の場

所を示す図面その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(経過措置)

第55条 一の施設が揚水施設となった際に現にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)は、当該施設が揚水施設となった日から30日以内に前条第1項各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(構造等の変更の届出)

第56条 第54条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第54条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第54条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更命令等)

第57条 市長は、第54条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る揚水施設が基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る揚水施設の構造に関する計画の変更(前条第1項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第54条第1項の規定による届出に係る揚水施設の設定に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第58条 第54条第1項又は第56条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る揚水施設を設置し、又はその届出に係る揚水施設の構造を変更してはならない。

2 市長は、第54条第1項又は第56条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第59条 第54条第1項又は第55条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る揚水施設が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第54条第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。
- (2) 揚水施設に該当しないものとしたとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか揚水施設の使用を廃止したとき。

(承継)

第60条 第54条第1項又は第55条第1項の規定による届出をした者から揚水施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該揚水施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第54条第1項又は第55条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る揚水施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該揚水施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前3項の規定により第54条第1項又は第55条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(基準の遵守義務)

第61条 揚水施設を設置している者は、当該揚水施設に係る基準を遵守しなければならない。ただし、規則で定める揚水施設については、この限りでない。

(改善命令)

第62条 市長は、基準に適合していないと認めるときは、当該揚水施設を設置している者に対し、期限を定めて、当該揚水施設の構造の改善を命ずることができる。

(記録及び報告)

第63条 揚水施設により地下水を採取している者は、羽根車式流量計その他の水量測定器を設置し、規則で定めるところにより、地下水の採取量を記録し、及びこれを市長に報告しなければならない。

第4節 騒音の防止

(定義)

第64条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定施設 工場等に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって規則で定めるものをいう。
- (2) 特定作業 工場等で行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって規則で定めるものをいう。

(規制基準)

第65条 市長は、特定施設を設置する工場等又は特定作業を行う工場等(以下この節においてこれらを「特定工場等」という。)における騒音の発生を防止するために必要な規制基準を規則で定めるものとする。

2 前項の規制基準(以下この節において「規制基準」という。)は、特定工場等において発生する騒音の当該特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

(設置の届出)

第66条 工場等(特定施設が設置されていないものに限る。)に特定施設を設置しようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地

- (3) 特定施設の種類ごとの数
 - (4) 特定施設の構造
 - (5) 特定施設の使用の方法
 - (6) 騒音の防止の方法
 - (7) その他規則で定める事項
- 2 前項の届出書には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(実施の届出)

第 67 条 工場等(特定工場等でないものに限る。)において特定作業を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 工場等の名称及び所在地
 - (3) 特定作業の種類
 - (4) 特定作業の目的に係る施設の種類ごとの数
 - (5) 特定作業の場所、実施の期間及び作業の時間
 - (6) 騒音の防止の方法
 - (7) その他規則で定める事項
- 2 前項の届出書には、当該特定作業の目的に係る施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(経過措置)

第 68 条 一の施設が特定施設となった際現に工場等(その施設以外の特定施設が設置されていないものに限る。)にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)又は一の作業が特定作業となった際現に工場等(特定工場等でないものに限る。)においてその作業を行っている者(作業の目的に係る施設の設置の工事を行っている者を含む。)は、当該施設が特定施設となった日又は当該作業が特定作業となった日から 30 日以内に、当該施設にあっては第 66 条第 1 項各号に掲げる事項を、当該作業にあっては前条第 1 項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

2 第 66 条第 2 項の規定は前項の規定による特定施設に係る届出について、前条第 2 項の規定は前項の規定による特定作業に係る届出について準用する。

(構造等の変更の届出)

第 69 条 第 66 条第 1 項、第 67 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 66 条第 1 項第 3 号から第 6 号まで又は第 67 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該事項の変更が規則で定める範囲内である場合については、この限りでない。

2 第 66 条第 1 項、第 67 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出をした者は、当該特定工場等に設置している特定施設以外の施設が特定施設となったとき、又は当該特定工場等(特定施設が設置されていないものに限る。)で行っている

特定作業以外の作業が特定作業となったときは、当該特定施設以外の施設が特定施設となった日又は当該特定作業以外の作業が特定作業となった日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第 66 条第 2 項の規定は前 2 項の規定による特定施設に係る届出について、第 67 条第 2 項の規定は前 2 項の規定による特定作業に係る変更の届出について準用する。

(計画変更勧告)

第 70 条 市長は、第 66 条第 1 項、第 67 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から 30 日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法、特定施設の使用の方法若しくは配置又は特定作業の作業時間に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

第 71 条 第 66 条第 1 項、第 67 条第 1 項又は第 69 条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から 30 日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、若しくは特定作業を行い、又は特定施設の使用の方法等を変更してはならない。

2 市長は、第 66 条第 1 項、第 67 条第 1 項又は第 69 条第 1 項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第 72 条 第 66 条第 1 項、第 67 条第 1 項又は第 68 条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定施設又は特定作業が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第 66 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 67 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事項に変更があったとき。
- (2) 特定施設のすべての使用を廃止したとき、又は特定施設のすべてが特定施設でなくなったとき。
- (3) 特定作業のすべてを行わなくなったとき、又は特定作業のすべてが特定作業でなくなったとき。

(承継)

第 73 条 第 66 条第 1 項、第 67 条第 1 項又は第 68 条第 1 項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設若しくは特定作業の目的に係る施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設又は当該特定作業の目的に係る施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第 66 条第 1 項、第 67 条第 1 項又は第 68 条第

1 項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定施設又は特定作業の目的に係る施設のすべてを承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設若しくは当該特定作業の目的に係る施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、第66条第1項、第67条第1項又は第68条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(規制基準の遵守義務)

第74条 特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

(改善勧告及び命令)

第75条 市長は、特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、特定施設の使用の方法若しくは配置を変更し、又は特定作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

第5節 振動の防止

(定義)

第76条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定施設 工場等に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であって規則で定めるものをいう。

(2) 特定作業 工場等で行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であって規則で定めるものをいう。

(規制基準)

第77条 市長は、特定施設を設置する工場等又は特定作業を行う工場等(以下この節においてこれらを「特定工場等」という。)における振動の発生を防止するために必要な規制基準を規則で定めるものとする。

2 前項の規制基準(以下この節において「規制基準」という。)は、特定工場等において発生する振動の当該特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

(設置の届出)

第78条 工場等(特定施設が設置されていないものに限る。)に特定施設を設置しようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に

届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 工場等の名称及び所在地

(3) 特定施設の種類及び能力ごとの数

(4) 特定施設の構造

(5) 特定施設の使用の方法

(6) 振動の防止の方法

(7) その他規則で定める事項

2 前項の届出書には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(実施の届出)

第79条 工場等(特定工場等でないものに限る。)において特定作業を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 工場等の名称及び所在地

(3) 特定作業の種類

(4) 特定作業の目的に係る施設の種類及び能力ごとの数

(5) 特定作業の場所、実施の期間及び作業の時間

(6) 振動の防止の方法

(7) その他規則で定める事項

2 前項の届出書には、当該特定作業の目的に係る施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(経過措置)

第80条 一の施設が特定施設となった際に工場等(その施設以外の特定施設が設置されていないものに限る。)にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)又は一の作業が特定作業となった際に工場等(特定工場等でないものに限る。)においてその作業を行っている者(作業の目的に係る施設の設置の工事を行っている者を含む。)は、当該施設が特定施設となった日又は当該作業が特定作業となった日から30日以内に、当該施設にあっては第78条第1項各号に掲げる事項を、当該作業にあっては前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

2 第78条第2項の規定は前項の規定による特定施設に係る届出について、前条第2項の規定は前項の規定による特定作業に係る届出について準用する。

(構造等の変更の届出)

第81条 第78条第1項、第79条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第78条第1項第3号から第6号まで又は第79条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該事項の変更が規則で定める範囲内である場合については、この

限りでない。

- 2 第 78 条第 1 項、第 79 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出をした者は、当該特定工場等に設置している特定施設以外の施設が特定施設となったとき、又は当該特定工場等(特定施設が設置されていないものに限る。)で行っている特定作業以外の作業が特定作業となったときは、当該特定施設以外の施設が特定施設となった日又は当該特定作業以外の作業が特定作業となった日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 第 78 条第 2 項の規定は前 2 項の規定による特定施設に係る届出について、第 79 条第 2 項の規定は前 2 項の規定による特定作業に係る変更の届出について準用する。

(計画変更勧告)

第 82 条 市長は、第 78 条第 1 項、第 79 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から 30 日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法、特定施設の使用の方法若しくは配置又は特定作業の作業時間に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

第 83 条 第 78 条第 1 項、第 79 条第 1 項又は第 81 条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から 30 日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、若しくは特定作業を行い、又は特定施設の使用の方法等を変更してはならない。

- 2 市長は、第 78 条第 1 項、第 79 条第 1 項又は第 81 条第 1 項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第 84 条 第 78 条第 1 項、第 79 条第 1 項又は第 80 条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定施設又は特定作業が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第 78 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 79 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事項に変更があったとき。
- (2) 特定施設のすべての使用を廃止したとき、又は特定施設のすべてが特定施設でなくなったとき。
- (3) 特定作業のすべてを行わなくなったとき、又は特定作業のすべてが特定作業でなくなったとき。

(承継)

第 85 条 第 78 条第 1 項、第 79 条第 1 項又は第 80 条

第 1 項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設若しくは特定作業の目的に係る施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設又は当該特定作業の目的に係る施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第 78 条第 1 項、第 79 条第 1 項又は第 80 条第 1 項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定施設又は特定作業の目的に係る施設のすべてを承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設若しくは当該特定作業の目的に係る施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 3 前 2 項の規定により、第 78 条第 1 項、第 79 条第 1 項又は第 80 条第 1 項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(規制基準の遵守義務)

第 86 条 特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

(改善勧告及び命令)

第 87 条 市長は、特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、特定施設の使用の方法若しくは配置を変更し、又は特定作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

第 6 節 悪臭の防止

(悪臭施設の設置等の届出)

第 88 条 工場等に設置される施設のうち、悪臭を発生し、若しくは発生するおそれのある施設であって規則で定めるものを設置し、又は当該施設の構造若しくは使用の方法若しくは悪臭の処理の方法を変更しようとする者は、事前にその内容を市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出者に対し、その工場等の周辺の生活環境を保全するために、悪臭の防止に関し必要な助言及び指導を行うものとする。

第 4 章 特定行為に関する規制等

第 1 節 屋外燃焼行為の禁止

(屋外燃焼行為の禁止)

第 89 条 何人も、合成樹脂、ゴム、木材その他の燃焼に伴って著しくばい煙又は悪臭を発生するお

そのある物質を屋外において燃焼させてはならない。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。

(警告及び命令)

第90条 市長は、前条の規定に違反して燃焼行為が行われていることにより、その周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為を行っている者に対し、必要な警告を発し、又はその事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止を命ずることができる。

第2節 拡声機及び深夜騒音等の規制

(航空機による拡声機の使用禁止)

第91条 何人も、商業宣伝を目的として航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第1項に規定する航空機をいう。)から機外に向けて拡声機を使用して放送を行ってはならない。

(拡声機の使用制限)

第92条 何人も、屋外において、又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用して放送を行う場合は、規則で定める拡声機の使用法の基準を遵守しなければならない。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。

(警告及び命令)

第93条 市長は、前条の規定に違反して拡声機を使用して放送が行われていることにより、その周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為を行っている者に対し、必要な警告を発し、又はその事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止、使用方法の改善その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(深夜における静穏の保持)

第94条 何人も、深夜(午後11時から翌日の午前6時までの間をいう。)においては、静穏の保持を特に必要とする規則で定める区域において、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

(飲食店営業等の騒音に係る改善命令等)

第95条 市長は、飲食店営業その他の営業で規則で定めるものに係る深夜等(午後7時から翌日の午前6時までの間をいう。)における騒音(客の出入りに伴う騒音を含む。以下この条において同じ。)が規則で定める基準に適合しないことにより、当該騒音を発生する場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、期限を定めて、当該騒音の防止の方法の改善その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて、当該騒音の防止の方法の改善その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第3節 特定建設作業に係る騒音等の規制

(定義)

第96条 この節において「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動(以下「騒音等」という。)を発生する作業であって規則で定めるものをいう。

(基準)

第97条 市長は、特定建設作業に係る騒音等の発生を防止するために必要な基準(以下この節において「基準」という。)を規則で定めるものとする。

(特定建設作業の実施の届出)

第98条 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに(災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合にあつては、速やかに)、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- (3) 特定建設作業の種類、場所及び実施期間
- (4) 騒音等の防止の方法
- (5) その他規則で定める事項

2 前項の届出書には、当該特定建設作業を行う場所の付近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(改善命令等)

第99条 市長は、特定建設作業に係る騒音等が基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて、騒音等の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、同項の事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて、騒音等の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

第4節 その他の行為に関する規制等

(炭化水素系物質の排出抑制)

第100条 事業者は、工場等において炭化水素系物質が大気中に排出されるのを抑制するために必要な措置を講じなければならない。

(建設工事に伴う水質汚濁の防止)

第101条 建設工事として行われる作業のうち、公共用水域に汚水又は廃液を排出する作業を行おうとする者は、その作業の実施に伴い発生する汚水又は廃液による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るために必要な措置を講じなければならない。

(塩水被害の防止)

第 102 条 事業者は、塩水を公共用水域に排出するときは、当該水域及びその周辺の水産動植物及び農作物に被害を与えないように必要な措置を講じなければならない。

(生活排水対策の推進)

第 103 条 市民は、生活排水を公共用水域に排出するときは、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう心がけるとともに、市が行う生活排水対策の実施に協力しなければならない。

(地下水のかん養)

第 104 条 事業者及び市民は、地下水のかん養を図るため、雨水の有効利用に努めるとともに、敷地内の舗装又は雨水を処理するための施設の設置をする場合には雨水が地下に浸透しやすい素材又は構造のものを使用する等雨水の地下浸透の促進に努めなければならない。

(掘削工事に伴う地盤沈下等の防止)

第 105 条 事業者は、他の法令及びこの条例の規定による規制を受ける場合のほか、地下水のゆう出を伴う掘削工事を行うときは、周辺の地盤及び地下水位に影響がないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地下浸透の禁止)

第 106 条 事業者は、汚水又は廃液にカドミウムその他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質で規則で定めるものが含まれている水(当該物質の原液を含む。)を適正に管理し、これを地下に浸透させてはならない。

(土壌汚染の防止)

第 107 条 事業者は、工場等において、鉛、ひ素、トリクロロエチレンその他の物質で規則で定めるもの(当該物質を含む物質を含む。)を製造し、使用し、又は保管している場合は、当該物質による土壌の汚染を防止するため、定期的に土壌の汚染状態を調査する等当該物質を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

第 5 章 自動車の使用に伴う公害の防止

(自動車の使用者等の義務)

第 108 条 道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条第 2 項に規定する自動車(同条第 3 項に規定する原動機付自転車を含む。以下同じ。)を使用し、又は所有する者(以下「使用者等」という。)は、自動車の必要な整備及び停止時における原動機の停止等の適正な運転をすることにより、自動車から発生する排出ガス及び騒音を最小限度にとどめるよう努めなければならない。

(自動車の使用抑制等)

第 109 条 事業を営む使用者等は、合理的な運行管理、共同輸配送(事業者が共同して荷物等の輸送又は配送を行うことをいう。)の採用その他の輸送効率の向上等により、当該事業の用に供する自動車の走行量を抑制するよう努めなければならない。

2 前項に規定するもののほか、使用者等は、日

常生活その他の活動において公共交通機関の利用等により、自動車の使用を抑制するよう努めなければならない。

(低公害車等の購入等)

第 110 条 自動車を購入し、又は使用しようとする者は、低公害車(窒素酸化物、粒子状物質等の排出がないか、又はその量が相当程度少ない自動車で規則で定めるものをいう。)又は排出ガスの発生量がより少ない自動車を購入し、又は優先して使用するように努めなければならない。

第 6 章 地球環境の保全

(地球温暖化等の原因物質の排出抑制)

第 111 条 事業者は、その事業活動において地球全体の温暖化の原因となる二酸化炭素、メタン等の物質、オゾン層の破壊の原因となるフロン類並びに酸性雨の原因となる硫黄酸化物及び窒素酸化物の大気中への排出を抑制するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(資源及びエネルギーの有効利用)

第 112 条 事業者及び市民は、その事業活動又は日常生活において、資源及びエネルギーの有効利用に努めなければならない。

第 7 章 雑則

(審議会への諮問)

第 113 条 第 16 条第 2 号の特定施設、第 17 条第 1 項の排出基準、第 29 条第 2 号の特定施設、第 30 条の基準、第 39 条第 1 号の特定施設、第 40 条第 1 項の排水基準、第 52 条第 1 号の特定用途若しくは第 2 号の揚水施設、第 53 条の基準、第 64 条第 1 号の特定施設若しくは第 2 号の特定作業、第 65 条第 1 項の規制基準、第 76 条第 1 号の特定施設若しくは第 2 号の特定作業、第 77 条第 1 項の規制基準、第 92 条若しくは第 95 条第 1 項の基準、第 96 条の特定建設作業又は第 97 条の基準を定めようとするときは、船橋市環境基本条例第 27 条に規定する船橋市環境審議会の意見を聴かななければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(改善等の要請)

第 114 条 市長は、この条例に定めるもののほか、事業者が事業活動に伴い公害を発生し、又は発生するおそれのある場合において、特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

(異常気象等の発生時における措置)

第 115 条 市長は、濃霧、異常渇水の継続等の異常気象等に起因して、公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、公害を発生させる者又は発生させるおそれのある者(以下この章において「公害発生者等」という。)に対し、必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(報告の徴収)

第 116 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、公害発生者等に対し、公害の原因となる物質の量その他必要な事項を報告させることができる。

(立入検査)

第 117 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、公害が発生し、又は発生するおそれのある場所に立ち入り、その場所において、又はその他必要な場所において、施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(苦情の相談)

第 118 条 市長は、公害苦情相談員を置き、公害に関する苦情について、市民の相談に応じるものとする。

(調査の請求)

第 119 条 公害を受け、又は受けるおそれのある者は、規則で定めるところにより、市長にその状況等についての調査の請求をすることができる。

2 市長は、前項の規定による調査の請求があったときは、その状況等を調査し、その結果を当該請求をした者に通知するものとする。

(委任)

第 120 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 8 章 罰則

(罰則)

第 121 条 次の各号の一に該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 21 条、第 26 条、第 44 条又は第 49 条の規定による命令に違反した者

(2) 第 91 条の規定に違反した者

第 122 条 次の各号の一に該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 25 条又は第 48 条の規定に違反した者

(2) 第 28 条第 2 項、第 37 条第 2 項、第 51 条第 2 項、第 57 条、第 62 条、第 75 条第 2 項又は第 87 条第 2 項の規定による命令に違反した者

第 123 条 次の各号の一に該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 18 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 31 条第 1 項、第 41 条第 1 項、第 43 条第 1 項、第 54 条第 1 項、第 66 条第 1 項、第 67 条第 1 項、第 78 条第 1 項又は第 79 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第 90 条、第 93 条、第 95 条第 2 項又は第 99 条第 2 項の規定による命令に違反した者

第 124 条 次の各号の一に該当する者は、10 万円以

下の罰金に処する。

(1) 第 19 条第 1 項、第 32 条第 1 項、第 33 条第 1 項、第 42 条第 1 項、第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項、第 68 条第 1 項、第 69 条第 1 項若しくは第 2 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 98 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第 22 条第 1 項又は第 45 条第 1 項の規定に違反した者

(3) 第 116 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第 117 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第 125 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 121 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の船橋市環境保全条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の船橋市環境保全条例(以下「改正後の条例」という。)の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行前に千葉県環境保全条例(平成 7 年千葉県条例第 43 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 この条例の施行の際現に揚水施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)については、改正後の条例第 61 条から第 63 条までの規定は、当分の間適用しない。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

資料3. 策定体制と経過

(1) 策定体制

計画策定にあたっては、船橋市環境審議会及び船橋市環境基本計画等庁内調整会を中心として、計画案等の調査・検討を進めました。なお、船橋市環境審議会には、船橋市環境審議会規則第4条第1項の定めに基づく3つの部会を設置し、施策分野別に具体的な検討を行いました。

○船橋市環境審議会（全体会）

計画の基本的事項、施策の推進・進行管理等に係る事項など、計画の方向性や施策分野に共通することについては、全体会で検討しました。

○船橋市環境審議会（部会）

それぞれの施策分野において、施策の具体的な内容や進行管理指標（数値目標）などを検討しました。部会の構成と各部会の主な対象分野（テーマ）は次のとおりです。

生活環境・地域環境部会

大気環境や水環境、騒音・振動といった身近な生活環境、また、景観や潤いのある都市環境の確保といった地域環境について検討しました。

自然環境・環境学習部会

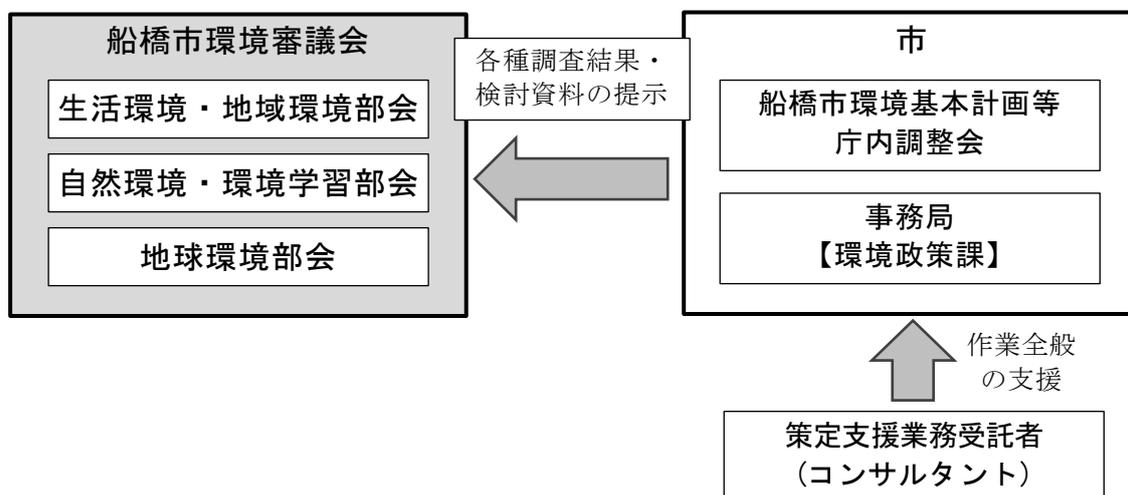
水辺や緑、樹林地、干潟といった自然環境、生物多様性、また、環境に係る普及啓発について検討しました。

地球環境部会

省エネや再生可能エネルギーの利活用による低炭素社会の実現、廃棄物の減量と資源化の推進による循環型社会の実現について検討しました。

○船橋市環境基本計画等庁内調整会

関係各課の課長クラスで構成し、各課が所管する施策や取組の推進・進行管理等に係る事項について調整を行いました。



■船橋市環境審議会規則（平成9年7月31日 規則第52号）

（趣旨）

第1条 この規則は、船橋市環境基本条例（平成9年船橋市条例第7号）第27条第6項の規定により、船橋市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議及び議事）

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり、議事を整理する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

（平27規則34・一部改正）

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成9年8月1日から施行する。

（非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部改正）

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する規則（昭和55年船橋市規則第42号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成27年3月31日規則第34号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

■船橋市環境審議会委員（任期：令和元年8月23日～令和3年8月22日）

（順不同、敬称略）

区分	氏名 (◎会長、○副会長)	所属・役職等
学識 経験者	◎ 瀧 和夫	千葉工業大学 名誉教授
	藤井 敬宏	日本大学 理工学部 交通システム工学科 教授
	○沼子 千弥	国立大学法人 千葉大学 准教授
	西廣 淳	国立環境研究所 気候変動適応センター 室長
	寺田 俊昌	一般社団法人 船橋市医師会 会長
	工藤 智子	千葉県環境研究センター センター長 (R1. 8. 23～R2. 3. 31)
	江利角 晃也	千葉県環境研究センター センター長 (R2. 4. 1～)
	森田 一広	船橋市中学校長会 飯山満中学校 校長 (R1. 8. 23～R2. 3. 31)
	伊東 寛	船橋市中学校長会 坪井中学校 校長 (R2. 4. 10～)
市民 団体	平川 道雄	船橋市自治会連合協議会 副会長
	高橋 美代子	船橋市生活学校運動推進協議会 船橋市かつしか生活学校 副委員長
	塚原 晃子	千葉県自然観察指導員協議会 自然観察指導員
	田島 一夫	船橋市地球温暖化対策地域協議会 監事
	江口 章	船橋市環境フェア実行委員会 実行委員長
事業 者	伊藤 清	市川市農業協同組合 船橋地区統括理事
	木下 宏之	ちば東葛農業協同組合 常務理事
	滝口 宜彦	船橋市漁業協同組合 代表理事 組合長
	竹口 朋子	船橋商工会議所 広報委員会 副委員長
	千住 智規	千葉県環境保全協議会 船橋部会 部会長 (R1. 8. 23～R1. 8. 31)
	浅野 武	千葉県環境保全協議会 船橋部会 部会長 (R1. 9. 1～)
市民	安部 慶三	一般公募
	佐藤 貢	一般公募
	吉田 圭子	一般公募

【各部会委員（順不同、敬称略）】

部会	氏名(○部会長) R1のみ開催
生活環境・ 地域環境	瀧 和夫
	○沼子 千弥
	寺田 俊昌
	高橋 美代子
	千住 智規 →浅野 武
	安部 慶三

部会	氏名(○部会長) R1のみ開催
自然環境・ 環境学習	○西廣 淳
	森田 一広
	塚原 晃子
	江口 章
	伊藤 清
	滝口 宜彦
吉田 圭子	

部会	氏名(○部会長) R1～R2開催
地球環境	○藤井 敬宏
	工藤 智子 →江利角 晃也
	平川 道雄
	田島 一夫
	木下 宏之
	竹口 朋子
	佐藤 貢

■船橋市環境基本計画等庁内調整会委員

部・室	役職	部・室	役職
市長公室	危機管理課長	下水道部	下水道総務課長
企画財政部	政策企画課長		下水道河川計画課長
	行政経営課長		下水道施設課長
	財産管理課長		下水道河川管理課長
市民生活部	自治振興課長		河川整備課長
	市民協働課長	建築部	建築指導課長
保健所	保健総務課長		宅地課長
	地域保健課長		住宅政策課長
	衛生指導課長	管理部	施設課長
子育て支援部	子ども政策課長	学校教育部	指導課長
環境部	環境政策課長	生涯学習部	社会教育課長
	環境保全課長		文化課長
	資源循環課長		青少年課長
	廃棄物指導課長		
	クリーン推進課長		
経済部	商工振興課長		
	農水産課長		
	消費生活センター所長		
都市計画部	都市政策課長		
	都市計画課長		
都市整備部	都市整備課長		
	公園緑地課長		
道路部	道路計画課長		
	道路維持課長		
	道路建設課長		

(2) 策定経過

計画策定に係る会議や、主な手続き等の経過は次表のとおりです。

【令和元年度】

年月日	船橋市環境審議会		船橋市環境基本計画等 庁内調整会
	全体会	各部会	
令和元年 8月23日	【第1回】 ・正副会長の選出 ・環境審議会及び スケジュールについて ・次期環境基本計画策定 について	【第1回】 ・部会長の選出 ・次回会議日程について	
令和元年 10月2日			【第1回】 ・庁内調整会について (体制及びスケジュール等) ・次期環境基本計画策定 の概要について ・環境の現状と取組の 進捗状況について ・次期環境基本計画の 基本施策について
令和元年 10月28日		【第2回】(地球環境部会) ・計画策定に関する検討 について ・船橋市の環境の現状に ついて ・基本施策について ・基本施策ごとの目標に ついて	
令和元年 10月30日		【第2回】 (自然環境・環境学習部会) ・同上	
令和元年 11月7日		【第2回】 (生活環境・地域環境部会) ・同上	
令和元年 12月23日		【第3回】(地球環境部会) ・第2回部会の 意見と対応について ・個別施策及び 進行管理指標について ・市民・事業者に求めら れる取組について ・重点的な取組について	
令和元年 12月26日		【第3回】 (生活環境・地域環境部会) ・同上	
令和元年 12月27日		【第3回】 (自然環境・環境学習部会) ・同上	

年月日	船橋市環境審議会		船橋市環境基本計画等 庁内調整会
	全体会	各部会	
令和2年 3月10日	【第2回】 ・第3回部会の 意見と対応について ・施策の体系化について ・個別施策について ・重点的な取組について ・評価方法の概要について		
令和2年 3月27日			【第2回】 ・次期環境基本計画の 検討経過について ・評価方法の概要について ・個別施策について ※個別施策管理シート の作成依頼含む ・状態指標の目標値に ついて

【令和2年度】

年月日	船橋市環境審議会		船橋市環境基本計画等 庁内調整会
	全体会	各部会	
令和2年 4月14日 ～ 4月21日	【第1回】（書面会議） ・令和元年度第2回全体会の意見と対応について ・目指す環境像について		
令和2年 7月6日 ～ 7月21日	【第2回】（書面会議） ・今後の検討予定について ・目次と構成について ・個別施策について ・重点的な取組について ・市民・事業者に求められる行動について ・具体的な評価方法について		
令和2年 9月1日	【第3回】 ・第2回全体会の意見と対応について ・環境基本計画（原案）について ・目指す環境像について ・計画の推進について		
令和2年 9月15日			【第1回】（文書照会） ・環境基本計画（素案）について ・目標値の設定について
令和2年 10月19日	【第4回】 ・第3回全体会の意見と対応について ・環境基本計画（素案）について（諮問）		
令和2年 11月10日			【第2回】（文書通知） ・次期船橋市環境基本計画（素案）に係る意見対応について
令和2年 12月9日 ～令和3年 1月8日	パブリック・コメント		
令和3年 1月27日 ～ 2月8日	【第5回】（書面会議） ・パブリック・コメントの結果と対応について ・環境基本計画（成案）、概要版（案）について ・環境基本計画の策定について（答申案）		

(3) パブリック・コメントの概要

「船橋市パブリック・コメント手続に関する要綱」に基づいて実施したパブリック・コメント手続を通じて、船橋市環境基本計画（案）に対する市民意見を聴取しました。

パブリック・コメント手続の実施概要は、次のとおりです。

■意見の募集期間

令和2年12月9日(水)～令和3年1月8日(金)

■意見の募集方法

- ・広報ふなばし（12月15日号）および市ホームページにパブリック・コメント実施のお知らせを掲載
- ・環境政策課、行政資料室、船橋駅前総合窓口センター、各出張所・公民館・図書館、ホームページにおいて、計画（案）と関係資料を公表

■意見を提出することができる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に通勤又は通学されている方
- ・計画（案）に関し利害関係を有する方（市内で事業を営む方など）

■意見の提出方法

郵送、ファックス、電子メール、直接持参

■意見総数

20件

(4) 船橋市環境審議会 答申書(写)

船 環 審 第 2 号
令和 3年 2月 19日

船橋市長 松戸 徹 様

船橋市環境審議会 会長 瀧 和夫

船橋市環境基本計画の策定について (答申)

令和2年10月29日付、船環政第871号により当審議会に諮問された船橋市環境基本計画の策定について、当審議会で審議した結果、「諮問内容は妥当である」との結論を得たので答申する。

なお、次の点について留意されるよう要望する。

記

1. 計画に基づき施策の着実な実施に努めること。特により良い環境を目指すためには市民・事業者等の取組が重要になることから、市民・事業者等の環境に対する意識向上を図るため、より一層の周知・啓発に努めること。
2. 市の環境を取り巻く社会経済情勢等の変化に適切に対応するため、環境等の現状及び市民・事業者・市の取組状況を把握・評価し、必要な見直しを適切な時期に実施して、計画の柔軟な運用に努めること。

資料4. 船橋市の地域特性

(1) 自然的特性

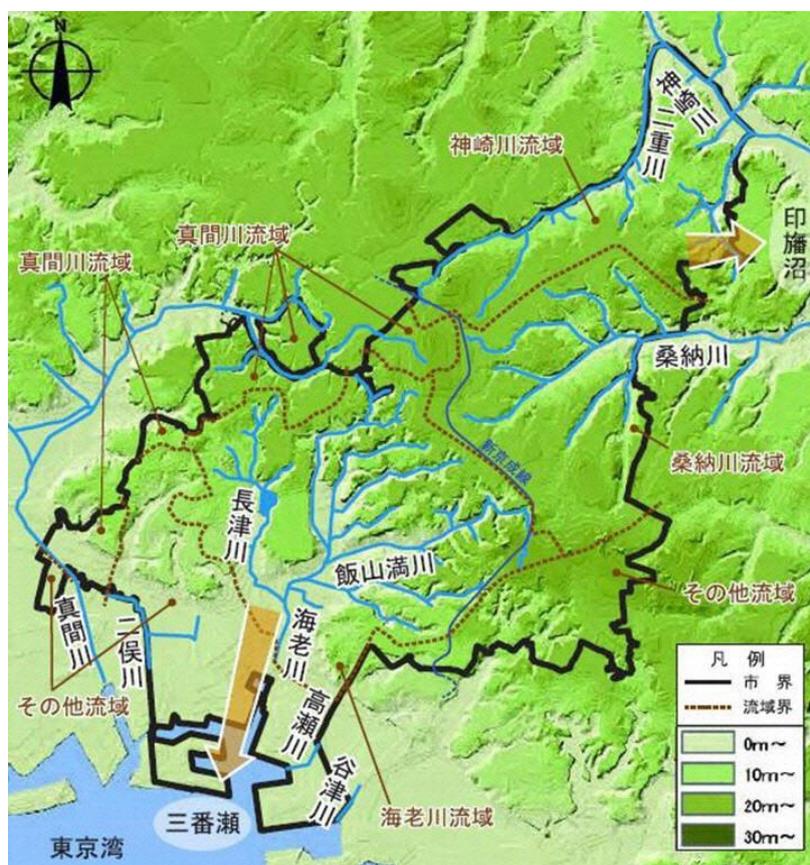
■位置

本市は、千葉県の北西部に位置し、東は習志野市・八千代市、西は市川市、北は鎌ヶ谷市・白井市に隣接し、南は東京湾に面しており、市域の総面積は 85.64km²、東西の距離は 13.86km、南北の距離は 14.95kmとなっています。このような立地条件のもと、本市は首都東京と県庁所在地である千葉市とのほぼ中間に位置するということや、陸上及び海上交通の要衝地にあることなどを生かして、京葉都市圏の中核都市として発展してきました。

■地勢

本市の地勢は全般的に低く平坦であり、標高の最高点は船橋市北部（習志野3丁目）の 32.3m、最低点は臨海部（南海神1丁目、湊町1丁目）の 0.2mです。

北部には樹林地や農地が広がっており、多種多様な動植物の生息が確認されています。それらを源流とする多数の河川が市域を潤しており、神崎川や桑納川などの北部を流れる河川は印旛沼へ、海老川などの中南部を流れる河川は東京湾へと注いでいます。また、南端は、埋立て・開発等による人工化が進む東京湾岸において、貴重な干潟を残す三番瀬に面しているなど、本市は東京都心の近郊にありながら豊かな自然環境に恵まれています。

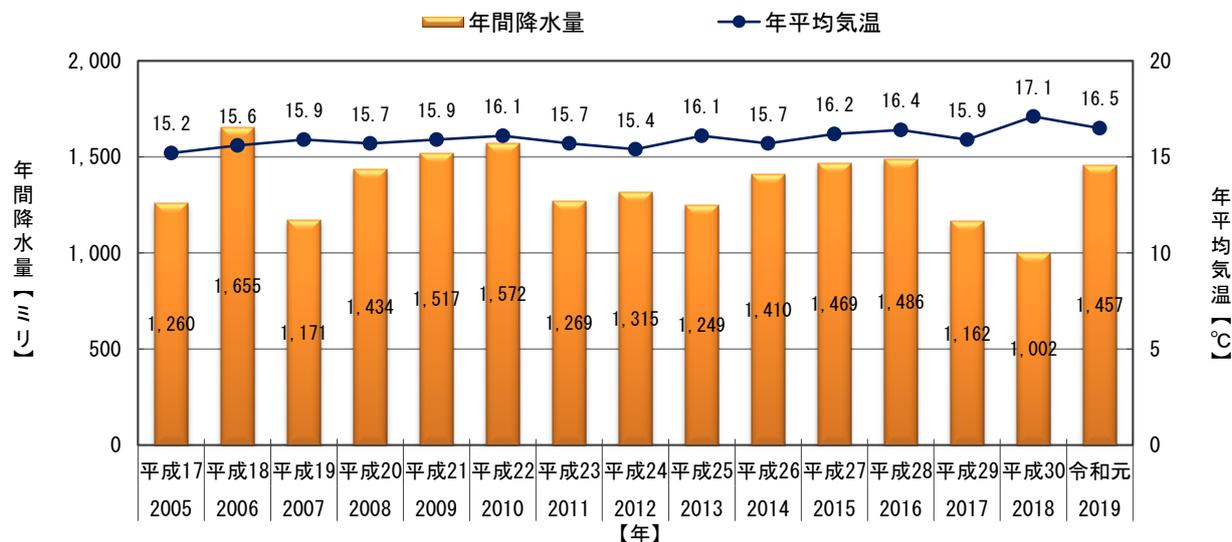


図IV-1 船橋市の地勢

(出典：国土地理院 Web サイト、船橋市資料)

■ 気象

過去 15 年間の本市の気象を見ると、年間の平均気温は約 15.2～17.1℃、平均湿度は 64.0～76.1%、平均風速は 2.1～2.4m/s、年間降水量は約 1,000～1,700mm であり、比較的温暖な海洋性気候を示しています。



図IV-2 年平均気温と年間降水量の推移

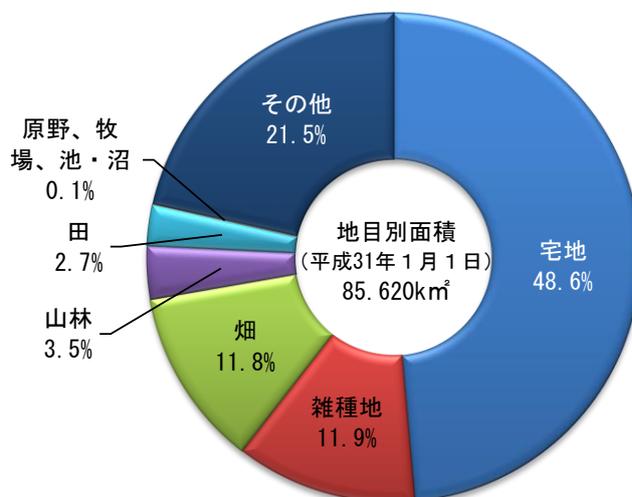
表IV-1 船橋市の気象

西暦	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	
和暦	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	
気温【℃】	最高	36.0	36.0	37.1	35.6	34.4	37.0	35.4	35.2	39.0	36.0	36.9	37.2	36.5	37.7	35.5
	最低	-2.0	-4.0	-1.0	-1.1	-0.4	-2.0	-2.2	-2.3	-1.9	-1.8	-1.7	-1.4	-1.6	-3.0	-1.0
	平均	15.2	15.6	15.9	15.7	15.9	16.1	15.7	15.4	16.1	15.7	16.2	16.4	15.9	17.1	16.5
平均湿度 (相対湿度) 【%】	68.0	71.0	68.0	64.0	65.0	68.7	66.5	69.3	70.3	72.2	76.1	70.4	67.8	69.4	70.3	
平均風速 【m/s】	2.3	2.3	2.2	2.1	2.3	2.3	2.3	2.3	2.4	2.3	2.3	2.1	2.3	2.4	2.2	
降水量 【ミリ】	1,260	1,655	1,171	1,434	1,517	1,572	1,269	1,315	1,249	1,410	1,469	1,486	1,162	1,002	1,457	

資料：船橋市統計書（平成22、令和元年版）

(4) 土地利用

令和元年1月1日現在の地目別面積を見ると、船橋市域の約半分を宅地が占めています。田畑の面積は約15%、山林は約4%となっています。



資料：船橋市統計書（令和元年版）平成31年1月1日現在

図IV-3 地目別面積の内訳

表IV-2 船橋市の地目別面積

(単位：km²)

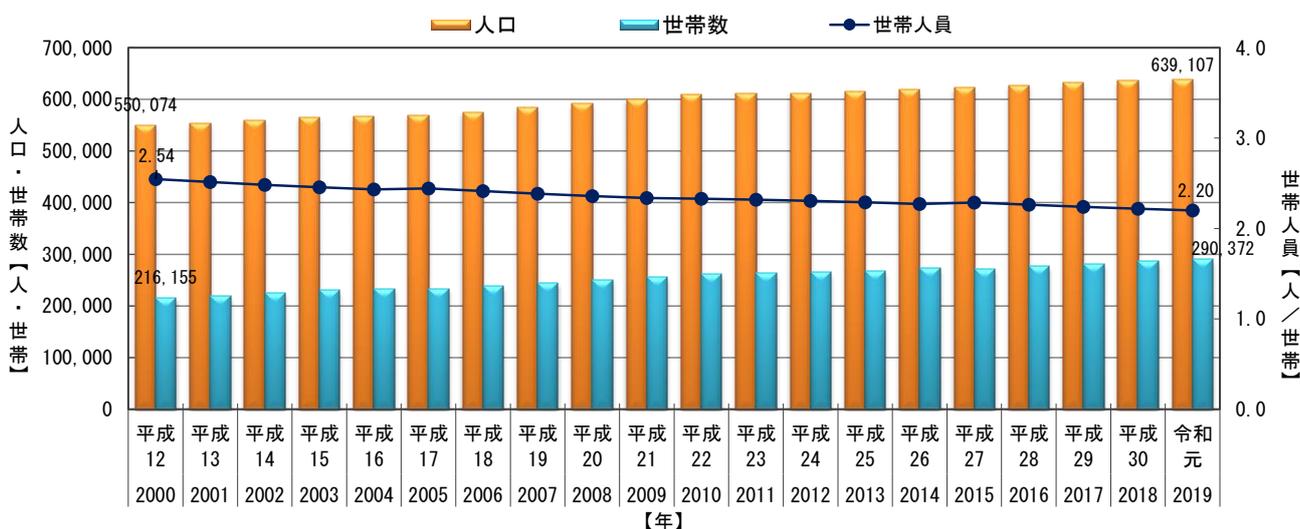
地目	田	畑	宅地	池・沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	合計
面積	2.313	10.065	41.626	0.000	3.011	0.022	0.023	10.204	18.355	85.620
占有率	2.7%	11.8%	48.6%	0.0%	3.5%	0.0%	0.0%	11.9%	21.5%	100.0%

資料：船橋市統計書（令和元年版）平成31年1月1日現在

(1) 社会的特性

■人口・世帯数

令和元年度における本市の人口は639,107人、世帯数は290,372世帯であり、全国的にはすでに人口減少局面を迎えている中で、市全体では人口・世帯数ともに増加を続けています。一方、世帯人員は減少傾向にあり、核家族化や少子化などが要因と考えられます。



図IV-4 人口及び世帯数の推移

表IV-3 船橋市の人口及び世帯数

西暦	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
和暦	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21
人口【人】	550,074	553,598	559,956	565,383	567,887	569,835	574,985	584,215	591,720	600,025
世帯数【世帯】	216,155	220,104	225,522	230,111	233,524	233,289	238,171	244,923	250,896	256,765
世帯人員【人/世帯】	2.54	2.52	2.48	2.46	2.43	2.44	2.41	2.39	2.36	2.34

西暦	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
和暦	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
人口【人】	609,040	610,434	611,799	614,657	619,214	622,890	627,073	631,973	635,947	639,107
世帯数【世帯】	262,415	263,152	265,327	268,363	272,614	272,432	277,038	282,175	286,603	290,372
世帯人員【人/世帯】	2.33	2.32	2.31	2.29	2.27	2.29	2.26	2.24	2.22	2.20

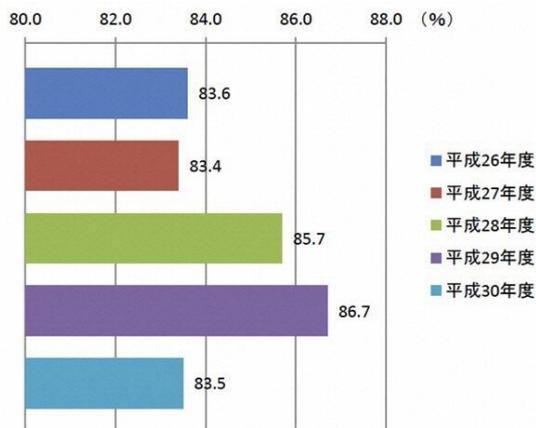
資料：船橋市統計書（平成22、令和元年版） 各年10月1日現在

◆◆◆ 市民の定住意向 ◆◆◆

右図に示すように、近年の市民意識調査では、いずれの年においても、8割超の回答者が船橋市に「住み続けたい」もしくは「しばらく住み続けたい」と回答していることから、多くの市民が定住意向を持っていることがうかがえます。

図IV-5 定住意向の調査結果

(出典：船橋市市民意識調査)

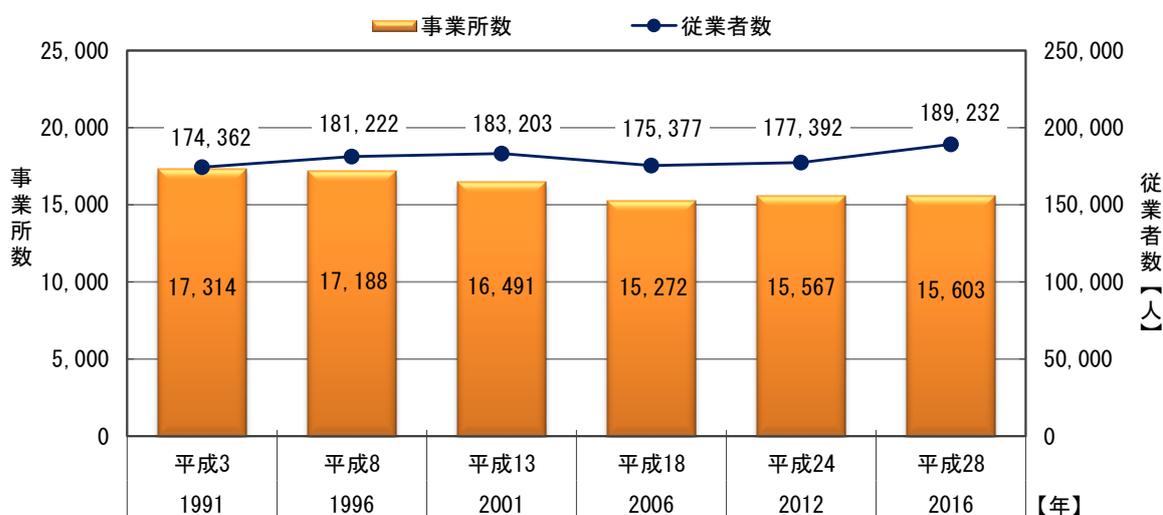


■産業

【全体の事業所数・従業者数】

本市は、古くは宿場町として、近年では臨海工業地帯の一部として発展してきました。人口約60万人の大都市でありながら、豊かな自然の恵みを背景に、現在も野菜、果実などを中心とする都市型農業や、漁業が営まれています。

本市の事業所数は、平成18年度以降ほぼ横ばいで推移していますが、従業者数については増加傾向が見られます。



図IV-6 事業所数及び従業者数の推移

表IV-4 船橋市の事業所数及び従業者数

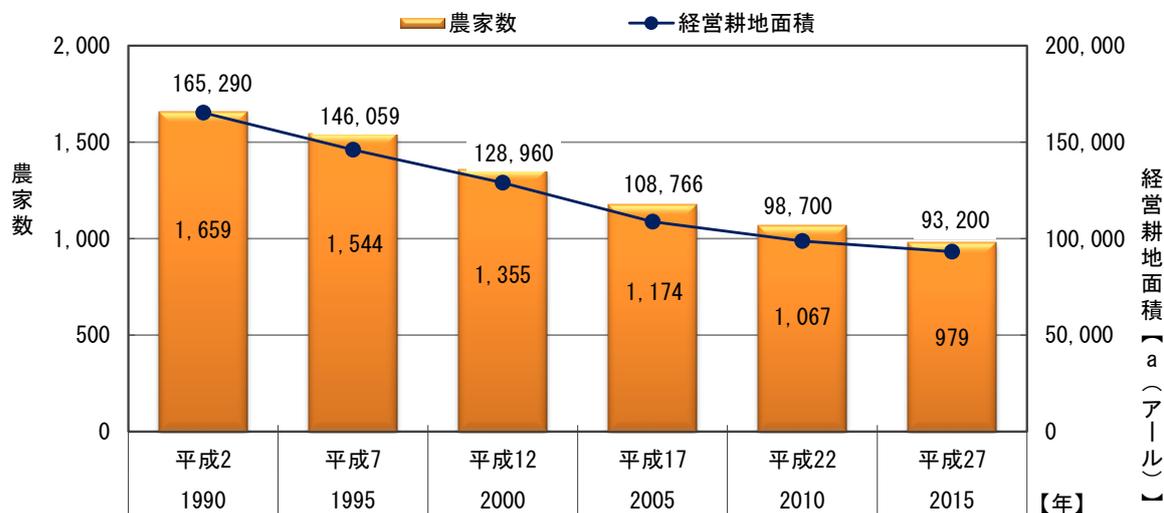
西暦	1991	1996	2001	2006	2012	2016
和暦	平成3	平成8	平成13	平成18	平成24	平成28
事業所数	17,314	17,188	16,491	15,272	15,567	15,603
従業者数	174,362	181,222	183,203	175,377	177,392	189,232

資料：事業所・企業統計調査（平成3、8、13、18年）

資料：経済センサス（平成24、28年）

【農業】

本市の農業は、にんじん・小松菜・枝豆・梨などをはじめとする野菜、果実などの都市型農業です。農家数、経営耕地面積は、平成2年以降ともに減少しています。



図IV-7 農家数及び経営耕地面積の推移

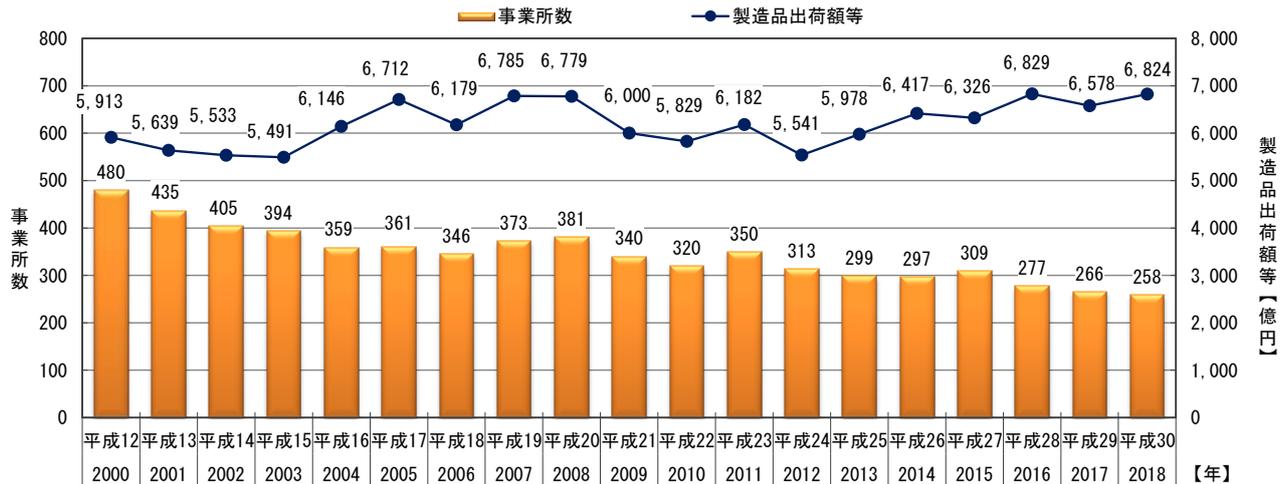
表IV-5 船橋市の農家数及び経営耕地面積

西暦	1990	1995	2000	2005	2010	2015
和暦	平成2	平成7	平成12	平成17	平成22	平成27
農家数	1,659	1,544	1,355	1,174	1,067	979
経営耕地面積【a(アール)】	165,290	146,059	128,960	108,766	98,700	93,200

資料：船橋市統計書（平成2、7、12、17、30年版） 各年2月1日現在

【工業】

本市における製造業の事業所数は、平成12年以降、数年は減少傾向にありましたが、近年は概ね横ばいで推移しています。市内には、日本最大級規模の食品コンビナートや高い技術力を誇る多くの中小企業などが立地しており、製造業の製造品出荷額は近年増加傾向が見られます。



図IV-8 製造業の事業所数及び製造品出荷額等の推移

表IV-6 船橋市における製造業の事業所数及び製造品出荷額等

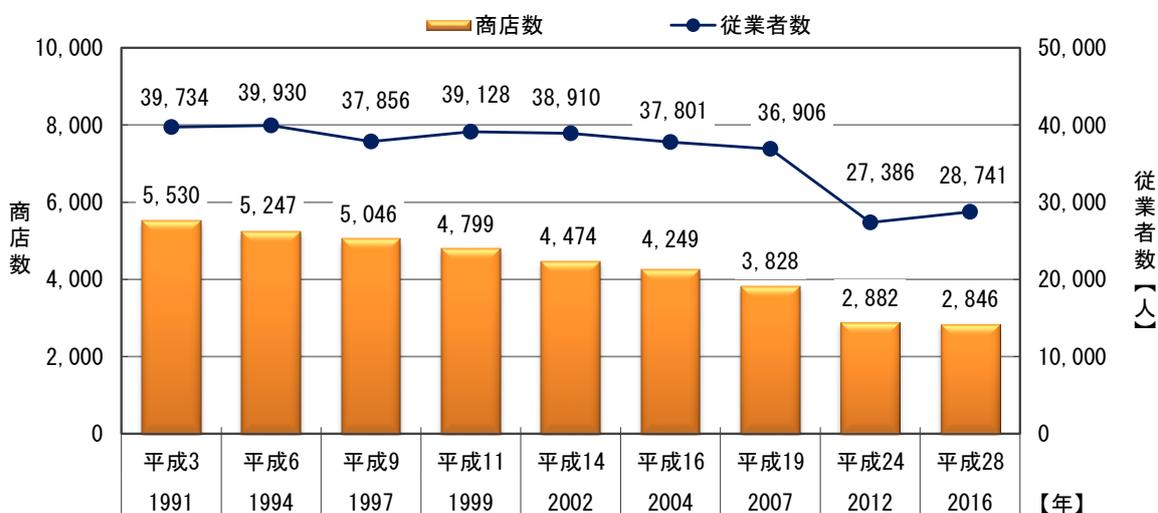
西暦	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
和暦	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21
事業所数	480	435	405	394	359	361	346	373	381	340
製造品出荷額等	5,913	5,639	5,533	5,491	6,146	6,712	6,179	6,785	6,779	6,000

西暦	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
和暦	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
事業所数	320	350	313	299	297	309	277	266	258
製造品出荷額等【億円】	5,829	6,182	5,541	5,978	6,417	6,326	6,829	6,578	6,824

資料：工業統計（平成12～令和元年）

【商業】

本市の商業は、商店数、従業者数ともに減少傾向にあります。



図IV-9 商店数及び商業従業者数の推移

表IV-7 船橋市の商店数及び商業従業者数

西暦	1991	1994	1997	1999	2002	2004	2007	2012	2016
和暦	平成3	平成6	平成9	平成11	平成14	平成16	平成19	平成24	平成28
商店数	5,530	5,247	5,046	4,799	4,474	4,249	3,828	2,882	2,846
従業者数	39,734	39,930	37,856	39,128	38,910	37,801	36,906	27,386	28,741

資料：千葉県商業（商業統計調査結果報告書（平成3、6、9、11、14、16、19年））

資料：経済センサス（平成24、28年）

■ 交通

【鉄道・道路】

本市は、JR・京成電鉄をはじめとして、南部を中心に9路線 35 駅からなる充実した鉄道網を有しています。また、国道 14 号や主要県道等の幹線道路が市内の各地域や近隣市を結んでいるとともに、東京外かく環状道路や北千葉道路などの広域道路ネットワークの整備が進められており、今後も交通需要の増加が見込まれます。



図IV-10 船橋市内の鉄道網

(出典：船橋市資料)



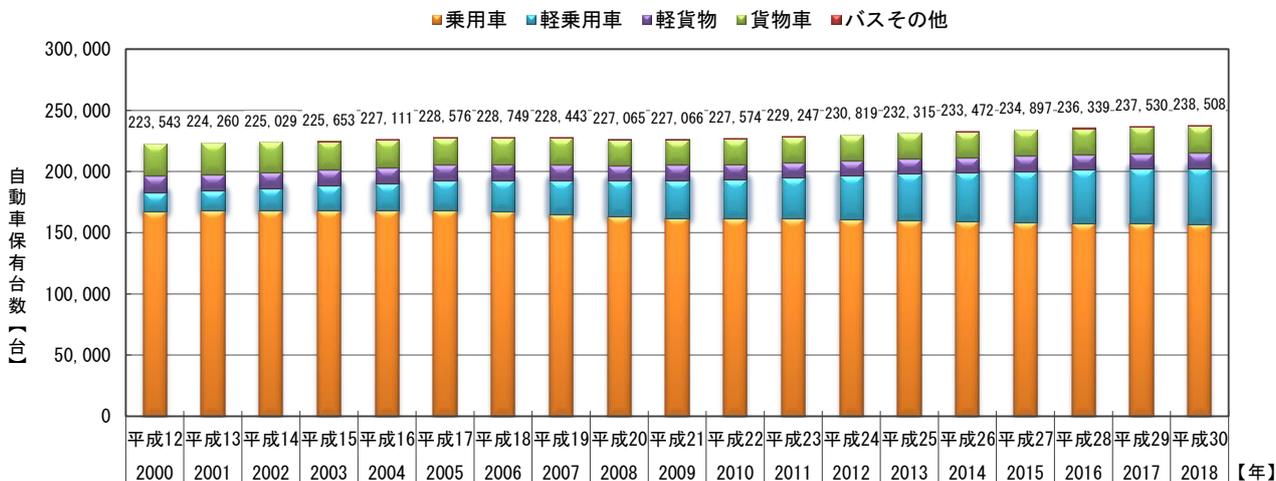
図IV-11 東京外かく環状道路の整備状況（左）と北千葉道路の概要（右）

(出典：国土交通省関東地方整備局 Web サイト、千葉県 Web サイト)

【自動車保有台数】

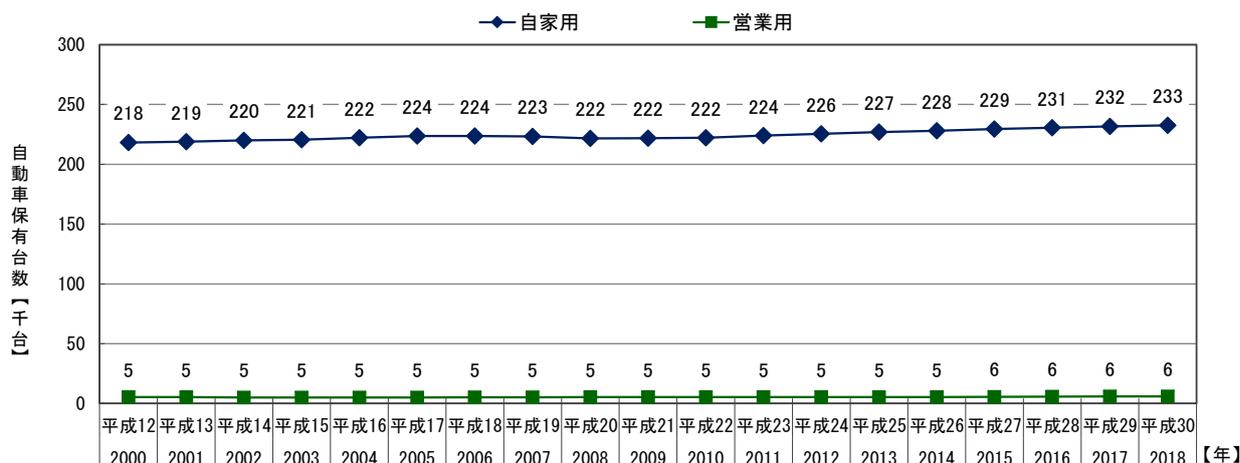
本市の自動車保有台数は、車種別では乗用車が減少し、軽乗用車が増加する傾向にあり、全体では微増傾向で推移しています。

自家用と営業用で見ると、自動車保有台数は自家用が圧倒的に多くなっています。



資料：市区町村別自動車保有車両（平成13～31年）、船橋市統計書（平成13～令和元年版）

図IV-12 車種別自動車保有台数の推移



図IV-13 用途別自動車保有台数の推移

表IV-8 船橋市の車種別自動車保有台数

		(単位：台)									
西暦		2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
和暦		平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21
乗用車		167,701	168,126	168,300	168,486	168,662	168,599	167,148	165,360	163,292	162,218
軽乗用車		15,288	16,638	18,264	19,957	21,773	23,838	25,713	27,515	29,305	30,881
軽貨物		13,789	13,215	13,100	13,097	13,164	13,280	13,353	12,966	12,710	12,575
貨物車		26,055	25,591	24,680	23,388	22,787	22,128	21,776	21,868	21,009	20,624
バスその他		710	690	685	725	725	731	759	734	749	768
西暦		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
和暦		平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	
乗用車		161,610	161,867	161,321	160,250	159,114	158,273	158,055	157,866	157,196	
軽乗用車		32,032	33,391	35,470	37,977	40,159	42,063	43,397	44,501	45,726	
軽貨物		12,553	12,518	12,495	12,539	12,471	12,601	12,475	12,358	12,514	
貨物車		20,616	20,695	20,895	20,889	21,074	21,295	21,741	22,117	22,381	
バスその他		763	776	638	660	654	665	671	688	691	

資料：市区町村別自動車保有車両（平成13～31年）、船橋市統計書（平成13～令和元年版）

(3) 地域資源

■エネルギー資源

再生可能エネルギーに関するものや廃熱等の未利用エネルギーに関するものなど、次のエネルギー資源があげられます。

表IV-9 船橋市のエネルギー資源

区 分	地域資源の名称等
再生可能エネルギー	・太陽光発電システム（公共施設、一般家庭）
廃熱等の未利用エネルギー	・ごみ焼却廃熱 （船橋市南部清掃工場、船橋市北部清掃工場）

■農・水産資源

農・水産資源としては、次のものがあげられます。

表IV-10 船橋市の農・水産資源

区 分	地域資源の名称等
農産物	・にんじん、小松菜、枝豆などの野菜 ・梨などの果物
水産物	・アサリ、ホンビノス貝などの貝類 ・スズキなどの魚類 ・海苔（養殖）

■バイオマス資源

食物残渣や廃棄物系バイオマス、剪定枝など、次のバイオマス資源があげられます。

表IV-11 船橋市のバイオマス資源

区 分	地域資源の名称等
食物残渣・ 廃棄物系バイオマス	・一般廃棄物（調理くず、残飯等） ・食品加工残渣（京葉食品コンビナート） ・家畜排せつ物 ・下水・し尿処理汚泥 （西浦下水処理場、高瀬下水処理場、西浦処理場）
剪定枝等	・公共施設敷地、河川堤防、道路等、公共空間の刈草

■自然資源

野生動植物の生育・生息地、海・河川・湧水、里山（樹林地、緑地等）など、次の自然資源があげられます。

表IV-12 船橋市の自然資源

区 分	地域資源の名称等
野生動植物の 生育・生息地	<ul style="list-style-type: none"> ・海老川流域の農地等(エビネ、カワセミ、ホトケドジョウ等) ・八木が谷北市民の森（フクロウ、ヤマユリ、山野草） ・八王子神社境内の自然林（野鳥等） ・坪井近隣公園（坪井湿地のヘイケボタル） ・高才川緑地公園（カワセミ、ミソサザイ等の野鳥） ・金杉谷津田（水田、ハス、アヤメ） ・カザグルマの自生地
海・河川・湧水 (周辺環境含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・三番瀬（干潟） ・海老川とその支流（北谷津川、念田川、高根川など） ・北部地区の河川（二重川、神崎川、鈴身川、桑納川） ・長津川、真間川、葛飾川、木戸川、田喜野井川 ・ゲエロの池 ・倶梨迦羅不動尊(湧水、エノキ、シイ(船橋市銘木 10 選)) ・葛羅の井、ケヤキ（船橋市銘木 10 選） ・葛飾神社の池、クロマツ（船橋市銘木 10 選） ・二子浦の池、二子藤の池（かつての葛飾湧水群） ・御滝不動尊（竜頭の滝(海老川源流)、馬水の池） ・調節池（海老川、長津川）
里山 (樹林地・緑地等)	<ul style="list-style-type: none"> ・船橋県民の森 ・藤原市民の森緑地 ・高野台市民の森 ・咲が丘市民の森 ・春日神社境内の市指定樹林 ・海神山緑地 ・金杉緑地 ・丸山の森緑地 ・夏見緑地（斜面緑地） ・飯山満緑地公園 ・小室公園、小室調整池
並木・樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・桜並木（海老川） ・古作の桜並木 ・御滝公園（ソメイヨシノ） ・二宮神社境内の大イチョウ（船橋市銘木 10 選）

■観光資源

観光・集客施設や街並み・景観のほか、歴史文化に関するものなど、次の観光資源があげられます。

表IV-13 船橋市の観光資源

区 分	地域資源の名称等
観光・集客施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ふなばし三番瀬海浜公園、ふなばし三番瀬環境学習館 ・ふなばしアンデルセン公園 ・船橋運動公園 ・船橋漁港、親水公園（花火大会） ・船橋大神宮灯明台 ・船橋市郷土資料館 ・船橋市市民文化ホール ・中山競馬場 ・ららぽーとTOKYO-BAY ・ふなばしオープンファクトリー ・農産物直売所「ふなっこ」
街並み・景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ふなばし朝市 ・御殿通り（紺屋町）の街並み ・日蓮宗大本山中山法華経寺参道の商店街（門前町） ・本町通りの老舗和菓子店（景観重要建造物） ・滝台八幡神社（老松林、参道脇の四季の花木）
歴史文化	<ul style="list-style-type: none"> ・補陀洛山光明寺（武蔵式板碑、桜の大木） ・旧近藤四郎左衛門家長屋門（東葉門、国登録有形文化財） ・高幢庵と地蔵菩薩（市指定文化財（史跡）） ・三田浜塩田跡（湊町2丁目公園） ・下総三山七年祭 ・ふなばし市民まつり（神輿競演）



ふなばし三番瀬環境学習館
（館内風景）

■人的資源

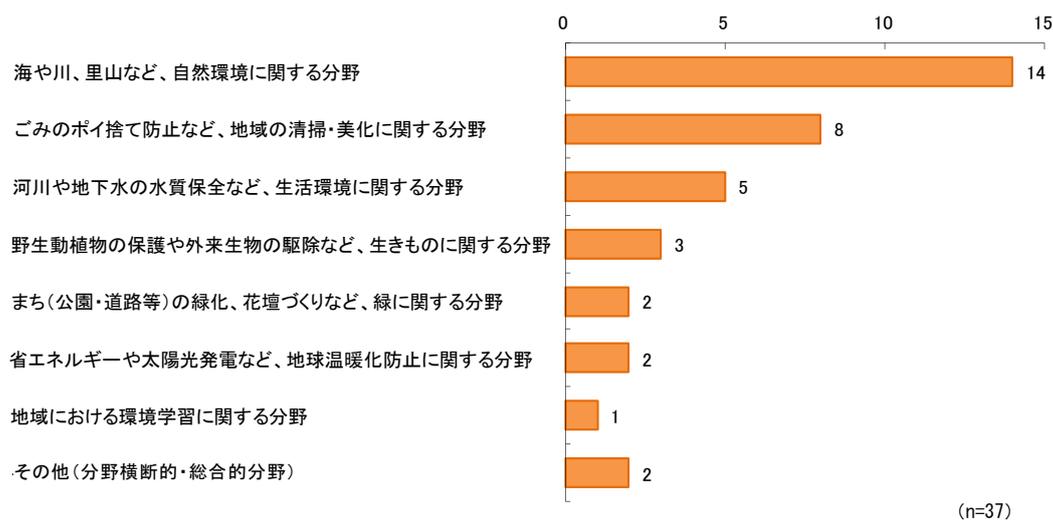
地域の環境保全活動に参加する市民は増加する傾向にあり、市内では 40 前後の様々な環境団体が多方面で幅広く活動しています。市域で活動する団体等の主な活動分野として、次のものがあげられます。

- 海や川、里山など、自然環境に関する分野
- ごみのポイ捨て防止など、地域の清掃・美化に関する分野
- 河川や地下水の水質保全など、生活環境に関する分野
- 野生動植物保護や外来生物駆除など、生きものに関する分野
- まち(公園・道路等)の緑化、花壇づくりなど、緑に関する分野
- 省エネルギーや太陽光発電など、地球温暖化防止に関する分野
- 地域における環境学習に関する分野
- その他(分野横断的・総合的分野)

◆◆◆ 環境団体等の主な活動分野 ◆◆◆

環境基本計画策定に伴う環境団体対象のアンケート調査(令和元年7月実施)では、回答があった37団体中、「海や川、里山など、自然環境に関する分野」を活動内容(テーマ)としている団体が14団体で最も多くなっています。

次いで、「ごみのポイ捨て防止など、地域の清掃・美化に関する分野」(8団体)、「河川や地下水の水質保全など、生活環境に関する分野」(5団体)など、生活環境や地域環境に関する活動をテーマにしている団体が多く見られます。



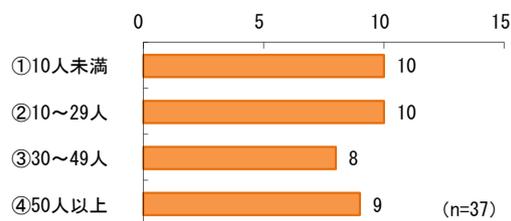
図IV-14 活動分野ごとの環境団体数

◆◆◆ 市内の環境団体のプロフィール ◆◆◆

環境基本計画策定に伴う環境団体対象のアンケート調査（令和元年7月実施）では、回答があった37団体の所属会員数、メンバーの年齢層、主な活動地域（行政ブロック）、設立後の年数は、それぞれ次のとおりでした。

【団体の規模】

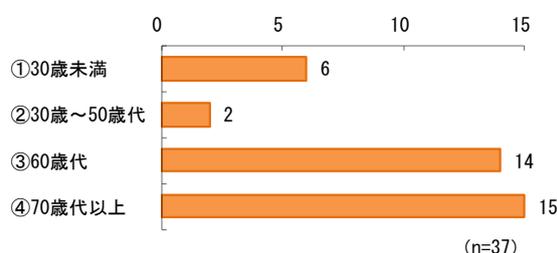
- 「10人未満」（10団体）、「10～29人」（10団体）の比較的小規模な団体が、全体の過半数を占めています。
- これに対して、「50人以上」の大規模な団体は9団体となっています。



図IV-15 所属会員数別団体数

【メンバーの年齢層】

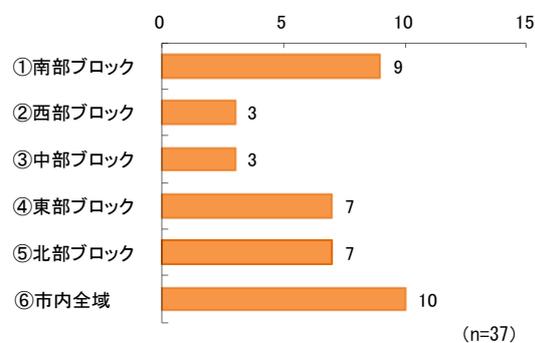
- 「60歳代」（14団体）、「70歳代以上」（15団体）の年齢層を中心とした団体が全体の80%近くを占めており、組織の高齢化がうかがえます。
- 「30歳～50歳代」の現役世代が中心となっている団体は、2団体と極めて少数でした。



図IV-16 年齢層別団体数

【主な活動地域】

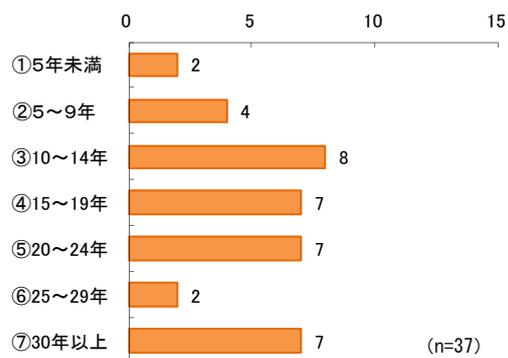
- 「市内全域」をフィールドとして活動している団体が、10団体で最も多くなっています。
- 行政ブロック別では、「南部ブロック」（9団体）や「東部ブロック」、「北部ブロック」（共に7団体）をフィールドとする団体が多いようです。



図IV-17 活動地域別団体数

【設立後の年数】

- 設立後、10～20年の団体が15団体あり、全体の40.5%を占めています。
- 「30年以上」の長期にわたって活動を継続している団体は7団体あり、全体の18.9%を占めています。



図IV-18 活動年数別団体数

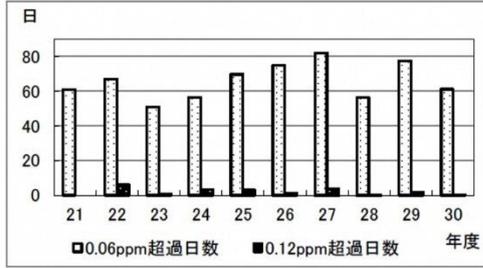
資料5. 環境の現状と課題

(1) 大気環境

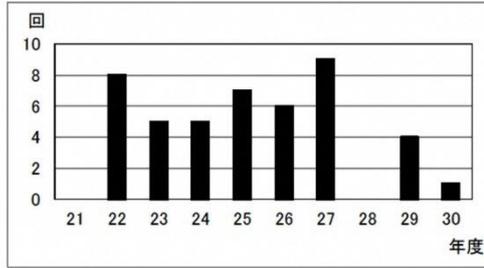
現 状
<p>○市内の大気環境は、環境監視テレメータシステムを使って、一般環境大気測定局（一般局）8局、自動車排出ガス測定局（自排局）2局で常時監視を行っています。</p> <p>○監視項目は、人の健康に影響を及ぼす二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）、光化学オキシダント、窒素酸化物、炭化水素、一酸化炭素などです。また、有害大気汚染物質のモニタリングを実施しています。</p> <p>○常時監視結果は、光化学オキシダントを除く項目で横ばいまたは減少傾向で推移しており、いずれも環境基準や指針値を下回っているため、大気環境は概ね良好といえます。</p> <p>○光化学オキシダントについては、環境基準を超過する日数が直近10年間において平均66日あり、光化学スモッグ注意報が複数回発令される年が見られます。</p> <p>○市内6地点において、アスベスト（石綿）の飛散状況を監視していますが、特に高い濃度は見られません。</p> <p>○市内1地点において酸性雨の測定を行っており、年間を通じて高い確率で酸性雨を確認しています。現状においては、植物等への具体的な影響は報告されておりません。</p>

課 題

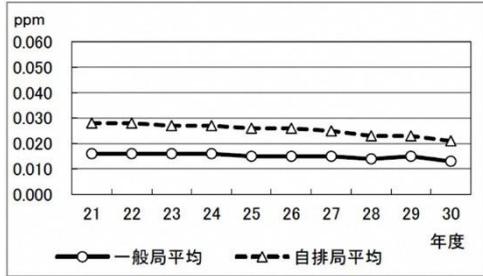
- 大気環境の常時監視及びその結果に基づく保全対策を今後も継続していくことにより、良好な大気環境を維持していくことが重要です。
- 光化学オキシダントが環境基準を超過する年が続いていることから、その原因となっている窒素酸化物や炭化水素の主要発生源である事業所排出ガスや自動車排出ガス等について、関係事業者及び周辺自治体とも連携・協力しながら、さらなる排出抑制対策に取り組む必要があります。
- 交通流改善に向けた道路整備を引き続き推進する一方で、市民・事業者に対する次世代自動車のさらなる普及・啓発や、市民等との協働による公共交通機関の利用促進・エコドライブの普及など、総合的な観点から交通対策に取り組む必要があります。



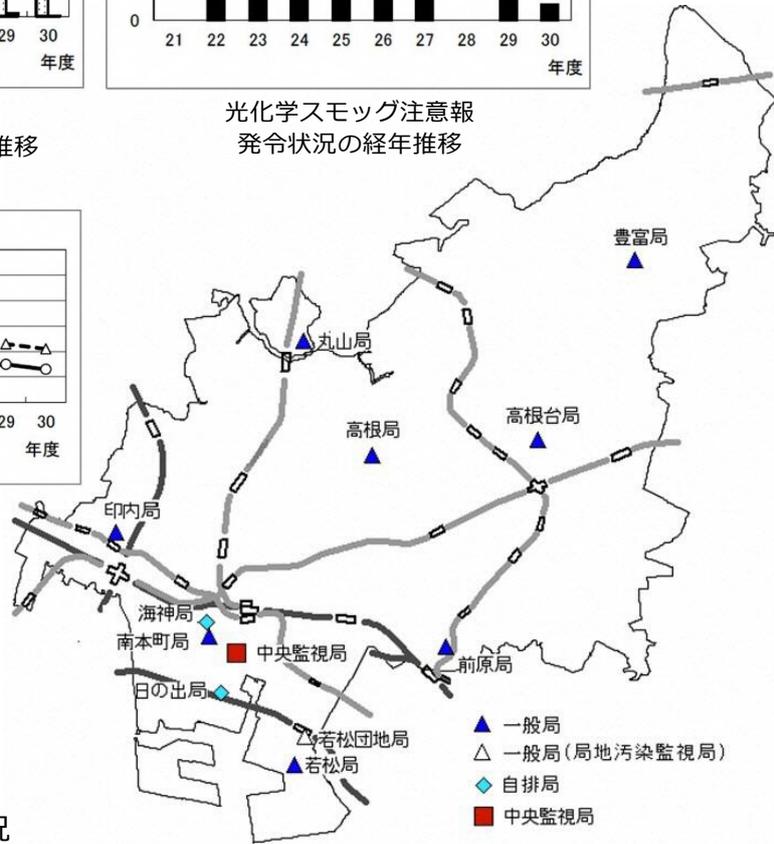
光化学オキシダント濃度が環境基準を超過した日数の経年推移 (一般局平均)



光化学スモッグ注意報発令状況の経年推移



二酸化窒素濃度の経年推移



【常時監視地点の位置】

図V-1 大気の時常監視状況
(出典：令和元年度版船橋市環境白書)

表V-1 「大気環境」に関する進行管理指標と現状値

進行管理指標	基準値 (平成21年度)	現状値 (平成30年度)	前計画の目標値 (令和2年度)
市の公用車購入時における低公害車の占める割合	80.7%	100%	100% (毎年度)
交差点改良事業整備完了箇所数※1	40箇所	46箇所	48箇所
都市計画道路整備率※1	42.0%	44.7%	45.0%
二酸化窒素の県環境目標値の達成率	70%	88%	100%
浮遊粒子状物質の環境基準の達成率(長期的評価) 【上段：一般局、下段：自排局】	100%	100%	100%
VOC(揮発性有機化合物)排出量※2	2,310 t/年	310 t/年	現状維持

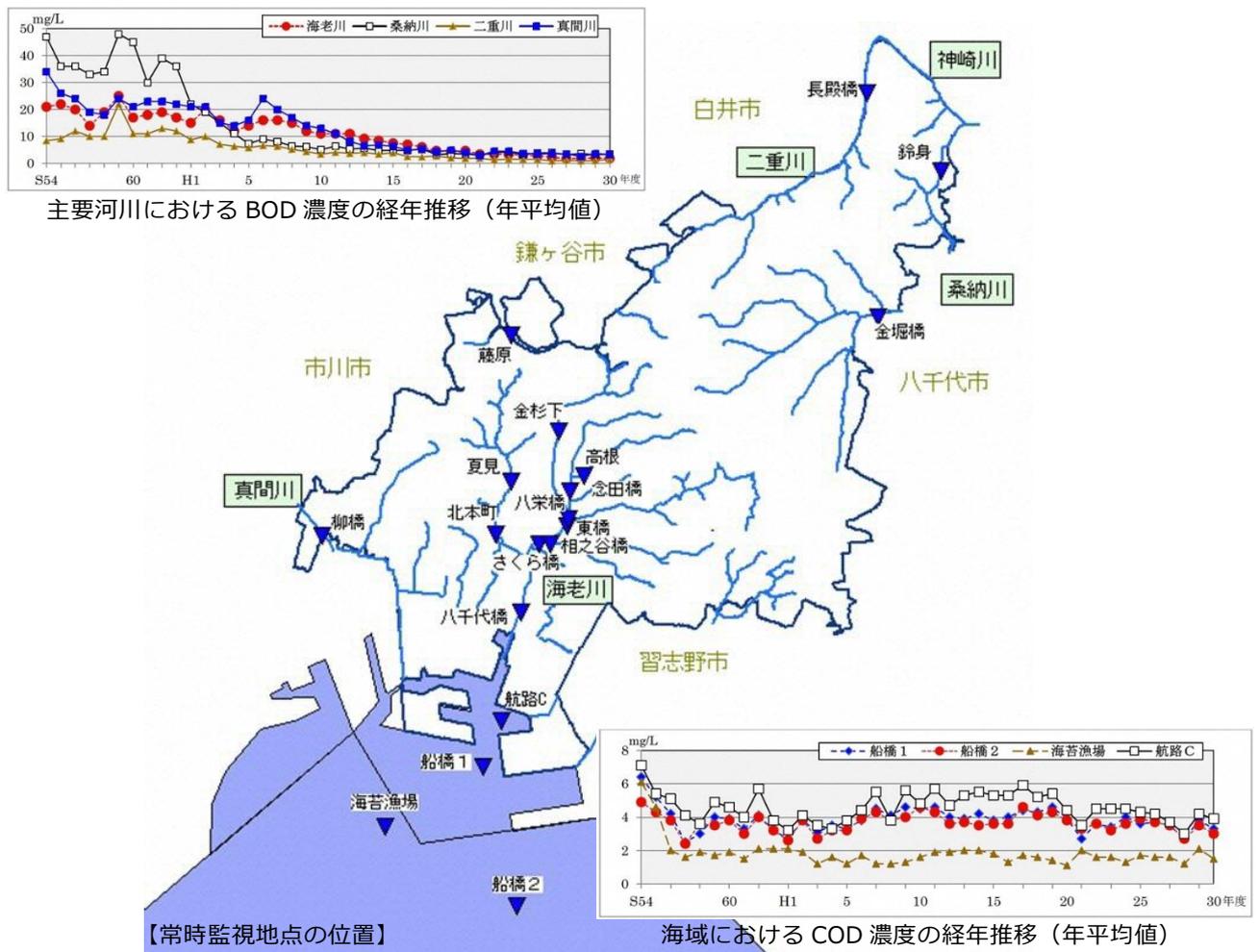
※1：基準値は平成22年度実績値

※2：「船橋市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例」対象事業者からの排出量(基準値は平成12年度実績値、目標値は平成27年度実績値)

(2) 水環境

現 状
<p>○市内の公共用水域では、毎年度「公共用水域水質測定計画」を定め、河川 15 地点及び東京湾船橋地先海域 4 地点において常時監視を行っています。これらのうち、環境基準点（八千代橋（海老川）・船橋 1（海域）の 2 地点）及び環境基準補助点（船橋 2（海域））で、環境基準の達成状況を把握しています。</p> <p>○人の健康の保護に関する項目（健康項目）として指定され、環境基準が定められているカドミウム、全シアン、総水銀などの 27 項目については、すべての環境基準点等で環境基準を達成しています。</p> <p>○河川における代表的な有機汚濁指標として環境基準が定められている BOD については、近年いずれの河川（海老川・真間川・桑納川・二重川）も低い水準で横ばいに推移しており、水質の改善がうかがえます。環境基準点（八千代橋（海老川））においては、近年 3.0 mg/L 未満で推移しており、環境基準（E 類型：10 mg/L 以下）を達成しています。</p> <p>○海域における代表的な有機汚濁指標として環境基準が定められている COD については、いずれの地点においても横ばい傾向で推移しています。環境基準との適合状況は、近年 4.0 mg/L 前後で推移している船橋 1 において環境基準（C 類型：8 mg/L 以下）を達成していますが、より基準が厳しい船橋 2（B 類型：3 mg/L 以下）においては 4.0 mg/L を上回る年が多く、環境基準を達成していません。</p> <p>○海域の富栄養化指標である全窒素・全りんについては、年によって差はあるものの、いずれの地点においても横ばい傾向で推移しています。環境基準との適合状況では、全窒素（IV 類型：1 mg/L 以下）、全りん（IV 類型：0.09 mg/L 以下）とともに、環境基準を達成していない地点が見られます。</p> <p>○市内の地下水については、毎年度「地下水の水質測定計画」を定め、定点調査地点及び移動調査地点を設定して常時監視を行っています。汚染が確認された地点では、継続的な監視（平成 30 年度：15 地点）とともに、観測井戸におけるモニタリング調査（平成 30 年度：21 地点）を実施し、汚染状況の把握と対策に努めています。</p>

課 題
<p>○市民・事業者の協力のもと、生活排水対策及び工場排水対策に引き続き取り組むとともに、河川・海域の常時監視を通じてさらなる水質の改善・維持を図ることにより、良好な水環境を保全していく必要があります。</p> <p>○公共用水域の水質の改善・維持、海域の富栄養化防止に取り組むとともに、今後も多自然川づくりを推進し、水生生物が生息できる環境の保全・回復に努めながら、河川や海本来の生態系の価値の向上につなげていくことが重要です。</p> <p>○節水に向けた取組のさらなる普及を図るとともに、水源となる森林の維持管理や雨水の浸透促進、雨水貯留タンク等の設置による雨水の有効利用など、流域全体の健全な水循環保全の観点から取組を進めていく必要があります。</p> <p>○揮発性有機塩素化合物などによる地下水汚染が認められた地区があることを踏まえ、地下水の常時監視を今後も継続し、適切な対策実施に努める必要があります。</p>



図V-2 公共用水域の常時監視状況（再掲）
 （出典：令和元年度版船橋市環境白書）

表V-2 「水環境」に関する進行管理指標と現状値

進行管理指標	基準値 (平成21年度)	現状値 (平成30年度)	前計画の目標値 (令和2年度)
排水規制に係る立入検査実施率	42%	42%	50%
BODの環境基準達成率(河川) 【5地点】※1	100%	100%	100%
CODの環境基準達成率(海域) 【4地点】※2	75%	75%	100%
全窒素の環境基準達成率(海域) 【4地点】※3	50%	100%	100%
全りんごの環境基準達成率(海域) 【4地点】※3	0%	50%	100%
透水性舗装の整備実績(累計)	79,398 m ²	130,059 m ²	126,700 m ²
公共下水道普及率	70%	87%	90%

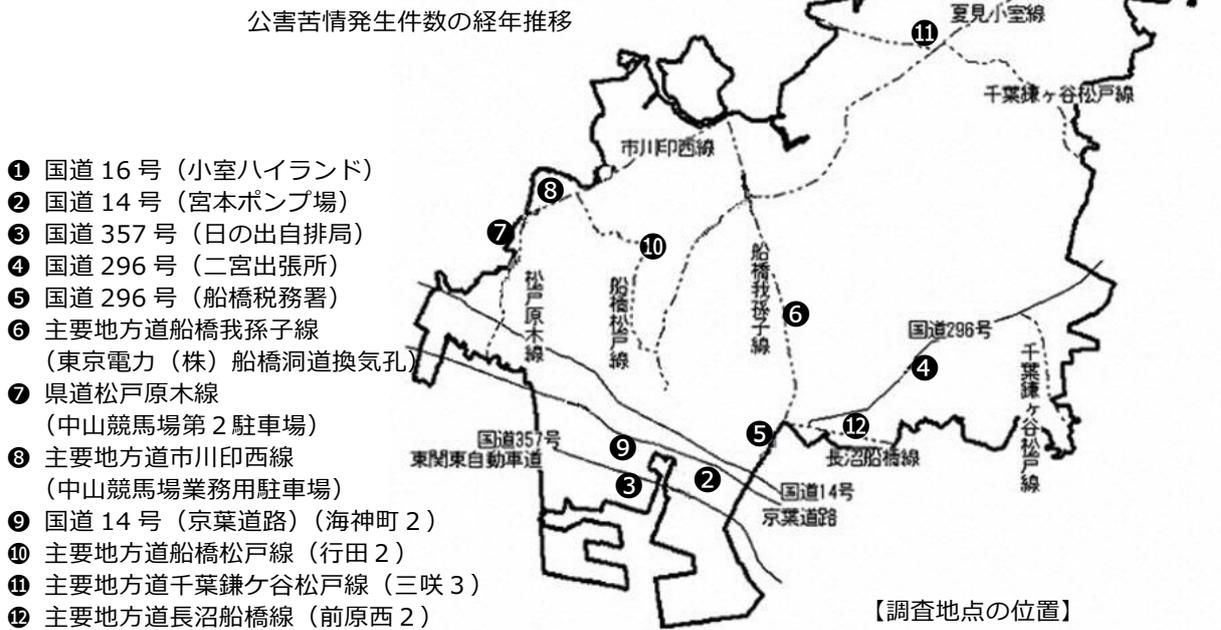
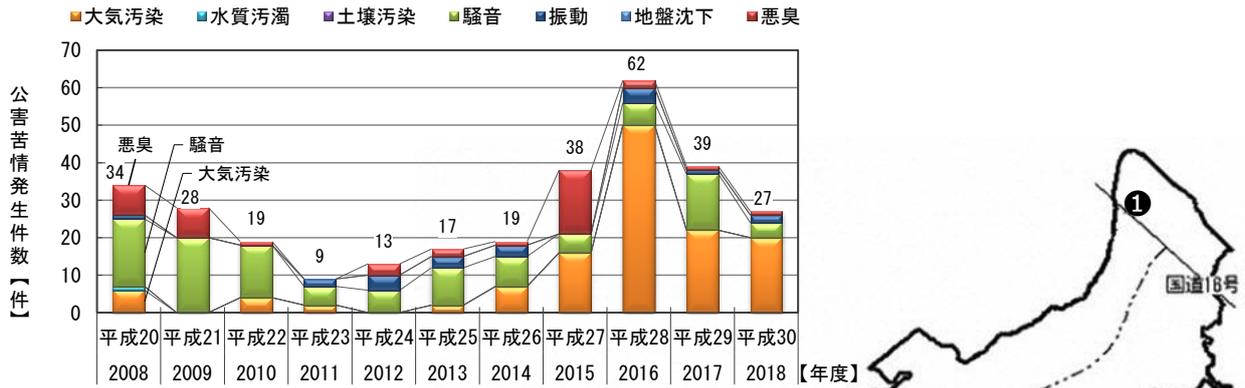
※1：海老川（E類型）…八千代橋、さくら橋、八栄橋　真間川（E類型）…柳橋
 桑納川（D類型）…金堀橋
 ※2：B類型…船橋2（船橋沖）、海苔漁場　C類型…船橋1（航路A）、航路C
 ※3：IV類型…船橋1（航路A）、船橋2（船橋沖）、海苔漁場、航路C

(3) 身近な生活環境

現 状
<p>○土壌汚染対策法に基づく汚染状況調査の結果を踏まえ、平成31年3月末現在で要措置区域2区域、形質変更時要届出区域9区域を指定して対策を実施し、土壌汚染の未然防止に努めています。</p> <p>○地盤沈下に関しては、毎年、千葉県が市内38の水準点で精密水準測量を実施して地盤変動状況を把握しています。平成30年1月の調査では、前年に比べて-10.6~+8.1mmの地盤変動が見られ、市では条例に基づく地下水採取の規制を行い、地盤沈下の防止に努めています。</p> <p>○自動車騒音に関しては、交通量の多い市内の幹線道路10路線12地点で調査を行い、現状の把握に努めていますが、道路に面する地域の騒音に係る環境基準の達成状況（昼夜間基準値以下）は90%弱となっており、ここ数年はほぼ横ばいの状況で推移しています。</p> <p>○また、自動車騒音及び道路交通振動の要請限度に関して、交通量の多い市内の幹線道路7路線8地点で調査を行っており、平成30年度は自動車騒音が1地点で夜間の限度値を超過していました。</p> <p>○海上自衛隊下総基地（柏市）の航空機騒音に関して、環境基準指定地域内の咲が丘小学校と近隣の八木が谷小学校及び丸山小学校で測定を行っており、その結果はいずれも環境基準を満足しています。その他、陸上自衛隊第1空挺団の降下訓練に伴う航空機騒音について、市内1地点で測定を行っています。</p> <p>○悪臭に関しては、苦情をもとに随時調査を実施するとともに、悪臭を発生する工場・事業場を対象に立入調査・指導を行い、公害の未然防止に努めています。</p> <p>○公害苦情発生件数の内訳の経年推移をみると、例年、騒音に関する内容が比較的多く寄せられています。また、大気汚染や悪臭に関する内容が多く寄せられる年が見られ、近年は大気汚染に関する内容が多くなっています。</p>

課 題

- 土壌環境、騒音・振動、悪臭、地盤沈下などの公害の未然防止に向けて、モニタリングを継続するとともに、必要に応じて対策を実施することにより、今後も健康的な生活環境を維持していく必要があります。
- 幹線道路に面する地域においては、自動車騒音による生活環境への影響が見られることから、その改善に向けて従来の取組を継続するとともに、経済的な視点から交通需要対策を検討するなど、静穏な生活環境の確保に努める必要があります。
- 東日本大震災時の原発事故に起因する放射性物質について、現状では生活環境への影響はほとんど見られず、市民の不安も沈静化する傾向にあることを踏まえ、モニタリングの継続にあたっては対象・範囲を見直すことが考えられます。



評価対象	住居戸数(戸)					割合(%)			
	住居等戸数	昼夜間基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼夜間基準値超過	昼夜間基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼夜間基準値超過
全体	30,832	27,686	2,042	112	992	89.8	6.6	0.4	3.2
近接空間	11,669	9,812	1,399	1	457	84.1	12.0	0.01	3.9
非近接空間	19,163	17,874	643	111	535	93.3	3.4	0.6	2.8

図 V-3 幹線道路に面する地域の騒音環境基準達成状況 (戸数及び割合)

(出典：令和元年度版船橋市環境白書)

表 V-3 「身近な生活環境」に関する進行管理指標と現状値

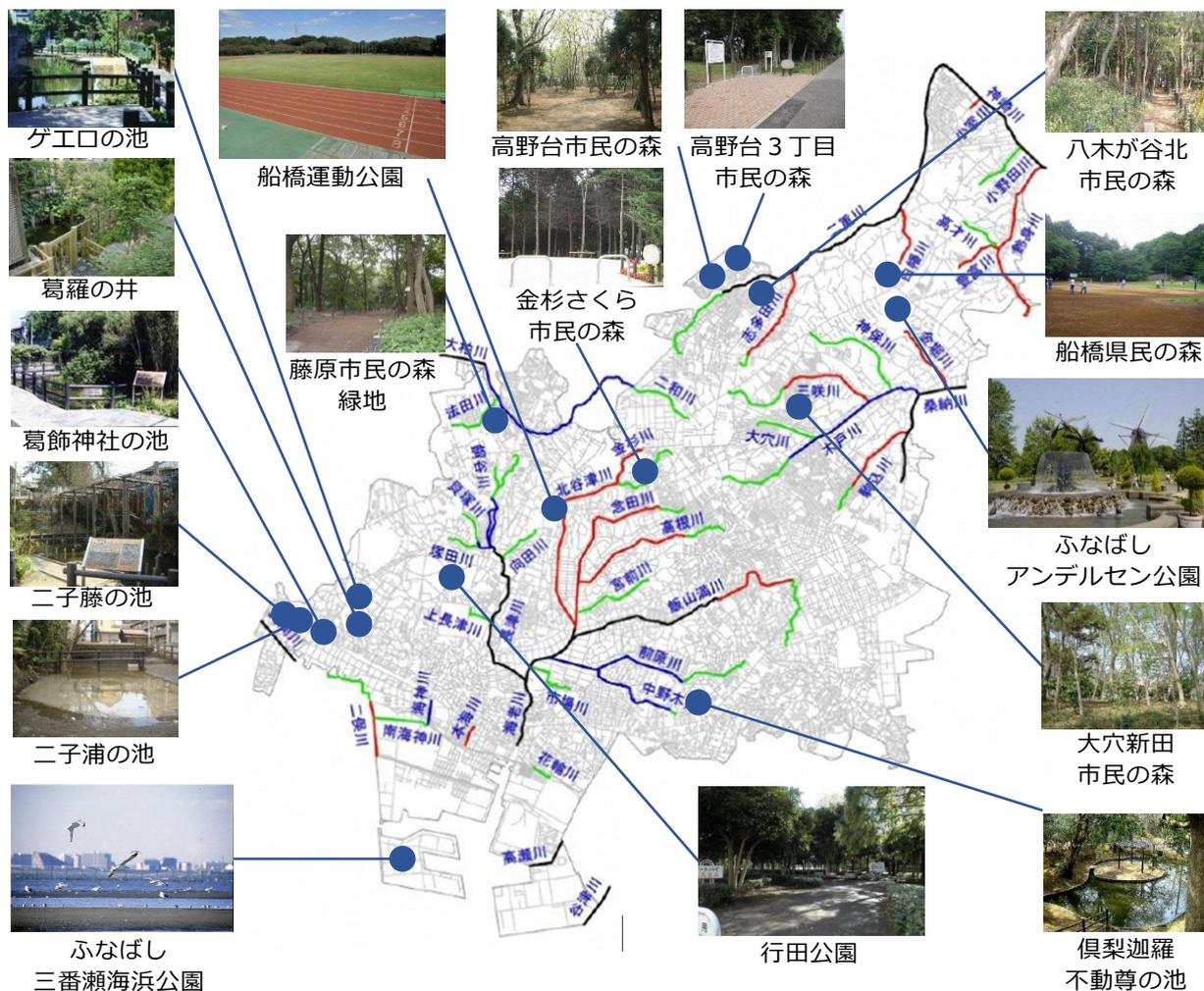
進行管理指標	基準値 (平成 21 年度)	現状値 (平成 30 年度)	前計画の目標値 (令和 2 年度)
幹線道路に面する地域の騒音環境基準達成状況 (昼夜間基準値以下)	83.3%	89.8%	達成率の向上 (毎年度)
公害苦情件数	28 件	27 件	減少させます (毎年度)

(4) 水辺と緑

現 状
<p>○本市では、エコシティ施策の一環として、二子藤の池、ゲエロの池などをはじめとする6か所において、地域住民とともに貴重な湧水の保全・再生に取り組んでいます。</p> <p>○海老川及び長津川においては、河川修景事業として「ふるさとの川モデル事業」を通じて、これまでに親水学習の拠点、緩傾斜護岸、散歩道等が整備されており、現在も市民の憩いの場として活用されています。</p> <p>○二重川及び木戸川においては河川改修事業として実施した多自然川づくりに併せて、広場や休憩施設などの整備が行われています。</p> <p>○市内には、ふなばしアンデルセン公園、船橋運動公園、ふなばし三番瀬海浜公園などの大規模な都市基幹公園とともに、市民の森や県民の森が多数整備されており、市民が自然とふれあえる場となっています。</p> <p>○そのほか、身近な公園は、日常的な憩いの場として広く市民に利用されています。</p> <p>○地域の環境ボランティアの協力を受けて、学校ビオトープの維持管理や市民の森等で自然観察が行われています。</p> <p>○北部地域に多く残る緑地や湧水、市街地内に整備された公園等は、河川の水辺や斜面緑地によって、ネットワークされています。</p>

 課 題 |

- | |
|---|
| <p>○河川は、市民にとって身近な水辺空間であるため、多自然川づくりなどの取組を通じて整備を進めるとともに、自然にふれあえる場として自然観察などへの活用を図り、潤いを感じられる水辺環境を育んでいく必要があります。</p> <p>○今後も人口の増加が見込まれる中で、残された自然環境に配慮して都市環境の整備を図る一方で、自然と調和し、共生するまちづくりを進めていく必要があります。</p> <p>○水辺や緑地の美化、維持管理等に対して、市民・事業者の協力のもとで取り組むため、さらなる意識啓発を進めていく必要があります。</p> |
|---|



図V-4 主な水辺と緑（再掲）



多自然川づくりによる河川改修
（木戸川）



市街地内の緑

表V-4 「水辺と緑」に関する進行管理指標と現状値

進行管理指標	基準値 (平成 21 年度)	現状値 (平成 30 年度)	前計画の目標値 (令和 2 年度)
多自然川づくり改修延長	2,527m	5,110m	5,438m

(5) 樹林地・農地

現 状
<p>○樹林地等は北部の谷津などの斜面に分布しており、エビネ、カワセミ、ホトケドジョウ等の動植物の生息が確認されています。</p> <p>○農地は北部・中央部を中心に多く分布しており、市域の約 15% (1280ha) を占めています。畑が約 65% (836ha) で最も多く、農地全体の 14% (179ha) は生産緑地に指定されています。</p> <p>○これらの樹林地・農地の中には、宅地化など土地利用の改変による生育地・生息地の減少や、耕作放棄地の増加等の要因により見られなくなった動植物がある地域があります。</p> <p>○平成 25 年 (秋季) ~平成 26 年 (夏季) にかけて、市内 16 地域を対象に実施した自然環境調査において、陸生生物では植物 885 種、昆虫類 857 種を含む 1,852 種が、また水生生物では魚類 29 種、底生動物 150 種が確認されています。</p> <p>○このうち、環境省レッドリスト、千葉県レッドデータブックなどに掲載されている重要種は 156 種確認されています。</p> <p>○一方で、在来の生態系に影響を及ぼすおそれのある特定外来生物として、植物ではオオキンケイギク、アレチウリなど、両生類ではウシガエル、魚類ではオオクチバスなどが確認されており、市民等への周知を図っています。</p>

課 題

- 多様な生き物の生息場所となっている樹林地について、自然観察会などを通じて市民等の自然保護意識を醸成し、自然散策会の開催やモニタリングなどの保全活動への市民の参画を促進する必要があります。
- 6次産業化に伴って地産地消の取組を強化するなど、社会経済システムの中で、耕作放棄地の解消や生産緑地などとしての農地の保全が図られるしくみづくりに取り組む必要があります。
- 生物多様性の確保に向けて生物多様性ふなばし戦略の推進に取り組むとともに、市民の外来生物に対する周知に努め、さらなる理解促進を図る必要があります。

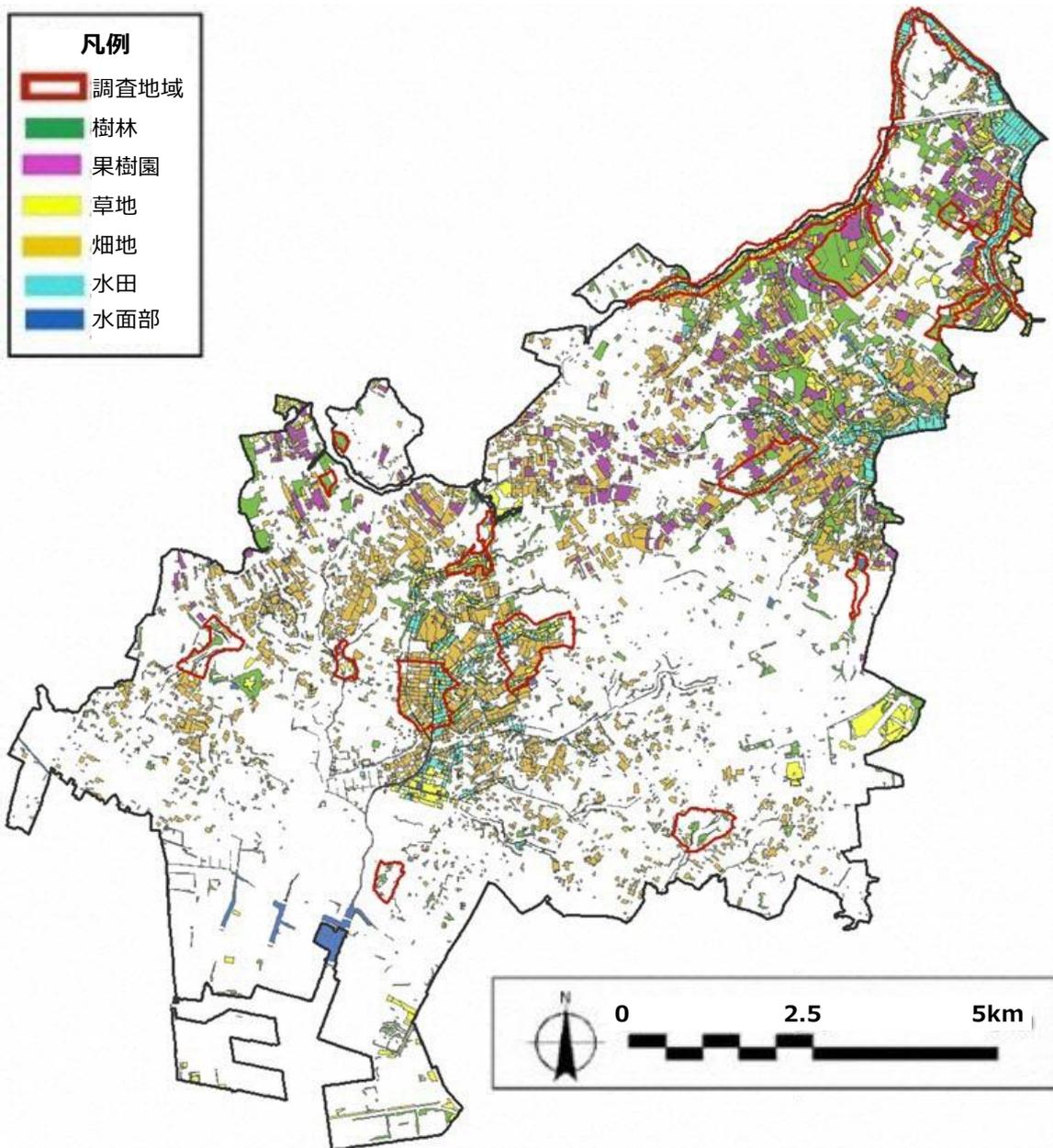


シジュウカラ



コクワガタ

図 V-5 藤原市民の森緑地で確認された動物 (再掲)



図V-6 船橋市の植生分布（再掲）

（出典：ふなばしの自然 平成 25・26 年度船橋市自然環境調査）

表V-5 「樹林地・農地」に関する進行管理指標と現状値

進行管理指標	基準値 (平成 21 年度)	現状値 (平成 30 年度)	前計画の目標値 (令和 2 年度)
自然観察会等の参加延人数※ 1	841 人	1,672 人	900 人以上 (毎年度)
耕作放棄地の面積※ 2	971,307 m ²	829,591 m ²	800,000 m ²

※ 1：直近 3 か年の平均値

※ 2：基準値は平成 22 年度実績値

(6) 干潟

現 状

- 本市では毎年、三番瀬の保全を図るためふなばし三番瀬海浜公園を会場に「ふなばし三番瀬クリーンアップ」を開催しています。近年は 600 人弱の市民・事業者等が参加しており、三番瀬の清掃と自然観察会を通じて三番瀬に対する理解と関心を深めています。
- 東京湾に流入する海老川や真間川の水質は、下水道の整備によって徐々に改善されていますが、窒素・りんなどの負荷による富栄養化によって、三番瀬周辺海域においては平成 30 年度に青潮が 4 回発生していることから、今後も浄化対策が必要となっています。
- 三番瀬の砂や泥の中には、アサリ・ゴカイなどの底生動物が多数生息しており、干潟にはそれらを捕食する鳥類もまた多数飛来します。平成 25 年（秋季）～平成 26 年（夏季）に実施した自然環境調査においては、鳥類 73 種、魚類 37 種、底生動物 95 種が確認されています。
- ふなばし三番瀬環境学習館においては、干潟ワークショップや野鳥観察会の開催、校外学習の受け入れなどを通じて、貴重な干潟の自然浄化能力や生態系について学ぶ機会を市民や子どもたちに提供しています。

課 題

- 三番瀬の豊かな生態系を守るため、ふなばし三番瀬環境学習館の活用等を通じて市民の環境保全意識のさらなる高揚を図り、今後も多様な主体の参加のもとで保全活動を進める一方で、干潟の恵みと漁業・観光業の振興による地域資源と経済活動の好循環を生み出していく必要があります。
- 生活排水対策等を強化し、海域の富栄養化の防止に取り組む必要があります。

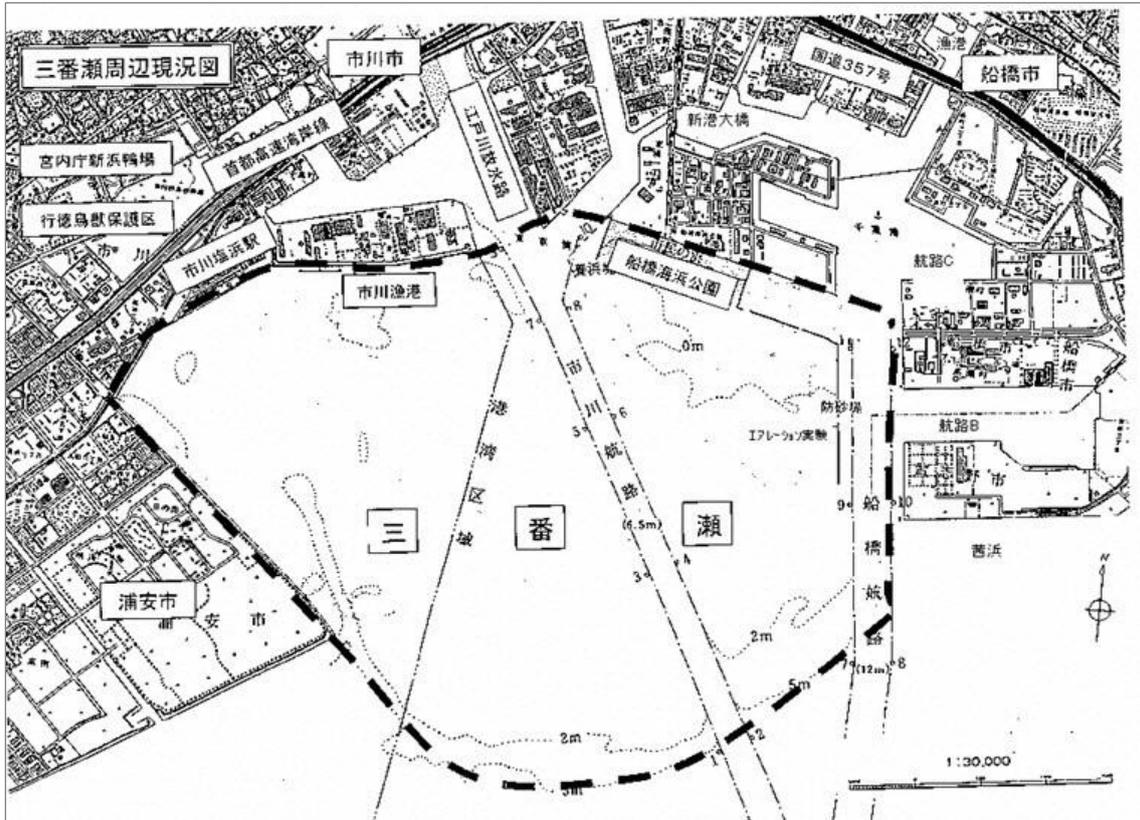


ミヤコドリ



コメツキガニ

図 V-7 三番瀬で確認された動物



図V-8 三番瀬の範囲（再掲）

（出典：千葉県資料）



野鳥観察会の様子
（ふなばし三番瀬海浜公園）



ふなばし三番瀬クリーンアップ

表V-6 「干潟」に関する進行管理指標と現状値

進行管理指標	基準値 (平成 21 年度)	現状値 (平成 30 年度)	前計画の目標値 (令和 2 年度)
三番瀬クリーンアップ 参加延人数※ 1	1,100 人	560 人	1,100 人以上 (毎年度)
ガンカモ類の個体数※ 1、※ 2	37,772 羽	34,118 羽	2 万羽以上維持 (毎年度)
ミヤコドリの個体数※ 1、※ 2	164 羽	346 羽	100 羽以上維持 (毎年度)

※ 1：直近 3 か年の平均値

※ 2：現状値は平成 28 年度～平成 30 年度の平均値

(7) 自然とふれあう場

現 状
<p>○本市では、自然環境調査に合わせて、自然を楽しみながら散策するための「自然散策マップ」をリニューアルし、窓口配布とともに市ホームページで公開しています。マップは全 10 コースからなり、平成 27～29 年度には千葉県自然観察指導員を講師に招いて自然散策会を開催しました。</p> <p>○県民の森を活用して、市民との工作教室や農業センターの一般開放が行われているとともに、(一社)船橋市観光協会などが、市内の施設(ふなばしアンデルセン公園、ふなばし三番瀬環境学習館等)を巡るツアーを実施しています。</p> <p>○青少年キャンプ場では、森林インストラクターによる自然体験やクラフト工作を、また、一宮少年自然の家では、校外学習・主催事業としてネイチャーガイドによる自然体験・講話・貝殻工作を実施しています。</p> <p>○良好な自然の確保又は美観風致を維持するため、全市域を緑地保存地区として指定し、緑化事業を推進しているほか、一定の要件を満たした樹木、樹林、生垣を指定樹木等に指定し、その保全に向けた取組を支援しています。</p> <p>○事業者等との間において、「保存樹木等保全協定」や「緑地保全・創出協定」を締結し、住宅や工場等における緑地の確保を図っています。平成 30 年度現在で協定締結件数は 78 件、協定に基づく緑化面積は 2.6ha に上っています。</p>

 課 題 |

<p>○既存の緑の保全に関する取組について、法令等や制度等の活用を通じて今後さらなる強化を図るとともに、市民が自然や生き物とふれあえる場の整備を新たに進めていく必要があります。</p> <p>○緑地や公園等の維持管理に対する市民の理解を深め、市民参加のもとで保全活動や緑化を推進するしくみづくりに取り組む必要があります。</p> <p>○自然散策マップなどを引き続き活用し、市内の公園等に関する情報発信に努め、市民が自然とふれあう機会を増やす取組が重要です。</p>

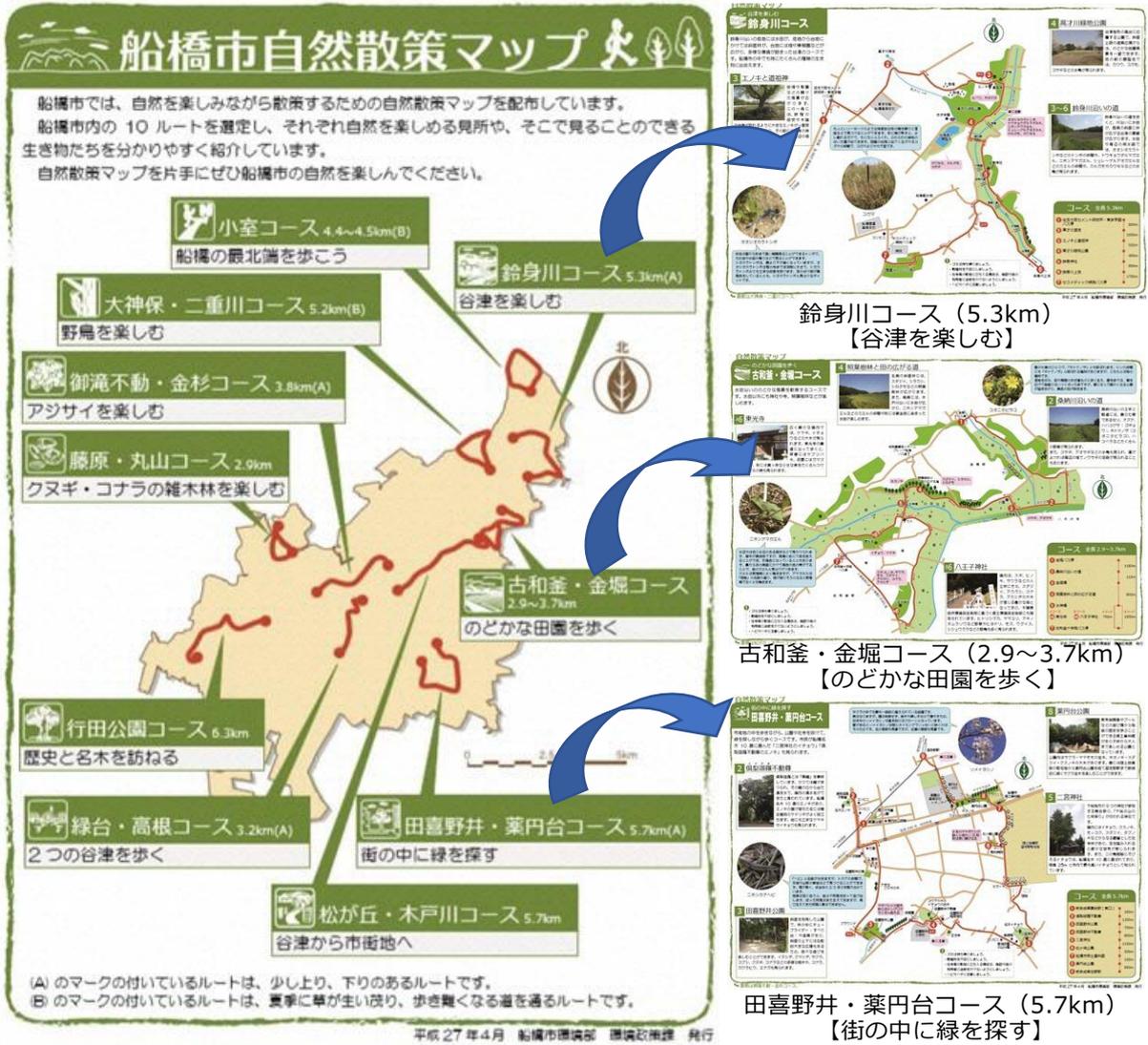


図 V-9 自然散策マップ（全 10 コース）の一例

表 V-7 指定樹木等の指定件数及び数量
(平成 30 年度)

種 別	指定件数	数 量
樹 林	135 件	926, 443 m ²
樹 木	33 件	98 本
生 垣	10 件	4, 933. 1m



指定樹木

表 V-8 「自然とふれあう場」に関する進行管理指標と現状値

進行管理指標	基準値 (平成 21 年度)	現状値 (平成 30 年度)	前計画の目標値 (令和 2 年度)
潮干狩り入場者数※ 1	139, 722 人	102, 287 人	維持
市民一人当たりの都市公園面積	2. 84 m ² /人	3. 30 m ² /人	3. 40 m ² /人

※ 1 : 開催期間中(4 月～6 月)の入場者数

(8) 身近な生活空間

現 状

- 船橋市景観計画及び船橋市景観条例に基づいて、一定規模以上の開発行為、建築物については景観への配慮を促しているほか、船橋市宅地開発事業に関する要綱に基づいて、宅地開発事業者と都市景観に配慮したまちづくりについて協議し、良好な景観の形成に向けた指導に取り組んでいます。
- また、市では、自然色づくり教室やまちなみデザイン教室などの開催を通じて、景観に対する市民・事業者の意識高揚に努めています。
- 屋外広告物条例に基づき、違反広告物の簡易除却を実施し、良好な景観の維持に努めています。
- 路上喫煙及びポイ捨て防止重点地区を中心に、全域で生活環境巡視員によるパトロールを実施しています。

課 題

- 良好な景観の形成に向けて公共事業の推進を図りながら、景観計画や景観条例に基づく規制・指導を引き続き進めていくとともに、宅地開発事業者等の関係者との協力・連携した取組を強化していく必要があります。
- 路上喫煙やごみのポイ捨てがなくなる現状を踏まえ、市民のさらなる意識啓発に努め、このような行動の自粛に向けて注意喚起を図る一方で、市民等と協働して環境美化を推進するしくみを整え、潤いのある都市環境づくりに取り組む必要があります。
- 不法投棄の防止に向けて、市民・事業者・行政の連携による監視体制のさらなる強化・充実を図る必要があります。



緑豊かな谷津田と斜面林からなる田園景観
(夏見台)



台地上に広がる農地の景観
(古和釜町)



港町の風情を伝える船だまりの景観
(栄町)



左：船橋駅周辺地区 右上：西船橋駅周辺地区
右下：津田沼駅北口周辺



図V-10 船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例重点区域

表V-9 「身近な生活空間」に関する進行管理指標と現状値

進行管理指標	基準値 (平成21年度)	現状値 (平成30年度)	前計画の目標値 (令和2年度)
風致地区指定面積	508.3ha	508.3ha	維持
駅周辺の放置自転車等の台数※1	13,873台	3,620台	3,100台

※1：基準値は平成22年度実績値

(9) 地球温暖化防止に向けた取組

現 状
<p>○2000年度(平成12年度)以降の温室効果ガス総排出量は減少傾向が見られ、2017年度(平成29年度)には4,433千t-CO₂となっており、基準年度である1990年度(平成2年度、5,887千t-CO₂)に比べて約1,454千t-CO₂(約25%)削減されています。</p> <p>○温室効果ガス別の排出割合では、大半(約95%)をエネルギー起源の二酸化炭素が占めています。</p> <p>○部門別では産業部門が最も多く排出していますが、平成2年度(基準年度)に4,215千t-CO₂で総排出量の約72%を占めていたものが、平成29年度には2,120千t-CO₂まで減少し、総排出量の50%を下回っています。代わって、業務部門及び家庭部門において排出量が大幅に伸びており、総排出量に占める相対的な割合は、業務部門が約13%(基準年度の約2.6倍)、家庭部門が約20%(同約2.5倍)に増加しています。</p> <p>○平成30年度における市事務事業の温室効果ガス排出量は125,877t-CO₂で、船橋市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(第4次ふなばしエコオフィスプラン)の基準年度である2013年度(平成25年度、150,627t-CO₂)に比べて約16%の減少となっています。最大の排出源は廃プラスチックの焼却で、全体の約57%を占めています。</p> <p>○船橋市地球温暖化対策地域協議会の共催事業として実施した緑のカーテンコンクールでは、地域ぐるみの取組を促進するため、モデル地区に対して重点的に苗の配布を行いました。</p>

課 題

- 業務部門・家庭部門において温室効果ガス排出量が増加している一方で、環境家計簿の周知や緑のカーテンの普及などの取組に遅れが見られることを踏まえ、温室効果ガスの排出抑制に向けた行動の強化・充実を図るため、市民等に対するさらなる普及啓発に取り組む必要があります。
- 地球温暖化防止活動推進員の活動のさらなる充実を図り、市民の意識啓発とともに取組に対する実感を共有するため、情報提供に努める必要があります。
- 環境講座を通じて、気候変動への適応も含めた地球温暖化に関する最新の知見について、市民の理解を深めていく必要があります。
- 温室効果ガスの吸収源対策のみならず、気候変動やヒートアイランド対策として緑地の整備に努めるとともに、公共施設や道路沿道はもとより、住宅や事業所の敷地内緑化を推進していく必要があります。
- 温室効果ガス排出の要因となっている廃プラスチックの焼却量を減らすため、プラスチック製品の利用を見直し、廃棄物の削減に取り組む必要があります。
- 移動に係る温室効果ガスの排出削減を図るため、公共交通機関の利用促進に向けた安全な歩行空間の整備などに取り組む必要があります。

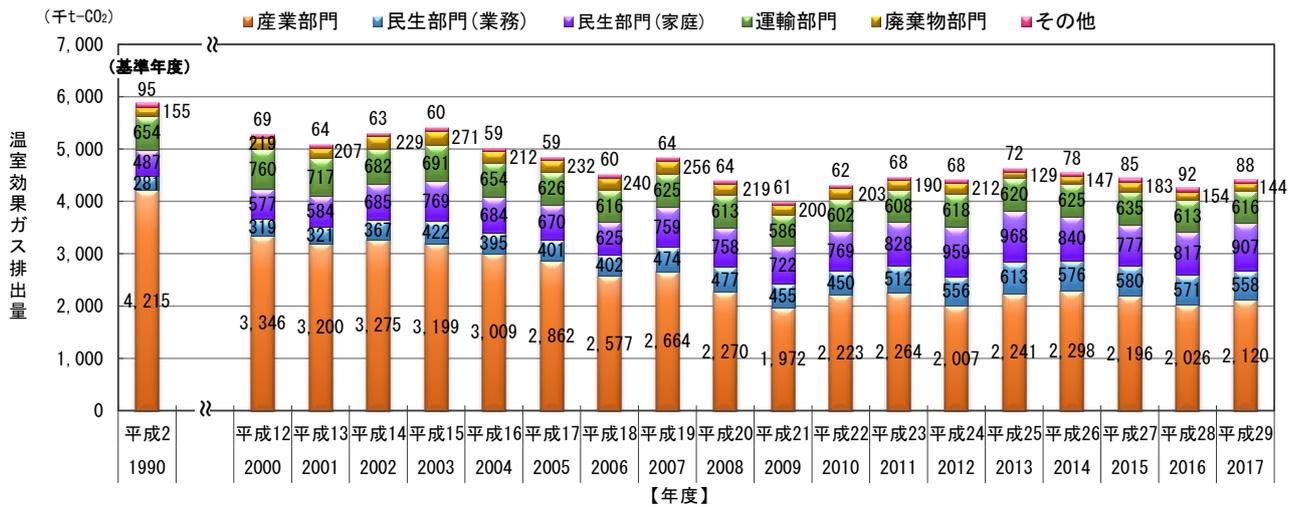


図 V-11 部門別温室効果ガス排出量の推移

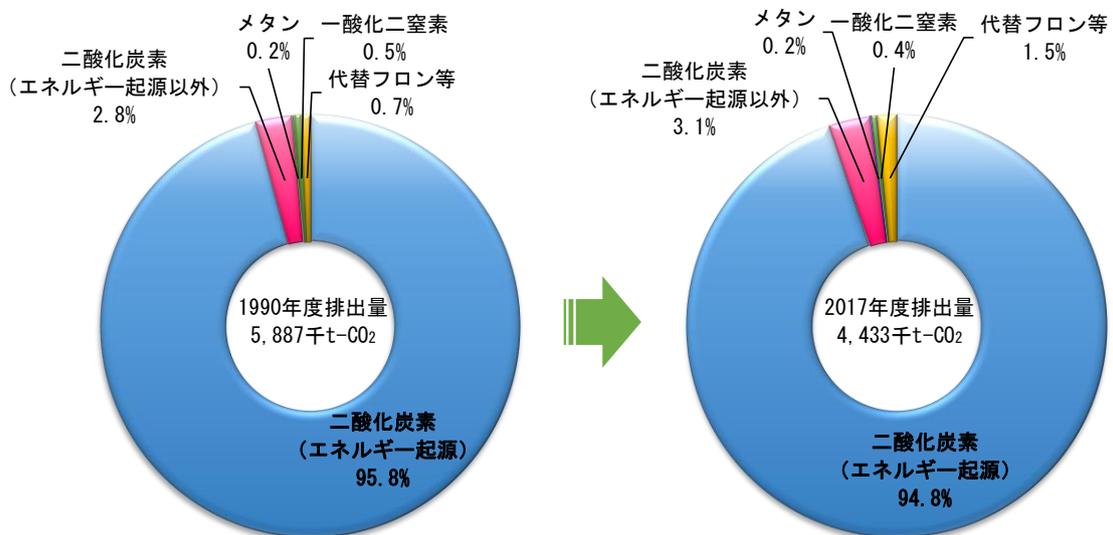


図 V-12 温室効果ガス別排出割合の変化
(左: 1990 年度 (平成 2 年度)、右: 2017 年度 (平成 29 年度))

表 V-10 「地球温暖化防止に向けた取組」に関する進行管理指標と現状値

進行管理指標	基準値 (平成 21 年度)	現状値 (平成 30 年度)	前計画の目標値 (令和 2 年度)
市民一人当たりの 温室効果ガス排出量※ 1	11.0t-CO ₂	6.8t-CO ₂	6.4t-CO ₂
市の事業による 温室効果ガス排出量	196,439t-CO ₂	125,877t-CO ₂	105,438t-CO ₂
緑のカーテンコンクール応募件数	64 件	98 件	200 件
地球温暖化防止推進員派遣回数	4 回	3 回	30 回
地球温暖化に関する 環境講座実施回数	14 回	4 回	30 回

※ 1 : 基準値は 1990 年度 (平成 2 年度) 実績値、現状値は 2016 年度 (平成 28 年度) 実績値

(10) 低炭素社会形成に向けた取組

現 状
<p>○市は、住宅用太陽光発電システム及び燃料電池等の省エネ設備の設置を支援しており、平成 30 年度の補助実績は、太陽光発電 61 件、燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）71 件、定置用リチウムイオン蓄電池システム 116 件となっています。一方で、太陽熱利用及び地中熱利用はありませんでした。</p> <p>○市の取組として、電気エネルギーの節減のため、新設する施設の設備や既設の老朽化した設備に対して、消費電力の低い LED 灯や調光システム、インバーター制御等により高効率化された空調機器の導入などを順次行っています。</p> <p>○再生可能エネルギー等に関しては、公共施設への太陽光発電システム導入のほか、平成 29 年度には高瀬下水処理場に放流落差を利用した小水力発電を導入しています。</p> <p>○電気自動車の導入によって、走行時の CO₂ や排気ガスの排出抑制に寄与しているほか、ふなばし三番瀬環境学習館には小型風力発電システム（1 kW）を設置しています。</p>



課 題
<p>○公共施設等においては、施設の長寿命化などの動向を踏まえ、設備投資を長期的視点で捉えてエネルギー効率の高い設備機器への更新を検討するなど、省エネルギー化を積極的に推進する必要があります。</p> <p>○事業者が省エネルギーをコストダウンの一環として捉えていることを踏まえ、省エネルギーによる経済的な効果について情報提供に努めるとともに、ESCO 事業などの経済的手法の普及啓発によって、設備導入の促進を図る必要があります。</p> <p>○同様に市民に対しても、省エネルギー効果の広報・普及に努め、エコ替え等による住宅の省エネルギー化の促進を図る必要があります。</p> <p>○地域特性を踏まえて有効性を考慮した上で、太陽光発電等の再生可能エネルギー導入による創エネルギーを推進する一方で、エネルギー需要特性にあわせて熱利用の可能性も検討することが重要です。</p> <p>○自動車利用の見直しに向けて、今後も引き続き人や自転車が利用しやすい道路環境整備を進めていく必要があります。</p>



公用車として導入された電気自動車



下水汚泥消化ガスの活用
(高瀬下水処理場)



市役所駐車場に設置された電気自動車充電スタンド
(出典 <https://ev.gogo.gs/detail/1t015va4>)

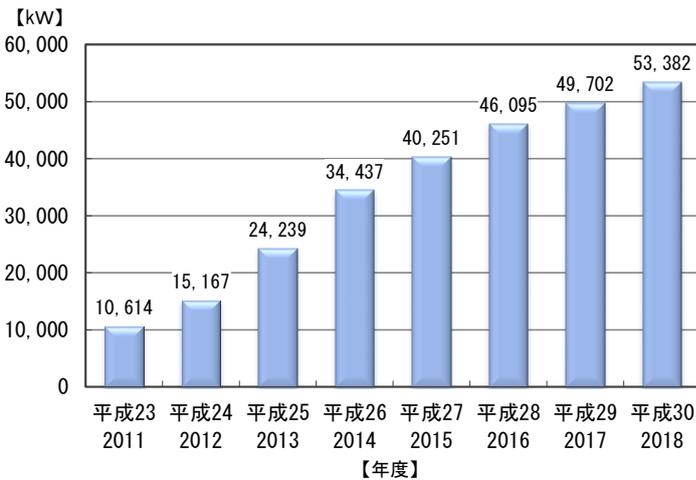


図 V-13 市内における太陽光発電システム設置容量の推移

表 V-11 「低炭素社会形成に向けた取組」に関する進行管理指標と現状値

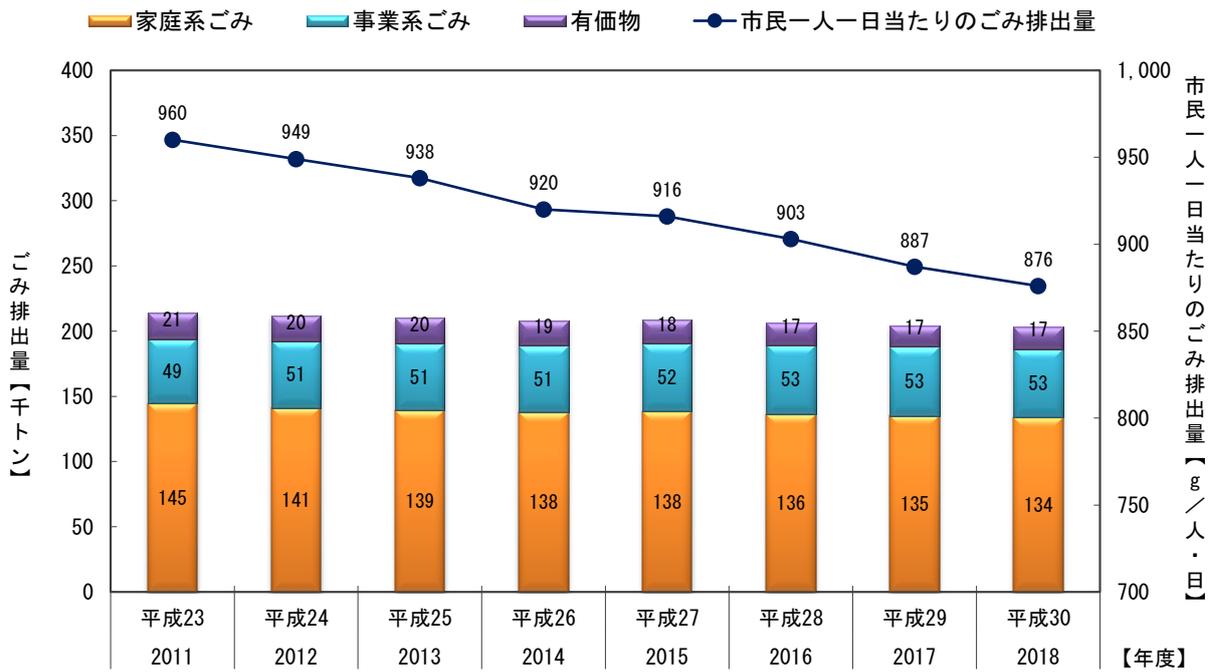
進行管理指標	基準値 (平成 21 年度)	現状値 (平成 30 年度)	前計画の目標値 (令和 2 年度)
市内における太陽光発電システムの設置総 kW数	3,934kW	53,382kW	54,400kW
公民館への太陽光発電システムの導入館数	0 館	3 館	3 館
小中学校への太陽光発電システムの導入校数	0 校	15 校	17 校

(11) 循環型社会形成に向けた取組

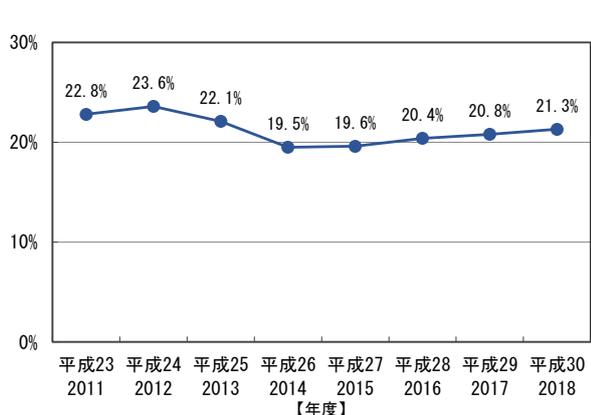
現 状
<p>○本市では、ごみを可燃ごみ（台所ごみ、紙屑等）、不燃ごみ（セトモノ、有害ごみ等）、粗大ごみ（家具、家電製品等）及び資源ごみ（ビン、カン、金属類、ペットボトル）の4つに分別し、収集処理しています。</p> <p>○平成30年度におけるごみの総排出量は203千tで、最近の数年間横ばいの状態で推移しています。内訳は、可燃ごみ164千t、粗大ごみ・不燃ごみ12千t、資源ごみ9千t、有価物17千t、小型家電0.054千t、その他1千tとなっています。これを一人一日あたりの排出量に換算すると876g/人・日で、近年は減少傾向が見られます。</p> <p>○可燃ごみは、南部清掃工場及び北部清掃工場で焼却しており、近年の処理量は横ばいで推移しています。焼却灰などの残渣は、資源化や埋立処分を市外の民間施設に委託しています。</p> <p>○可燃ごみ・不燃ごみの指定袋制と粗大ごみの戸別収集・有料化、ペットボトルの資源ごみ回収、携帯電話、パソコン（ノート型）を含む小型家電のボックス回収（20か所）を行っており、ごみの減量・資源化に努めています。</p> <p>○循環型社会の実現を目指し、地域におけるごみ減量、リサイクルの推進等のリーダーとして約650人の市民に廃棄物減量等推進員を委嘱し、「クリーン船橋530推進運動」を展開しています。</p>

課 題

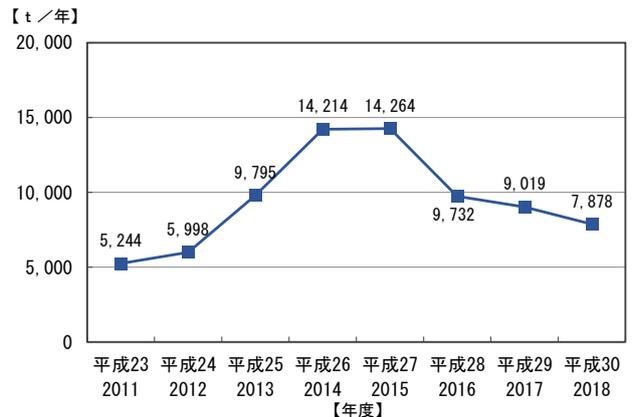
- 今後も人口の増加が見込まれる中で、ごみの総排出量の削減に向けて市民等の意識啓発に取り組み、ごみ減量の取組のさらなる促進を図る必要があります。
- ごみの分別など市民の行動についてさらなる徹底を図る一方で、再生製品の優先購入やグリーン購入を促進し、リサイクル率の向上を目指す必要があります。
- 飲食店等における食べきり運動の普及、食品スーパー等での食品ロス削減への配慮促進などを通じて、事業系食品廃棄物の削減に向けた取組を推進する一方で、排出された事業系食品廃棄物の資源化推進体制の強化を働きかけていく必要があります。



図V-14 市内のごみ排出量の推移 (再掲)



図V-15 リサイクル率の推移



図V-16 最終処分量の推移

表V-12 「循環型社会形成に向けた取組」に関する進行管理指標と現状値

進行管理指標	基準値 (平成21年度)	現状値 (平成30年度)	前計画の目標値 (令和2年度)
ごみの総排出量	214,868 t	203,421 t	194,300 t
ごみのリサイクル率	21%	21.3%	27.0%
最終処分量	11,455 t/年	7,878 t/年	10,000 t/年

(12) 環境学習・環境教育

現 状
<p>○温暖化対策等をテーマとした出前講座や、学校などで開催する環境に関する勉強会に講師を派遣し、環境学習の推進に取り組んでいます。また、公民館などの社会教育施設においては、環境学習の講座や自然観察会、イベントが開催され、多くの市民が参加するとともに、環境ボランティアが講師として協力しています。</p> <p>○地域の環境ボランティアの協力を受けて、学校ビオトープの維持管理や市民の森等で自然観察が行われています。（再掲）</p> <p>○学校においては、総合的な学習の一環として環境教育を進めています。小学生や中学生が校外に出て、様々なテーマに基づいて行う訪問学習では、市役所がこれを受け入れて環境問題や環境に関する仕事について学ぶ機会を提供しています。また、毎年、市内公立小学校全校で、ふなばし三番瀬環境学習館を活用した校外学習を実施しています。</p> <p>○市内でも有数のセミの生息地であり、クマゼミが確認された行田公園等において、自然環境や温暖化の影響を学び、身近な自然への関心を深める目的で、市民などから一般募集した講師とともにセミのぬけがら調査を開催しています。平成30年度は、小学生の親子など延べ101名が参加しています。</p>

課 題

- 環境団体等との協働のもと、自然観察会や環境講座などの地域における環境学習活動を充実させ、引き続き実施していくとともに、講師等を務める人材が高齢化している現状を踏まえ、新たな人材の育成を図る必要があります。
- 総合学習の時間の活用をはじめとして、関係者と実施方法・場所等を調整しながら、引き続き学校での環境教育を推進していく必要があります。
- 市民の意識高揚、環境情報の提供、環境団体相互の交流促進など、ふなばし環境フェア等のイベントの幅広い役割を踏まえて、企画内容の充実を図る必要があります。
- 事業者向けの環境講座の企画や、専門家の派遣等を通じて、事業者の環境学習機会を増やし、環境意識を高める取組を進めていく必要があります。
- 環境に関する情報について、わかりやすい情報提供に努めるとともに、広報手段の拡充を検討し、市民や事業者の具体的な環境配慮行動につなげていく必要があります。



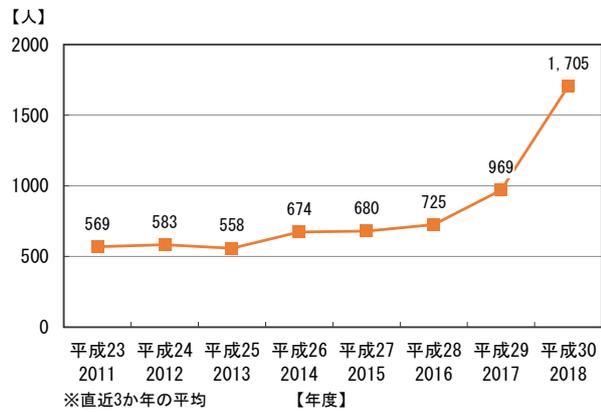
総合的な学習の時間を活用した環境教育
(二宮小学校)



船橋市地球温暖化対策地域協議会主催の
環境施設見学会
(JAXA 筑波宇宙センター)



ふなばし環境フェアの様子
(於：ふなばし三番瀬環境学習館)



図V-17 自然観察会等の参加延人数の推移 (再掲)

表V-13 「環境学習・環境教育」に関する進行管理指標と現状値

進行管理指標	基準値 (平成21年度)	現状値 (平成30年度)	前計画の目標値 (令和2年度)
環境に関する講座の参加延人数 ※1	2,212人	2,654人	2,300人以上 (毎年度)
環境フェア来場者数※1	4,766人	3,340人	5,200人以上 (毎年度)
漁業体験・講座の参加者数※2	50人	463人	525人

※1：直近3か年の平均値

※2：基準値は平成22年度実績値

(13) 環境保全活動の推進

現 状
<p>○環境問題に対する関心の高まりとともに、積極的に環境保全活動に参加する市民が増えており、市や環境団体が実施する環境学習への参加、自治会・町会などを中心とした自発的な学習会開催、河川の水質浄化に向けたイベント（海老川親水市民まつり等）など、積極的な活動が展開されています。</p> <p>○本市の環境保全活動の中心的役割を担う環境団体は、独自の活動に加えて、市民向けの講演会、自然観察会、複数の団体の協力によるイベントの開催、ふなばし環境フェアなどの事業への参加、市が行う環境学習への協力、小学校における環境教育講師などに取り組んでおり、今後も活躍が期待されます。</p> <p>○事業者による環境保全活動は、ISO14001・エコアクション 21 等の規格に基づく環境マネジメントシステム導入のほか、定期的な清掃美化活動への参加、ふなばし環境フェアなど環境イベントへの出展・協力、工場内におけるビオトープの整備、環境保全活動への助成、こどもエコクラブへの支援など、多方面で展開されています。</p>



課 題
<p>○環境教育をきっかけとして、子どもたちが自主的に環境保全活動に取り組む機会を提供し、環境配慮の思想を受け継いでいくとともに、将来の船橋市を担う子どもたちを育てていくことが重要です。</p> <p>○環境保全活動に取り組む市民・事業者・環境団体等のさらなる意識高揚に努めるとともに、活動内容に応じた適切な場・機会を提供し、活動の活性化を図る必要があります。</p> <p>○市民・事業者と幅広く活躍する環境団体との交流機会など、活動に対する相互の理解を深めることで様々な主体のパートナーシップを醸成し、協働の取組につなげていくしくみづくりが必要です。</p> <p>○事業者に対する環境情報の提供などの取組を強化し、ビジネスチャンスの獲得や資金調達・技術開発の可能性を含めて環境経営の普及拡大を図るとともに、事業活動と環境保全の相乗的な効果の発揮を目指して事業者の意識づくりを進めていく必要があります。</p>



ふれあい花壇づくりの様子
(三山神揃場児童遊園)



船橋海老川親水市民まつりでの小学生の発表
(八栄小学校 Web サイト)

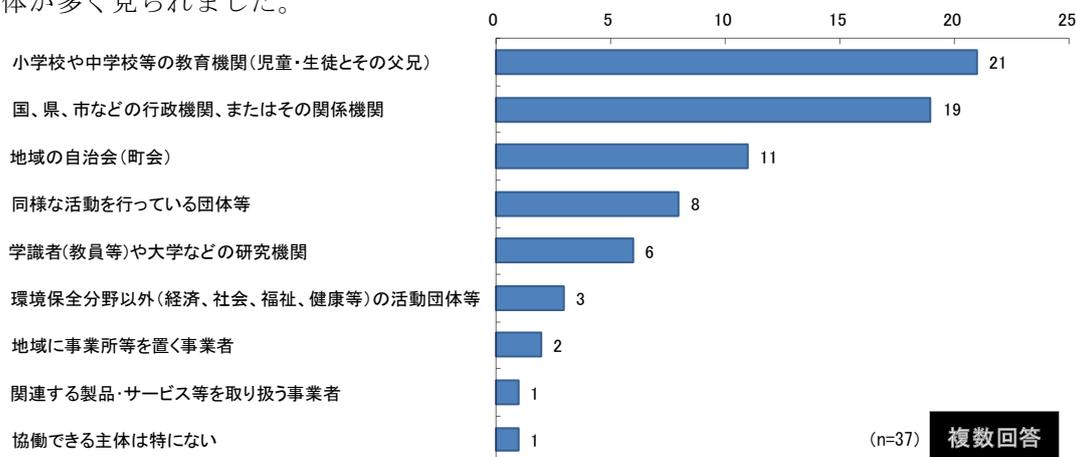
表V-14 「環境保全活動の推進」に関する進行管理指標と現状値

進行管理指標	基準値 (平成 21 年度)	現状値 (平成 30 年度)	前計画の目標値 (令和 2 年度)
こどもエコクラブ登録団体数※1	8クラブ	5クラブ	増加 (毎年度)
エコアクション 21 の 認証・登録事業者数	12 件	13 件	増加 (毎年度)

※1：直近3か年の平均値（基準値は単年度実績）

◆◆◆ 環境団体が協働したいと考える主体 ◆◆◆

市内には、地域で子どもたちの環境学習を支援したり、環境に関連したテーマで独自にイベントを開催したりしている環境団体が少なくありません。環境基本計画策定に伴う環境団体対象のアンケート調査（令和元年7月実施）では、このような活動状況を背景に、「小学校や中学校等の教育機関（児童・生徒とその父兄）」（37 団体中 21 団体）、「国、県、市などの行政機関、またはその関係機関」（同 19 団体）などとの協働が有効であると回答した団体が多く見られました。



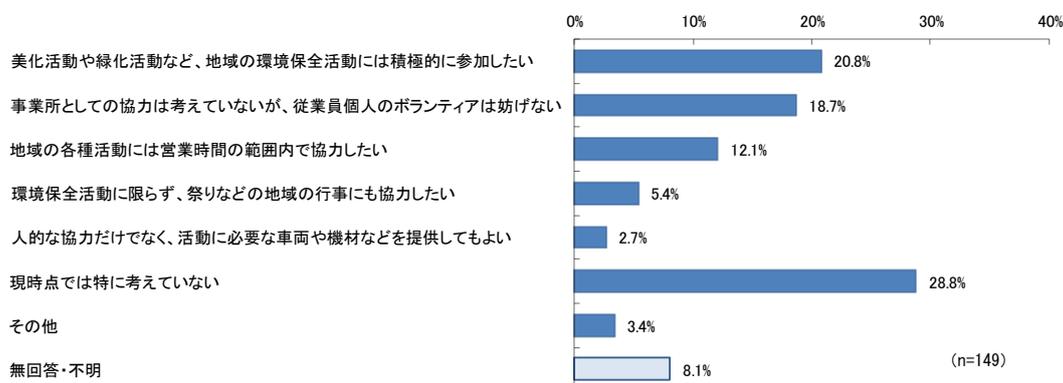
図V-18 環境団体が協働したいと考える主体

◆◆◆ 地域住民と協働して進める取組への企業の関わり方 ◆◆◆

環境基本計画策定に伴う事業者対象のアンケート調査（令和元年7月実施）では、企業の社会的責任として、「美化活動や緑化活動など、地域の環境保全活動には積極的に参加したい」（20.8%）、「環境保全活動に限らず、祭りなどの地域の行事にも協力したい」（5.4%）、「人的な協力だけでなく、活動に必要な車両や機材などを提供してもよい」（2.7%）といった積極的な考えを持っている事業者は、全体の28.9%を占めています。

これに対して、「現時点では特に考えていない」事業者は28.8%で最も多くなっており、積極的な考えを持つ事業者とほぼ同じ割合を占めました。

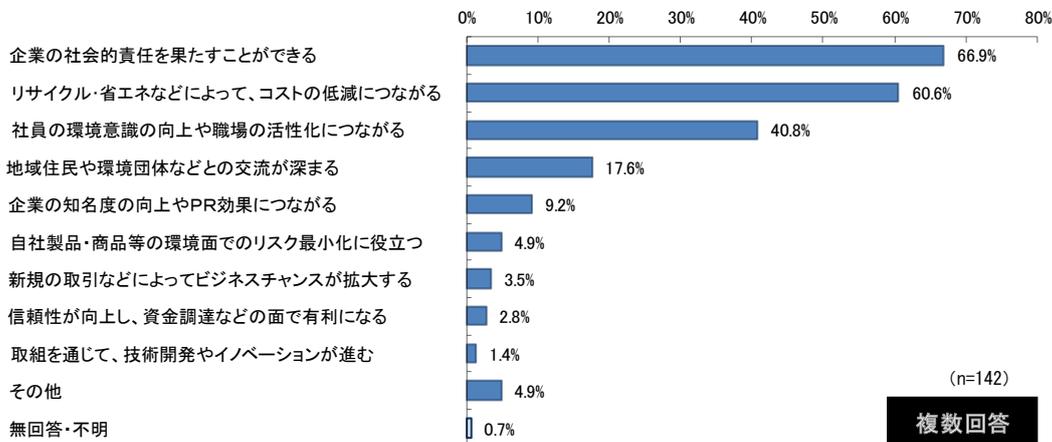
また、残りの約30%の事業者については、「事業所としての協力は考えていないが、従業員個人のボランティアは妨げない」（18.7%）、「地域の各種活動には営業時間の範囲内で協力したい」（12.1%）など、やや消極的な姿勢がうかがえます。



図V-19 地域住民と協働して進める取組に対する事業者の考え

◆◆◆ 環境保全と持続可能な社会の実現に取り組む企業メリット ◆◆◆

環境基本計画策定に伴う事業者対象のアンケート調査（令和元年7月実施）では、標記の企業メリットについて、「企業の社会的責任を果たすことができる」（66.9%）、「リサイクル・省エネなどによって、コストの低減につながる」（60.6%）の2つをあげる事業者の割合が、突出して多くなっています。それらに次いで、「社員の環境意識の向上や職場の活性化につながる」（40.8%）、「地域住民や環境団体などとの交流が深まる」（17.6%）など、副次的効果をメリットとしてあげる事業者が多く見られます。これに対して、ビジネスチャンスの拡大や資金調達・技術開発の一助と考える事業者は少ないようです。



図V-20 環境保全と持続可能な社会の実現に取り組むメリット

資料6. 個別施策一覧

施策の方針に基づいて設定した市の個別施策を箇条書きで記載しています。

複数の基本施策において同様な個別施策を掲げる場合は、2度目以降に「(再掲)」と記載し、主となる基本施策であれば「(再掲★)」のように★印を付しています。

(1) 「持続可能な地球を未来へつなぐ社会づくり」に関する個別施策

施策番号	基本施策	施策	個別施策	所管課
1	1 地球温暖化対策の総合的な推進	① 温室効果ガスの排出量の削減	公共施設におけるエコオフィス行動の実践	環境政策課
2			市民・事業者に対するクールチョイスの普及啓発	環境政策課
3			地域の温室効果ガス排出量の把握及び削減	環境政策課
4			使用済自動車からのフロン類の適正回収指導	廃棄物指導課
5		② 地球温暖化防止に向けた意識の向上	船橋市地球温暖化対策地域協議会への参画促進	環境政策課
6			温室効果ガス排出抑制に関する情報提供	環境政策課
7			個人、団体の地球温暖化防止活動や取組に対する支援	環境政策課
8			船橋市地球温暖化防止活動推進員の学習会等への派遣	環境政策課
9			家庭における温室効果ガスの排出量の見える化の推進	環境政策課
10			省エネルギー推進に関する市民・事業者に対する理解・意識啓発の推進 (※具体的な施策は基本施策2の施策④を参照)	
11		③ 温室効果ガスの吸収源対策	樹林地・緑地の保全・整備	公園緑地課
12			学校や公共施設の緑化推進・保全	公園緑地課 施設課
13			道路沿道の緑化推進・保全	道路維持課 道路建設課
14		④ 気候変動への適応	防災・減災対策へのグリーンインフラの活用	公園緑地課 下水道河川管理課
15			ハザードマップ等の活用による防災意識の向上	環境政策課
16			避難情報等の災害関連情報の伝達体制の充実	危機管理課
17			避難所への非常用電源の配備	危機管理課
18			農産物・水産資源に対する被害の軽減に向けた情報提供	農水産課
19			感染症の予防に向けた情報提供	保健総務課
20			熱中症患者の発生状況の把握と予防に向けた情報提供、注意喚起、普及啓発	消防局救急課
21	河川の治水対策の推進		地域保健課	
22	下水道(雨水)の整備		下水道部	
23	2 省エネルギーの推進		① 省エネルギー設備・機器の普及推進	省エネルギー設備・機器の導入・普及に向けた情報提供
24		ESCO事業等による事業者の省エネルギー設備導入に向けた普及啓発		商工振興課 環境政策課
25		公共施設への省エネルギー設備の積極的な導入・導入促進		社会教育課 文化課 環境政策課
26		電気自動車、燃料電池自動車などの普及推進		環境政策課
27		超小型モビリティ等の活用に向けた調査・研究、情報発信	環境政策課	
28		公用車におけるハイブリッド車等の環境負荷の低い自動車の利用促進	財産管理課	
29		② 省エネルギー型の建築物の普及推進	建築物省エネ法に基づく届出対象建築物に対する指導・助言	建築指導課
30			ZEB、ZEHなどの省エネルギー型の建築物の普及促進	環境政策課
31			省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置	資産税課
32		熱損失防止改修による認定長期優良住宅に対する減税措置	資産税課	
33		③ エネルギーマネジメントの推進	公共施設におけるビルエネルギーマネジメントシステムの導入検討	環境政策課
34			新たなまちづくりにおける地域エネルギーマネジメントの導入促進	政策企画課
35		④ 市民・事業者に対する理解・意識啓発の推進	エネルギー需要特性に応じた電気・熱利用の検討	環境政策課
36			家庭における省エネルギーの取組の普及推進	環境政策課
37			エネルギーの有効利用に関する広報、体験活動等の推進	環境政策課
38			緑のカーテンの普及推進	環境政策課
39	環境に配慮した事業活動への意識改革推進		環境政策課	
40	環境イベントなどを通じたエコドライブの普及啓発		環境政策課	
41	事業者に対するエコドライブへの協力要請		環境保全課 環境政策課	
42	3 創エネルギーの推進		① 再生可能エネルギーの導入推進	家庭における再生可能エネルギー利用設備の設置推進
43		小中学校・公民館等への太陽エネルギー利用設備の設置		施設課 社会教育課
44		地域バイオマス等を利用したバイオガス発電の導入検討・推進		環境政策課 下水道施設課 資源循環課
45		ごみ焼却施設における余熱等の有効利用		環境政策課 資源循環課
46		下水道施設における再生可能エネルギー(小水力発電等)の活用	下水道施設課	
47		再生可能エネルギー等の効果に関する市民の理解促進	環境政策課	
48		② 温室効果ガスの排出量の少ないエネルギーへの転換	生産用機械やボイラーなどの設備機器における温室効果ガスの排出の少ないエネルギーへの転換促進	環境政策課
49			水素エネルギーの利活用に関する情報収集・提供	環境政策課
50			バイオマス燃料や燃料電池などの導入・利用促進に向けた調査・研究	環境政策課 農水産課

(2) 「大切な自然を育み、自然とふれあうまちづくり」に関する個別施策

施策番号	基本施策	施策	個別施策	所管課	
51	4 親しみやすい水辺の創出	① 身近な水辺の維持・管理、利用推進	水辺および水辺周辺部の定期清掃・草刈等の実施	下水道河川管理課 公園緑地課	
52			湧水の維持・管理・再生	下水道河川管理課	
53			海辺空間の保全に対する意識啓発	都市計画課 環境政策課 環境保全課	
54			水辺環境整備の推進	下水道河川管理課 河川整備課 公園緑地課	
55			流域協議会作成の流域マップ配布による散策路等の広報	下水道河川計画課	
56			② 海辺とふれあう場の創出、利用促進	臨海部における回遊性の創出	政策企画課
57				ふなばし三番瀬海浜公園・環境学習館等の海辺環境の利活用促進	環境政策課 公園緑地課 商工振興課
58	5 まちの緑の育成	① 公園、緑地の整備	公共事業と連携した公園、緑地の計画的な整備	公園緑地課	
59			市民ニーズを踏まえた身近な公園づくり	公園緑地課	
60			町会委託制度の充実など、市民参加による公園管理の検討	公園緑地課	
61			条例に基づく緑地の確保 (船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例、船橋市環境共生まちづくり条例)	公園緑地課	
62		市民の森の整備推進	公園緑地課		
63		公園施設の利便性の向上と適正な維持	公園緑地課		
64		新たな特色ある公園等の整備検討	公園緑地課		
65		立体都市公園制度の活用による人工地盤上部の公園利用	公園緑地課		
66		② 緑化の推進	市街地における緑化の推進	公園緑地課	
67			イベント開催等による市民の緑化意識の啓発	公園緑地課	
68			指定樹林制度を活用した健全な民有樹木等の保全	公園緑地課	
69			街路樹などの整備推進・保全	道路維持課 道路建設課	
70			緑のカーテンの普及推進(再掲)	環境政策課	
71			学校や公共施設の緑化推進(再掲★)	公園緑地課 施設課	
72	宅地開発や事業所等の緑化推進		公園緑地課		
73	植樹、花壇の整備などによるまちなかの緑化推進		公園緑地課		
74	民間建築物等における屋上・壁面緑化の誘導	環境政策課 公園緑地課			
75	6 多様な生態系の保全	① 多自然川づくりの推進	官学連携による多自然川づくり	下水道部	
76			自然を生かした親水空間や散策路などの計画・整備	下水道部	
77			多自然川づくり事業実施に伴う河川の生物生息状況の把握	下水道部 環境政策課	
78			生物生息状況に配慮した河川の維持管理の推進	下水道部 環境政策課	
79		② 干潟の保全・再生	漁業関係者との協働による水産資源(魚類・貝類等)の生育場所の保全	農水産課	
80			漁場を守り育てる担い手の育成	農水産課	
81			ふなばし三番瀬クリーンアップの実施	環境政策課 公園緑地課 商工振興課	
82		海苔養殖、アサリ漁業などに関する講座・漁業体験等の実施	農水産課		
83		三番瀬のラムサール条約登録を目指した情報収集及び取組の推進体制づくり	環境政策課		
84		③ 樹林地の保全	干潟の利用ルールの確立・啓発	農水産課 商工振興課 環境政策課	
85	指定樹林制度を活用した健全な民有樹木等の保全(再掲★)		公園緑地課		
86	斜面緑地の保全		公園緑地課		
87	買い取りや借り上げによる良好な樹林地の保全		公園緑地課		
88	④ 農地の保全	樹林地の公益的機能に関する情報提供	公園緑地課		
89		風致地区などによる樹林地の適正な保護	公園緑地課		
90		樹林の維持管理に対する森林ボランティア等の参画促進	農水産課		
91		農地の賃貸借、耕作放棄地の幹旋などを通じた農地集積の促進	農水産課		
92		遊休農地のふるさと農園や学童農園などへの活用	農水産課		
93		農業体験ができる場の提供	農水産課		
94		営農組織や認定農業者の育成	農水産課		
95		農地の保全や農業振興に関する情報提供	農水産課		
96		有機栽培、減農薬等の生物多様性に配慮した農業の推進	農水産課		
97		遊休農地(谷津田など)における自然環境価値の検討	環境政策課		
98	⑤ 動植物の生息環境の確保	環境共生まちづくり条例に基づく環境に配慮した開発指導	都市計画課		
99		外来生物・野生生物に関する広域的な情報収集及び予防・対策の推進	環境政策課 農水産課		
99		市民参加型モニタリング調査の実施	環境政策課		
99	公園・緑地における地域の野生動植物の生息空間の確保	公園緑地課			
99	生物多様性への配慮を促すための指針(チェックリスト)の検討	環境政策課			

施策番号	基本施策	施策	個別施策	所管課
100	7 自然の恵みの持続的な活用	① 水辺や緑の多面的機能の利活用推進	緑地や農地等の保水機能を活用した洪水流出の抑制	公園緑地課 下水道河川管理課 農水産課
101			緑地等の効果的な利用によるヒートアイランド等の緩和	公園緑地課
102			防災・減災対策へのグリーンインフラの活用(再掲★)	公園緑地課 下水道河川管理課
103		② 水と緑のネットワークの活用	まちづくりにおけるグリーンインフラの導入検討	都市政策課
104			グリーンインフラの活用方策に関する調査・研究	環境政策課
105			水辺・緑地の広域的な整備に向けた県・近隣市・関係機関などの調整・検討	公園緑地課
106			海老川調節池上部利用に向けた県・関係機関などの調整・検討	政策企画課
107			自然とふれあえる場としての市民の森の利用推進	公園緑地課
108			公園・緑地等の施設連携による観光の振興	商工振興課 農水産課 公園緑地課
109		緑や干潟等の様々な恵みを活用した地域・経済活性化	商工振興課 農水産課	
110		③ 地産地消、食育の推進	食の安全確保に向けた衛生教育(消費者・食品事業者)の推進	衛生指導課
111			学校給食での地元食材の提供を通じた食育の推進	保健体育課
112			地場産品(農産物・水産物)の地産地消のしくみづくりと推進	農水産課
113			地産地消の促進に向けた意識啓発	商工振興課
114			農産物の付加価値の向上	消費生活センター 農水産課
115	地元食材を使った加工食品等のPR推進		商工振興課 農水産課	

(2/2)

(3)「資源を無駄なく循環させる社会づくり」に関する個別施策

施策番号	基本施策	施策	個別施策	所管課	
116	8 循環型社会の推進	① ごみの排出抑制	大規模事業者に対する廃棄物減量等計画書の作成及び廃棄物管理責任者の選任の指導	クリーン推進課	
117			イベントにおけるごみの減量・資源化推進の呼びかけ	クリーン推進課	
118			スマートフォン向けごみ分別アプリ等を活用したごみ分別の普及推進	クリーン推進課	
119			船橋市廃棄物減量等推進員(クリーン船橋530推進員)の委嘱	クリーン推進課	
120			市民参加型のごみの減量・資源化のシステムづくり推進	クリーン推進課	
121			食品ロスの発生抑制の推進(家庭系・事業系)	資源循環課	
122			市民や事業者への日常的なごみ減量活動の取組の普及・啓発	クリーン推進課	
123			家庭系可燃ごみの有料化の検討	資源循環課	
124			食品ロスの発生抑制のための広報啓発の推進(事業者認定制度、フードドライブへの協力など)	資源循環課	
125			不要となった制服や体操服の再利用促進に向けた支援	資源循環課	
126			② 資源化の推進	資源物の分別徹底やごみの適正処理に向けた市民・事業者への周知・指導	クリーン推進課
127				スマートフォン向けごみ分別アプリ等を活用したごみ分別の普及推進(再掲★)	クリーン推進課
128		市民団体などによる自発的な備物・資源物回収の推進		クリーン推進課	
129		廃棄物処理施設の見学などを通じたごみの資源化意識の向上	クリーン推進課		
130		フリーマーケット、バザーなどの活動支援	クリーン推進課		
131	事業者等に対する事業系一般廃棄物の資源化の取組の指導	クリーン推進課			
132	ふれあい収集の推進・拡充	資源循環課			
133	事業系食品廃棄物等の資源化推進	資源循環課			
134	未利用バイオマス(し尿浄化槽汚泥等)の利活用推進	資源循環課			
135	資源物の収集や再利用状況、ごみ処理に係る補助制度の情報提供	資源循環課 クリーン推進課			
136	③ 廃プラスチック対策の推進	「プラスチック・スマート」キャンペーンへの賛同及び海洋ごみ削減の取組の積極的な推進	樹木剪定枝の有効利用の推進	資源循環課 環境政策課	
137			市民・事業者等に対するプラスチック・スマートへの取組の普及啓発	環境政策課 環境保全課 廃棄物指導課	
138			ポイ捨て防止の徹底によるまちの美化推進	クリーン推進課	
139			ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの排出抑制及びマイバッグ、マイボトル、リユース(再利用)食器等の利用促進	資源循環課	
140			環境への影響が少ない素材(海洋生分解性プラスチック、紙等)への転換推進	環境政策課	
141			イベント等でのプラスチック容器包装(レジ袋など)の使用削減	環境政策課	
142			産学官連携による海洋プラスチックごみの発生源調査及び発生抑制策の検討	環境保全課 環境政策課	
143			9 廃棄物の適正処理の推進	① 産業廃棄物の適正処理	産業廃棄物の適正処理に関する講習会等の開催
144	産業廃棄物排出事業者や処理業者への立入検査・指導	廃棄物指導課			
145	排出事業者責任の強化に関する仕組みづくりの推進	廃棄物指導課			
146	処分実績報告書等による産業廃棄物の処理状況の把握	廃棄物指導課			
147	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の期限内処理の推進	廃棄物指導課			
148	② 不法投棄防止対策の強化	定期的な不法投棄パトロールの実施	市民、事業者、行政の連携による不法投棄監視体制の強化	廃棄物指導課 クリーン推進課	
149			広報紙・パンフレット、看板設置等による不法投棄防止のPR	廃棄物指導課 クリーン推進課	
150			災害廃棄物処理計画に基づく災害時の安定的な廃棄物処理の推進	資源循環課	

(4)「健全で快適に暮らせるまちづくり」に関する個別施策

施策番号	基本施策	施策	個別施策	所管課
152	10 良好な 大気 の保 全	① 大気への環境負荷の低減	大気汚染防止法等に基づく工場・事業場からのばい煙、粉じん等の排出基準に係る指導	環境保全課
153			環境負荷の低い燃料への転換推進	環境保全課
			電気自動車、燃料電池自動車などの普及推進(再掲)	環境政策課
			超小型モビリティ等の活用に向けた調査・研究、情報発信(再掲)	環境政策課
			公用車におけるハイブリッド車等の環境負荷の低い自動車の利用促進(再掲)	財産管理課
			環境イベントなどを通じたエコドライブの普及啓発(再掲)	環境政策課 環境保全課
		事業者に対するエコドライブへの協力要請(再掲)	環境政策課 環境保全課	
154		② 自動車交通需要の抑制	公共交通機関(路線バス等)の利用促進	環境政策課 道路計画課
155			自転車の利用促進(自転車走行空間整備など)	道路建設課
156			適切な駐輪場運営の促進(駐輪場の確保・増設など)	都市整備課
157	臨海部等での新たな移動手段(コミュニティサイクル等)の導入促進		政策企画課	
158		移動型市民サービス(移動販売等)の普及	商工振興課	
159	③ 大気汚染状況の監視	大気汚染防止法に基づく大気質の常時監視と調査結果の公表	環境保全課	
160		有害大気汚染物質の定期的なモニタリング調査	環境保全課	
161		広域的な連携の強化による大気汚染情報(PM2.5等)の収集・提供	環境保全課	
162	11 健全な 水環 境の 保 全	① 流域の水環境への負荷低減	公共下水道の整備・維持管理及び下水道への接続促進	下水道部
163			高度処理型合併処理浄化槽の普及促進	廃棄物指導課
164			既存浄化槽の適正な維持管理に向けた指導・啓発	廃棄物指導課
165			水質汚濁防止法等に基づく特定事業場への立入検査・指導	環境保全課
166			家庭でできる生活排水対策の推進	環境保全課
167			小規模事業場に対する排水対策指導	環境保全課
168		河川の浚渫など、水質浄化対策の推進	下水道河川管理課	
169		多自然川づくりの推進(※具体的な施策は基本施策6の施策①を参照)	下水道部	
170		② 海域・湖沼の富栄養化防止	流域行動計画に基づく総合的な対策の推進(海老川流域・真間川流域・印旛沼流域)	下水道部
171			高度処理型合併処理浄化槽の普及促進(再掲★)	廃棄物指導課
172	流入河川の水質改善(窒素・リンの流入削減) 千葉県、近隣自治体、漁業関係者との連携による青潮対策等の検討		環境保全課 環境保全課 農水産課	
173	③ 水質汚濁状況の監視	公共用水域の継続的な監視と調査結果の公表	環境保全課	
174		有害物質や油等の流出の未然防止	環境保全課	
175	④ 土壌汚染の防止	農業の適正使用・適正処理に係る指導	農水産課	
176		土砂等の埋立て等を行う事業者に対する適正化に関する指導	廃棄物指導課	
177		土壌汚染対策法の規定に基づく土壌汚染状況調査、対策の実施指導	環境保全課	
178		土壌汚染発生時のリスク等に関する知識の普及	環境保全課	
179	⑤ 良質な地下水の確保	有害物質使用等の履歴がある土地情報の整備	環境保全課	
180		市街地における雨水浸透施設(歩道の透水性舗装など)の整備	道路維持課 道路建設課	
181		有害物質の地下浸透禁止の指導	環境保全課	
182		雨水浸透槽設置等整備の推進	下水道河川管理課	
183		樹林地・農地の保全(※具体的な施策は基本施策6の施策③、④を参照)	農水産課 公園緑地課	
184		雨水利用設備を使用した雨水の有効利用	下水道河川管理課	
185		地下水涵養に関する知識の普及、広報・情報提供	下水道河川計画課	

(1 / 2)

施策番号	基本施策	施策	個別施策	所管課	
186	12 快適な生活環境の保全	① 騒音・振動、悪臭等の防止	道路交通騒音・振動などの現状把握及び要請限度に基づく措置	環境保全課	
187			排水性舗装など騒音低減効果のある道路舗装の導入推進	道路建設課	
188			事業活動に起因する近隣騒音・悪臭防止に向けた商工団体等への協力要請	環境保全課	
189			深夜営業店舗からの営業騒音の未然防止に向けた対策の推進	環境保全課	
190			事業・建設作業における環境配慮型機器(低騒音型の機械など)の導入要請	環境保全課	
191			地下水揚水量の規制による地盤沈下の再発防止	環境保全課	
192			公害苦情受付時の原因調査及び指導	環境保全課	
193			公害防止に係る広報・情報提供の推進	環境保全課	
194			② 様々な環境リスクへの対応	工場・事業場及び自動車からの酸性雨原因物質(硫酸酸化物、窒素酸化物)の排出抑制	環境保全課
195				酸性雨に関する監視、市民・事業者への情報提供	環境保全課
196				解体・処理現場周辺でのアスベスト飛散対策の適正実施指導	環境保全課
197				大気質・水質・土壌のダイオキシン類の測定、結果の公表	環境保全課
198				放射性物質のモニタリング、ホームページ・広報誌を通じた情報提供	環境保全課 公園緑地課 地域子育て支援課 衛生指導課 公立保育園管理課 療育支援課 学務課 青少年課 生涯スポーツ課 農水産課 下水道施設課 資源循環課 保健体育課 保育認定課
199				PRTR制度を活用した化学物質による環境リスクの把握・情報提供	環境政策課
200				③ 良好な景観形成の推進	「船橋市景観計画」に基づく景観形成の推進
201			良好なまちなみの創出に向けた宅地開発事業の指導		都市計画課 宅地課
202			土地の造成・建築物の建築などにおける景観への配慮指導		都市計画課
203			違反屋外広告物の除却などにより景観の保全 ポイ捨て防止の徹底によるまちなみの美化推進(再掲★)		都市計画課 クリーン推進課
204			景観資源の保全や有効利用に向けた市民・事業者の理解促進		都市計画課
205		④ 快適な都市空間の創出	都市計画道路等の整備	道路建設課	
206			路上駐車・渋滞解消に向けた駐車場の確保	道路計画課	
207			渋滞解消に向けた右折レーン設置等の交差点改良の推進	道路建設課	
208			駅前広場の整備による鉄道駅へのアクセス向上	都市政策課 道路計画課 道路建設課	
209			放置自転車対策(撤去の強化)	都市整備課	
210			生活道路における安全対策の推進(ゾーン30の導入、交差点カラー舗装等)	道路計画課 道路建設課	
211	歩道等の歩行空間の整備		道路建設課 都市整備課		
212	新設道路における無電柱化・電線類の地中化の推進		道路計画課 道路建設課		
213	バリアフリーに配慮した道路整備の推進		道路維持課		
214	公共交通不便地域の解消		道路計画課		
215	立地適正化計画に基づく都市機能・居住の誘導、公共交通網の維持・活用等		都市政策課 環境政策課 道路計画課		

(5) 「より良い環境をみんなで育む体制づくり」に関する個別施策

施策番号	基本施策	施策	個別施策	所管課		
216	13 船橋の環境を担う「ひとづくり」	① 環境教育の推進	小中学校などにおける年齢・学習段階に応じた環境教育の推進	指導課		
217			小中学生による市役所(公共施設)訪問や教育施設を活用した学習の支援	指導課 環境政策課 クリーン推進課		
218			体験活動を通じた環境教育の推進	青少年課		
219		学校・家庭での省エネ推進の呼びかけや環境問題への意識啓発	環境政策課 指導課			
220		② 環境リーダーの育成	事業所を対象とする職場の環境リーダー育成支援	環境政策課		
221			環境保全の担い手の育成と地域参画の促進	社会教育課 環境政策課		
222			(仮称)ふなばしエコカレッジの開設	環境政策課		
223		③ 環境学習の場所・機会の提供	環境に関する講座の実施や環境学習に資する行事・イベントの開催に対する支援	環境に関する講座の実施や環境学習に資する行事・イベントの開催に対する支援	環境政策課 環境保全課 資源循環課 社会教育課 公民館	
224				自然体験や学習体験活動の拠点としての青少年教育施設の活用	青少年課	
225				学校における環境教育の充実に対する支援	指導課	
226				ふなばし環境フェアを通じた環境保全意識の啓発	環境政策課	
227				環境団体等との協働による環境学習事業・講座の開催	環境政策課	
228				市内事業者向けの講習会の開催	環境政策課	
229				④ 自然とふれあう機会の創出	ふなばしアンデルセン公園やふなばし三番瀬海浜公園・環境学習館等の利用推進(小動物たちとのふれあい、自然環境を学ぶ自然体験などの推進)	環境政策課 公園緑地課 商工振興課
230					川辺や海辺を会場としたイベントを通じた自然環境の保全に向けた意識の向上	環境保全課 下水道河川計画課
231					河川における環境教育の場(親水空間等)の整備検討	環境保全課
232					環境団体等との協働による環境学習事業・講座の開催(再掲)	環境政策課
233		自然にふれあうことのできる場所・施設のPR	社会教育課 公民館			
234		野外親子参加イベントの開催	環境政策課			
235		⑤ 伝統・文化とふれあう機会の創出	地域の文化財の調査と保護・活用	青少年課		
236			地域の歴史的遺産、郷土芸能、伝統行事などのPR	文化課		
237	文化の担い手の育成・支援		文化課 郷土資料館			
238	14 船橋の環境を育む「つながりづくり」	① 環境情報の提供	多様な広報媒体を活用した環境関連情報の提供(広報ふなばし、環境新聞「エコふなばし」、ホームページ、スマートフォン向けごみ分別アプリ等)	環境政策課 クリーン推進課 資源循環課		
239			近隣関係をめぐる苦情の解決に向けた情報の提供	環境保全課		
240			市民活動サポートセンターにおける環境保全活動団体等からの情報提供	市民協働課		
241			環境月間における環境啓発に関わるイベント(ふなばし環境フェア、パネル展等)の開催	環境政策課		
242		セミナーの実施や千葉県融資制度に関する情報提供による環境経営の促進	環境政策課			
243		市民活動サポートセンターにおける交流の場、作業の場の提供	市民協働課			
244		市民活動サポートセンターにおける環境保全活動団体等からの情報提供(再掲)	市民協働課			
245		環境保全活動に興味を持つ市民や団体のコーディネート	市民協働課			
246		環境学習館を利用した子どもたち環境保全活動の推進・支援	環境政策課			
247		ふなばし環境フェアへの参加・出展の呼びかけ	環境政策課			
248		ふなばし三番瀬クリーンアップの実施(再掲)	環境政策課			
249		市民参加型のごみの減量・資源化のシステムづくり推進(再掲)	クリーン推進課			
250		一斉清掃などを通じた地域コミュニティの活性化・交流促進	環境政策課 クリーン推進課			
251		自然科学研究所等を対象とした立地及び設備投資に対する補助制度の実施	商工振興課			
252	「ふなばし夏のボランティア体験」や「市民活動フェア」への参加・出展の呼びかけ	市民協働課				
253	事業者や環境保全団体等の環境保全活動の広報	環境政策課				

(1/2)

施策番号	基本施策	施策	個別施策	所管課	
251	15 協働を促進する しくみづくり	① 協働に向けた体制の強化	環境保全活動を行う地域の市民・団体・NPOなどの支援・育成・活性化	環境政策課	
252			市民力発見サイトの利活用推進	市民協働課	
253			学校、NPO、企業、行政等の多様な主体による連携・協働	環境政策課 公園緑地課 商工振興課 農水産課 市民協働課 指導課 社会教育課 公民館	
254			事業者のISO14001、エコアクション21などの認証取得支援	商工振興課	
255			環境団体との協働による(仮称)ふなばしエコカレッジの運営	環境政策課	
256			(仮称)ふなばしエコカレッジ卒業生の体験入団を通じた環境団体の後継者育成	環境政策課	
			官学連携による多自然川づくり(再掲)	下水道河川計画課	
257			② 協働を促進する制度づくりと活用	環境汚染の未然防止に向けた環境影響評価制度の活用	環境政策課
258				事業者の環境保全活動(CSR活動)認定制度の創設・運営	環境政策課
259				環境団体相互の協働による講座・イベントの開催のしくみづくり	環境政策課
260				環境団体等との協働による講座・イベントの開催のしくみづくり	環境政策課
261				生物多様性情報室を利用した情報交換のしくみづくり	環境政策課
262				環境美化モデル活動認定制度などによる市民・事業者と市の協働の推進	クリーン推進課
263				公共事業におけるグリーン購入や環境配慮契約の推進	環境政策課
264				環境保全活動に取り組む市民・事業者・活動団体の表彰・顕彰	環境政策課
265	森林ボランティア等の育成・支援制度の充実	農水産課			

(2 / 2)

資料7. 進行管理指標一覧

(1) 状態指標

本計画における基準年度は令和元年度の数値が基本となりますが、「リサイクル率」「最終処分量」「ごみの総排出量」については、令和3年度に改定する「船橋市一般廃棄物処理基本計画」で令和8年度以降の目標値を定めていくため、その時点で見直すこととします。

施策の柱	基本施策	番号	状態指標	新規/継続の別		目指す方向性	目標値		備考
				継続	新規		基準年度(R1年度)	計画目標年度(R12年度)	
持続可能な地球を未来へつなぐ社会づくり	① 地球温暖化対策の総合的な推進	1	市民一人当たりの温室効果ガス排出量	●		↓	6.25 t-CO ₂	4.43 t-CO ₂	基準年度数値はH25実績
		2	エコライフ実践度(家庭)	●		↑	52 %	70 %	基準年度数値はH30実績
		3	エコオフィス実践度(事業者)	●		↑	39 %	70 %	基準年度数値はH30実績
		4	熱中症搬送者数		●	↓	221 人	搬送者数の減少	
	② 省エネルギーの推進	5	一世帯当たりの電力使用量	●		↓	5,352 kWh	2,606 kWh	基準年度数値はH30実績
		6	一世帯当たりの都市ガス使用量	●		↓	288 m ³	194 m ³	基準年度数値はH30実績
		7	エコドライブの実践割合(定期アンケート調査による)		●	↑	64 %	80 %	基準年度数値はH30実績
	③ 創エネルギーの推進	8	市内における再生可能エネルギー設置容量		●	↑	57,784 kW	97,110 kW	家庭における太陽光発電
大切な自然を育み、自然とふれあうまちづくり	④ 親しみやすい水辺の創出	9	水辺を身近に感じる市民の割合(定期アンケート調査による)		●	↑	調査実施前	割合の向上(調査毎)	
	⑤ まちの緑の育成	10	市民一人当たりの都市公園面積	●		↑	3.35 m ² /人	3.87 m ² /人	
		11	みどりに対する満足度(定期アンケート調査による)		●	↑	調査実施前	満足度の向上(調査毎)	
	⑥ 多様な生態系の保全	12	動植物の生息地又は生育地となり得る緑地等の割合		●	→	25.0 %	現状維持	基準年度数値はH28実績
		13	生物多様性の認知度(定期アンケート調査による)		●	↑	調査実施前	認知度の向上(調査毎)	
	⑦ 自然の恵みの持続的な活用	14	レクリエーション施設等利用者数		●	↑	830,809人	利用者数の増加	
		15	地場食材を意識して購入している市民の割合(定期アンケート調査による)		●	↑	61.1 %	70 %	
資源を無駄なく循環させる社会づくり	⑧ 循環型社会の推進	16	リサイクル率	●		↑	21.6 %	33 %	目標値はR7年度目標値(R3年度に変更可能性有)
		17	最終処分量	●		↓	7,729 t	7,600 t	目標値はR7年度目標値(R3年度に変更可能性有)
		18	ごみの総排出量	●		↓	204,788 t	185,106 t	目標値はR7年度目標値(R3年度に変更可能性有)
	⑨ 廃棄物の適正処理の推進	19	産業廃棄物の不法投棄覚知件数		●	↓	31 件	20 件	前3か年の平均値

施策の柱	基本施策	番号	状態指標	新規／継続の別		目指す方向性	目標値		備考
				継続	新規		基準年度(R1年度)	計画目標年度(R12年度)	
健全で快適に暮らせるまちづくり	⑩ 良好な大気の保全	20	二酸化窒素の県環境目標値の達成率	●		→	100 %	100 %	市内8地点における測定結果
		21	浮遊粒子状物質に関する環境基準の達成率(一般局)	●		→	100 %	100 %	市内8地点における測定結果
		22	浮遊粒子状物質に関する環境基準の達成率(自排局)	●		→	100 %	100 %	市内2地点における測定結果
		23	光化学スモッグ注意報発令回数		●	↓	4回 /年	0回 /年	
		24	エコドライブの実践割合 ★再掲(番号7)(定期アンケート調査による)		●	↑	64 %	80 %	基準年度数値はH30実績
		25	公共交通機関の一日当たり利用者数		●	→	71,739 人/日	現状維持	
	⑪ 健全な水環境の保全	26	BODの環境基準達成率(河川)	●		↑	100 %	100 %	市内5地点における測定結果
		27	海老川流域におけるBOD濃度3mg/L以下達成率		●	↑	30 %	100 %	市内10地点における測定結果
		28	印旛沼流域におけるBOD濃度3mg/L以下達成率		●	↑	67 %	100 %	市内3地点における測定結果
		29	CODの環境基準達成率(海域)	●		↑	75 %	100 %	4地点における測定結果
		30	全窒素の環境基準達成率(海域)	●		↑	75 %	100 %	4地点における測定結果
		31	全りんごの環境基準達成率(海域)	●		↑	50 %	100 %	4地点における測定結果
		32	青潮等の年間発生回数		●	↓	2 回	0 回	
	⑫ 快適な生活環境の保全	33	幹線道路に面する地域の騒音環境基準達成状況	●		↑	89.9 %	達成率の向上	
		34	公害苦情件数	●		↓	38 件	30 件	前3か年の平均値
35		交通事故発生件数		●	↓	1,469 件	件数の減少		
より良い環境をみんなで育む体制づくり	⑬ 船橋の環境を担う「ひと」づくり	36							
	⑭ 船橋の環境を育む「交流の場」づくり	37	環境問題に関心を持っている人の割合(定期アンケート調査による)	●		↑	調査実施前	100 %	
	⑮ 協働を促進する「しくみ」づくり	38							

(2) 目標指標

施策の柱	基本施策	施策	番号	目標指標(例)	目指す方向性	目標値		備考
						基準年度(R1年度)	計画目標年度(R12年度)	
持続可能な地球を未来へつなぐ社会づくり	① 地球温暖化対策の総合的な推進	温室効果ガス排出量の削減	1	市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量	↓	150,627 t-CO ₂	120,627 t-CO ₂	基準年度数値はH25実績
		地球温暖化防止に向けた意識の向上	2	地球温暖化に関する環境講座実施回数	↑	18回	30回	
		温室効果ガスの吸収源対策	3	樹林地の保全面積	↑	194 ha	236 ha	
		気候変動への適応	4	熱中症予防に関する健康教育の実施回数	→	312回	315回	
	② 省エネルギーの推進	省エネルギー設備・機器の普及推進	5	家庭における高効率給湯器の導入累計件数	↑	719件	1,900件	
		省エネルギー型の建築物の普及推進	6	設定なし	—	—	—	
		エネルギーマネジメントの推進	7	設定なし	—	—	—	
		市民・事業者に対する理解・意識啓発の推進	8	緑のカーテン育成キャンペーン提出者数	↑	161人	300人	
	③ 創エネルギーの推進	再生可能エネルギーの導入推進	9	公共施設におけるバイオマス燃料の発電容量	↑	11,230 kW	19,120 kW	
		温室効果ガス排出量の少ないエネルギーへの転換	10	設定なし	—	—	—	
大切な自然を育み、自然とふれあうまちづくり	④ 親しみやすい水辺の創出	身近な水辺の維持・管理、利用推進	11	水辺空間の整備箇所数	↑	1箇所	5箇所	
		海辺とふれあう場の創出、利用促進	12	ふなばし三番瀬環境学習館の総利用者数	↑	45,613人	67,000人	
	⑤ まちの緑の育成	公園・緑地の整備	13	都市公園の総面積	↑	216 ha	244 ha	
		緑化の推進	14	ふれあい花壇事業実施箇所	↑	99箇所	134箇所	
	⑥ 多様な生態系の保全	多自然川づくりの推進	15	多自然川づくり整備延長	↑	5,110 m	6,560 m	
		干潟の保全・再生	16	ふなばし三番瀬クリーンアップ参加人数	↑	722人	1,000人	
		樹林地の保全	17	樹林地の保全面積 ★再掲(番号3)	↑	194 ha	236 ha	
		農地の保全	18	援農ボランティアの会員数	↑	48人	会員数の増加	
		動植物の生息環境の確保	19	指標種のモニタリング調査報告件数	↑	実施前	300件	
	⑦ 自然の恵みの持続的な活用	水辺や緑の多面的機能の利活用推進	20	農地を活用した地域防災訓練回数(累計)	↑	1回	12回	
水と緑のネットワークの活用		21	設定なし	—	—	—		
地産地消、食育の推進		22	地場産物の食材を活用した「食に関する指導」の授業を実施した学校の割合	↑	61%	100%		
資源を無駄なく循環させる社会づくり	⑧ 循環型社会の推進	ごみの排出抑制	23	食品ロス削減に取り組む「ふなR連携事業者」数	↑	3件	28件	
		資源化の推進	24	スマートフォン向けごみ分別アプリ累計ダウンロード数	↑	19,425件	66,000件	
		廃プラスチック対策の推進	25	設定なし	—	—	—	
	⑨ 廃棄物の適正処理の推進	産業廃棄物の適正処理	26	マニフェストの電子化率	↑	63%	80%	
		不法投棄防止対策の強化	27	設定なし	—	—	—	
		災害廃棄物の適正処理	28	設定なし	—	—		

施策の柱	基本施策	施策	番号	目標指標(例)	目指す方向性	目標値		備考
						基準年度(R1年度)	計画目標年度(R12年度)	
健全で快適に暮らせるまちづくり	⑩ 良好な大気の保全	大気への環境負荷の低減	29	VOC(揮発性有機化合物)排出量	↓	206 t/年	現状維持	
		自動車交通需要の抑制	30	自転車走行環境整備率	↑	34.8 %	100 %	
		大気汚染状況の監視	31	設定なし	—	—	—	
	⑪ 健全な水環境の保全	流域の水環境への負荷低減	32	公共下水道普及率	↑	88.4 %	普及率の向上	
			33	高度処理型合併処理浄化槽の普及率	↑	26.5 %	60 %	
		海域・湖沼の富栄養化防止	34	公共下水道普及率 ★再掲(番号32)	↑	88.4 %	普及率の向上	
			35	高度処理型合併処理浄化槽の普及率 ★再掲(番号33)	↑	26.5 %	60 %	
		水質汚濁状況の監視	36	設定なし	—	—	—	
		土壌汚染の防止	37	設定なし	—	—	—	
		良質な地下水の確保	38	流域貯留浸透事業に基づいて整備した雨水貯留浸透施設の整備率	↑	57 %	67 %	
	⑫ 快適な生活環境の保全	騒音・振動、悪臭等の防止	39	排水性舗装の整備実績	↑	累計130,059 m	整備実績の増加	
		様々な環境リスクへの対応	40	特定粉じん排出等作業の違反事例件数	↓	0 回	0 回	
		良好な景観形成の推進	41	駅前等清掃業務委託での回収ごみ量	↓	30,050 kg	16,200 kg	
		快適な都市空間の創出	42	都市計画道路整備率	↑	44.7 %	整備率の向上	
	より良い環境をみんなで育む体制づくり	⑬ 船橋の環境を担う「ひと」づくり	環境教育の推進	43	小学校の校外学習での環境に関する教育施設の使用率	→	100 %	100 %
環境リーダーの育成			44	(仮称)ふなばしエコカレッジ卒業生数(毎年度)	↑	実施前	45 人	
環境学習の場所・機会の提供			45	ふなばし環境フェア参加人数	↑	2,400 人	3,000 人	
自然とふれあう機会の創出			46	ふなばし三番瀬環境学習館で実施する野外ワークショップの参加人数	↑	2,404 人	2,600 人	
伝統・文化とふれあう機会の創出			47	指定・登録文化財の数	→	52 件	現状維持	
⑭ 船橋の環境を育む「交流の場」づくり		環境情報の提供	48	環境新聞「エコふなばし」発行回数	↑	1 回	3 回	
		人の交流や情報交換による環境保全活動の活発化	49	クリーン船橋530の日参加人数	↑	7,666 人	11,000 人	
⑮ 協働を促進する「しくみ」づくり		協働に向けた体制の強化	50	(仮称)ふなばしエコカレッジ卒業後の体験入団数	↑	実施前	30 人	
		協働を促進する制度づくりと活用	51	グリーン購入率	↑	75 %	購入率の向上	

資料 8. 市民に求められる行動チェックシート

「第 7 章 市民・事業者に求められる行動」は、次ページ以降に示す行動一覧の中から抽出し、一部表現に修正を加えたり、複数の行動を組み合わせたりして整理したものです。

なお、抽出した行動については、各表の「重点」欄に対応する番号を示しています。

※「重点」欄への記載が、「1-1」とある際には、「第 7 章 市民・事業者に求められる行動」に記載される「1-1」の求められる行動に関連する行動となります。（下記の例参照）

【第 7 章と資料 8 の関係（例）】

（第 7 章 抜粋）

取組 1：「みんなで目指す！COOL(クール)な船橋、ストップ温暖化！」プロジェクト

市民に求められる行動	事業者求められる行動
 <p>1-1 エコドライブ、テレビや照明等の家電機器の節電等のエコライフ行動を実践するとともに、家電製品を購入する際には、省エネルギー型や節水型の製品を選びましょう。</p>  <p>1-2 外出時には自家用車の使用を控え、… (…省略…)</p>	 <p>1-1 クールビズ、エコドライブ、事業所内の空調・照明・OA 機器等の節電等のエコオフィス行動を実施しましょう。</p> <p>1-2 業務用の設備機材や空調などを導入・更新する際には、省エネルギー型のものを選びましょう。</p> <p>(…省略…)</p>

（資料 8 抜粋）

（1）「持続可能な地球を未来へつなぐ社会づくり」に向けて

■「地球温暖化対策の総合的な推進」に関する取組

求められる具体的な行動	重点
地球環境問題について関心を持ち、理解を深めましょう。	
冷蔵庫・エアコンなどフロンガスを使用している製品を廃棄するときは、ルールに従って適正に業者に引き渡しましょう。	
船橋市地球温暖化防止活動推進員など、地球温暖化に詳しい人の話を聞いたり、学習会等に参加したりして、地球温暖化について学びましょう。	
温室効果ガスの排出削減につながるエコアクションについて情報を収集し、実践しましょう。	
自動車の運転は、アイドリング・ストップなどのエコドライブを心がけましょう。	1-1
「ふなばしエコノート」（環境家計簿）などを利用して、自らの行動による温室効果ガス削減効果を実感しましょう。	
二酸化炭素を吸収する緑を大切にしましょう。	
感染症や熱中症に関する情報に耳を傾け、予防に努めましょう。	

(1) 「持続可能な地球を未来へつなぐ社会づくり」に向けて

■ 「地球温暖化対策の総合的な推進」に関する取組

求められる具体的な行動	重点
地球環境問題について関心を持ち、理解を深めましょう。	1-7
冷蔵庫・エアコンなどフロンガスを使用している製品を廃棄するときは、ルールに従って適正に業者に引き渡しましょう。	
船橋市地球温暖化防止活動推進員など、地球温暖化に詳しい人の話を聞いたり、学習会等に参加したりして、地球温暖化について学びましょう。	1-7
温室効果ガスの排出削減につながるエコアクションについて情報を収集し、実践しましょう。	
自動車の運転は、アイドリング・ストップなどのエコドライブを心がけましょう。	1-1
「ふなばしエコノート」(環境家計簿)などを利用して、自らの行動による温室効果ガス削減効果を実感しましょう。	
二酸化炭素を吸収する緑を大切にしましょう。	1-4
感染症や熱中症に関する情報に耳を傾け、予防に努めましょう。	

■ 「省エネルギーの推進」に関する取組

求められる具体的な行動	重点
給湯器を更新する際には、高効率給湯器を選びましょう。	
家電製品を購入する際には、省エネルギー型や節水型の製品を選びましょう。	1-1
住宅を新築・改築する際には、高气密・高断熱の省エネルギー型の住宅を検討しましょう。	
省エネルギー行動を率先して実践しましょう。	
テレビや照明、冷暖房機器などは、必要のないときはこまめに消して節電を心がけましょう。長期間使わない場合は、主電源を切りましょう。	1-1
冷暖房機器の設定温度は、適切な温度を設定しましょう。	
冷蔵庫は季節にあわせて庫内の温度を調節するとともに、中身の整理整頓を心がけましょう。	2-3
入浴時は、家族が続けて入ることで追い炊きを控えましょう。	

■ 「創エネルギーの推進」に関する取組

求められる具体的な行動	重点
住宅への太陽光・太陽熱を利用した設備の設置を検討しましょう。	1-3
風力や小水力といった自然エネルギーや、バイオマス、水素エネルギーなど未利用のエネルギーに関する情報に関心を持ちましょう。	
エネルギーを効率的に利用する技術(燃料電池など)があることを知り、それらの技術を使った機器の利用を考えていきましょう。	

(2) 「大切な自然を育み、自然とふれあうまちづくり」に向けて

■ 「親しみやすい水辺の創出」に関する取組

求められる具体的な行動	重点
河川敷や親水公園などの身近な水辺を大切にしましょう。また、水辺の動植物などとのふれあいを通じて、川に対する親近感を育みましょう。	
水辺の美化・清掃などのボランティアに進んで参加しましょう。	3-5
釣り糸や釣り針などは釣り場に捨てたりせず、きちんと後始末しましょう。また、ごみは必ず持ち帰りましょう。	
潮干狩りや野鳥観察などのレジャーやレクリエーションを通じて、海に対する親近感を育みましょう。	

■ 「まちの緑の育成」に関する取組

求められる具体的な行動	重点
市民の森などの市内に残された貴重な緑地を大切にしましょう。	
雑木林や街路樹、公園などの身近な緑を大切にしましょう。	
公園の清掃ボランティアや地域の緑化活動などには進んで参加しましょう。	4-4
花壇への植栽など家庭に緑を増やしましょう。	
庭や敷地内はこまめに草刈りをするなど、適正な管理に努めましょう。	
植樹・植栽にあたっては、郷土種を用いるなど、地域の生育環境にあった樹種の選定に努めましょう。	
住宅の壁や屋上などを使って緑化に取り組み、身近な場所の緑を増やしましょう。	1-4

■ 「多様な生態系の保全」に関する取組

求められる具体的な行動	重点
身近な河川などの水辺では、元々生育していた植物や、魚・水生昆虫などの生き物が生息できるよう自然環境の再生にみんなで取り組みましょう。	
ふなばし三番瀬クリーンアップなどの清掃活動に積極的に参加しましょう。	3-5
ふなばし三番瀬環境学習館等で開催されている生き物調査への参加などを通じて、干潟の価値や役割について理解を深めましょう。	2-1
樹林地・農地の価値を理解し、関連活動やイベントに積極的に参加しましょう。	3-1
身近な自然や市域に分布する動植物の調査等に参加し、知識を深めましょう。	
動植物をむやみに捕獲・採集したり、持ち帰ったりしないようにしましょう。	
貴重な動植物の生息場所は、地域のかげがえのない場所として大切にしましょう。	
自然観察会に参加するなどして、自然についての知識と理解を深めましょう。	
身近な自然の保全活動に積極的に参加しましょう。	2-1
魚やカエル、トンボなどの生き物が生息できる水辺環境など、自然を保全・回復する活動に積極的に参加しましょう。	
外来の動植物種や自然保護に関する正しい知識を身につけましょう。	
外来の動物種をペットとして育てる際は地域本来の生態系に配慮し、遺棄・放流などは慎みましょう。	

■「自然の恵みの持続的な活用」に関する取組

求められる具体的な行動	重点
都市環境や生物多様性の保全、良好な景観づくり、防災・減災、スポーツ・健康に対する効果など、水辺や緑が持つ様々な価値や機能について学びましょう。	3-2
自然の中での遊びやレクリエーションを楽しみ、自然との親しみを深めましょう。	2-1
イベントなどで水辺・緑地を汚さないようにしましょう。	
農産物直売所などで、地元で作られた農産物を選んで購入しましょう。	
地産地消、旬産旬消を心がけ、できるだけ地域の旬の食材を選びましょう。	2-2
地域の伝統料理や地元食材を使った料理を伝えましょう。	
樹林地や三番瀬などの自然とふれあえる場所、野外レクリエーション施設などは適正に利用しましょう。	

(3)「資源を無駄なく循環させる社会づくり」に向けて

■「循環型社会の推進」に関する取組

求められる具体的な行動	重点
使い捨て製品の購入は控えましょう。また、製品に付属するプラスチックはきちんと捨てましょう。	1-6・3-6
ごみはルールを守って、きちんと分別して所定の場所に出すとともに、雑がみも有価物として分別し、回収に協力しましょう。	1-6
マイバッグ・マイボトル・マイ箸を使いましょう。	1-6・3-7
冷蔵庫の食材などは消費期限を定期的に確認し、期限切れで捨てることのないよう期限内の消費を心がけましょう。また、食べ残しをしないようにして、食品ロスを減らしましょう。	2-3
生ごみは水気をよく切ってからごみ出しをして、減量に心がけましょう。	
生ごみはなるべく生ごみ処理機・処理容器などを活用して、草花などの肥料として使いましょう。	
再生品やエコマーク商品など、エコ製品を優先して購入しましょう。	1-5
ボックス回収対象の小型家電は回収ボックスに出しましょう。	
食べ物や飲み物に付いてくるプラスチック製の容器包装（ストロー、カップ、ラップ・フィルムなど）は放置せず、指定の場所やごみ箱に捨てましょう。	1-6

■「廃棄物の適正処理の推進」に関する取組

求められる具体的な行動	重点
河川敷などに不法投棄されたごみなどを発見したら、すぐに市の担当部署に連絡しましょう。	
身近な場所で不法投棄が行われないように、地域ぐるみで見守りましょう。	
大雨や地震などの災害でごみが発生した場合は、市の担当部署など関係機関の指示にしたがって適切に処理しましょう。	

(4)「健全で快適に暮らせるまちづくり」に向けて

■「良好な大気の保全」に関する取組

求められる具体的な行動	重点
ごみなどの野外焼却は慎みましょう。	
自家用車を購入する際には、ハイブリッド車や電気自動車などの次世代自動車を優先して選びましょう。	
自動車の運転は、アイドリング・ストップなどのエコドライブを心がけましょう。(再掲)	1-1
外出時には自家用車の使用を控え、バス・鉄道などの公共交通を利用しましょう。また、近所の場合は徒歩や自転車で出かけましょう。	1-2
家族や友人などと出かける際に自動車を使う場合は、できるだけ相乗りを心がけましょう。	
大気汚染の状況(大気環境情報★)に関心を持ちましょう。	
家族で星空を観察するなど、身近な大気状況に関心を持ちましょう。	

★ 環境省や市のWebサイトに掲載

■「健全な水環境の保全」に関する取組

求められる具体的な行動	重点
公共下水道の供用が開始されている区域では、速やかに下水道に接続しましょう。	
公共下水道処理区域外の地域では、高度処理型合併処理浄化槽の設置または切り替えにより、適切な排水処理を行いましょ。	
浄化槽は適正に維持・管理しましょう。	
油は使い切り、食器やなべの汚れは拭いてから洗うなど生活排水に関する工夫をしましょう。	3-4
洗剤やシャンプーなどは、使いすぎないようにしましょう。	
ガーデニングなどでの農薬の使用はできるだけ控えましょう。	
炊事、洗濯、洗車などのときは、節水に心がけましょう。	
お風呂の残り湯は、洗濯や庭への散水などに利用しましょう。	
雨水利用設備の導入により、雨水の活用を図りましょう。	
雨水浸透枡等を設置し、雨水の浸透を促進し、良好な地下水を育みましょう。	3-3

■「快適な生活環境の保全」に関する取組

求められる具体的な行動	重点
騒音や悪臭などで近所に迷惑をかけないように配慮するなど、生活マナーの向上に努めましょう。	
ごみ収集ステーションなどは適正に管理し、ごみの散乱や悪臭が発生しないようにしましょう。	
自分の住むまちを愛し、美しい景観の保全や創出に協力しましょう。	
住宅の新築や増改築の際には、周辺の景観との調和に配慮しましょう。	
自宅周辺の清掃を行い、地域の環境美化に努めましょう。	
たばこの吸い殻やごみのポイ捨てをしないようにしましょう。	
ペットの糞は飼い主が始末しましょう。	
駐輪場以外への自転車の放置は慎みましょう。	

(5) 「より良い環境をみんなで育む体制づくり」に向けて

■ 「船橋の環境を担う「ひと」づくり」に関する取組

求められる具体的な行動	重点
環境問題について自ら情報を収集し、正しい知識を深めましょう。	4-2
家庭において、環境問題について話し合う機会を増やしましょう。 また、学校で環境について学んだことを家庭で一緒に考えましょう。	
環境について学んだ知識や体験を子どもたちに伝えましょう。	
環境に関する地域の課題や意見などを積極的に発表し、それぞれが持つ知識やノウハウの共有に努めましょう。	
家族で海や川、森林などに出かけ、身近な自然に親しみましょう。	
ふなばし三番瀬環境学習館や最寄りの公共施設で開催される学習会等の機会を利用して、環境について積極的に学びましょう。	
自然の中で行うレクリエーションや自然に関する学習会に参加するなど、自然とふれあう機会を増やしましょう。	
身近な自然や文化財とのふれあいなどを通して地域の環境に関心を持ちましょう。	
地域の高齢者などから昔から伝わる生活の知恵を学びましょう。	
身近な歴史的遺産・文化財の保護に協力しましょう。	

■ 「船橋の環境を育む「つながり」づくり」に関する取組

求められる具体的な行動	重点
提供される環境情報を、日々の生活の中で活用するよう努めましょう。	
地域の清掃・美化活動などに進んで参加しましょう。	
環境問題に関する市民の社会的責任を認識し、積極的に行動しましょう。	
ふなばし環境フェアや地域の環境に関するイベントに参加して、環境に関わる様々な人たちとの交流を深めましょう。	1-7・4-3
講演会やシンポジウムなどには、近所の人などを誘って積極的に参加しましょう。	
近所の人に地域の活動・イベントへの参加を呼びかけましょう。	
多くの市民がボランティア活動などに参加するよう、市民どうしの呼びかけを行いましょう。	4-4

■ 「協働を促進する「しくみ」づくり」に関する取組

求められる具体的な行動	重点
(仮称)ふなばしエコカレッジの受講などを通じて、環境保全に取り組む仲間を増やしましょう。	4-1
市や地域の環境団体・事業者の呼びかけに応じて、環境保全活動に取り組みましょう。	
自治会やPTAなどの活動を通じて、地域で行われる環境保全活動の取組を支援しましょう。	

資料9. 事業者に求められる行動チェックシート

※次ページ以降に示す行動一覧と「第7章 市民・事業者に求められる行動」の関係は、資料8の冒頭に示した例と同様です。

(1) 「持続可能な地球を未来へつなぐ社会づくり」に向けて

■ 「地球温暖化対策の総合的な推進」に関する取組

求められる具体的な行動	重点
省エネ法、温対法を遵守し、温室効果ガスの削減に努めましょう。	
環境への負荷の低い燃料を使いましょう。	
業務用空調機器などフロンガスを使用している製品を廃棄する場合は、指定業者に委託し適正に処理しましょう。	
新たな製品・機器を購入する際には、ノンフロン製品を選びましょう。	
温室効果ガスの排出に係る情報の公表に努めましょう。	
船橋市地球温暖化対策地域協議会などへ積極的に参画し、地球温暖化防止活動の推進に協力しましょう。	1-7
自動車の点検・整備をきちんと行い、使用の際にはアイドリング・ストップを心がけ、急発進・急加速はやめるなど、エコドライブの実践に努めましょう。	1-1
工場建屋や事務所ビル等において、緑のカーテンの設置に努めましょう。	1-4
屋外での作業では熱中症の防止に努めましょう。	
【農業・漁業における取組】	
地球温暖化に伴う気候変動の影響に関する情報入手に努め、農作物や水産物への被害を未然に防ぎましょう。	
【製造業における取組】	
フロンガスを使用している製品を保管する場合は、P R T R法などに基づき、適正に管理しましょう。	

■ 「省エネルギーの推進」に関する取組

求められる具体的な行動	重点
冷暖房機器の設定温度は適切な温度に設定し、使用時間を適正に管理しましょう。	
事業所内で空調・照明・OA機器などの節電を励行し、省エネルギーに努めましょう。	1-1
業務用の設備機材や空調などを導入・更新する際には、省エネルギー型のもを選びましょう。	1-2
設備投資にあたっては、E S C O事業の活用を検討しましょう。	
事務所ビルのZ E B化やエネルギーマネジメントシステム(B E M S)の導入を検討しましょう。	
夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを推進に努めましょう。	1-1
テレワークの導入・普及に努めましょう。	
【建設業における取組】	
建設工事においては、省エネルギー型の建設機械を使うとともに、エネルギー使用量の少ない工法について技術開発に努めましょう。	
断熱効果の向上による冷暖房の効率化、適切な採光による室内照明の抑制などを採用した省エネルギー型の建築物の開発・普及を進めましょう。	
【製造業における取組】	
工程や作業方法などの改善により、省エネルギーを推進しましょう。	
【運輸業における取組】	
輸配送用の貨物自動車を購入する際には、燃費の良い車種を選びましょう。	

■「創エネルギーの推進」に関する取組

求められる具体的な行動	重点
太陽エネルギーを利用した設備の導入など、再生可能エネルギーの利用を推進しましょう。	1-2
廃熱など、現在未利用となっているエネルギーの活用について検討しましょう。	

(2)「大切な自然を育み、自然とふれあうまちづくり」に向けて

■「親しみやすい水辺の創出」に関する取組

求められる具体的な行動	重点
水辺の美化・清掃活動などに進んで参加しましょう。	3-5
河川敷や親水公園などの身近な水辺を大切にしましょう。	
【建設業における取組】	
水辺の建設工事にあたっては、親水性の高める工法を積極的に採用しましょう。	

■「まちの緑の育成」に関する取組

求められる具体的な行動	重点
公園や緑地での地域の美化・清掃活動、緑化活動などに進んで参加しましょう。	
樹木の植栽や花壇などによる敷地内の緑化を図るとともに、地表の舗装面を減らすなど雨水の浸透にも配慮した整備に努めましょう。	
【建設業における取組】	
開発事業などの実施に際しては、緑地空間の整備なども併せて行いましょう。	

■「多様な生態系の保全」に関する取組

求められる具体的な行動	重点
植樹・植栽にあたっては、郷土種を用いるなど、地域の生育環境にあった樹種の選定に努めましょう。また、季節感を感じることができるよう配慮しましょう。	
開発行為などの事業活動においては、地域の自然に配慮するとともに、樹林地・農地などの自然環境への負荷を少なくするよう配慮し、また、必要な環境配慮について、地域住民や関係者との合意形成に努めましょう。	3-1
ふなばし三番瀬クリーンアップの清掃活動など地域の行事・イベントに積極的に参加しましょう。	3-5
自然の価値や役割について理解を深め、生物多様性の保全に向けた活動に積極的に協力しましょう。	2-1
【農業における取組】	
農地の適正な管理により、洪水や土壌浸食の防止、地下水や河川の水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成など、公益的機能の維持に努めましょう。	
遊休農地の有効な活用について検討しましょう。	
農道や農業用水路などの保全・美化に努めましょう。	
【漁業における取組】	
水産資源を保護し、生育場所の保全に努めましょう。	
漁場の環境を守るため、海や干潟の大切さに関する情報発信に努めましょう。	
【建設業における取組】	
建設事業においては、既存の緑の保全に努めましょう。	
環境配慮工法の採用などにより、水辺空間や緑地空間への影響をできるだけ少なくするよう努めましょう。	

■「自然の恵みの持続的な活用」に関する取組

求められる具体的な行動	重点
水や緑の良好な自然環境を生かして、環境ビジネスの創出に取り組みましょう。	
生物多様性の保全、防災・減災、健康、環境学習に対する効果など、水辺や緑が持つ様々な価値や機能を利用した事業活動に努めましょう。	3-2
【建設業における取組】	
地域の防災や減災対策として、グリーンインフラを活用した工法を積極的に採用しましょう。	3-2
【卸売・小売業、飲食業における取組】	
地元産の農林水産物の販売、食材としての利用に取り組みましょう。	2-2

(3)「資源を無駄なく循環させる社会づくり」に向けて

■「循環型社会の推進」に関する取組

求められる具体的な行動	重点
廃棄物については、排出者責任の原則に従い、適正な処理を行いましょう。	
ごみの分別やリサイクルなどを積極的に行い、廃棄物の排出抑制に努めましょう。	1-5・3-6
自社で製造・販売した製品や容器包装類の回収を行うなど、リサイクルの推進に努めましょう。	
製品やサービスの購入にあたっては、環境にやさしいエコ製品を優先するなど、グリーン購入を心がけましょう。	1-3
書類の両面印刷や事務のペーパーレス化を図り、紙の節約に努めましょう。また、再生紙の使用を推進し、古紙のリサイクルに努めましょう。	
具体的な目標を設定して、廃棄物の減量やリサイクルに取り組みましょう。	
できる限りごみを出さない事業活動の実践に取り組みましょう。	
屋外に自動販売機などを設置する場合は、容器の回収ボックスの設置と適切な管理を行い、リサイクルの推進とごみの散乱防止に努めましょう。	
【建設業における取組】	
建設資材は、再生品や再生利用可能なものを使用するように心がけましょう。	
分別解体と建設廃棄物の再資源化を進めましょう。	
【製造業における取組】	
環境に配慮した製品の開発に努めましょう。	
再生資源や再生利用可能な資材の活用などにより、省資源を推進しましょう。	
工程・作業方法等を改善し、使用原料の節約や廃棄物の排出抑制に努めましょう。	
製品の製造、使用、廃棄など全ての過程での環境負荷・環境影響を事前に評価する「ライフサイクルアセスメント」の実施に努めましょう。	
【運輸業における取組】	
運搬に使用する梱包材などの資材は使い捨てにせず、リユース（再使用）又はリサイクルするよう努めましょう。	
【卸売・小売業、飲食業における取組】	
再生品やエコマーク商品など、環境負荷が少ない商品の販売を推進しましょう。	1-3
販売時の包装の簡素化や合理化、トレイを使用しない量り売り・ばら売りなどの普及に努め、過剰包装の自粛に取り組みましょう。	2-3・3-6
マイバッグ持参の呼びかけやポイント制の導入により、レジ袋の削減に取り組みましょう。	3-6
食品廃棄物の減量化・リサイクルの推進に努めましょう。	2-3

■「廃棄物の適正処理の推進」に関する取組

求められる具体的な行動	重点
所有地の適正な管理に努め、雑草の繁茂や害虫の発生、ごみの不法投棄などが生じないようにしましょう。	
大雨や地震などの災害でごみが発生した場合は、市の担当部署など関係機関の指示にしたがって適切に処理しましょう。	
【漁業における取組】	
漂流・漂着ごみの回収に協力しましょう。	
【建設業における取組】	
建設工事に伴って発生する廃棄物の減量と適正処理を推進しましょう。	

(4)「健全で快適に暮らせるまちづくり」に向けて

■「良好な大気の保全」に関する取組

求められる具体的な行動	重点
法令等を遵守し、大気環境の保全に努めましょう。	
ボイラーなどは、適切に維持・管理し、大気汚染物質の削減に努めましょう。	
社用車には、ハイブリッド車や電気自動車などの次世代自動車を積極的に導入しましょう。	
物資や製品の輸送にあたっては、共同輸送や公共交通機関の利用など、できるだけ効率的な輸配送システムを採用しましょう。	1-6
自動車の点検・整備をきちんと行い、使用の際にはアイドリング・ストップを心がけ、急発進・急加速はやめるなど、エコドライブの実践に努めましょう。 (再掲)	1-1
【農業における取組】	
使用済ビニール等については、野外焼却は行わず、適正に処理しましょう。	
【製造業における取組】	
製造工程において大気に関する管理保全目標を定め、環境管理に努めましょう。	
定期的に排出ガスの測定調査を行い、大気汚染の未然防止に努めましょう。	
【運輸業における取組】	
輸配送用の貨物自動車を購入する際には、大気汚染物質の排出が少ない低公害車の導入を推進しましょう。	
業務で使用する自動車が、周辺の大気環境に著しい影響を及ぼさないように配慮しましょう。	
輸配送用の貨物自動車を購入する際には、より低燃費の車種を選びましょう。	
業務用車両の運用や運行計画については、定期的に見直しをしましょう。	
荷主・荷受側との調整により、共同輸配送の推進、一括納入など、物流の合理化に努めましょう。	
荷物の過積載の防止に努めましょう。	
【卸売・小売業、飲食業における取組】	
製造業者、運輸業者などと連携を図り、共同配送の推進など、配送システムの見直しを行い、物流の合理化に努めましょう。	

■「健全な水環境の保全」に関する取組

求められる具体的な行動	重点
法令等を遵守し、水環境の保全に努めましょう。	
特定事業場においては、定期的に排水の測定調査を行い、水質汚濁の未然防止に努めましょう。	
事業活動に伴う排水は適正に処理し、流域の水環境への負荷低減に努めましょう。	3-4
節水装置の導入や水の再利用など、事業所内での節水を進めましょう。	
雨水浸透枳等を設置し、雨水の浸透を促進し、良好な地下水を育みましょう。	3-3
機材や設備の導入・更新に際しては、節水型のものを選択しましょう。	
【農業における取組】	
地下水の適正利用に努めましょう。	
農薬や化学肥料は適正に使用・管理しましょう。	
【建設業における取組】	
建設工事における水利用の効率化などの技術開発を推進しましょう。	
【製造業における取組】	
製造工程において水質に関する管理保全目標を定め、環境管理に努めましょう。	
水の循環利用など排水の少ない工程の改善に努め、水の使用量を抑える事業形態に転換しましょう。	

■「快適な生活環境の保全」に関する取組

求められる具体的な行動	重点
法令等を遵守し、騒音・振動などの身近な生活環境の保全に努めましょう。	
業務用施設や空調などを適切に維持・管理し、周辺の地域に騒音や悪臭などによる影響を及ぼさないよう配慮しましょう。	
酸性雨の原因となる汚染物質の削減に取り組みましょう。	
建築物や広告物は、周辺環境との調和を図り、景観に配慮しましょう。	
敷地内や敷地周辺の清掃を定期的に行い、地域の環境美化に努めましょう。	
夜間照明は、周辺環境に配慮して使用しましょう。	
【建設業における取組】	
建設機械や工事用車両の運転に際しては、周辺に騒音・振動などの影響を与えないよう配慮しましょう。	
建築物の意匠・デザイン等は、周辺の景観との調和に配慮しましょう。	
【製造業における取組】	
製造工程において騒音・振動・悪臭などに関する管理保全目標を定め、環境管理に努めましょう。	
生産工程で使用する化学物質は、使用、管理、保管、廃棄の各段階で漏洩防止を徹底するなど、適正に管理しましょう。	
【運輸業における取組】	
業務で使用する自動車が著しい騒音・振動を発生し、周辺環境に影響を及ぼさないよう配慮しましょう。	
【卸売・小売業、飲食業における取組】	
営業騒音などが周辺に悪影響を及ぼさないよう配慮しましょう。	
店舗内の空調機器や設備機器などは、定期的に点検整備を行いましょう。	
屋外広告物等の設置に際しては、周辺の景観と調和するように配慮しましょう。	

(5) 「より良い環境をみんなで育む体制づくり」に向けて

■ 「船橋の環境を担う「ひと」づくり」に関する取組

求められる具体的な行動	重点
社員に対する環境研修・環境教育を実施し、環境への意識を高めましょう。	4-1
省エネルギー・省資源、ごみの排出抑制など、環境に配慮した行動を事業所全体での取組として社員に定着させましょう。	
市や各種団体が行う学習会、講演会、セミナーなどには積極的に参加しましょう。	4-3
市民・行政などと連携し、環境教育や環境学習の機会、場所、人材、ノウハウなどの提供に努めましょう。	
環境調査のデータや資料づくり、教材づくりなどに協力しましょう。	
環境学習や活動拠点づくりに協力しましょう。	
農業体験・漁業体験などをはじめとする体験型イベントなどの開催に際しては、積極的に協力しましょう。	
地域における歴史的遺産・文化財などの保全活動を積極的に支援しましょう。	

■ 「船橋の環境を育む「つながり」づくり」に関する取組

求められる具体的な行動	重点
環境負荷の少ない事業活動を実施できるよう、最新情報の収集に努めましょう。	
様々な環境情報を積極的に入手し、日々の事業活動に反映させましょう。	
事業者どうしや地域住民との間で、交流や情報交換に努めましょう。	1-7・4-3
事業所の環境に関する情報について情報公開を進めましょう。	
事業所の環境保全に向けた取組や事業活動を通じて蓄積した知識・ノウハウをPRするなど、積極的に情報を発信しましょう。	1-7・4-2
地域住民とのコミュニケーションを深め、環境に関する情報公開を進めましょう。	4-2
グリーンツーリズムや農業ボランティアなどの各種の活動・イベントを活用して市民との交流を深めましょう。	2-1

■ 「協働を促進する「しくみ」づくり」に関する取組

求められる具体的な行動	重点
地域における美化活動など、地域コミュニティや市民団体等の環境保全活動に協力しましょう。	4-4
事業計画の目標に環境への配慮を組み込みましょう。	
ISO14001 やエコアクション 21 の認証取得、社内責任者の任命など、環境保全に向けて社内体制の整備を進めましょう。	
新たな事業などの実施に際しては、実施前に十分な環境アセスメントを行い、必要な環境配慮について、地域住民や関係者との合意形成に努めましょう。	
事業者の知識や技能を活かし、環境に関する各種のイベント・行事などに参加・協力しましょう。	1-7
環境会計など環境経営の導入を検討するとともに、環境保全活動やCSR活動については、報告制度などを活用して積極的にPRしましょう。	
ESG投資の普及・拡大に対応して、環境IR情報の積極的な開示に努めましょう。	

資料 10. アンケート調査等の実施状況

(1) 各種アンケート調査

計画策定に伴って、次の4種類のアンケート調査を通じて、市民、事業者及び環境団体の環境保全及び持続可能な社会の実現に対する意識や考え方、取組の状況などを把握しました。

■ 市政モニターアンケート

○ 調査内容：

「平成30年度第2回市政モニターアンケート」(以下、H30調査)の結果と「平成19年度市民意識調査」(以下、H19調査)の結果において、次の類似の設問に対する回答状況を比較することにより、市民意識の変化を分析

- ・特に関心を持っている環境問題について
- ・市全体の環境や環境を良くするための取組に対する満足度
- ・環境を良くするための取組の実践・協力に対する考え
- ・環境をより良くしていくために市に期待すること
- ・将来の船橋市に望む環境

○ 調査対象：

- ・H30調査 市政モニター298人
- ・H19調査 住民基本台帳から無作為抽出した市内在住の市民3,000人
(満20歳以上、満80歳未満の男女)

■ 事業者アンケート

○ 調査内容：

現在の環境保全等の取組状況について

- ・環境の保全に向けた取組に対する考え方、事業内容との関わり
- ・環境配慮経営の取組状況、環境配慮行動の実践状況

市が進めている施策(取組)について

- ・生物多様性ふなばし戦略の認知度、取組への参加意向

今後の環境保全等への取組の方向性について

- ・環境保全及び持続可能な社会の実現に向けた事業展開の予定、取組姿勢
- ・取組を進めていく上で支障となる課題
- ・他の主体との協働の可能性

○ 調査対象：船橋市内に事業所を置く事業者から1,000社を無作為抽出

○ 調査期間：令和元年7月19日(金)～同8月2日(金)

○ 調査方法：郵送方式

■環境団体アンケート

○調査内容：

団体の活動現状及び船橋市全体の環境について

- ・会員数、年齢層、主な活動フィールド、活動年数、設立のきっかけ
- ・活動内容、活動を進めていく上での支障、他主体との協働の可能性
- ・市全体の環境や環境を良くするための取組の満足度

団体の活動と市の施策（取組）との関連について

- ・前環境基本計画の認知度、取組の進捗に対する認識
- ・生物多様性ふなばし戦略の認知度、取組への参加意向
- ・環境をより良くするために市に期待すること

○調査対象：船橋市内で活動する市民環境団体 50 団体

○調査期間：令和元年 7 月 23 日(火)～同 8 月 6 日(火)

○調査方法：メール及び郵送方式

■市民アンケート

船橋市総合計画の策定にあたって、「市がこれまで取り組んできた施策に対する満足度」や、「今後特に力を入れてほしい取組」などについて市民の考えを把握し、基礎資料とすることを目的として実施した「船橋市の新しいまちづくりに向けた市民アンケート調査」から、環境基本計画策定に関連する事項を抽出しました。

(2) 市の環境保全施策の進捗状況調査等

■調査の主な目的

- ・前環境基本計画の進捗状況の把握
- ・前環境基本計画に記載されていなかった施策等の抽出
- ・第五次環境基本計画（国）の重点戦略に関する市の取組状況の把握

■調査内容

前環境基本計画に記載されている施策の取組状況調査

- ・計画期間全体を通じた進捗状況及び評価、施策展開上の課題、今後の取組方針

環境基本計画策定に係る新規施策等調査

- ・前環境基本計画に記載されていなかった新規施策の内容、課題、今後の取組方針
- ・所管の関連計画、把握している地域資源等

第五次環境基本計画（国）における重点戦略に関する市の取組状況調査

- ・第五次環境基本計画（国）における重点戦略と所管業務との関連性の有無
- ・取組状況（関連性ありの場合）

資料 11. 用語解説

あ

アイドリングストップ

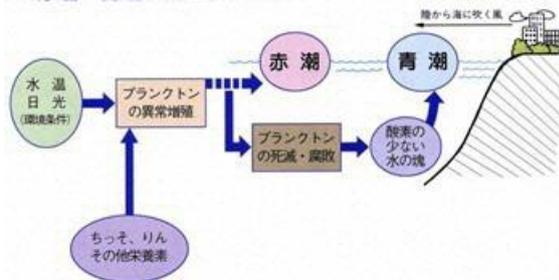
自動車の駐停車中に、エンジンをかけっぱなしにしないことです。ガソリン等の燃料消費量を抑えるとともに、大気汚染物質や温室効果ガスの排出量を減らす効果があります。

青潮

海岸から沖合にかけて酸素をほとんど含まない青白い水面が広がる現象で、東京湾では春から秋にかけて発生することが多くなります。

大量に発生したプランクトンの死骸が海底に沈み分解する時に、酸素を消費して海底に酸欠状態の水塊ができ、陸から沖に向かって吹く風などの気象条件によって、酸素の少ない底層水が沿岸部の表層に湧き上がる時に発生します。底層水に溶け込んでいる硫黄分が水面近くで酸素に触れて粒子状となり青白く見えるといわれています。青潮の発生により、沿岸部に生息するアサリなどの貝類やカレイなどの底生魚類が大量に酸欠死することがあります。

●赤潮・青潮の発生のしくみ



硫黄酸化物 (SO_x)

石油などの硫黄分を含んだ燃料が燃焼して生じる汚染物質です。一般的には、燃焼過程で発生するのは大部分が二酸化硫黄 (SO₂: 亜硫酸ガス) であり、無水硫酸 (SO₃) が若干混じっています。環境基準は、二酸化硫黄について定められています。硫黄酸化物は、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりします。

一酸化炭素 (CO)

炭素を含む燃料が不完全燃焼する際に発生し、主な発生源は自動車です。一酸化炭素が体内に吸入されると、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の補給を妨げ貧血を起こしたり、中枢神経を麻痺させたりします。

一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき策定される計画で、廃棄物行政における長期的かつ総合的な指針となるものです。

雨水浸透枳

底をコンクリートでふさがず、砕いた石などを詰め込んで、屋根などで集めた雨水を地中に浸み込ませる「ます」のことで、雨水の流出を抑制するとともに、地下水の涵養などの効果が期待できます。

雨水貯留槽

屋根に降った雨水を、雨どいを通して引き入れ、一時的に溜める装置のことで、庭木の水撒きや洗車、また災害時には消火用水や生活用水に利用できます。

エコアクション21

主に中小企業向けとして、環境省が策定した環境マネジメントシステムの認証・登録制度のことで、要求事項が簡略化されており、認証取得費用も安価であるため、ISO14001に比べて、取り組みやすい内容となっています。

エコドライブ

急発進や急加速、空ぶかしを避けるなど、燃料の無駄の少ない自動車の運転方法で、省エネルギーと排気ガスの低減に役立ちます。

エコマーク

商品の環境面での情報を提供し、消費者が環境に配慮して選択できるように、商品につけるマークのことで、日本のエコマークは、製造、使用、廃棄等による環境への負荷が相対的に少ない商品や、それ自体で環境保全効果を持つ商品が対象とされています。

エネルギーの使用の合理化に関する法律

一般に「省エネ法」とも呼ばれ、燃料資源の有効利用を目的とし、燃料、熱、電気を対象として、それらを使用する工場等、輸送、建築物及び機械器具等において、省エネルギーを義務付けた法律です。

オゾン層

大気中のオゾンは、その約90%が地上から10～50km上空の成層圏と呼ばれる領域に集まっており、通称「オゾン層」と呼ばれています。地球を取り巻くオゾン層は、太陽光に含まれる紫外線のうち、有害なものの大部分を吸収していますが、このオゾン層が特定フロン等の物質により破壊されることにより、地上に到達する有害紫外線の量が増加し、人の健康や生態系などに悪影響が生じる恐れがあるとされています。

汚濁負荷量

汚濁物質の濃度と水量の積によって算出される値で、河川などの水質が濃度規制では改善されない場合に、汚濁負荷量を用いて規制する総量規制が導入されています。

温室効果ガス

赤外線（熱線）を吸収する作用を持つ気体の総称です。大気がなければ-19℃にもなる地球は、温室効果ガスが大気中に存在することで地表の気温が平均14℃程度に保たれています。この温室効果ガスの増加により地球全体がまるで「温室」の中のように気温が上昇する現象が地球温暖化です。温室効果ガスには、二酸化炭素（CO₂）のほかに、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素などがあります。

か

カーシェアリング

短時間の利用を目的として、予め登録した会員だけが利用できる自動車を貸し出しするシステムのことで、自動車を所有するのではなく、経費としてとらえることによって、公共交通手段等とのコスト比較意識が働き、過剰な自動車利用を抑制する働きがあるといわれています。

合併処理浄化槽

し尿浄化槽の一種で、し尿とその他の生活排水を一緒に処理する浄化槽のことです。

→単独処理浄化槽

環境家計簿

日々の生活において、環境への負荷を与える行動や環境により影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算のように一定期間の集計を行ったりするものです。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準です。現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音及び土壌汚染等に係る環境基準が定められています。

環境負荷(環境への負荷)

人の活動により環境に加えられ、環境の保全上の支障の原因となるおそれのある排出物質や自然の改変などのことで、直接あるいは集積・蓄積して、様々な環境の悪化を引き起こすものことです。

環境マネジメントシステム

企業など組織の活動を環境面から管理するためのしくみで、そのための方針や体制、手順を定めたものです。

環境リスク

人間活動による環境への負荷が、環境中の経路を通じ、人の健康への被害や生態系の破壊などの悪影響を及ぼすおそれのことです。不確実な環境問題に対して、「悪影響が起こりうる不確かさの程度」と「起こった場合の影響の大きさの程度」の両面から、科学的知見に基づいた評価を行うことで、被害等を未然に防止しようとする考え方の基礎となります。

揮発性有機化合物（VOC）

大気中に排出され、又は飛散したときに気体である有機化合物で、代表的な物質には、トルエン、キシレン、酢酸メチルなどがあります。主なもので約200種類あり、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの原因物質の一つとなっています。

気候変動枠組条約

地球温暖化を防止するための国際的な枠組みを定めた条約で、温暖化対策の国別計画の策定等を締約国に義務付ける根拠として、1994年（平成6年）3月に発効しました。なお、気候変動は、地球温暖化とほぼ同じ意味で用いられることが多く、国連気候変動枠組条約では、「地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接または間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生じるもの」と定義されています。

協働

市民、事業者、行政といった立場の異なる主体が、環境問題などの課題に対して、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、共通の認識を持って相互に協力・連携していくことをいい、この協調的な関係はパートナーシップと呼ばれます。各主体がばらばらに取り組む場合に比べて、補完して取組を進められるため、大きな効果を生み出すことが期待されます。

共同輸配送

複数の事業者が共同で輸送、または配送を行うことです。輸送効率が高まり、車両数や走行量の削減につながります。

グリーンインフラ

持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりに向けて、ハード・ソフト両面から、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、社会資本整備や土地利用等を行うことです。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格、機能、品質だけでなく、「環境」の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入することです。

グリーン購入法

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律のことです。国等による環境物品等の調達の推進、情報の提供その他の環境物品等の需要の転換を促進するために必要な事項を定めています。平成12年5月に成立し、平成13年4月1日から施行されています。国は、毎年調達方針を作成し、実績を公表することとなっております。地方自治体には努力規定があります。

下水汚泥

下水処理の過程で発生する汚泥のことで、下水中の微生物やその死骸、付着物などのほか、沈殿させたごみや固形物質などが含まれます。

光化学オキシダント（O_x）

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽光に含まれる紫外線を受けて光化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン、PAN（Peroxyacyl-nitrate）等の強酸性物質の総称です。光化学オキシダントが原因で起こる光化学スモッグは、日射しの強い夏季に多く発生

し、目や喉などの粘膜、呼吸器を冒すことがあります。

光化学スモッグ

光化学オキシダントが、大気中に霧状に滞留したものです。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域など広く一般の利用に開放された水域及びこれらに接続する下水路、用水路等公共の用に供する水域のことです。

こどもエコクラブ

幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブのことで、子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としています。

コミュニティバス

公共交通機関が運行していない地域や、運行していても利用が不便な地域の解消を図るため、自治体等が自ら運営または事業者へ委託して運行するバスのことです。

コンポスト

→生ごみ処理容器

さ

再生可能エネルギー

資源が枯渇せず、永続的に利用することができるエネルギーのことで、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないクリーンエネルギーとして注目されています。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどを指します。

酸性雨

石炭や石油等の化石燃料の燃焼などに伴って発生する硫酸酸化物や窒素酸化物は、大気中へ放出されて雲粒に取り込まれ、最終的に硫酸イオン、硝酸イオン等に変化します。このイオンを含んだ強い酸性の降雨を酸性雨といいます。雨水は、自然の状態でも大気中の炭酸ガスが溶け込み、弱酸性であることから、一般にはpHが5.6以下の雨を酸性雨としています。

三番瀬

船橋市・市川市・浦安市・習志野市の地先に広がる水深5m未満の干潟・浅海域で、古くから漁業が営まれ、水質浄化の機能を有し、野鳥など多くの生物の生息地となっています。

循環型社会

廃棄物等の発生を抑制し、排出されたものではできるだけ資源として循環的に利用し、どうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会をいいます。

循環型社会形成推進基本法

環境基本法の理念にのっとり、「循環型社会」の形成のための基本法として平成12年6月に制定されました。循環型社会形成のための基本原則、国、地方公共団体、事業者、国民の責務、国の施策等に関して定めています。

次世代自動車

窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少なく、燃費性能が優れている環境にやさしい自動車で、燃料電池自動車（FCV）、電気自動車（EV）、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車（HV・PHV）などが該当します。

持続可能な開発目標（SDGs）

SDGsは、Sustainable Development Goalsの略で、国連が「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（行動計画）において掲げた次の17の目標（ゴール）と、それらを具体的に示した169のターゲットのことです。

【SDGsの17の目標（ゴール）】

- ① 貧困をなくそう
- ② 飢餓をゼロに
- ③ すべての人に健康と福祉を
- ④ 質の高い教育をみんなに
- ⑤ ジェンダー平等を実現しよう
- ⑥ 安全な水とトイレを世界中に
- ⑦ エネルギーをみんなに
- ⑧ 働きがいも経済成長も
- ⑨ 産業と技術革新の基盤を作ろう
- ⑩ 人や国の不平等をなくそう
- ⑪ 住み続けられるまちづくりを
- ⑫ つくる責任つかう責任
- ⑬ 気候変動に具体的な対策を
- ⑭ 海の豊かさを守ろう
- ⑮ 陸の豊かさを守ろう
- ⑯ 平和と公正をすべての人に
- ⑰ パートナリシップで目標を達成しよう

SDGsは、2015年（平成27年）9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」で採択されました。

水質汚濁防止法

工場・事業場等の排水や地下浸透の規制とともに、生活排水対策の推進などによって、公共用水域及び地下水の水質悪化を防止することを目的とした水質汚濁対策の基本となる法律です。

生態系

ある地域の生物群集と無機的環境からなる一つの物質系で、生物群集と無機的環境の間には動的平衡関係があり、一つの恒常性を持った系となります。生物的構成要素は、生産者、消費者、分解者に、無機的環境の構成要素は大気、水、土壌、光などに分けられます。系内では無機物→有機物→無機物という物質代謝が行われ、それに従ってエネルギーあるいは物質が循環しています。人為的な開発は、この自然の平衡を崩し、別の生態系へと変質させるものです。

生物多様性

たくさんの種類の生き物（動植物）が複雑に関わり合い、様々な環境に合わせて生活していることをいいます。生物多様性の保全に関する国際条約である「生物多様性条約」では、「生物多様性」は、①生態系の多様性、②種の多様性、③遺伝子の多様性という3つのレベルの多様性を総合した言葉であると説明されています。

生物多様性基本法

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的として、2008年（平成20年）に国が定めた法律です。

全窒素濃度

河川水・地下水・湧水中に溶け込んだ窒素化合物は、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、アンモニア性窒素、溶存性窒素、懸濁性有機性窒素といった様々な形で存在しており、これらを合計した量（全窒素量）の水中における濃度を全窒素濃度とといいます。

全りん濃度

窒素と同様に、水中のりん化合物も、有機化合物または無機化合物など様々な形で存在しており、それらを合計した量（全りん量）の水中

における濃度を全りん濃度といいます。

創エネルギー

省エネルギーに対する表現で、エネルギーを創るという意味から、再生可能エネルギーなどのことを指します。

た

ダイオキシン類

廃棄物の焼却等の過程で非意図的に生成される化学物質で、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）を加えた210種の有機塩素化合物を総称して、ダイオキシン類といいます（ダイオキシン類対策特別措置法では、コプラナーPCBを加えてダイオキシン類としています）。分解しにくい性質を持つことから、環境中に微量ですが広く存在し、生物の体内に蓄積しやすく、発がん性、催奇形性、免疫機能の低下などの毒性を有するといわれています。

大気汚染防止法

工場・事業場等から排出されるばい煙や、自動車排出ガスを規制し、国民の健康を保護することなどを目的とした大気汚染対策の基本となる法律です。

多自然川づくり

河川の改修や護岸整備等において、自然環境の保全・再生や親水性の創出に配慮した施工を行う事業手法のことです。

単独処理浄化槽

し尿浄化槽の一種で、し尿だけしか処理できない浄化槽のことです。

→合併処理浄化槽

地球温暖化対策の推進に関する法律

平成10年10月に制定され、地球温暖化防止に係る行政・事業者・国民の責務や各主体の取組を促進するための措置等を定めています。地方公共団体には地球温暖化防止に関する「実行計画」の策定が求められています。

地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項において位置付けられた地方自治体が策定する計画で、国の計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出

の抑制等のための総合的な施策を示す計画です。

地区計画制度

地区レベルで、その特性にふさわしい良好な市街地の整備を図るため、道路、公園、広場等の施設の配置や規模、建築物の形態、用途、敷地等に関する事項などについて、自治体が地区住民の意向を反映しながら、都市計画として定める制度です。

窒素酸化物（NO_x）

石油、ガス等燃料の燃焼に伴って発生するもので、その発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設等、多種多様です。燃焼の過程では一酸化窒素（NO）としても排出されますが、これが徐々に大気中の酸素と結びついて、二酸化窒素（NO₂）となります。環境基準は二酸化窒素について定められています。窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学スモッグの原因物質の一つとなっています。

調節池

総合治水対策の一環として、雨水を一時的に貯留して、出水量ピーク時の流量を調節する施設のことです。

低公害車

→次世代自動車

低炭素化、低炭素社会

経済発展を妨げることなく、温室効果ガスの排出を大幅に削減すること、また、それが実現された社会のことです。

適応

気候変動の影響によって、深刻化する局地的な豪雨や洪水、渇水・土砂災害、熱中症や感染症による健康被害等に対し、防災対策や予防的措置をとることで、リスクの最小化を図ることです。

透水性舗装

道路等において、雨水が地盤に浸透しやすいように、すきまの多い材料を用いた舗装のことです。雨水の流出抑制とともに、街路樹の保護育成、地下水涵養などの効果があります。また、水たまりができにくく、歩道などでは歩きやすさが向上するとともに、すきまがタイヤと路面の摩擦音を吸収することで、自動車騒音の低減にも効果があります。

→排水性舗装

特定外来生物

外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす種、または被害を及ぼすおそれがある種のことで、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）によって指定されています。

市内で発見された代表的なものに、アライグマ、カミツキガメ、オオクチバス、カダヤシ、セアカゴケグモ、オオキンケイギクなどがあります。

特定フロン

オゾン層保護法で定めるCFC11、CFC12、CFC13、CFC14、CFC15の5物質のことで、成層圏で紫外線により分解されて塩素原子を発生させ、オゾン分子を分解させる作用を果たします。この反応は連鎖的に行われるため、オゾン層が破壊されることが問題となっています。

都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2に位置付けられた都市計画制度におけるマスタープランであり、都市計画に関する基本的な方針を示したものです。

都市公園

都市公園法による、地方公共団体等が設置する公園や緑地などです。

な

生ごみ処理容器

家庭から出る生ごみなどを減容したり、たい肥化したりして処理する容器のことです。

二酸化硫黄

硫黄酸化物の一種の大気汚染物質で、呼吸系に対する有害性があり、酸性雨の原因ともなります。化石エネルギー中の硫黄分が、燃焼により酸素と結びついて発生します。

二酸化窒素

→窒素酸化物

は

パートナーシップ

両者が互いに対等の当事者として認めあい、協調・協働する関係のことをいいます。

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたものです。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用のほか、燃焼による発電、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用があります。

排水性舗装

道路等において、舗装にすきまの多い材料を用い、雨水を路面に浸透させて排水する構造のものです。透水性舗装と同様に、歩道における歩きやすさの向上、騒音低減などの効果があります。

→透水性舗装

バリアフリー

加齢に伴う身体機能の低下や、身体障がいの有無などにかかわらず、誰もが障がいを感じない施設づくり、都市づくりをバリアフリーと呼んでいます。障がい者は、本来その人自身が障がいを持っているのではなく、施設や都市のあり方により、障がいを受けてしまっているという考え方にに基づきます。

パリ協定

温室効果ガス削減の国際的枠組として、2015年(平成27年)12月フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された協定のことです。21世紀後半には、温室効果ガス排出量を森林・海洋等による吸収量とバランスさせること、気温上昇を産業革命前と比べて2℃より低く抑え、1.5℃未満に抑えるための取組を推進すること、各国が2018年(平成30年)までに温室効果ガス削減のための計画を提出し、5年ごとに進捗を点検することなどが主な内容で、2016年(平成28年)11月4日に発効しました。

ヒートアイランド(現象)

都市部にできる局地的な高温域のことで、冷房などの空調、コンクリートやアスファルトによる熱吸収などが原因となって現れます。

ビオトープ

「生物」を意味するバイオ(Bio)と「場所」を意味するトープ(Tope)とを合成したドイツ語で、野生生物が食物連鎖により循環し生息できる空間を意味します。

干潟

海と陸との境界にあつて、潮汐により冠水と干出を繰り返す部分です。泥又は砂でできており、河口部に多く見られ、海と川の両方の影響を受けています。三番瀬は代表的な干潟です。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

浮遊粒子状物質（SPM）のうち、粒径 2.5 マイクロメートル以下の小さなものです。一般にPM_{2.5}と呼ばれており、粒径が小さいことから、肺の奥深くまで入りやすく、様々な健康影響の可能性が懸念されています。

富栄養化

閉鎖性水域において、河川などから窒素、りんなどの栄養塩類が運び込まれて豊富に存在するようになり、生物生産が盛んになることをいいます。

ふなR連携事業者

「ふなR」は船橋の「ふな」と3R（Reduce・Reuse・Recycleの頭文字）の「R」を表しており、ごみの減量及び資源化に取り組んでいる船橋市内の事業者から申請を受けて、市が独自に認定する制度です。

認定項目には、次の4つがあります。

- リデュース・リユースの推進
（レジ袋削減、リユース商品等の取扱いなど）
- 食品ロスの削減
（食べ切り、持ち帰りの実施等）
- 店頭回収（食品トレー、ペットボトル等）
- 模範的な3Rの実践
（事業所内での3R推進、従業員への周知等）

ふなばし3Rすすめ隊

船橋市のごみ減量、資源化のイメージキャラクターです。本編 P88 のふなR連携事業者認定ロゴマークにも使われています。



- リサちゃん
リサイクルをすすめる、緑の妖精をイメージしたキャラクターです。



- リデュくん
リデュースをすすめる、水の妖精をイメージしたキャラクターです。



- リユちゃん
リユースをすすめる、花の妖精をイメージしたキャラクターです。

船橋市廃棄物減量等推進員

「船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例」に基づき、船橋市自治会連合協議会のコミュニティ地区ごとに委嘱され、通称「クリーン船橋 530 推進員」と呼ばれています。

任期はおおむね2年で、ごみの減量や資源物分別回収における指導等の推進運動のほか、ごみの適正な排出指導と集積所の清潔保持の活動、不法投棄防止等の地域環境美化に関する活動に取り組んでいます。

粉じん

物の破碎・選別や堆積に伴って発生し、大気中に飛散する物質です。

閉鎖性水域

地形などにより水の出入りが悪い内湾、内海、湖沼等の水域をいいます。

ホンビノス貝

アサリやハマグリと同様に、海に生息する二枚貝の一種です。北米大陸東海岸原産の外来種で、日本では2000年前後から繁殖し、本市や市川市の沿岸で食用として多く採取されています。

ま

水循環

地表、海面から蒸発した水蒸気が、雨となって、地表におり、一部は地下水となり、一部は表流水となって、川を流れて海に至るといった循環のことです。この循環が自然に行われることにより、人間の水利用が可能になり、水質の浄化、多様な生態系の維持、気候の緩和といった機能が働きます。

水循環基本法

水が人類共通の財産であることを踏まえ、健全な水循環の維持・回復に向けた施策を包括的に推進していくため、国が2014年(平成26年)に定めた法律で、国による水循環基本計画の策定などを規定しています。

緑のカーテン

アサガオ、ヘチマ、ゴーヤなどのつる性植物を窓の外に這わせることで、日差しをやわらげ、室温の上昇を抑えてくれる自然のカーテンのことです。葉の気孔から水分蒸発により、体感温度も下がるといわれています。

緑の基本計画

都市緑地保全法に基づき、緑地の適正な保全・整備や緑化の推進等について、様々な取組を計画的に進めていくために定めた計画です。

緑のネットワーク

河川などの自然の緑や、公園・緑地等の点にする緑の間にある道路・水路等を緑化することによって、昆虫や小動物が行き来できる緑の連続性が確保されている空間です。

や

有害大気汚染物質

継続的に摂取される場合には人の健康を損なう恐れがある物質で、大気汚染の原因となるものです。特に排出又は飛散を早急に抑制すべき物質（指定物質）として、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質が大気汚染防止法で指定されています。

有機塩素系化合物

炭素又は炭化水素に塩素が結合した一連の化合物の総称です。このうちトリクロロエチレン、四塩化炭素などの有機塩素系溶剤は、金属・機械部品の洗浄などに広く使われ、地下水や土壌への環境汚染が問題となっています。

湧水

雨水等が地下に浸透し、低地部などから湧き出た水（清水）のことです。

要請限度

自動車交通騒音・振動の測定結果をもとに、法律により公安委員会等に改善等の措置を要請することができる基準となる数値のことです。

ら

ライフサイクル

製品等に関して、原料の調達から製造・流通・使用・リサイクルを経て、廃棄されるまでの一連の過程のことです。

ライフサイクルアセスメント

製品などがもたらす環境への潜在的な悪影響について、原料の調達から製造・流通・使用・

リサイクルを経て、廃棄されるまでのライフサイクルを通じ、関連する過程を含めて、総合的に推定・評価しようとする手法です。

ラムサール条約

正式には、「特に水鳥の生息地としての国際的に重要な湿地に関する条約」といい、各国が適当な湿地の指定と登録を行い、登録湿地の保全、人為的干渉による変化などの情報の通報、湿地への自然保護区の設定と水鳥の保全などについて協力することを定めています。我が国でも、50か所が登録されています。本市の近くでは谷津干潟があり、三番瀬も登録のための検討が始まっています。

リサイクル

いったん使用され廃物となったものを捨てずに回収して、再び資源として利用することです。ごみ焼却施設から発生する熱を利用した発電など熱エネルギーを回収するサーマルリサイクルと原材料として利用したり、化学的に物質を変化させて再生利用したりするマテリアルリサイクルなどがあります。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生動植物の種をリストアップしその現状をまとめた報告書のことです。名称は、IUCN（国際自然保護連合）が初めて発行したものの表紙に赤い紙が使われていたことによります。我が国では、動物については1991年（平成3年）に環境庁から「日本の絶滅のおそれのある野生生物」が、植物については1989年（平成元年）に（財）日本自然保護協会・世界自然保護基金日本委員会から「我が国における保護上重要な植物種の現状」が作成されています。また、千葉県版レッドデータブックも作成されています。

英字（A～Z）

BEMS

Building Energy Management Systemの略で、事務所ビルなどにおける省エネルギーを目的として、情報技術を活用してエネルギーの使用状況をリアルタイムに表示したり、室内の明るさや温度・湿度などをセンサーで把握したりして、照明の自動調節や空調の最適な運転を行い、建物のエネルギー需要を管理するシステムです。

BOD (生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demand の略で、CODとともに有機物による水質汚濁の程度を示す指標です。有機物などが微生物によって酸化、分解される時に消費する酸素の量を濃度で表した値をいい、数値が大きくなる程汚濁が著しいことを表しています。

CO

→一酸化炭素

COD (化学的酸素要求量)

Chemical Oxygen Demand の略で、BODとともに有機物などによる水質汚濁の程度を示す指標とされており、酸化剤を加えて水中の有機物と反応(酸化)させた時に消費する酸化剤の量に対応する酸素量を濃度で表した値をいいます。

COP

“Conference of the Parties” の略で、条約を批准した多国間において、最高決定機関に位置付けられる国際会議(条約締約国会議)です。1992年(平成4年)の地球サミット(国連環境開発会議)以降、温室効果ガス排出量の削減方策等を協議する気候変動枠組条約締約国会議が毎年開催されているほか、生物多様性条約締約国会議が概ね2年に1回の頻度で開催されています。

ESCO事業

顧客の光熱水費の使用状況分析、改善、設備の導入といった初期投資から設備運用の指導、保守管理までESCO事業者が実施し、これにより顧客側で実現した経費削減の一部を報酬としてESCO事業者が受け取る事業です。

HEMS

Home Energy Management Systemの略で、家庭における省エネルギーを目的として、自動制御でエアコンや冷蔵庫などの家電機器の最適運転を行ったり、エネルギー使用状況をリアルタイムに表示したりして、住宅等で消費するエネルギー需要を管理するシステムです。

IPCC (気候変動に関する政府間パネル)

Intergovernmental Panel on Climate Changeの略で、人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年(昭和63年)に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設置された組織のことで、

ISO14001

企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境活動の改善を実施するしくみが継続的に改善されるシステムを構築するために要求される規格で、ISO(国際標準化機構)が定めた国際標準です。

NOx

→窒素酸化物

PM2.5

→微小粒子状物質

PRTR

「環境汚染物質排出・移動登録」の英語の頭文字をとった略称で、環境汚染の恐れのある化学物質がどのような発生源からどの程度環境中に排出されているか、また、廃棄物になっているのかというデータをまとめたものです。

SDGs

→持続可能な開発目標(SDGs)

SOx

→硫黄酸化物

VOC

→揮発性有機化合物

ZEB・ZEH

ZEBは、Net Zero Energy Buildingの略で、断熱性能や採光性を向上させて、空調や照明等に使うエネルギーを減らす一方で、太陽光発電等でエネルギーをつくり、見かけ上のエネルギー消費量をゼロにした建物のことです。また、同様の考え方を一般住宅に当てはめたものをZEH(Net Zero Energy House)と呼んでいます。

数字(1~9)

3R

「ごみを出さない」(リデュース:Reduce)、「一度使って不要になった製品等を再び使う」(リユース:Reuse)、「ごみを資源として再生利用する」(リサイクル:Recycle)という廃棄物処理や再生利用の優先順位のことを、それぞれの頭文字をとって「3R」と呼んでいます。



「みんなでつくる 恵み豊かで持続可能な都市 ふなばし」をめざして

左上：三番瀬の漁業

右上：セミのぬけがら調査

左下：干潟での環境学習

右下：小松菜収穫体験

第3次船橋市環境基本計画

令和3年3月

発行：船橋市 環境部 環境政策課

〒273-8501 千葉県船橋市湊町二丁目10番25号

TEL：047-436-2450 FAX：047-436-2487

【中面】

R100
古紙パルプ配合率100%再生紙を使用